平 成 29 年

9月熊取町議会定例会会議録

平成29年9月6日開会 平成29年10月4日閉会

熊取町議会

平成29年9月定例会会議録目次

(9月6日)	
出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 平成28年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 平成28年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率について	4
3. 平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率について	4
4. 第123回大阪府原子炉問題審議会の概要について	4
5. 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成28年度事業対象)の結果報告につ	
いて	5
会議録署名議員の指名	10
会期の決定	10
一般質問	11
1. 渡辺豊子議員	11
1)産後ケア事業について	
①すくすくステーションの利用状況について	
②産後2週間サポート事業の活用状況について	
③産後ケア事業の拡充に係る検討状況について	
2) 発達障がいの早期発見について	
①本町の発達障がい児の現況について	
②発達障がい児の早期発見・早期療育への取組みについて	
③本町でのゲイズファインダーの活用について	
3) 就学援助における「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給について	
①本町での入学前支給への取組みについて	
4) 住民サービスの向上について	
①マイナンバーカードの交付状況について	
②本町におけるマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住	
民票の写し等の発行の検討について	
2. 浦川佳浩議員	24
1) 熊取町の地方創生の進捗状況及び今後の取組みについて	
①熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略における平成28年度重要業績評価	
指標(KPI)について	
(1)全体総括について	
(2)熊取町人口ビジョンとの関係について	
②平成29年度の熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略について及び平成31	
年度に向けた方向性や取組みについて	
2) 永楽ダム周辺の自然を活かした収益事業について	
①永楽ダムの現在の使用状況と今後の有効活用について	
②永楽ゆめの森公園の来園者数(平成29年6月~8月)について	
3. 坂上昌史議員	35

	1)	KPI実績値等調査票(ALT・学校図書館司書)について	
		①外国青年英語指導助手招致事業 (ALT)・学校図書館司書に求める効果	
		について	
		②目標設定は適切か	
	2)	熊取町公式 f a c e b o o kページについて	
		①現在の投稿の目的について	
		②期待する効果がでているのか	
		③今後のfacebookページの運用について	
4.	那	B部脩二議員 ······	42
	1)	鳥獣被害の実態について	
		①平成24年度~平成28年度の有害鳥獣別被害件数と総被害金額の推移につい	
		7	
		②有害鳥獣捕獲件数と処分状況の推移について	
		③効果的な被害防止対策と取組み状況について	
	2)	熊取猟友会について	
		①狩猟免許別取得・更新者数及び年齢別人数について	
		②有害鳥獣捕獲活動の取組み状況について	
		③鳥獣別の捕獲手段、方法、処分の違いについて	
		④昨年度の事業奨励金・協力費等について	
5.	文	:野慎治議員	46
	1)	談合問題の「債権回収プロジェクトチーム」の現状について	
		①現在までの開催状況と進捗状況について	
		②恒常的談合を主導した組合幹部2名と2社を、他の債務者より重点を置き、	
		最優先に取組んでいるか	
		③中西前町長の談合事件発覚から裁判中において、積極的になすべきことを	
		行わなかったことに関する法的・道義的責任の有無に係る議論について	
	2)	「広報くまとり」リニューアルについて	
		①現時点での実現へのタイムスケジュールについて	
6.	阪	(ロ 均議員	57
	1)	談合問題について	
		①回収状況について	
		②広報への掲載スケジュールについて	
		③回収率の掲載の仕方について	
		④調査特別委員会 (PT) の進捗状況について	
	2)	太極拳フェスティバルを活性化するために	
		①参加者の推移(過去5年)について	
		②町内での認知度をどう評価しているか	
		③フェスティバル当日の交通機関について	
		④将来のあるべき姿・対策について	
	3)	熊取ロードレースを活性化するために	
		①参加者の推移(過去5年)について	
		②町内での認知度をどう評価しているか	
		③将来のあるべき姿・対策について	

(9月7日)

		69
議事日程		69
一般質問	(続き)	70
1. 重	光俊則議員	70
1)	教育委員会と学校施設の管理について	
	①トイレの洋式化に取り組んでこなかった理由について	
	②今後の洋式化の計画について	
	③老朽化した学校施設の管理について	
	④今後の施設管理の在り方について	
2)	ふるさと応援寄附について	
	①「副町長、教育長、職員からの寄附」の経緯と実績並びに今後の在り方に ついて	
	②ふるさと応援寄附の今後の増加対策について	
	③ふるさと応援寄附金の今後の活用目的について	
3)	熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略について	
	①平成28年度と平成29年度のシティプロモーションの取組みとその評価につ	
	いて	
	②シティプロモーションの今後の取組みについて	
	③平成28年度と平成29年度の熊取ブランドの創出の取組みとその評価につい	
	て	
	④熊取ブランドの創出の今後の取組みについて	
2. 鱧	谷陽子議員	83
1)	介護保険の改正について	
	①高額介護サービス費の負担上限額引き上げによる1割世帯(3年間の時限	
	措置)への影響について	
	②現役世帯並みの所得のある者の人数について	
	③7期計画での自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化点について	
	④共生型サービス創設に係る障がい児のデイサービス利用者数、施設数、指	
	定基準について	
2)	核兵器禁止条約について	
	①核兵器禁止条約の採択に対する町長の考えについて	
提案理由	説明	
議案第	58号 公平委員会委員の選任同意について	91
質	疑	92
採	決	92
提案理由	説明	
議案第	59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	92
質	疑	92
採	決	92
提案理由	説明	
議案第	60号 教育委員会委員の任命同意について	93
	疑	93
採	決	93
提案理由	説明	
議案第	61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例	93

質 疑	94
提案理由説明	
議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例	94
質 疑	98
提案理由説明	
議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例	98
質 疑	98
提案理由説明	
議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について	99
質 疑	99
提案理由説明	
議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	99
質 疑	100
採 決	100
提案理由説明	
議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)	100
and the second s	102
提案理由説明	
議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	102
質 疑	103
提案理由説明	
議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	103
and the same of th	104
提案理由説明	
議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)	104
ere les	105
提案理由説明	
議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第71号	
平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平	
成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号	
平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74	
号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号	
平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 平成	
28年度熊取町水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	105
会派代表質問	
1. 熊愛の会 重光俊則議員	108
2. 新政クラブ 矢野正憲議員	120
(9月8日)	
出席議員	129
議事日程	129
会派代表質問(続き)	
1. 新守クラブ 佐古員規議員	130
2. 熊取公明党 二見裕子議員	
3. 未来 阪口 均議員	153

4. 日本共産党熊取町会議員団 江川慶子議員	165
決算審査特別委員会の設置・委員の選任	175
決算審査特別委員会正副委員長の選任	176
提案理由説明	
請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願	176
請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公	
費による法定繰入を求める請願	177
(10月4日)	
出席議員	179
議事日程	179
委員会報告	
議会運営委員会報告	180
議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例、議案第64号	
町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について、議案第66号 平成29年度熊取	
町一般会計補正予算(第2号)、以上3件一括付議	180
総務文教常任委員会委員長報告	180
質 疑	
採 决	181
議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例、議	
案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第67号 平成29年度熊取	
町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第68号 平成29年度熊取町	
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第69号 平成29年度熊取町介護	
保険特別会計補正予算(第1号)、以上5件一括付議	
事業厚生常任委員会委員長報告	
質 疑	
計 論	
採 决	183
議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第71号	
平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平	
成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号	
平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74	
号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号	
平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号 平成	
28年度熊取町水道事業会計決算認定について、以上7件一括付議	
決算審査特別委員会委員長報告	
質 疑	
討 論	
採 決	192
請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願、	
請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公	
費による法定繰入を求める請願、以上 2 件一括付議 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
事業厚生常任委員会委員長報告	
質 疑	
討 論	194

採 決		195
提案理由説明		197
議案第77号	平成29年度熊取町一般会計補正予算(第3号)	197
, ,,-		
採 決		198
提案理由説明		
議員提出議	案第5号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める	
意見書		198
質 疑		199
採 決		199
議会運営委員会	会委員長の閉会中の継続調査の申し出について	200

9月熊取町議会定例会(第1号)

平成29年9月定例会会議録(第1号)

月 日 平成29年9月6日(水曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

 1番 文野 慎治
 2番 重光 俊則
 3番 浦川 佳浩

 4番 阪口 均
 5番 坂上 昌史
 6番 鱧谷 陽子

 7番 二見 裕子
 8番 渡辺 豊子
 9番 服部 脩二

 10番 矢野 正憲
 11番 佐古 員規
 12番 河合 弘樹

13番 江川 慶子 14番 坂上巳生男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

長 藤原 敏司 副 町 長 中尾 清彦 教 育 長 勘六野朗 企 画 部 長 貝口 良夫 事 企 画 部 理 事 兼 画 理 企 部 明松 大介 東野 秀毅 シティプロモーション推進課長 財 政 課 長 兼 部 北川 裕一 務 部 長 和仁 企 画 理 事 総 南 総 務 部 理 事 林 利秀 総 務 部 理 事 塩谷 義和 総 務 部 玾 事 阪上 章 住 民 部 長 藤原 伸彦 兼契約検査課長 住民部統括理事 住 民 部 理 事 田中 耕二 吉田 潔 健康福祉部長 小山 高宏 健康福祉部理事 山本 浩義 健康福祉部理事 山本 雅隆 健康福祉部理事 木村 直義 都市整備部長 泉谷 徹 都市整備部理事 阪上 敦司 都市整備部理事 会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり 大西 宏 上下水道部長 山戸 寛 上下水道部理事 永橋 広幸 教育委員会事務局 教 育 次 阪上 清隆 吉田 茂昭 長 括 統 理 教育委員会事務局理事 林 栄津子 教育委員会事務局理事 亀坂 典夫 本議会の職員は、次のとおりであります。 議会事務局長 北川 雄彦 藤原 孝二 記

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会期の決定

一般質問

議案第58号 公平委員会委員の選任同意について

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第60号 教育委員会委員の任命同意について

議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について

議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)

議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定について

請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願

請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定 繰入を求める請願

議長(坂上巳生男君)皆さん、おはようございます。平成29年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、 一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、平成28年度における行財政運営の成果についてご審議をいただく重要な会議でございまして、町長から平成28年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。

本町の行財政運営は非常に厳しい環境下にありますが、議会といたしましては、住民福祉の向上 に努めるために、十分に審議を尽くしたいと思います。

あわせまして、円滑な議事運営が図れますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

(「10時01分」開会)

議長(坂上巳生男君)日程に入る前に、諸般の報告を行います。北川議会事務局長。 議会事務局長(北川雄彦君)それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、平成29年6月熊取町議会定例会に報告をいたしました以降、6月19日、7月18日及び8月30日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、関係諸表と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、平成29年7月31日現在における各会計ごとの現金預金残高を申し上げます。

般 会 計 10億1,126万4,260円 下水道事業特別会計 4,657万7,845円 国民健康保険事業特別会計 1億3,344万6,494円 6,384万3,501円 介護保険特別会計 墓地事業特別会計 967万8,570円 後期高齢者医療特別会計 2,358万9,516円 水 道 事 業 会 計 5億8,486万7,183円 歳入歳出外現金 2,504万2,374円 となっております。

以上で報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めております。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君)おはようございます。議長のお許しを賜りましたので、平成29年9月熊取町議会定 例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新学期が始まりまして、日焼けした子どもたちが元気に行き来するようになり、また朝夕、日ごとに涼しく、日増しに秋の近づきを感じるころとなってまいりました。

さて、議員の皆様方におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中にご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げております議案でございますが、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任同意、教育委員会委員の任命同意、条例制定につきましては福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例、一部改正条例につきましてはくまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例ほか1件、契約の締結につきましては町立小・中学校の校務用パソコン等の購入並びに平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

また、補正予算につきましては平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)ほか3件、決算認定につきましては平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか6件をそれぞれご提案申し上げております。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご同意、ご可決、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

議長(坂上巳生男君)次に、行政報告を行います。

初めに、報告第1号 平成28年度熊取町財政健全化判断比率について報告願います。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、行政報告をさせていただきます。

議案書の中ほど、黄色の分界紙の次からの行政報告のうち、報告第1号 財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の 規定により、平成28年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでござ います。

各比率につきましては、下表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字が発生しておりませんので該当数値がなく、バーで表示させていただいております。早期健全化基準はそれぞれ13.75%、18.75%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%となってございます。

次に、実質公債費比率につきましては7.4%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となってございます。

次に、将来負担比率につきましては1.3%で、これに対する早期健全化基準が350.0%となってございます。

裏面をごらんください。

これらの財政健全化判断比率につきましての監査委員による審査意見でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、審査に付された当該比率とその算定基礎となる事項 については適正であり、また、是正改善を要する事項につきましても特に指摘事項はないというこ とでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましての報告を終わらせていただきます。

- 議長(坂上巳生男君)次に、報告第2号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率について報告願います。永橋上下水道部理事。
- 上下水道部理事(永橋広幸君) それでは、報告第2号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計資金不足 比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度熊取町下水道 事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて下記のとおり報告するものでございます。

平成28年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次のページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個 別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数字がない。3つ目に 是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率についてのご説明を終わります。

- 議長(坂上巳生男君)次に、報告第3号 平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率について報告願います。山戸上下水道部長。
- 上下水道部長(山戸 寛君)続きまして、報告第3号 平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率に ついてご説明申し上げます。

水道事業資金不足比率につきましても、先ほどの下水道事業と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて下記のとおり報告するものでございます。

平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示してございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個 別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目に 是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないというご意見でございました。

以上で、報告第3号 平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてのご説明を終わります。

- 議長(坂上巳生男君)次に、報告第4号 第123回大阪府原子炉問題審議会の概要について報告願います。吉田住民部統括理事。
- 住民部統括理事(吉田 潔君)第123回大阪府原子炉問題審議会の概要につきまして、当日の資料をも とに説明いたしますので、報告第4号をごらんください。

同審議会は、平成29年8月29日、大阪府庁において開催されました。本町から当審議会委員として坂上議長、矢野原子力問題調査特別委員会委員長、岸本熊取町原子力問題対策協議会委員長及び藤原町長の4名が出席し、当日の議題は4件でありました。

まず、議題1の役員の選任についての審議は、不在となっている副会長について、大阪府議会議員の前田洋輔氏が全会一致で承認し、選任されました。

続きまして、議題2は京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)で使用する燃料変更に伴う原子

炉設置変更承認申請への審議です。

KUCAで使用する高濃縮ウラン燃料は、昨年開催された核セキュリティ・サミットでアメリカ へ撤去し燃料を低濃縮化する日米合意が行われたと昨年の審議会で報告があったものですが、その 後の状況として、撤去については早くて平成32年度以降になる見込みとの報告がありました。一方、 燃料の低濃縮化につきましては、最低でも4年程度の期間を要する見込みとの報告がありました。

こうした中、平成32年度以降にKUCAで使用する燃料を低濃縮ウラン燃料に変更するため、今年度より原子炉等規制法上の原子炉設置変更承認申請手続を開始したく、原子炉設置変更承認申請についてご了承いただくようお願いしたい。なお、燃料の構造は全く同じで、現在の設備で安全上問題なく運転できることから、KUCA原子炉本体の工事を行う必要はないとのことでございました。これに対して特に質問もなく、了承されました。

続きまして、議題3として京都大学原子炉実験所の安全性等についての報告がありました。 1点目は、原子炉施設の運転再開等についてです。

まず、平成26年5月26日から運転を停止しておりましたKURにつきましては、審議会当日の8月29日に再開されました。今後は、BNCTによる医療照射は週1回の実施を予定しているとのことでした。また、KUCAは既に6月21日に運転が開始され、これまで約4,000名以上の国内・国外の学生を対象とした実験教育の実績がありますが、今年度も8月から9月にかけて全国12大学の学生約150名の実験教育を実施するとのことでした。

2点目は、他の事業所で発生した作業員の被曝事故に対して、実験所では法令遵守の上、安全に 行っている旨の説明を熊取町のほか関係各所に行うとともに、燃料の保管状況の自主調査を行い、 特に問題がないことを確認したとの報告がありました。

また、追加報告のため記載はしておりませんが、8月25日に発生したKUCAの排気口に設置されているダストモニタのろ紙の定期交換にふぐあいがあったことの報告がございました。これは、既に議員の皆様には報告させていただいておりますが、排気口から放出される空気中の放射性ダスト濃度を測定するため、ろ紙を定期的に交換する必要がありますが、正しく作動しておらず、空気中の放射性ダスト濃度が測定されていないと考えられるというものでした。

ただ、安全性につきましては、KUCAはもともと熱出力が小さく、運転再開以後、放射線物質が異常に発生するような事象が発生していないこと、また炉や燃料室にもダストモニタを設置しており、いずれも数値に異常がないことから、排気口から放出される空気中の放射性ダスト濃度に異常はなかったと推定されるというもので、保安規程にのっとり適切に対応していきたいという報告でございました。これに対しまして審議会委員からは、チェック体制の徹底と関係先への早急な情報提供の意見・要望がございました。

最後に、議題4として京都大学原子炉実験所の定例報告がありました。

毎回定例として報告されているもので、今回は平成28年6月から平成29年5月までの運転状況、 平成29年度の共同研究の採択状況と、平成28年4月から平成29年3月までの環境放射能測定報告が されました。環境放射能測定報告では、住民の健康に影響を与える結果は見られなかったとの説明 でございました。

以上で、第123回大阪府原子炉問題審議会の概要についての説明を終わります。

議長(坂上巳生男君)次に、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成28年度事業対象)の結果報告について報告願います。阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) それでは、報告第5号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成28年度事業対象)の結果報告について説明いたします。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するもので、同法律同条第2項において、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関する学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとの規定に

より、評価委員2名の方の意見をお聞きして作成したものでございます。

点検及び評価の対象としましたのは、平成28年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。点検及び評価の項目の設定につきましては、教育委員会、教育委員、学校教育、社会教育の4つの大項目に分類し、さらに総括目標として、教育委員会及び教育委員には各1項目、学校教育には11項目、社会教育には9項目を設定いたしました。詳細につきましては次ページからの点検評価報告書のとおりでございまして、3ページをごらんいただきますと、設定いたしました項目ごとの総括目標に対する自己評価と今後の課題、方向性を記載してございます。

4ページをごらんいただきますと、総括目標を達成するための取り組みごとに具体的な取り組み 状況を記載し、自己評価としての取り組みによる成果を、さらに課題とその解決に向けた今後の方 向性を記載しております。以降同様に、各項目ごとに点検評価を行っております。

個々の説明につきましては時間の都合上割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

点検評価の結果につきましては、今後検討すべき課題もあるものの、全体的にはおおむね良好に 執行できたものと考えております。

平成28年度におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受けまして、 平成27年4月から教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表となる新教育長と4人の 教育委員から成る新たな組織及び町長と教育委員会で構成される総合教育会議が設置されるなど、 教育委員活動に大きな変革があって2年目を迎えての活動となったところでございます。

点検・評価報告書の91、92ページをごらんください。

この点検評価を行うに当たりまして、お二人の評価委員の方よりご意見を頂戴しております。大阪体育大学教育学部の吉美 学先生と熊取町スポーツ推進委員協議会の野口博美会長により、2回にわたる評価委員会の後、意見書に記載のとおり、確実・着実・誠実に、現状と課題を見据えた取り組みを行っていること、現状にとどまることなく、課題解決のための新たな取り組みも進めていることを評価いただきました。なお、引き続き取り組むに当たっては、記載のとおりの8項目のご意見、ご指摘をいただいたところでございます。いただいたご意見等につきましては、今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましてはご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価(平成28年度事業対象)の結果報告についての説明を終わります。

- 議長(坂上巳生男君) ただいまの行政報告5件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。 電光議員。
- 2番(重光俊則君)教育委員会の報告について2、3ご質問いたします。

教育委員会で学校教育等いろいろなテーマについて熱心に取り組んでおられるというのはよくわかります。その中で3点お聞きしたいと思います。

1つ目は、23ページ、確かな学力の育成ということがあります。この中で、課題として、引き続きアクティブスクール校の取り組みを他の小・中学校に広げながら、全ての子どもの学力保障に努める必要があるということが書かれておりますけれども、最近行われた全国統一の試験の結果、大阪府は非常に低い結果になったと思うんですが、熊取町の結果のレベルはどうだったのかということと、確かな学力の育成ということの連携についてどう考えているか、お聞かせください。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)それでは、今ご質問ございました全国学力・学習状況調査の 結果、大まかなところではございますが、お伝えさせていただきます。

まず、小学校、中学校とも府の平均よりも高い結果であったという状況でございます。ただし、小学校につきましては全国よりもやや下、それから中学校につきましては全国よりも上というふうなことで、ただ、教育委員会では細かな数値はお出しさせていただいておりませんので、上下とい

うふうな表現でご容赦願いたいと思っております。

それから、アクティブスクール校と申しますのは大阪府の事業でございまして、子どもたちへの確かな学力をつけるための授業の方法であるとか取り組み等について、率先して研究をしている学校であるというふうなことでございます。ですから、小学校では中央小、中学校では南中学校ということで、この2校を中心に、当然ながら2校だけではなくて全ての学校で取り組みを進めていきたいということもございますので、この2校が中心となりながら研究授業をするであるとか、あるいは指導主事が中心となり、この2校で取り組んでいることを発信するであるとかという形で、町内全体の子どもたちの確かな学力をつけるための取り組みを進めさせていただいているといったような内容でございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) 先ほどの全国統一の試験結果ですけれども、府の平均よりよいということですが、 大阪府自体が全国で非常に悪い状況にあるとお聞きしているんです。全国レベルから見てどうなの かということも教えていただけますか。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)まず1点、細かな分析につきましては今現在行っていっているところということでございます。

それともう一つは、新聞等にもございましたが、全国的に見て従来よりも都道府県それぞれの差というのが非常に縮まってきているという状況がございます。ですから、非常に狭い範囲に全ての都道府県が入っているという状況ですので、上と下の違いがかなり狭まってきているというのがまず一つでございます。そのような中で熊取町は、申し上げましたように、全国よりもやや小学校が下にあり、中学校は全国よりも全体的に上の状況であるというふうにご理解いただければと思ってございます。

だから、ほぼ全国とそんなに差異はないというふうなこと、若干大阪につきましては下のほうだと。ただ、下といいましても、その間隔というのは非常に狭くなっているというふうにご理解いただければありがたいかなと思っています。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)各教科の点数等を見ると、非常に接近しているというのはよく理解しております。 その中で、教育のまちというのを打ち出している熊取町として、点数が高い低いも一つの評価指数 になって出てきますけれども、やはり子どもたちの学力がしっかりついてきているというところを もうちょっと P R するというか、そこの目標をもうちょっと出すべきじゃないかというのを要望し ておきたいと思います。

アクティブスクールというのがどの項目でどういう程度あるかわかりませんけれども、小学校で5つあり、中学校で3つあります。それぞれ特徴があって、それを強化すべきところもあると思うんですよ。そういう具体的な取り組みを、もっと確かな学力の育成ということで、現状で平均程度やからええわというのがいつも聞かれるんですけれども、やはりその辺は目標をしっかり持ってやっていただきたいと思います。これは要望にしておきます。

それから、53ページのトイレの洋式化のことです。小・中学校トイレ洋式化工事を行うための国の補助メニューを精査し、積極的な活用に取り組んでいくということがありますが、これは28年度どのような取り組みをされて、どういう方向性が見えたのか、あるいは29年度どのような活動をされているか、その辺をお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)28年度については、特に予算化等はご存じのようにしておりませんが、その前 段階として、これは一般会派質問も出ておりますので、そこで詳しくは答弁させていただきますが、 こういった形の分でどれぐらいの予算が必要かということと、それから全体的に、新聞にはさきに 載りましたが、大阪府内では一番低いということと、その辺の整備、今後予算化するに当たっての 分についてのそういった調査については平成27年度に本格的に行いました。それの時点修正等の準 備というようなことにとどまったということでございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)この件につきましても、補助金があれば実施するというような姿勢があったわけで、 それから27年度の成果報告でも、トイレの洋式化については検討していくというのが結果報告とし てあるんです。28年度も同じ。やはり29年度になって、この件について積極的に取り組んで、国の 補助があるないというのはもう明確に見えてきているんじゃないかと思うんです。その辺で熊取町 がどういう予算取りをして実施していくかというのは、これは予算がないとできないという考え方 はまだあるのか、国の補助がとれなければ洋式化工事は行わないという考え方がまだあるのか、そ れとも国の補助金が取れなくても近年にトイレの洋式化に取り組むのか、その辺の考え方は今どう なっていますか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)質問の答弁の中でも詳しく説明させていただきますが、今回の分については、 ご存じのように中学校3年生のエアコン設置、それから今年度につきましては1年生のエアコン設 置、それにつきまして、来年度は続きまして小学校のエアコンということで、国の交付金の申請は しております。

その中に、一番古い老朽化しているトイレということで、中央小学校の分についても交付申請の中には含めております。ただ、交付金のつき方によって、全て中央小のトイレもつけばいいんですが、エアコンを優先したいと思っておりますので、交付金のつき方によって先にエアコンの設置を優先して、続いてトイレの洋式化ということです。

ただ、交付金がつかないとしないかということにつきましては、今のところは交付金が1年、2 年待てばつくという状況の中で、もう単費でもやるというところまでに固まった方針ということは 今のところ、ないという状況でございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)本件につきましてはまた質問の中で改めてさせていただきたいと思いますけれども、 次は62ページです。

62ページには、図書館事業のことなんですが、図書館事業の書籍の利用者数が減少してきているということと、実際に図書館を利用した人の数は今から来館者をカウントできるようにするということをお聞きしているんですが、まだ正確な数はできていないと思います。やっぱり気になるのは貸し出し点数の推移ということで貸出数が減ってきているということで、図書館の利用者数も減っているかどうかということと、それから、それに加えて図書館司書というのが小・中学校も充実されたわけですけれども、図書館司書を設置したことが熊取町の図書館利用、図書館事業に大きな成果を上げているのかどうかというのが全く見えないんですよ。だから、図書館司書を各校に配置するということが大きな目的だったような感じがしてならないわけです。

図書館の利用、それから書籍の利用者がふえてくることに向けて図書館司書はどういうことをしているのかというようなところの観点が見えてきていないんですよ。やはり、図書館司書を配置して小・中学校の子どもたちの書籍の利用者数が大幅にふえてきたとか上昇傾向にあるとか、そういうものがないといけないし、それからもう一つは、図書館の利用者をどうやって上げていくかというところが見えてこないんですよ。今のままでまあまあええやないかというようなところがあって、図書館というのは情報の発信源として大きな施設になるわけですが、その辺が見えてこないんです。だから、一つは図書館と小・中学校の図書館への司書の配置の成果といいますか、その辺はどうなんですか。まだ数カ月しかたっていませんけれども、子どもたちにそういう小・中学校において効果が出ているとか、そういうものがあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)まず、学校図書館司書と公立の図書館との関連性ということで、あくまで学校に配置しております学校図書館司書というのは、各学校の図書館整備を中心にしていただいている。子どもたちが図書館を利用しやすいような環境づくり、例えばこんな新しい本がありますよであるとか、こんな本が今、内容はこんなので楽しいですよというようなことを子どもたちが図書館へ来てすぐにわかる、あるいはわくわくできるような図書館の飾りつけ等をしてもらっているというのが学校図書館司書。また、小学校においては司書さんが授業に入り込んで本の読み聞かせ等をしていただいているのが、学校図書館司書の役割だと思っています。

それとあと、町の図書館とのかかわりに関してなんですけれども、これは学校の図書館司書、学校と町立の図書館が非常に緊密な連携をしておりまして、例えば学校で調べ学習をしたいといったときにはどんな本が必要かということを調べ、またあるいは学校の図書館司書が町の図書館と連絡し、町にある本で必要なものをこちらへ届けていただくといったような連携を図りながら取り組みをしているということですので、基本的に学校図書館司書の配置によって町立図書館の利用者数がふえるふえないというようなところに関しては、ちょっとこちらとしては把握できていないというか、難しい部分なのかなと。原則、学校の図書館をどう充実させ、子どもたちとどうかかわっていくかというのがまず1点、学校図書館司書の役割であるというふうに考えておりますので、ご理解いただければありがたいかなというふうに思ってございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)小学校であっても図書館であっても、図書館司書という人が実際どういうことを目指してやっていくのかというのはどの施設であっても同じだと思うんです。それと、図書館の利用自体を本当に小・中学生がやっているかというと、僕はほとんどないんじゃないかなと思うんですよ。

私たちが視察に行った岡崎市だったかと思うんですが、キッズデーとかいうのがあってキッズルームというのがあるわけです。キッズデーというのがあって、子どもたち自身が図書館の中に入り込んで有効に利用できる。もちろん、熊取町にも子どもたちが入り込めるスペースがあって、その中で図書館を利用するようになっていますけれども、やはり小学生、中学生が熊取町の図書館も利用するようなことも考えていく必要があるんじゃないかなという気がするんですよ。

僕自身は、図書館自身が、そこに行けば本があるよというのはわかっていますけれども、本当に本に向かって興味を持っていくかどうかというのは、学校の先生もそうですが、図書館司書が本当に機能していればもっとそういう違った活動をするんじゃないかと思うんです。そういう意味で図書館司書というのは、蔵書についての知識が非常にたくさんある方で、自身の管理とか運営とか非常にすぐれている知能を持ってはる、才能を持たれていると思うんですが、実際に利用する側に利用者の意欲を持ち出させるというようなところも、図書館司書の方に僕はあってほしいんじゃないかなと思うんです。蔵書の管理とかそういう一般的な管理自体は非常にすぐれた才能があると思うんですが、そういう子どもたちに、特に小・中学生に図書に対する興味を持たせるようなところについて、そういうテーマ、課題というのは図書館司書にあるんでしょうか、与えられているんでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)熊取図書館の図書館司書の業務の一つとしまして、もちろん小学生に対しては小学生向けの例えば新規に入った本のご案内をさせていただいたりとか、熊取図書館の利用の仕方はこういうふうにするんですよというようなご案内をさせていただいたりとか、中学生も同様にそういったことをさせていただいております。

これまでも、確かに貸し出し冊数は年々ちょっと減少の傾向になっているというのはもちろんつかんでおるところなんですけれども、各年代ともご利用いただいておりますので、小・中学生が利用したことがないというようなことは全くございませんので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) それと、大阪観光大学にも図書館としてかなり蔵書がたくさんあって、大阪観光大学として立派な図書館を持っているというのがホームページに出ているわけですけれども、熊取町図書館と大阪観光大学図書館との連携とか、そういった事業というのはあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)町内の大学の図書館、それぞれ専門の図書をたくさんお持ちでございますので、そちらの図書が必要な方もいらっしゃいます。ですので、図書館ではそういった連携は十分とっておりまして、もし必要であれば熊取図書館を通じて本はお借りすることができます。以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) そういうところで、例えば各大学の蔵書とかリストとか、そういうものは熊取図書館に聞けばわかるという状況にあるんですか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) リストとして全ていただいてはいないかもわかりません。ネット で調べられるものは調べさせてはいただくんですけれども、その辺は個別のご要望に応じましてき っちりと対応させていただきます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)要望としまして、やはり図書館の利用者そのものをふやしていくということに全力を上げていただきたいと思いますので、これを強く要望しておきます。

議長(坂上巳生男君)ほかに質疑はありませんか。阪口議員。

4番(阪口 均君)84ページから用語集というのをつけてもらっていまして、非常にわかりやすいんですけれども、本文の中に、用語集に出てくるところに、例えば運であったりとか米印であったりとかいうふうなものがあれば余計もっとわかりやすく読めるんです。そこら辺は改善してもらえますか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)次年度からはこういう形で作成させていただきます。

議長(坂上巳生男君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、行政報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席11番 佐古議員、議席12番 河合議員、以上2名の方を指名いたします。よろしくお願いします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会委員長の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君)それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る8月31日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月6日から10月4日までの29日間といたします。

次に、本会議の日程でありますが、本日9月6日、7日、8日、12日及び10月4日の5日間といたします。

次に、委員会の開催についてでありますが、総務文教常任委員会を9月15日に、事業厚生常任委員会を9月13日に開催していただきます。

また、平成28年度各会計決算の審査につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月21日、 22日、26日及び27日に本特別委員会を開催していただきます。

次に、第2回目の議会運営委員会を9月13日に、議員全員協議会を9月15日にそれぞれ開催いた します。

次に、議事日程についてでありますが、議案書に記載の議事日程表のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第58号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第60号 教育委員会委員 の任命同意についての件及び日程第11 議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の4件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月6日から10月4日までの29日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月6日から10月4日までの29日間と決 定いたしました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)トップバッターを務めさせていただきます。久しぶりのトップバッターでございますので少々緊張しておりますが、お手やわらかにどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1項目めは産後ケア事業についてでございます。

厚生労働省は、先日、2015年度に虐待で死亡したと確認された18歳未満の子どもの人数を発表いたしました。その人数は84人で、前年度より13人ふえています。その内訳は、心中が32人、心中以外が52人、心中以外の虐待死を年齢で見ると0歳が30人、3歳が5人、1歳が4人、2歳が3人、加害者別では実母が26人、実父が12人、実母と実父が5人、実母のうち予期せぬ妊娠で妊婦健診を未受診だった人が17人いたとし、実母の6割が鬱状態で、その2割は産後鬱と診断されていたそうであります。

虐待原因等を分析した厚生労働省専門委員会は、市町村や医療機関、要保護児童対策地域協議会等との情報共有や連携の強化など、妊娠期から切れ目のない支援体制を強化すべきだと提言したようでございます。

本町では、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援として子育て世代包括支援センター、通称すくすくステーションを昨年8月より設置していただいております。その利用状況についてお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)それでは、すくすくステーションの利用状況につきましてご答弁申し上 げます。

すくすくステーションは、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援をより一層充実

させるため、母子の健康の保持増進と虐待の早期発見などを目的に、子育て世代包括支援センターとして昨年8月より子育て支援課母子保健グループに設置し、妊娠届け出時に保健師が全ての妊婦と面接を行うとともに、すくすく応援サポートプラン、いわゆる支援計画を作成しており、平成28年度におきましては203人のプランの作成を行っております。

また、支援が必要と認められる妊婦につきましては、地区担当保健師が訪問や面接、電話相談を行ったり、必要に応じて医療機関と連携するなどの支援を実施し、さらには妊娠中期ごろの妊婦全員に対しましては、保健師が電話や手紙により妊婦の状況について丁寧な把握に努めております。

このような取り組みにより、平成28年度におきましては妊婦等からの相談に対し総数で1,924件に及ぶ家庭訪問などの相談対応を実施しており、あわせて早期の支援に努めているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) ありがとうございます。府内の中でも早くにサポート体制といいますか、すくすく ステーション、包括支援センターを立ち上げていただいたこと、本当にありがたく思っております。 その中で今すくすく応援サポートプランを作成しているというところで、全妊婦さんに作成して いるというところでございますか。もう一度確認させてください。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)サポートプランなんですが、いわゆる妊婦の支援計画でございます。これは地区担当保健師もしくは保健師が全ての妊婦さんに対して作成しているというところで、内容につきましては、議員ご存じだと思うんですけれども、妊娠、出産、子育てのスケジュールでありますとか必要なサービス、必要に応じてプランの見直し時期などを記載いたしまして、保健師と妊婦で情報を共有しているというふうな状況でございます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) わかりました。一人一人にそういった保健師が対応していっていただくこと、本当 に妊婦にとっては安心かなというふうに思います。

その中で、今、保健師をそれぞれ地区に分けているということですが、何人スタッフはいらっしゃるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)正職員の保健師でございますけれども、グループ長以下で3名でございます。あと、嘱託の保健師といたしまして現在3名おります。ただ、その3名の中でも勤務形態がさまざまでございまして、1名は週4日の勤務になってございます。3名のうちもう一名は週3日の勤務、もう一名はほぼスポット的な形での保健師になっておりまして、いろんな健診の業務でありますとかそういったところに大体週1日程度で入っていいただいているといったような体制でございます。

グループ長も含め、現在基本的には5名で、重複する地区もあるんですけれども、地区を担当しているといったような状況でございます。

議長(坂上巴生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) わかりました。5名の方が担当していただき1,924件ですか、そういった件数を相 談対応していただいているということ、本当にありがたく思います。しっかりと妊婦の心の支えに なっていただきますよう、またお願いしておきたいと思います。

その中でちょっと大変なところには直接訪問されている。そんな直接訪問された中でずっとフォローもされているかと思うんですが、主に一番、対応の中で大変な相談とかいうのはございますでしょうか。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)大変といいますと、いろいろフォローのランクというんですか、段階が

ございます。その中でも一番は、やっぱり特定妊婦と言われている方へのフォローでございます。 そこが一番重要かなと。議員が先ほど申されましたように、やはり乳幼児期の場合、虐待予防という点での早期発見、そういったことも含めまして、基本的には望まない妊娠の方でありますとか若年、いわゆる18歳未満での妊婦であるとか、その中には、あとはお母さんが虐待で来はるという方も中にはいらっしゃいます。そういった方を基本的には一番重要に、中心にフォローしていく必要があるというところはございます。

それと、後ほどの答弁となるんですけれども、あとはお母さんのメンタル面がちょっと不安定な 方、当然そういった方へも支援は行っているというところでございます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)わかりました。本当に一番メンタル面の支援というのが大切かと思います。

引き続きまして、2つ目ですが、産後2週間ごろの産婦に対する心身のケアや乳児の発育状況の確認などを行う、産んだ後ですが、産後2週間サポート事業を昨年4月より実施していただいております。実施状況についてお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) それでは、産後2週間サポート事業の活用状況につきましてご答弁申し上げます。

産後2週間サポート事業につきましては、産後2週間前後の育児不安の高まりやすい時期に、医療機関において産婦の心身の状況確認や乳児の発育状況の確認を行うもので、本町以南の3市3町で昨年4月より実施しているところでございます。平成28年度の利用実績でございますが、238件、率にして74.3%となっております。

また、産後2週間サポート事業を利用された方のうち、すくすくステーションにおける取り組みにより、特定妊婦や要フォロー妊婦として既に34名の方を把握、支援しており、医療機関からの連絡により新たに支援が必要と認められた方が1名おられ、保健師による支援を行ったところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)ありがとうございます。産後2週間サポート事業も本当に府内では先進的な事例ということで、3市3町で広域で産科病院に協力していただいて実施していただいているということ、これも本当に感謝するものでございます。

その中で、今ご報告ありましたが、受診者の中の74.3%というそういった実施実績ということですが、ということは産後2週間サポートを受けていない妊婦がいらっしゃるというところです。その辺の対象でありながら受けていない妊婦というのは、その理由、状況というものは把握していらっしゃるでしょうか。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)議員今おっしゃいましたように、この事業につきましては3市3町で先駆的に取り組んだということもございまして、基本的には泉佐野泉南医師会との契約ということで実施してございます。そういう関係もございまして、例えば里帰りの出産でありますとかになってくると、どうしてもそこでの産院で受診した場合、産後2週間、そういった事業をやっていないといったようなケースもございます。里帰り出産であっても事業を実施していただければ後は償還払いということで、後からお支払いさせていただくんですけれども、産科自体がやっていないといったような状況もございます。

今、詳細につきましては、これは大阪府の事業、具体的には泉佐野保健所になるんですけれども、3市3町で事業評価を現在実施しておりまして、今月、9月にデータの最終集計を行ってございます。そのもととなるデータには乳幼児の訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業、そのときに助産師にアンケート調査をお願いしてございます。その中に、なぜ利用しなかったのかとかいった項目

を設けてございます。そういったところを現在分析、集計中でございまして、秋ごろをめどにそういった内容につきまして報告を受けるといったようなスケジュールで組んでございます。ですので、その辺を今後はちょっと研究していきたいなと思っているところでございます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) わかりました。実際に受けていない、受診されていない方、里帰り出産等もあるというご回答だったんですが、そういうことも含めまして、受けられない状態なのかというところの実態調査というものをまたしっかり、先ほども事業評価というんですか、そういうものをするというふうにご答弁ありましたが、していただきたいと思います。

3月の予算の会派質問のときにも事業評価、3市3町も同じような状況ですよというご答弁があったかなと思うんですけれども、本町だけが74.3%という状況なのかということも踏まえまして事業評価というものをしていただき、また秋ごろ、わかりましたら教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

2週間サポート、ちょうど私のめいっ子は岸和田にいてるんですが、熊取町はそういうのをやってくれていいなとすごくうらやましがっておられました。本当にありがたい事業をやっていただいてと思っております。

次、3点目です。一番これは聞きたいところなんですが、ずっと継続になっている分なんですけれども、本年3月議会の会派質問でも質問させていただきましたが、産後鬱や児童虐待から母子の命を守るために、さらなる心身のケアとして産院等への宿泊や日帰りによる産後ケア事業の拡充について、検討状況についてお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)それでは、産後ケア事業の拡充についての検討状況につきましてご答弁 申し上げます。

産後2週間サポート事業に係る国庫補助制度が改正され、新たに産婦健康診査事業として位置づけられており、当該事業の国庫補助制度を活用するためには産後ケア事業の実施が前提条件となっております。したがいまして、現在実施しております産後2週間サポート事業の事業継続を前提に、国庫補助制度を活用すべく、産後ケア事業の実施につきまして、3市3町の母子保健分野の担当者会議において協議、調整を重ねている状況でございます。

この会議では、関係する医療機関とも意見交換し、産院への宿泊や日帰りによる実施など、引き続き3市3町で協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)わかりました。産婦健康診査を受けるための条件として産後ケア事業が必要やというところで、国の母子保健衛生費補助金というものが充当されますので、またそのお金だけではなくて、やっぱり必要な施策ですので、本当にほかのところの、一般のNPOさんが調査したデータなんですが、新聞に載っていたんですけれども、産後の鬱というのが本当に大変なあれで、産婦、母親を孤立させないというのが産後ケア事業の大きな目的でありまして、孤立することによって、出産した後、病院から家に帰って一人になったとき、赤ちゃんと接するのは自分だけで、そして授乳についてもそうですし、本当に全てにおいて自分しか赤ちゃんに対応できないというところで鬱になってしまうと。その中で、聞く人もいてない、頼りになる人もいてない、頼りにできる人もいないというところで、本当に鬱の状態、涙がとまらない、夜眠れない、また話したいのに言葉が出なくなると、そういう状態になるということを言われております。そうなったときに虐待という方向になってもいけないので、お母さんを孤立させないためにも宿泊やそういった日帰りでの心のケアの体制がぜひとも必要であると思っております。お願いしたいと思います。

その分につきまして、先ほども宿泊、日帰り、そして助産師による自宅訪問、これも産後ケアの 一つの事業になっておりますので、そういうことも含めてまだ検討されているというところなんで すね。3月議会でも検討をしているということだったと思うんですが、少しは進んでいるんでしょうか、その検討状況は。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)3月議会のときには、当然、医療機関との調整が、ここが受け皿がない と日帰り、宿泊によるケアにつきましては実施できないということで、その辺はまだ医療機関と具 体的な話はできていなかったと。

今回ご答弁申し上げましたように、医療機関とも意見交換し、一定の受け皿というんですか、そういったところは確保できる見込みが、詳細のところはまだちょっと申し上げられなくて、具体的なところは申し上げられないんですけれども、一定、医療機関との調整もめどがつきそうかなというところでの協議で最終、今協議、検討を行っているという状況で、ご理解いただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 受け皿体制が整ってきたということは本当にわかりました。理解させていただきましたので、ぜひともまたしっかりと詰めていただきまして、堺市とかは1泊については5,600円ですか、そういった形で対応しております。本当に妊婦に負担をかけないように、またそういった費用面もあるかと思いますが、しっかり検討していただきまして、前向きにぜひとも産婦健康診査を実施できますようによろしくお願いしたいと思います。

もう一度、決意のほどをよろしくお願いします。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) 先ほどご答弁申し上げましたように、産後2週間サポート事業が昨年4 月に始まって、国の制度も変わって産婦健康診査事業に移行されたと。そういった中で、我々とい たしましても事業継続というのを前提に産院とも協議を行ってございますので、その辺はご理解い ただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)わかりました。よろしくお願いしておきます。

では、2項目めにいきます。

2項目めは、発達障がいの早期発見についてお伺いいたします。

発達障害者支援法が平成16年12月に公布され、17年4月1日に施行されてから、発達障がい者に対する支援は着実に進展し、発達障がいに対する国民の理解も広がってきております。

発達障がいとは、自閉症やアスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)等の脳機能の障がいをいいます。こういった発達障がいは通常、低年齢にあらわれることが多いとされております。また、発達障がい者とは、発達障がいを有するために、社会的障壁により日常生活または社会生活に制限を受けている人のことをいいます。発達障がい者のうち、18歳未満の人は発達障がい児とされております。

平成24年度文部科学省調査によりますと、小・中学校の通常の学級において学習面または行動面において著しい困難を示す児童・生徒の割合は約6.5%とされております。自閉症や学習障害、ADHD等で苦しむ子どもたちとその親たちは、見た目には障がいがあるように見えないので、親のしつけがなっていないと周りに非難されたり子ども同士でいじめに遭ったりと、日々の暮らしの中で悩み続けていました。そういった実態を踏まえ、発達障害支援法が施行され、早期発見、早期支援が実施されてきております。

施行から12年が経過し、時代の変化に対応した、よりきめ細やかな支援が求められています。また、発達障がいは適切なかかわり方で症状が改善できると専門医は説明をしております。

そこで、本町の発達障がい児の現況について、早期発見、早期療育についてどのように取り組んでおられるのか、お聞かせください。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君) それでは、本町の発達障がい児の現況といたしまして、発達障がい児の 早期発見、早期療育への取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

まず、発達障がい児の早期発見についてでございますが、母子保健法に基づき実施しております 乳幼児健診には、各健診に応じて医師や助産師、保健師などの専門職に加え、発達相談員が従事し ております。これらの専門職は、それぞれの立場で発達障がいの早期発見の観点から乳幼児の発達 を観察するとともに、保健師2名が1人の乳幼児の様子を観察しております。

また、健診終了後には各専門職と本町保健師でカンファレンスを行っており、健診で発達障がいの傾向が見られる乳幼児への支援の必要性や支援方法について意見交換を行うなど、早期発見に努めているところでございます。

このほか、保護者からご相談等があった場合には、保健師が訪問や面接、電話相談を行うとともに、町で実施しております経過観察健診や発達相談、さらには言語聴覚士や理学療法士、作業療法士の相談につなげることに加え医療機関への適切な紹介を実施するなど、早期支援に努めているところでございます。

次に、発達障がい児の早期療育についてでございますが、主に1歳7カ月児健診で幼児の精神面の発達や親の子育ての面で支援が必要と思われる親子を対象といたしまして、本町では、療育教室である「すこやか」と「おやこ教室」を実施しております。

療育教室では、子どもの機能発達と自立助長を図るため、心理相談員や療育相談員など専門職の指導を受けながら、遊びや毎日の生活の中で約束や決まり、生活リズムを身につけ、子どもの成長、発達を促すきめ細やかな支援を実施しております。加えて、子どもを理解する力、育てる力をつけるよう親の交流会や勉強会、育児相談なども実施しており、具体的な場面に応じて子どもの行動を分析し、援助の方法を見つけ出すことを大切にしながら、早期療育に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、保健師を中心に1歳7カ月児健診からの乳幼児健診やさまざまな教室、相談事業を通じて発達障がい児の早期発見・早期療育に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)ありがとうございます。

乳幼児健診のところで少し教えていただきたいんですが、今、発達障がいの、発達にそういった 心配のある、そういった分につきましての早期発見というところで乳幼児健診と言っていましたが、 そういったもの、発達障がいに関しての健診は1歳7カ月と3歳6カ月の健診でよろしいんですか。 そのときだけ、その2回の健診で対応しているというところなんですか。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)4カ月健診から乳幼児健診はございますけれども、当然4カ月ではまだ その辺のところはわからないということで、議員おっしゃいますように1歳7カ月、3歳6カ月健 診で専門の相談員が従事して、発達検査や相談を行っているといったような状況でございます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)それだけで十分大丈夫なのかなというふうに思うわけなんですが、国が乳幼児健診のときにしなさいという、そういった国の方針のもと、やっていらっしゃるかと思うんですが、その健診の結果、支援が必要なところについては、今、保護者の方から相談があった場合につきましてはその相談に対応するというご答弁があったと思うんです。相談があったというのではなくて、健診の中で保健師と、また小児科医、お医者が健診している乳幼児健診の中で、保護者から相談はないけれども健診の結果を見たときに社会性の発達にちょっと心配だなという、そういった子どもがいてた場合はどういうふうに対応しているんですか。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)まず、保護者からのご相談、ちょっと私の答弁が申しわけございません、

説明不足だったかもしれないんですけれども、保護者からの相談といいますのは、基本的には乳幼児健診以外で子どもの発達でありますとか、ちょっとここが気になるといったような相談からの保護者の相談でございます。当然、乳幼児健診でも全くないのかというと、ございます。

基本的には、乳幼児健診におきましては、保健師でありますとか医師、そういった専門職の方が一人一人の乳幼児に対しまして健診、発達の検査を行ってございますので、その中で、たとえ保護者からのそういう相談がなくても、当然こちらから、専門職から子どもの様子がやっぱりちょっとこの辺が発達がおくれているかなとか、そういったところをきちっとご説明しまして、必要な支援につなげていると。場合によってはもうちょっと経過を観察しましょうかというところで、さまざまな機関につなげていっているという状況でございますので、議員おっしゃるように、保護者から相談が場合のみという場合ではございません。そこはご理解いただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)わかりました。健診の中で、そしたら保健師、また医者がちょっと心配だなという子どもがいてた場合につきましては、専門医とか、また今さっきありましたように、言語聴覚士また臨床心理士にご紹介をつないでいるというところかと思うご答弁だったと思うんですが、それでも保護者とすれば、この子はただ少し発育がおくれているだけというところで、保護者自身が全く意識していない、療育は必要ない、そういう専門医に受診する必要はない、またそういうことはないんだというふうに保護者が言われた場合は、どういうふうに対応されているんですか。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)確かに、そういった方も中にはおられると思います。ただ、そういった 方についても、保健師だけではなくて、例えば保育所に行っておられれば保育所の現場でその辺の 情報を共有しながらお子さんの様子を見守るとか、そういったことに努めております。

ですので、保護者からのそういうご理解が得られないからすぐ、ああそうですかといった形で引き下がっているのではないと。やはり私どもは子どもの成長のことを考えて日々業務を行っておりますので、その辺は保護者の方とやはり信頼関係を築くというのが一番大事だと思ってございますので、そこは定期的に回数を、何らかの電話なり連絡をとりながら、また保育所や幼稚園でありますとか、そういったところと連携をしながらということで支援に、陰でちょっと支えているといったような状況でございます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)わかりました。今のところ、そこのところが一番心配になってくる。早期発見・早期療育のところでそういった保護者の方に理解してもらうためのツールが必要ではないかというところで、そこに手を打っていかないといけないかなというふうに思っております。

それで、次の2項目めの質問になってくるわけなんですが、大阪府では、平成24年に策定した第4次障がい者計画において、施策の谷間とされた発達障がい児者支援について、平成25年度に発達障がい児者総合支援事業を創設いたしました。そして、乳幼児期における発達障がいの早期発見の取り組みとして、子どもの社会性発達の評価補助装置であるゲイズファインダーについて、府内市町村においてモデル事業として実施を行ったようでございます。

ゲイズファインダーとは、子どもの目線の動きを測定することにより、子どもの社会性の発達について評価する装置です。子どもの社会性の発達について、保護者と客観的な結果を共有し、子どもの発達への理解を深めてもらうためのツールとして、市町村における乳幼児健診でのモデル事業として実施をいたしました。

仕組みといたしましては、画面の下に設置された、資料の3ページ目にあるんですが、こういったものなんです。画面の下に設置された近赤外線LEDとカメラにより、子どもの注視点を測定します。子どもが動画のどの部分をどのように見ているかを捉えることによって、どんなふうに物を見ているか、何に関心があるかなどを客観的に把握し、子どもの発達を理解する上での手助けにすることができるというものでございます。実施にかかる時間は約2分です。

平成26年度から28年度まで実施したゲイズファインダー市町村モデル事業について、その実績と評価をもとに今後の市町村における普及を検討しているようですが、本町はその取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)乳幼児健診へのゲイズファインダーの活用についてご答弁申し上げます。 大阪府では、議員ご指摘の発達障がい児者総合支援事業の乳幼児健診体制整備事業として、平成 26年度から28年度までの3年間、ゲイズファインダー活用のモデル事業に対して補助を行っており、 今年度からは装置の運用保守に対して補助を行っております。

当該市町村モデル事業として平成26年度から28年度までに事業を実施したのは6団体、このうち 今年度本格実施に至っているのは3団体で、モデル事業を行わずに実施している2団体を加えた5 団体が実施している状況でございます。

ゲイズファインダーの活用に当たっては、発達障がいの早期の気づきや早期療育へのつなぎが期待されるところではございますが、その評価結果をもって発達障がいの確定診断となるものではないとされており、ゲイズファインダー実施により発達障がいの傾向が見られた場合でも、乳幼児健診による場合と同様に専門医師による診断が必要となってまいります。

また、乳幼児健診で実施する場合、ゲイズファインダー実施に時間がかかり、健診受診者全員への実施が困難であるため希望者のみの実施となることや、実施のための場所や操作するための人員確保が難しいなど、実施については課題がある状況でございます。

したがいまして、ゲイズファインダーにつきましては、現時点では早期の活用は考えておりませんが、これらの課題への対処を初め、導入によるメリットやデメリットにつきまして、先行して導入している自治体への調査研究を行うとともに、母子保健事業において連携している本町以南の3市3町の動向等を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)ありがとうございます。ゲイズファインダーというのをまずちょっと説明させていただきたいんですけれども、大阪大学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学、福井大学の各国立大学で構成される連合小児発達学研究科及び子どものこころの発達研究センターとの連携のもとで開発されたものでございます。そして、機械でありますように、テレビの画面みたいなものなんですが、子どもがその前に座りまして、動画が出てくるわけなんです。ちょっと私たちもデモンストレーションしていただきまして、政策検討プロジェクトというのがうちの党内でございまして、3市3町の議員でデモンストレーションをさせていただきました。

画面の前に座ると動画が動く。その動画というのはお母さん、女の人の顔が出たりとか、また幾何学の模様が出たりとか指さし絵が出たりとか、そしたら指さしているところを見るわけなんですが、そういった動画が出てくる。それを、赤ちゃんは何を見るか。それを見た視線をステレオカメラがキャッチして、それが線になってどこを見たかというのがわかるというもので、赤ちゃんの関心度がわかるわけなんです、何に関心を持っているかというところで。そして、普通だったら、指さしたところは指さしたものを見ると思うんですが、そうではなくて違うものを見たり色のついているものを見たり、また、口が動いたら口を普通は見るのであるでしょうが、それを見ないで違うところを見たりとか、そういったどこを見たかというところで、その赤ちゃん、子どもの発育状況が、そしてまた何に関心があるのかというのがわかるというので、目の働きというのが脳とつながっているというところで、それをキャッチできるという装置でございます。

実際にちょっとさせていただいて、大変興味深くて、ああすごいなと感動させていただいたわけなんですが、そのこともありまして、そして1ページ、2ページ目につけていますのは、実際にモデル事業でやったところのデータです。泉大津市と、そして千早赤阪村を入れさせてもらっているんですが、実際にやった結果どうだったかというところのものを資料で入れさせていただいており

ます。

先ほど答弁でもありましたように、希望者だけになっているわけなんですけれども、実際実施した効果というところは、実施前には保護者の検査に対する抵抗感などを懸念していたが、実際には大半の保護者が気軽に受検したと。子どもの反応を客観的に見ることができる、保護者と保健師が同じものを見て話ができるという点で、保護者の納得や安心につなげることができたと。検査結果と照らし合わせることで、より子どもの発達の見立てを深めることにつながったという検査結果、そしてまた、2ページ目の千早赤阪村におきましても、社会性発達に気がかりな点がある子もない子も、子どもの特性や発達段階を理解し、保護者と共有する媒体として有効であったというふうに結果が書かれているんですが、子どもが一体何に関心を持っているのか、どういう発育をしているのか、社会性の発達状況、それを保健師とともに保護者と一緒に共通に画面を見て、共通の物差しで子どもの状況が把握できるという、そういったものなんです。

だから、保健師からただ単にこういうところが心配ですねと言われても保護者にとっては理解できない分につきましても、この画面を見ることによって、指さしじゃなくて違うところを見ているというところとか、そういうところの社会に対する関心度がこうですね、だからこういうところを今後気をつけて療育していく、家庭での子育てにおいてもこういうところに気をつけていただけたらいいんじゃないですかという指導もできる、そして保護者も納得できるというものになっているということを聞いております。

ですので、即これは医療機器ではなく、今言われたようにまたもう一度専門医に診てもらわないといけないかもしれませんが、子どもの発達に対してお母さんが、保護者の方が関心を持つことができる大きなツールになっておるかと思いますので、今後、しっかりと実施している団体、泉大津市と千早赤阪村、守口市はモデル事業としてそのままやっているんですが、河南町も実施しております。そして、池田市と千早赤阪村は独自で機器を購入して実施しております。そういったことを検討課題といたしまして、広域で、ちょっと装置自体も200万円ぐらい要りますので高額ですので、広域で検討をしていただけたらなというふうに思っております。どうでしょうか、よろしくお願いいたしますが。

議長(坂上巳生男君)木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事(木村直義君)ゲイズファインダーにつきましては、議員おっしゃいますように、やは り子どもの視線の軌跡という客観的な材料によって、保護者と保健師とかが子どもの発達の状況を 共有して理解をするというための一つのツールとして活用するのは、それはもう非常に大事なこと だというふうに我々は認識しております。

その中で、先ほども議員から、そこで親が納得しない、どうするんだということがございました。 その中で、我々はさっきも申しました親、保護者の方の支援、あとはその後の療育の指導、そういったところをきちっと説明していくことによって、一足飛びにはいかないんですけれども保護者の理解は得られるのかなというふうに考えているところでございます。

また、3市3町広域での取り組みというご提案でございますけれども、母子保健分野におきましては、当然のことながら本町は特に医療機関が少ないという地域性がございます。社会資源が少ないということで、そういった面で広域で取り組むというのは非常にメリットがあると、大きいというふうに考えてございます。なかなか単独では実施できない事業も広域では取り組めるといったような事業で、先ほどの産後2週間サポート事業、初めほかの事業にも取り組んでいるところでございますけれども、ただ、ゲイズファインダーにおきましては、そういったことも関係なく、乳幼児健診におきましてもそれぞれの基本的な内容は同じだとは認識しておるんですけれども、それぞれの市町の事情、状況とかはあると思います。そういった中で、やはり課題もいろいろあるのかなというふうに考えてございます。

少ないスタッフ、そういった中でもそうなんですけれども、いろいろ工夫しながら、お子さんの いらっしゃるところなんで、できるだけ待ち時間を少なく、スムーズに受けていただくというよう なこともさまざま工夫して実施しております。最終は各市町の現時点ではそれぞれの考えによるものなのかなというふうに考えているところでございますけれども、ただ、3市3町でのある機会を捉まえて、情報の共有、意見交換ぐらいはまたしていきたいなというふうに思ってございます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)本町も独自で本当に丁寧に対応していただいて、保健師とお母さん、保護者との信頼関係、まずはそこが大切ですので、それを築きながら療育支援をしているというご答弁だったと思うんです。そこは基本かと思いますが、これは大阪府のモデル事業ですので、実際に取り組んでいっているところをまた調査研究していただきたいことを要望しておきます。よろしくお願いしておきます。

次、3項目めへいきます。

3項目めは就学援助の入学前支給についてです。

就学援助における新入学児童・生徒学用品費は、国の補助金交付要綱で対象を児童または生徒の保護者としていたため、入学後の支給になっていました。今般、文部科学省は、要保護児童生徒援助費補助金要綱を本年3月31日付で改正しました。その内容は、新入学児童・生徒学用品費の単価を小学校は2万470円から4万600円に、中学校は2万3,500円から4万7,400円へと約倍額にし、その支給対象者は、これまでの児童・生徒の保護者から新たに就学予定者を加えました。そして、小学校への入学年度開始前に支給できることを明記した通知を都道府県教育委員会宛てに提出しております。文部科学省は、この改正にあわせて平成30年度からその予算措置、補助率2分の1を行うこととしております。

しかしながら、この措置はあくまでも要保護児童・生徒に限ったものであり、準要保護児童・生徒はその対象になっておりません。また、要保護児童・生徒の新入学用品の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から支給されているため、本町において予算を伴うものではないと認識しておりますが、準要保護児童・生徒に対する新入学児童・生徒学用品費の対応については、文部科学省の通知に従い、その単価を変更し、今年度より予算措置していただいております。

こういった状況を踏まえ、本町は新入学児童・生徒学用品費の入学前支給について今後どう取り 組まれるのか、お聞かせください。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)就学援助制度における「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給についてのご 質問に対し答弁いたします。

ご質問の中でも先ほどありましたように、それも改めて答弁させていただきますが、議員ご指摘の就学援助における新入学児童・生徒学用品費の国の補助金交付要綱改正については、要保護児童・生徒、つまり生活保護受給世帯の新入学児童・生徒を対象としたものでございまして、要保護児童・生徒の新入学児童生徒学用品費については、生活保護制度の中で、本町におきましては大阪府から入学準備金として支給されております。

したがいまして、生活保護支給事務を行う福祉事務所の設置義務のない本町におきましては、今回の要保護児童・生徒に係る国の制度改正には該当せず、就学援助の中で新入学児童・生徒学用品費として支給対象となっているのは、全て補助制度ではなく地方財政措置(地方交付税)の対象となる準要保護児童・生徒でありますので、入学前支給を行うこととなっても国からの財源措置による増額はありません。ご質問のような補助率2分の1の補助金での適用はないということでございます。

次に、新入学児童・生徒学用品費の早期支給の状況につきましては、直近の情報として、平成29年8月時点で箕面市が府内市町村の状況を取りまとめた資料によりますと、平成30年度までに小・中学校ともに実施予定の団体が府内で11団体、中学校のみが6団体となっております。堺市以南の市町におきましては、小・中学校ともに実施予定の団体としては、堺市が平成30年度から、平成31

年4月入学前支給でございます、の実施を予定しています。また、中学校のみ実施予定の団体としましては、泉大津市が平成28年度から平成29年4月の入学前支給を実施し、忠岡町が平成29年度から平成30年4月の入学前支給を実施する予定になっております。

なお、新入学児童・生徒学用品費の入学前支給の実施に当たりましては、まず根拠となる課税情報についてどの基準(課税年度)を採用するか、実際に入学前の支給後に町外へ転出されて、4月に町立小・中学校に進学しなかった場合における一旦支給した就学援助費の、これは学用品費でございますが、返還対応など、認定に際して公平な制度設計が肝要であると考えております。

いずれにいたしましても、新入学児童・生徒学用品費の入学前支給につきましては、引き続き周辺市町の状況を注視しつつ、これらの課題の整理の作業を行うなど、入学前支給の実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁といたします。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)わかりました。いろいろありましたが、この要綱の改正につきましてちょっと経過を説明させていただきたいんですけれども、国の衆議院の文部科学委員会でうちの公明党の富田茂之衆議院議員が、国の要綱がそういうふうに対象児童が入学前の支給対象になっていないならば要綱を変えたらどうかということを意見として言い、その結果、早急にするということで国が速やかに対応して、その児童につきまして就学前児童も対象になるということをその中に入れたというふうに聞いております。今言ったこととか就学援助については資料の中に載せているわけなんですが、そういうことで要綱が改正されて、金額も改正されて実施しているということをまずは説明させていただきます、その経緯につきましてね。

そして、今いろいろと課税のこととか、また入学前のお話とかそういうふうなこと、転出等のお話もありましたが、最後のところで、実施に向け作業し、実施に向けて検討するというご答弁があったと思うんです。その辺の確認をもう一度お願いします。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) これは仮定の話なんですが、もし直近、一番早い実施となりますと、来年4月 入学について、その前の3月に支給と。それのまずは先ほど答弁しました制度設計、課税年度をい つにするか、これはもう今、そのときの支給だとすると、29年度、28年中の所得をもとに基準とし て認定するということになります。

ただ、それもいろいろ、その後言いましたように、3月に支給して4月には転出された方についてどうするか、返していただくということがあります。それも、転出先にもよるんです。早期支給されているところについてはもう4月以降は支給されませんので、それはもうその方は本町でという、本来は入学していただかないのに本町が支給するというのはちょっとおかしいんですけれども、その辺の制度設計の細かいところというのがあります。まずそれを今まとめることを、町長からも急ぐようにということを言われておりますので、仮定の話ですがそういったことをまとめて、財政措置につきましては、補助率2分の1の補助金というのは対象外なんですが、恐らく今、資料の左の上段の四角囲みの米印にありますように、地方交付税措置は基準財政需要額に算定されると思いますんで、その辺も含めてまずは早急にまとめて、それからどの時期にするかということは至急町長に説明をさせていただいて、あとはどの時期になるかというのを。

それで、府内の各市町村におきましても、この改正があったことによってこのタイミングというところが、以前、江川議員からも質問があった以降にもやっぱりちょっとふえておりますので、その辺についても判断材料としたいと考えております。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) それでは、制度設計を早期にしていただきまして、来年の30年度の入学対象児から 支給できるように頑張っていただきたいと思うんですが、町長、どうでしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)おおむね教育次長が申し上げたとおりでございまして、できる範囲のスピードでもってそういうものを進めていきたいというふうに伝えていますので、そのようにご理解願えたらと思います。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) わかりました。早期に対応をよろしく、制度設計をよろしくお願いいたします。 では、次にいきます。

4項目めは住民サービスの向上についてです。

平成27年10月から、日本に住民票を持つ全ての人に12桁の番号、マイナンバーが通知されました。 そして28年1月から、税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続でマイナンバー の利用が開始されています。マイナンバーカードは、申請すれば現在は無料で取得できます。

マイナンバー制度により、これまで本人であるかどうかの確認は氏名、住所、生年月日、性別によって識別していましたが、マイナンバーを使えば番号一つで本人確認ができるようになり、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減るというメリット、また所得や社会保障の需給状況が正確に把握できるようになるため、脱税や不正受給を防止し、本当に困っている方へのきめ細やかな支援ができるというメリットもあるということで、導入が進められました。

制度が導入され、マイナンバーカードの交付開始から1年8カ月が過ぎました。マイナンバーカードの交付状況はどうですか。

議長(坂上巳生男君)田中住民部理事。

住民部理事 (田中耕二君) それでは、ご質問の1点目のマイナンバーカードの交付状況につきまして答 弁させていただきます。

マイナンバーカードにつきましては、平成28年1月から交付を開始し、平成29年7月末現在4,215名の方が取得されている状況で、人口比率で約9.6%となっています。

なお、本町では、マイナンバーカードを速やかに交付するための取り組みとして、平成28年度は 年間11回の休日開庁を実施し、今年度におきましても計画的に休日開庁を行っているところでござ います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)ありがとうございます。9.6%ということで、3月の予算委員会の中でも質問させていただいたんですが、そのときには交付率8.9%ということだったんです。ちょっとずつ交付が進んでいるというところかと思うんですが、このカードは無料で今交付されておりますが、有料になるのはいつごろとか、そういうことはあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)田中住民部理事。

住民部理事(田中耕二君)現在のところ、ちなみに29年3月時点の全国の平均で申し上げますと8.4%、 大阪府平均で9.1%というような状況でございますので、将来的には有料化というのは当然ござい ますが、現状そういった情報は入っておらないと。まだどんどん交付を充実させていきたいという ところではないかと考えております。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) わかりました。まだ無料でというところで、今全国的な交付率も聞こうと思ったら 先に答弁していただきまして、今9.1%ということで、本町のほうが少しは普及、交付が全国平均 より上というところかと思うんです。この分につきましては、カードがあることによってこういう メリットがあるよという、そういうメリット感があることによって交付がもっともっと進むんでは ないかなということを思うわけなんですが、そのことを踏まえまして2点目の質問にいきます。

マイナンバー制度についての政府広報によりますと、資料にある分なんですが、マイナンバーカードでさまざまなサービスが利用できますとあります。資料を見てください。下からの、さまざま

なサービスが利用できますというところの3つ、ICチップに記録された電子証明書を用いてe-Taxなどの電子申請を行えます、図書館利用証や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます、コンビニなどで住民票などの証明書が取得できますと、こういったサービスが利用できますよということが政府広報の、マイナンバーカードを普及する最初にこういう広報が出されたわけなんですけれども、3つ目のコンビニなどで住民票等の証明書が取得できますとあります。

マイナンバーカードを利用して住民票の写しや印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスを開始している市町村がふえてきております。平成29年8月28日現在、全国で430市区町村、大阪府内で21の市がコンビニ交付を実施しております。岸和田市はことしの4月から開始をしております。本町も、住民サービスの向上と窓口業務の効率化の推進として取り組んではいかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)田中住民部理事。

住民部理事(田中耕二君)次に、2点目のマイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住 民票の写しや印鑑登録証明書等の交付、いわゆるコンビニ交付につきまして答弁させていただきま す。

コンビニ交付は、議員ご指摘のとおり、サービスを開始している市町村が増加傾向にあり、平成29年8月現在、先ほど議員おっしゃいましたとおり全国で430団体が、大阪府内では43市町村中21市、約49%が実施している状況でございます。

一方、本町では、これらの証明書交付につきましては住民課での窓口交付及び駅下にぎわい館での交付のほか、役場本館1階玄関口に設置してございます自動交付機により交付してまいりました。とりわけ自動交付機は、平日の午前8時から午後7時まで、土日祝日は午前9時から午後5時までご利用いただけることから、平成28年度実績では約8,500件、全体の約28%を処理しているところでございます。

しかしながら、自動交付機につきましては、システム業界が撤退方向にあることから機器更新が行えず、本年度におきましてはリースアップした機器を保守契約することによりサービスを継続しておりますが、30年度以降の当該契約について業者へ打診したところ、品質保証が担保できないことから困難との回答で、その存続が厳しい状況となっておりました。

自動交付機が廃止となった場合、先ほど申し上げました約8,500件全てを住民課窓口で対応することは人的、スペース的にも困難であることから、その代替対応として本町におきましても平成28年度よりコンビニ交付について検討を開始しておりましたが、コンビニ交付が町内外問わず最寄りのコンビニエンスストア等で利用できること、利用可能時間も最大で午前6時30分から午後11時であるなど、自動交付機に比べ、より住民サービスの向上につながるものであると考えられることや、コスト面でも、平成31年度までの期間限定で国の財政支援措置があり、導入に係る初期開発費の2分の1及びシステム運用費の2分の1を3年間特別交付税措置とされていること、さらに先ほど申し上げました府内市町村の導入状況などを踏まえ、現在、コンビニ交付を導入する方向で積極的に検討を行っているところでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) ありがとうございます。一番の住民サービスの向上というところになるかと思いますので、本当に積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。

国からの財政措置も、頭打ち5,000万円の2分の1になりますが、あるということも聞いております。そして、コンビニ事業者に対しての負担金も、当初始まったときよりかは少なくなってきているというふうに聞いております。普及することによってコンビニ事業者に対する負担金も、年間100万円やったのが70万円に減ってきているというふうにも聞いておりますので、そういったことも踏まて、30年度導入を目指して積極的に取り組みをよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。 議長(坂上巳生男君)以上で、渡辺議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩といたします。

(「11時50分」から「13時00分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、浦川議員。

3番(浦川佳浩君) それでは、通告に従い質問させていただきます。

今回の私の質問は、大きく分けて2点であります。一つは熊取町の地方創生の進捗状況及び今後の取り組みについて、もう一つは永楽ダム周辺の自然を活かした収益事業についてであります。

では、1点目の質問に入ります。

本町の地方創生の熊取版熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略が、平成27年度を初年度として 平成31年度までの5カ年計画での基本目標や方向性が示されました。そして、年度ごとの具体的な 施策の進捗をあらわす指標となっているのが重要業績評価指標(KPI)であります。

今回は、28年度が終了し、27年、28年度と31年度までの5分の2、いわば40%が終了したことを受けての2年間の成果と、従来のやり方で残りの3年間進めてよいのかどうか、このことについて議論したいと思います。

では、1番目、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略における28年度の重要業績評価指標についての全体総括を答弁願います。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略における平成28年度重要業績評価指標、いわゆるKPIにつきまして答弁申し上げます。

まず、1点目の全体総括でございますが、昨年度と同様に、各事業担当課において実績値を把握した上で3段階の自己評価を行うとともに、KPI達成に向けた課題及び今後の方向性を検討することで事業の評価及び改善に向けた検討を行ったところでございます。その結果、A評価が15事業、B評価が14事業、C評価が7事業となり、全体総括としましては、一部の事業において目標値を下回るなど改善が必要な事業があるものの、おおむね順調に事業進捗が図られているものと考えておりまして、7月開催のまち・ひと・しごと創生推進会議におきましても同様の評価をいただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)理事がおっしゃるとおり、去年、同じ時期になりますが、2016年9月議会で重要業績評価指標の調査票のことについて議論させていただいて、そのときに、やはりこの資料自体のつくり方が非常にわかりにくいのではないか、一つは先ほどおっしゃっていただいた評価の指標のところ、ABCのところ、特段の課題はないというような報告がかなり部署から出ていましたので、それはちょっとおかしいのではないんでしょうかと。もう一つは、中身について非常にわかりにくいというお話もさせていただきました。それぞれ各部署から事業の概要であったり目標値、自己評価の理由、そしてKPI達成に向けた今後の取り組みの方向性、これらについて記載されているんけれども、そもそもKPIというのは、5カ年計画で出ている31年度を終了目標としていますので、そこに向けた現在の進捗をあらわすものであると、そういうことがKPIの指標なのではないかなというふうに私は認識しています。それでいくと、なぜこの事業を進める必要があるのかであったりとか、この事業を達成することによってどんな効果があるのかというところが非常に見えにくいということを前回お話しさせていただいて、今年度、28年度が終了した段階でこの資料をいただい

たところ、やはり内容が大して去年と大きくは変わっていないなというのが一番最初に見た感想です。

先ほど会議録、住民から構成されているまち・ひと・しごと創生推進会議です。このことについてもちょっと触れられていましたけれども、年に1回この会議をされていると。住民の方約10人に来ていただいて、ことしに関しては29年7月11日午後7時から8時20分までの約80分間、これらについて議論をされています。最初の30分は資料の説明に要したと。残り50分間で重要業績評価指標、この中身についての議論がされたと思うんですが、そこで評価についての部分、委員長が、評価については曖昧な部分があるというふうにコメントされています。

私が非常に気になったところは、次の別の委員の方が、自己評価をするのはいいが、事業の目的が何なのかを明らかにすべきであるというふうにコメントされています。まさにこの一言がこの会議全体の、大きく分けて全く私と同意見だなと。要は、どこに進もうとしているのかがわかりにくいというような会議になっていると思うんです。なので、つくり方の見直しというところをぜひとも進めていただきたいというふうに前回もお願いしたんですが、今回はされていなかったです。これ、つくり方の見直しというところまで今回踏み込まれたのでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)昨年の平成27年度のKPI評価は、昨年初めての評価といたしまして、その様式につきましてまち・ひと・しごと創生推進会議においてもご指摘いただきました。具体的には、来年に向けての課題が特段ないといったような表現があったりとかということは民間企業ではあり得ない表現ではないかというような、そんなご指摘もいただいてございました。そういったことで今年度、平成28年度の評価におきましては様式を改良いたしまして、今年度の推進会議におきましては昨年に比べまして見やすくなったと、内容がよくなったといったような、そういった感想的なご意見、こういったところもいただいたところでございます。

現在の調査票におきましても、議員ご指摘のとおり、目標値を記載の上、昨年実績の27年度と今年度の28年度実績も記載はしておるんですけれども、議員がおっしゃっています5年のうちの2年、40%が終わっているといった、そのような一定経過がわかるように文字で今現在しておるんですけれども、次年度以降につきましては、記載する過去の実績データも年々あと3年分ふえてまいります。そういったところで、例えば行革の実績表のような表形式で記載するなど、より見やすくわかりやすい調査票、そのようになるように改善してまいりたいと。それと、議員がきょうご提案いただきました事業の目的、これは委員からも出てございますので、来年度のPDCAのAの部分、アクションということで当然対応してまいりたいというふうに考えてございます。

今現時点は、実績表が1項目から36項目まで何の表紙もなくざっと順番に並べております。例えば、もともと3つの基本目標ごとに分かれておりますので、その基本目標ごとに目標というのが定まってございます。その目標を明確に定めた上で、年1回の会議ということで、委員にも年1回の会議で3つの項目のどのジャンルに属しているかというような、そういったことも明らかにしながら改良を加えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番 (浦川佳浩君) 本当に前向きな答弁ありがとうございます。当初、27年度で計画をつくって、5カ年計画で31年度に向かってここまで進めるんだという、それを受けての28年度の評価報告ということになっているかと思いますので、ぜひとも、これは単年度の28年度の報告書になっていますから、28年度はこうだったというような報告は確かに去年と比べると非常にわかりやすくなっているかと思います。ただ、5カ年で見たときに、これが一体、じゃどうなんだと、どの方向に進もうとしているんかというところまで、やはりその効果というところが見えにくいというところは、私もこのコメントされている委員も全く同じ意見かと思いますので、ぜひとも、31年度までにこういうことをしていきたいから、今年度引き続きPDCAを回しながら29年度はこういうところにいきたいんですというような別紙の資料でつけていただくというのも一つの案かなと思いますし、その辺のと

ころをしっかり見やすくするように、資料をつくり直していただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。

2点目の熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略と熊取町人口ビジョンとの関係について答弁を お願いします。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、次に2点目の熊取町人口ビジョンとの関係につきまして答弁申し上げます。

まず、人口ビジョンは国の策定方針に従いまして本町の平成52年度までの人口推計と目標人口を 示したものでございまして、その推計としまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに、 国の長期ビジョンにおける人口の中長期展望に合わせた本町の目標人口を定めてございます。

一方、戦略のほうですが、人口減少や少子高齢化が進行する中にあっても、将来にわたり活力ある地域社会を維持するために定めたものでございます。

この両者の関係でございますが、人口ビジョンで掲げた3つの基本的視点を踏まえ、戦略での3つの基本目標を設定し、この基本目標を達成することで人口ビジョンの目標人口につなげていくという、そういった関係でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)先ほど答弁いただいたとおり、平成52年に社人研の人口であらわした3万9,000人というところを熊取町は4万2,000人に目標設定しているんだと。それに向かって、3つの先ほど答弁でいただいた「魅力ある選ばれ続けるまちづくり」「子育て世代に希望を与えるまちづくり」「活力あふれるまちづくり」、この3つの基本目標に沿って、それぞれ細かに具体的な施策が重要業績評価指標のところに落とされていると。

4万2,000人を維持するためにそれぞれ地方創生のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのを進めてきているわけなんですけれども、人口ビジョン、これでいくと平成37年に4万3,785人になるであろうというところでビジョンとして出ています。ところが今現在、平成29年7月末現在においての熊取町の人口が4万3,929人、本来であれば8年後これぐらいの人数であろうと社人研が出されていた推計がもう既に熊取町では起こっている。これは、予想を上回るスピードで人口が減少している、転出者がふえている、こういったことを受けてこれは本当に危機的というか、非常に危機意識を持たないと、推定、予想しているよりもすごく速いスピードで熊取町から人口がどんどんといなくなっていっているわけです。これについてはもう想定されているんでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)人口減少、こちらの分析でございますけれ ども、まず簡単に状況をご報告させていただきますと、本町の総人口は、人口のピークであります 平成21年の4万4,745人、こちらから毎年緩やかながら減少傾向が続いておりまして、28年度は797 人減少いたしまして、28年度末では4万3,948人となってございます。この数値ですが、先ほど議 員からもご指摘ございましたとおり、社人研推計値の平成37年度、こちらの推計値になっておりま して、つまり言いかえますと8年ないし9年速く減少が進んでいるという、そういった客観的な統 計は把握してございます。

しかし一方、この減少傾向、こちらは本町のみならず国全体におきましても、前年度比ですけれども、国が30万人の過去最大の減少幅で、47都道府県のうち人口が増加しているのは東京都のほか関東圏を中心とした5都道府県になっておりまして、大阪府においても減少してございます。全国的な結果でございますけれども、国策として推進してございます地方創生による少子化対策の効果、これがいまだに国全体として発現されていないのかなというふうに考えております。

大阪府全体といたしまして、減少した府内の43市町村におきましても、増加している市町村は大阪市のほか大阪市周辺の7市のみとなっておりまして、その中で本町は府内で17番目、そして近隣

5市3町の中では田尻町に次いで2番目の水準ということで、何とか真ん中より上、近隣では2番目という水準を維持しているという、そういった現状でございます。

このように、国全体として依然都市圏への人口集中、また人口減少の改善が図られておらない中で、全体のパイが減少している中で増加につなげるということ、このこと自体は、地理的な要因や、またベッドタウンとして発展してまいりました本町としては厳しい状況であるということは認識しておりますけれども、そのような状況におきましても、総合戦略の推進を基本といたしまして今後、知恵を絞り、人口減少に歯どめをかけてまいりたいというふうに考えております。

それと1点、私、先ほど熊取町の人口ピーク、これは住基人口で申し上げさせていただきました。 住基人口では平成21年がピークということで、先ほど説明させていただきました4万4,745人とい うことになるんですけれども、国調ベースではその翌年の平成22年、こちらが人口ピークというこ とで補足させていただきます。

以上でございます。

議長(坂上巴生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)わかりました。本来8年後に到達するであろう人数が、もう既に来ているわけです。 非常に予想を上回るスピードで人口減少が進んでいると。先ほど答弁いただきましたけれども、熊 取町は府内17番目ということで、まだふやしていける余地というか、もちろん非常に難しい状況な んですけれども、いろんな施策でここから挽回していく余地はあるのかなと。

昨年の9月議会でも私、人口について触れさせていただいたんですが、そのときに25歳から39歳までの若者、子育て世代に特化した転入・転出状況について話をさせていただきました。そのときは、25年から27年の3カ年においては結果として191人の若者、子育て世代が出ていっていると、転出超になっている。そういった若い人たちが出ていってしまうと、税収の落ち込みというのはもちろん、まちの活気も失われていきますと。そのときに、毎回毎回お願いするんですけれども、そういった若い人たちの転出を抑えていくために近居支援をお願いしていて、前回の答弁では、民間業者がそういった活動をしているので行政としては取り組まないというようなお話だったんですが、ここまで転出が進んでいく、予想を上回るスピードで人口が減っていく中においても、こういった近居支援というのはまだ検討するに値しない状況なんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)浦川議員から過去2回ですか、転入促進策といたしまして、いわゆる三世代同居・近居の中でもとりわけ近居支援ということ、こちらをご提案いただいているということは認識してございまして、その後におきましても当該制度、これの研究というのは継続して行っております。これは、近居支援のみならず他の先進的な転入促進策、全国的な先進事例も含めて何か熊取町に合ったものはないかということで、日々検討は重ねているところでございます。

その検討、研究をしている中で、ご存じのとおり、熊取町は就職期の時期、20から25なんですけれども、こちらの転出超過が極めて多いということで、単身で都市圏に住まわれてそのまま結婚されるというパターン、これが多いということも把握してございます。そういった点から、議員ご提案の近居支援というこういった施策がきっかけになりまして、ふるさと熊取に帰る一つのきっかけにつながるのではないかというふうに、私個人も研究を進めている中で感じているところはございます。

また、この施策なんですけれども、近居、住まれることによって熊取町内に、17.23という小さなところに三世代が住んでいるということで、転入の絶えず熊取町の町内に住んでいただけるという、そういったサイクルもでき上がって、それが一定、仮に3万9,000人が到来するときがやってきたとしましても、何とか3万9,000人以下に落としていかない、3万9,000人を維持できるという一つの施策につながるのではないかなというふうに考えているところはございます。

しかしながら、この導入の是非につきましては、その他の施策の検討も含めまして現在厳しい財

政状況でございます。次期行政改革のプランのそういった中で検討していくものというふうに認識 しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)ちょっと進んでいるか進んでないんかはわからないんですけれども、気持ち的には やりたいけれども、財源措置がというようなお話もあったと思います。

先ほど答弁いただいたように、20歳から25歳の人たち、出ていって働きに行ってしまうというのはある一定仕方がないかと思うんです。前回でもお話しさせていただきましたけれども、熊取の優位性というところで、近隣他市に比べると持ち家比率が高いということは、やはり、ある一定の年齢になってくると親元に戻ってくる親御さんも他市に比べては多いんじゃないのかなと思うんです。なので、そういったところも踏まえて近居支援の導入というのをもう少し前向きに検討していただきたいと思います。

28年度もどうやったんかといったところで、KPIにシティプロモーション課から上がっている報告によると、転入者が418人、転出者が481人で、結果として63人やっぱり出ていっている人のほうが多かったという結果報告なんです。それでいくと、もう4年連続、若い人たち、若者、子育て世代だけで見ても250人を超える人たちが熊取町から出ていってしまっているというような状況になって、これ、もしこの状況をとめられなかった場合、そういった人たちのお父さん世代というか、親世代でいくと60代後半、それから70代、80代になってくるわけです。そういった人たちが、お人で住まれている方もいらっしゃると思いますしご夫婦で住んでいる方もいらっしゃると思いますけれども、今度は自分自身の将来不安であったりとか、またその人たちの子どもさんに子どもができて、いわゆる孫と一緒に住みたいからそっちへ行くわとか、もしくは子どもさんが、お父さんお母さん心配やから、ひとりで住まんとこっちへおいでよといったような形で、子どもさんたちが親を呼び寄せるケースが当然ながら出てきますよね。そうすると、物すごいスピードで熊取町から人が減っていくわけです。

これは、若い人たちが出ていくだけじゃなくて、それを阻止できなかった場合にその親世代の人たちも子どもにつられて出ていってしまうという現象が、近い将来必ずこれは起こり得ると思います。そうなったときに、熊取町は若者、子育て世代の転入促進をします、近居支援しますというところで、どうぞ若い人たち戻ってきてくださいと言っても非常に難しい。これは、社人研が8年後起こるであろうと思っている、計算している人数よりもすごいスピードで熊取町の人口減というのが進んでいく中において、やはりこれらを阻止していくための方策というところを早急に手を打っていただきたいと思います。

いわゆる転入促進の部分で、メニューをふやしても最終的に受け皿がないと人はなかなか入ってこないんじゃないんですかというような話も私、いつもセットでさせていただいています。そんな中で、熊取町は空き家バンクを当時やられていなかったというところで、熊取町には実質空き家が3.7%ということで、全国的に比べても空き家が少ない状況であるというようなことは前回議論させていただいて、少ないからこそ私は、貴重な空き家だというところでしっかりPRして、戻ってきた場合にはこれらの空き家があるから賃貸なりリフォームして住む、そういった形で一緒にセットになってやっていくべきではないでしょうかというような話もさせていただきました。

大阪府の大阪版・空き家バンクですか、前回ちょっと大阪府の制度に乗っかってやるというような形やったんで、私は大阪府のホームページを確認しました。平成29年度導入予定の自治体というところで熊取町も載っていました。ほかの自治体はそれぞれの自治体のところにリンクづけがされていて、そこをクリックすると、どういう空き家があるかというような家の概況であったりとか、いろいろ情報が出てくるんです。ああここにこういう空き家があるんや、そういう選択ができると思うんですが、熊取町は、実施団体と名前は載っているんですけれどもリンクづけされていなかったので、どこまでこの話が進んでいるんかなというのを今回お聞きしたいと思います。これ、なぜ

リンクされていないのかというところと、どれくらい制度として整備されているのか。 議長(坂上巳生男君)阪上都市整備部理事。

都市整備部理事(阪上敦司君)出ました大阪版の空き家バンクに本町も29年度中に熊取版の空き家バンクを設置して、リンクについては張っていくという予定をしてございます。

現在、本町版、熊取版の空き家バンクの設置に向けて、いろいろと大阪府の情報収集であったりとか、近隣でも貝塚市が既に設置されて大阪府版にも載っておりますが、貝塚市なり、同じように準備を進めている阪南市とか、このあたりと情報交換をしながら、どういう物件を載せていくんかとかどういうふうな形で住民から空き家の情報をいただくのかと、そういうようなところも含めて大阪府の担当課ともいろんな助言をいただきながら、現在、熊取町版の空き家バンクの開設に向けた準備を進めているという状況でございます。

ですので、大阪府版の空き家バンクからのリンクについては現在まだ張れていないという状況でございます。今年度末を目指して準備を現在進めているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)しっかり協議していただいて、今年度中ということですよね。熊取版の空き家バンク、貴重だからこそしっかり見える化して、制度メニューと受け皿をセットにして転入促進につなげていただきたいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

今までは人口をどうやってふやしていくかという人口ビジョンの観点で質問させていただきましたが、次は、平成29年度地方創生に向けて、まち・ひと・しごと創生総合戦略をどう手を打っていくのか、また、平成31年度に向けてどう進めていくのかについて答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、次に平成29年度の熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきまして及び平成31年度に向けた方向性や取り組みにつきまして答 弁申し上げます。

先ほど答弁いたしました事業の自己評価において、改善に向けた検討を行い、各事業ごとにKP I 達成に向けた課題や今後の取り組みの方向性を示しておりますので、この方向性などを基本としまして平成29年度の地方創生の取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

このように、戦略に位置づけられた事業につきまして、引き続き、実施した施策、事業の効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行うといういわゆるPDCAサイクルを確立し、戦略の目標年度である平成31年度に向け、本町の地方創生を実現し、人口ビジョンの目標達成、また人口の維持、それにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番 (浦川佳浩君) 人口の達成、人口維持に努めると。29年度の予算質疑でもお話しさせていただいたんですけれども、今年度は地方創生に関連する予算というのは上がっていなかったかのように思うんです。今年度はどういう形で進めていくんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) 今年度につきましては、地方創生、いわゆる国の交付金関係につきましては申請も実施してございませんので、予算的には国の交付金を活用したもの、これは現時点はないという、そういった状況でございます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)地方創生は平成27年に国策として導入されて、全国の各自治体で一斉に用意ドンといったような形で予算獲得に動かれて、東京の一極集中を是正しようであったり若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現しよう、地域にある地域課題を解決しよう、こういったことをスローガ

ンに、どこの自治体も自分たちのまちを活性化させるために魅力あるまちづくりにつなげようということで、町長や市長がリーダーシップを発揮して取り組んでこられたかと思います。導入されてもう2年と少しがたつわけですね。熊取町の結果に関しては、去年8月に通知いただいたとおり、今までに2件採択があったと。1件は熊取創生プラットフォーム事業1,090万円、もう一件は泉州観光誘致事業で600万円、2件合わせて1,690万円だったといったようなことを報告いただいています。

これについては一定評価したいなというふうに思うんですが、他市の状況がちょっと気になりましたので、私は独自のルートで内閣府内閣官房に近隣他市の参考までに資料を送ってほしいと、貝塚市以南の予算の実績状況、導入状況を教えてほしいということで資料を取り寄せました。きょう添付資料として皆様方にもご用意させていただいているかと思いますが、これ、最初見たとき非常にショックというか、びっくりしたというか、泉州地域、貝塚市以南で7億6,600万円もの国からの交付金があったといったような資料をいただいたんです。7億6,600万円のうち熊取町は1,690万円なんで、金額でいくと2.2%だったわけです。これは、非常に私はもったいないということもありますし、非常にショックだったんですけれども、この状況についてはどのような感想をお持ちでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)地方創生に関する交付金、こちらにつきましては、全団体に交付される基礎交付を除きまして、本町においてはご存じのとおり、27年の追加補正で上がりましたいわゆる先行型交付金のうち上乗せ交付タイプ、タイプⅡと言われるものですけれども、こちらで1,000万円獲得しております。また、27年度の補正で上がりました加速化交付金の2次になりますけれども、2次のほうで1,690万円の交付決定を受けてきたところで、金額の多寡はございますけれども、27年補正の加速化交付金までは本町も他団体と同様に交付金を活用し、地方創生事業に取り組んできたものというふうに考えております。

しかし一方、平成28年度からの交付金でありますいわゆる推進交付金ですけれども、こちらに関しましては国による地域再生計画の認定を得た上で取り組む事業に対する交付金という、そういったたてつけになっておりまして、これまで3回の要は募集がございました。こちらでございますが、本町は先ほど申しましたとおり申請していないといった状況でございます。

また、ご提供の資料にあります19区の状況、こちらは把握してございまして、大阪府内全体の状況も確認しております。積極的に活用している団体がある一方で、大阪府内におきましても本町を含め15団体程度は申請していないといった、そういった状況でございます。

そこで、本町が現時点で申請していない、そういった理由でございますけれども、推進交付金、これが27年度補正までの予算と違いまして、そちらは100%補助でございましたが、現在の推進交付金は50%補助であるということからも、今までのように交付金の要件に合わせて事業構築をするのではなくて、一般財源の50%、こちらを投入してでも実施すべき事業、この事業は例えば先ほどの近居支援といったそういった補助事業、これは交付要件には残念ながら当たりませんでして、あくまでも地方創生に資するソフト事業といったものになっております。

そういったことで、真に行うべき事業の財源との姿勢で取り組んできた結果、3回における募集では現時点は申請していないと、そういったところでございますが、今後につきましては、次期行革の取り組みの中で財源確保の観点、これも重要な視点というふうに考えております。真に行うべき地方創生事業が必要であるというふうに認識してございますので、選択と集中の考え方のもと、資源を集約しながら、その財源としての交付金の獲得について検討してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)やはり、どこの自治体も今お金がないですよね。実施しなくてもいい事業をわざわざ実施するところはないと思うんです。こういうお話をすると、50%補助で50%は単費でというよ

うな話も何回かあったかと思うんです。どこの自治体もそうだと思うんですけれども、自分の市の 方針にのっとって変化球を投げて、何とか自分の施策とかかわるような形で補助金申請を上げてい って採択されている。結果、それが7億6,600万円になったと。地方創生のお金にしても我々の税 金から出ているわけで、やはりまずは取っていくんだというところからスタートしないと議論はな かなか進まない。確かに非常に難しいとは思うんですけれども、町の単費で出すものを変化球を投 げて予算取りしていく、これがやっぱり理想なわけですよ。

各自治体のメニュー、事業をいろいろ見ると、例えば阪南市の健幸プラットフォーム事業、これは1,500万円出ているわけですけれども、住民の方たちの健康を応援するプログラムで、健康ポイントをためて景品と交換するというようなプログラムになっています。これは、熊取の熊取ぴんぴん元気!ポイントアップ事業、ポイントをためて景品と交換する事業ですね。非常にこれ、類似しているんじゃないかなと。「次世代へつなげ、夢の懸け橋プロジェクト」、これも阪南市で3,700万円ですけれども、台湾をターゲットにしたインバウンドによる観光振興なんです。

そうすると、これはチャレンジ型のプログラムというか事業かなと思うんですけれども、こういうことをすると、前回私、産業振興ビジョンで熊取町の1,245社のうち80%の事業主が売り上げ減に苦しんでいる、何とかしてほしい、そういうところをこういう地方創生のプログラムが採択されれば、そういった1,245社の企業にも、ああこれ自分のところも売り上げが上がる政策につながっていくやんという形で、住民サービスの向上にもつながっていくわけです。

岬町の休耕地活用の新しいまちの活力づくり、こういった休耕地の活用についても熊取町も問題になってくるかと思います。泉佐野市の都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業、こういったところも、熊取町内で働きたくても働き先がないんだとか、ずっと長い間引きこもっていたけれども、ちょっとその期間仕事に行きたくても行けなくなってしまった、そういう人たちがよその市に行ってこういうプログラムで就労につなげていく、十分これは住民サービスの向上で、確かに本流ではない、本筋ではないかもわからないですけれども、こういうことが活用されることによって住民サービスにつなげていく。皆さんそれぞれ創意工夫をして転入促進につなげたり、高齢者の方たちのための施策であったりとかそういうところにつなげていっているわけです。なので、50%町の単費が出るから応募しないとかそういった発想ではなくて、何とかして国の予算を自分のところの施策として活用していくというところでやっていただきたいなというふうに思います。

町長は地方創生の全メニューについてご存じだったんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)報告は受けたと思いますけれども、時間的な流れの中で流されてきた部分も確かにあったような思いはします。改めて、今後の10年計画もありますけれども、その中で早急に精査する中で、自己評価という評価制度も改めなければならないのかなというふうな思いもしています。そういうことで、改めて精査を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)熊取町は泉州地域での獲得が2.2%だったと、これは金額ベースですけれど、その辺をしっかりと認識していただきたい。今後、まだ地方創生というのも引き続きあるかと思いますので、前回も、まち・ひと・しごと創生総合戦略のときに話をしましたけれども、この計画書自体、これは前町長がつくられたやつですよね。これは、住民主導にはなっていないんです。行政主導の計画書になっています。このときも例に出しましたけれども、静岡県牧之原市はワークショップを開いて、企業であったり大学生、金融機関、いろんな団体からそれぞれ皆さんの考えた案を採択して、自分たちの計画書の中に載せていきますよといったところで、住民主導のまちづくりを本当に徹底してやっておられる、そういったところが地方創生の獲得にも結びついているんじゃないのかなと、これは私の所感ですけれども、思います。なのでこの計画書自体も、行政主導のまちづくりのプランじゃなくて、やはり住民主導のまちづくりでいけるような施策に方向転換していただきた

いというふうに今回も要望しておきたいと思います。

続いて、質問の2項目めに入りたいと思います。

永楽ダム周辺の自然を活かした収益事業について、1番目の永楽ダムの現在の使用状況と今後の 有効活用について答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君) それでは、永楽ダム周辺の自然を活かした収益事業についてのご質問のうち、 1点目、永楽ダムの現在の使用状況と今後の有効活用についてのご質問にご答弁申し上げます。

永楽ダムにつきましては、当時懸案であった貯水池を新設し、農業用水及び水道用水の不足を解消することにより、農業経営の合理化及び経済の発展、生活水準の向上を図るため昭和43年3月に竣工した、貯水量約72万9,000立方メートルの泉南郡熊取町土地改良区が管理するコンクリートダムでございます。

泉南郡熊取町土地改良区は、土地改良法に基づき、農業生産の基盤整備及び開発を図り、もって 農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資すること を目的として設置されており、地区総面積177.1~クタール、組合員536世帯で構成され、永楽ダム 及び永楽ダム付帯導水路の維持管理を行っているものでございます。

現在、永楽ダムは飲料水としての利用は行っておりませんが、今後の活用につきましても、泉南郡熊取町土地改良区において土地改良法の目的にのっとり貴重な農業用水として活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番 (浦川佳浩君) 現在農業用水として利用されて、土地改良区の管理に置かれていると。ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたんですけれども、177世帯の方の利用でよかったんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)組合員の登録は536世帯です。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君) 永楽ダムの維持管理費というのは年間どれくらいかかっているんですか。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長 (藤原伸彦君) 年によって機器の修繕等もございますので若干違いますが、例年大体40万円程度でございます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)永楽ダムについて、今、農業用水で使われていると。これ、非常に使い方としては そのとおりだと思うんですけれども、もっともっと有効に活用できるんじゃないのかなというふう に思っていまして、先日、私たち未来と熊愛の会とで、議員5人で永楽ダムの有効活用についてと いうことで、奈良県吉野町の津風呂湖に視察に行ってまいりました。というのは、津風呂湖といえ ば、皆さんご存じかもわからないんですけれども、ワカサギ釣りで非常に有名なんです。ワカサギ 釣りが永楽ダムでもできたら非常におもしろい。釣ったその場で食せるというところで、ファミリ ーにも非常に人気が出るんじゃないのかなというようなところで、何とか、今財政難に直面してい る熊取町が少しでも歳入をふやしていけるような取り組み、住民サービスの向上につながっていけ るような取り組みにつながったらいいなということで視察に行かせていただいたんです。

そこの責任者といろいろお話を聞かせていただく中で、一筋縄ではいかないなと。やはり導入された企業もいろいろ苦労されて現在に至ったといったような話を聞かせていただくと、ダムのポテンシャルであったりとか水温、水質の問題、稚魚の放流の問題等で、なかなかそれをそのまま熊取町のダムに持ってくるというのは少し難しいなというのが最初の考えなんですけれども、永楽ダムについて、収益事業として有効活用していこうというような考え方というのは、今までされたことはあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)あくまで永楽ダムという目的、そもそも先ほどご答弁させていただきましたように、農業用水を確保するというのが大前提になっておりまして、独自に農業者の方々の法人を立ち上げて実施しているというところでございます。したがいまして、土地改良区自身が収益を上げるレジャー施設をするということは毛頭考えてございません。ただし、今回ご意見いただいた中で、例えば民間の企業の方々がそういうご提案をいただいて賃借ということであれば、検討させていただけることはあるんではないかなと思います。

ただ、貸すにいたしましても、先ほどいろいろご意見ありましたけれども、温度の問題であったり、本町におきましても例えば一番大きな水位の問題があります。例えば、田植えの時期でしたら放水をずっとしていますので水位がまず一定ではないということ、そして、年によっては、雨が少ない年は相当かんがいで水が少ないということで、そういうところで本当に釣り堀として成り立っていくのかなというのがちょっと今感じたところでございます。あと、先ほど言いました餌など、稚魚を放流することによる農業用水の影響であったり、また、一番大きいのがやはり安全性というところかなというふうに思います。

そのほか、ちょっとこの際ご説明したいんですけれども、永楽ダムは平成元年に、永楽ダムと桜の道ということで大阪みどりの百選に選ばれてございます。さらに平成7年7月には水源の森百選ということで選ばれて、これは林野庁から指定を受けていまして全国で100カ所、近畿圏で11で大阪府が2カ所、そのうちの1カ所が熊取町で指定されている。要は自然景観等非常に高い評価を受けているというふうな状況でございますので、そういった中で釣り堀の是非というのも十分議論が必要ではないかなというのは、ちょっと今ご提案いただきまして感じたところでございます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)何遍も申し上げますけれども、一筋縄ではいかない、越えるべきハードルがたくさんあるわけです。もちろん、土地改良区の皆さんたちの理解というのは当然ながら必要になってきます。申し上げたいのは、要はゆめの森公園があって奥山雨山自然公園があって、それに挟まれるような形で永楽ダムがあるわけで、あの辺一帯をレジャー型の公園、熊取町には自然があるというところで思っている住民が最も多いというような話も前回させていただきましたけれども、じゃ、その自然を生かしたところで、熊取町の収益源はどこで、熊取町といえばといったところをつくっていくというところに関しては、こういったところも検討のテーブルにのせていってもいいのかなと。もちろん、越えていかないといけないハードルはたくさんあるんですけれども、方向性として、今回はちょっと難しいなというのは私も思いますけれども、長い目で見たときに、この有効活用についてというところもそろそろちょっと考えていってもいい時期なのではないかなと思い、今回質問させていただきました。

次の質問に入りたいと思います。

最後の質問になりますが、永楽ゆめの森公園の来園者数、平成29年6月から8月までの人数について答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) それでは、永楽ダム周辺の自然を活かした収益事業についての2点目、 永楽ゆめの森公園の来園者数(平成29年6月~8月)についてご答弁申し上げます。

永楽ゆめの森公園につきましては、夏場の暑さをしのぐことができるよう、昨年度に引き続きミストシャワーを6月より設置しているところでございまして、今年度はユニバーサルブランコ付近に1カ所増設し、熱中症対策等に取り組んでいるところでございます。

ご質問の来園者数につきましては、本年6月は1万1,569人、7月は6,066人、8月は8月27日現在でございますけれども6,780人となっており、気候のよい時期と比べれば少ない状況となってございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)6月から8月、ざっくり2万4,000人ぐらいですか。ちょっとごめんなさい、計算が余りできなくて。ゆめの森公園については毎回毎回本会議や委員会で意見をお伝えしていますけれども、先日、5月の議員全員協議会でゆめの森公園の来園者数の年間の分と29年度の推定来園者数、それから駐車場の収入の推移の資料をいただきました。それでいくと、28年度は21万8,000人だったものがことし29年度は19万3,000人になると。年間で約2万5,000人ぐらい少なくなるという計算で、計算書というものを我々議員に提供いただきました。毎年毎年、来園者が減っていきますよ、同じように、それに合わせて2%から3%駐車場収入も減っていきますよというような計算書だったと思うんです。これは、普通、民間企業では考えられない数字かと思います。要は非常にマイナスの資料ですよね、このまま放置していたらこうなりますという状態の計算書ですので。

先ほど6月から8月までの実績値をお答えいただいて、大体2万4,000人ぐらいですか。この間、本来であればこの予想、計算書によると2万7,000人なんです。この6月から8月まで2万7,000人来ると、去年よりかは少なくなるけれども2万7,000人ぐらいですと。今回、さらにその予想していたよりも人数が3,000人程度少ないわけです。この原因は何か、つかんでおられますでしょうか。議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事 (大西 宏君) 以前お示しさせていただいた資料でございますけれども、それはやはり その時点での想定ということでございます。そのときの資料と申しますのが、近隣での同規模の公 園、阪南市のわんぱく王国であるとか岩出市のさぎのせ公園であるとか、そこらの実績をもとに、 10年後には約6割になるだろうというのを想定しての計算でございます。

確かに、議員おっしゃるとおり、大変夏場は暑い時期でございますので、具体的に数値で申し上げますと、例えば5月の気候のよい時期と比較しますと、29年度実績の6月では5月を100%とすれば52%、7月では27%、8月では34%ということで、やはり夏場になりますと、以前、議員からご提案の水遊び場とか、そういった夏に利用できる施設がないものでございますので、当然少なくなります。先ほど申したほかの2公園につきましても、同様に夏場については同じような比率で少なくなっているというのが現状でございます。やはり夏場となりますとプールとか海とか、そういった施設に子どもたちとかが散らばってしまうというのが現状かなというところで理解してございます。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)夏は暑いんですよね。そうなんです。平成27年の9月議会、僕もずっと水遊び場のことばかり言うんですけれども、一番最初に申し上げたのがその時期です。その前の夏に私は今、理事がおっしゃったような公園ももちろん視察に行きましたし、よその公園をたくさん歩き回りました。そこで、閑散としている公園がある、一方でにぎわっている公園がありますよ、閑散としている公園とにぎわっている公園の違いは水遊び場があるかないかですねと、そういうお話をさせていただきました。議事録を読んでいただいても大丈夫です。

そのときに、やはり水遊び場が熊取町で必要じゃないですかというお話をさせていただいたときに、お金もかかるというところもあったと思うんで、様子を見たいというふうにおっしゃっています。水遊び場にあわせて、私はもともと開園する前から駐車場は有料化にすべきだというような話もしました。結果的に、これは予想していなかったですけれども、熊取町の住民は2割で熊取町外の人が8割の利用がある。であれば、なおさら駐車場料金を本来は取っていかないといけなかったと思うんです。仮に27年9月から駐車場を有料化していたならば、これは仮の話なんで結果論なんで仕方ないんですけれども、やっぱり1,500万円ぐらいは駐車場収入で入っているんですよ。それを原資にして水遊び場をつくることだって可能だった。もちろん1,500万円でできるとは思っていないですけれども、やはりそれを一部として使って、毎年毎年、夏になったら夏は暑いんで人が少ないんですと、こういう話に必ずなるんです。

駐車料金をこれから取っていって、それが大切な収入源になっていくわけです。であれば、駐車 場料金というのは最大限、要は公園がにぎわって、たくさんの人があそこにとめてもらって利用し てもらう。しかもそれが町外の人たちが8割であれば、なおさら満員にしていかないといけないわけです。であるならば、いつまで水遊び場というのをつくらずに、毎年夏は暑いから人が少ないんですというような答弁をされるのか、この辺をちょっと教えていただけますか。

議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君)確かに、議員おっしゃるとおり、水遊び場に限って言えば、駐車場料金を充てるということは一つには違いがないところでございます。ただ、永楽ゆめの森公園は、来年度から指定管理を予定してございますけれども、年間の維持経費というのがかなりの額がかかってくると。それの経費の一部に充てたいというところもございまして、駐車場の有料化を実施したところでございます。

議員ご提案の水遊び場という案もあるんですが、ただ、多額の費用がかかるということもございまして、国庫補助金などの財源確保も含めて検討が必要だということで以前から申し上げているところでございます。ただ、ほかにも水遊び場以外に、今後来園者をふやす仕掛けとして何が有効なのかということも勘案いたしまして、調査研究をしてまいりたいと考えてございますので、ご理解よろしくお願いします。

議長(坂上巳生男君)浦川議員。

3番(浦川佳浩君)本当に、さっきの人口ビジョンの話じゃないですけれども、予想しているよりも来 園者というのがどんどん少なくなってきているわけですよ。それに合わせて駐車場収入も少なくな ります。そんな状態で指定管理者、来てくださいと言っても、なかなか優良な指定管理者は手を上 げてくれないんです。やはり、これやったら自分のところが何かプラスになる、そう考える事業主 が手を上げて、ゆめの森公園を10年後も20年後も我々熊取町が誇れる公園なんだ、そういうふうな 公園にしてくれるわけです。今どんどん人が減っていって、予想していたよりも人数がさらに少な くなります。これはなかなか、いつまでこの議論をするんかなというところに至るわけです。僕か らすると、これ、もう2年前にミスジャッジなんじゃないかなと思うぐらい非常に悔しい思いです。 いわゆる閑散としていない公園が自分の公園になってしまったわけですから、これは本当に残念だ なと思います。

ただ、これから指定管理者になっていくに当たって、いろんなイベントも開催されると思います。 夏場、普通こういったレジャーの施設というのは夜ライトアップをして、涼しい時間帯でにぎわっ てもらうような取り組みをやったり普通はするんですけれども、残念ながらこういうマイナスの計 画書が出ているんで、本来であれば夏場は少ない、冬場は寒いから少ない、だからこそどうするん だというような考え方をしていただいて、ぜひとも熊取町の公園が10年後も20年後も我々熊取町民 が誇れる公園であるように、しっかりと計画していただきたいことを要望しまして、私の質問を終 わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)以上で、浦川議員の質問を終わります。

次に、坂上昌史議員。

5番(坂上昌史君)それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほど、浦川議員からまち・ひと・しごと創生総合戦略におけるKPIの総括の質問がありましたが、私からはその中の教育の充実というところから質問させていただきます。

まず、1点目のKPIの実績値等についての1個目、外国青年英語指導助手招致事業 (ALT) と学校図書館司書に求める効果はという答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)坂上議員のKPI実績値等調査票(ALT・学校図書館司書) についてご答弁申し上げます。

本町では、熊取創生戦略の基本目標2「子育て世代の希望を実現するまちづくり」においてALT配置人数及び学校司書配置校数をKPIとしており、ALTの平成26年度実績は3名、平成31年度の目標を6名としております。学校司書配置校数は平成31年度においても引き続き8校とし、全

校配置を目標としております。

議員ご質問の1つ目、ALT・学校図書館司書に求める効果についてでございますが、ALTにつきましては、平成28年9月に3名から5名に増員いたしました。さらには、平成30年9月には小学校専属ALTを1名増員し、6名配置を予定しております。現在、小学校に週2回、中学校には週5回配置しておりますが、平成30年9月には小学校に週3回配置を予定しております。このようにALTの配置日数をふやすことにより、児童・生徒がネーティブスピーカーと触れ合う機会や実際に英語を活用できる場面がふえ、そのことが英語学習等への動機づけになると考えております。

次に、学校図書館司書につきましては、本町では平成13年度より全校に配置し、学校図書館の環境整備のみならず読み聞かせなども行い、本に親しむ機会を提供しております。また、教科の授業等において、探求的な学習や調べ学習に合わせた本や資料の準備など、学校司書が適切な本を届けることで幅広い学習活動を効果的に進めることができていると考えております。

このように、ALTや学校司書の配置により、子どもたちの学習意欲の向上や生涯にわたる学習の基盤づくりにつながる豊かな教育環境をつくることができていると考えております。 以上です。

議長(坂上巳生男君)坂上昌史議員。

5番(坂上昌史君) 今、ALTについては英語学習の動機づけとかという答弁がありましたが、それを 受けて、2つ目の目標設定は適切かというところの答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)2つ目の目標設定は適切かについてでございますが、熊取創生戦略の基本目標2では、自立した一人の人間の育成を図ると基本的方向性に記しております。全ての児童・生徒が自立した人に成長できるよう、まずは教育環境の充実及び向上を図ることが教育委員会の大切な使命であると考えており、教育環境の充実に努めております。その充実に努めておるからこそ、今年度実施の全国学力・学習状況調査の質問紙において「将来、外国へ留学したり、国際的な仕事についてみたりしたいと思いますか」という質問に対する中学3年生の肯定的な回答は、全国よりも8.1ポイント高い結果になっております。このようなことから、目標設定につきましては適切であると捉えております。

今後も、子どもたちが英語でコミュニケーションを図りたい、読書等を通じて知りたい、学びたいという意欲を一層高めていけるよう教育環境の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)ありがとうございます。

今、答弁でお答えいただいたところで、肯定的な意見が全国平均より8.1ポイント高いというところが、ALTの授業で皆さん、住民の方とか我々も含めて知りたいところであると思うんです。ところが、KPIの評価指標が配置人数になっているから、ここがいまいちよくわからないんじゃないかなと思うんです。

肯定的な意見が全国平均より8.1ポイント高いですよと初めから言えば、この事業はすばらしい ものだなと皆さんわかると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)熊取創生戦略につきましては、転入促進を進めるという一つの 目標があろうかと思います。そういった意味で、外部の方が見られたときに、ALTがほかの市町 よりもたくさんついている、あるいは司書も全校配置しているということは、非常に周りの方が見 てわかりやすい手法ではないかというふうに捉えております。また、教育環境を充実させるからこ そ、子どもたちに例えば英語力が身についたりとか、英語のことをもっと学習してみたいという気 持ちに子どもたちがなるというふうに考えています。

教育委員会としては、子どもたちのやはり将来の可能性をできるだけ広げていきたいというふう

に思っています。当然、子どもたちの捉え方、興味、関心は多種多様だと思います。英語を勉強したいと思う子どももいれば、理科のことをもっと学びたい、あるいはものづくりについて学んでいきたい、そんなふうに子どもたちは多種多様です。ですので、そこをなかなか指標でもって図るというのは難しいなというふうに思っています。ですので、やはり子どもたちがこんなことを学びたいと思えるような環境をまずつくる、それが教育委員会の大切な責務ではないかというふうに捉えております。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)配置された人数が多いことは大変すばらしいなというのは、ぱっと人数を見て、全校に配置しているんだというのがわかるんですけれども、結局それをALTなり学校司書なりを配置したから、そこからどうなったんかというのが、引っ越しされてくる人なりいますので、学校に通わせる親御さんなりが知りたい数字とか結果やと思うんです。そこを環境を整えるという答弁は、僕はこの質問を去年もしているんです。そのときいただいたんで、それは重々わかっているんです。結局、今配置したからどうなったんやというところが皆さん知りたいんやと思うんですけれども、その辺の考えはやはり去年から変わっていないですか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)当然、配置しておりますので、私たちも全く子どもたちの興味、 関心がどうなのか、あるいは英語力がどうなのかということを無視することはできないというふう に思っておりますので、そういった状況も確認はしております。ただ、そういうふうな状況になる には、やはり学校の教育内容の充実、それに対する教育委員会の指導等も必要になってこようかと いうふうに思っておりますので、その前にまず教育委員会としては環境を充実させたいという考え については、昨年度ご答弁申し上げたときと変わりないということでご理解いただきたいというふ うに思います。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)考えは変わっていないということで、これ以上何を言ったらいいかなと思うところなんですけれども、やはり皆さん知りたいと思うところは、この事業をやったことに対してどれだけ結果が出ているかという説明は、教育委員会としてするべきなんではないかなと思います。

学校司書については、横浜市の教育委員会が出している横浜市学校司書配置事業についてというところで、学校司書配置における平均貸し出し冊数というところで145%ふえましたという数字を出しています。これは英語指導助手としか書いていないのでどうかわからないですけども、吹田市で、英語教育推進事業で英語指導助手を配置したことによって、英語を使って話せることがふえたなどの肯定的な回答がふえたということも出しています。なので、皆さんほかの教育委員会としてはそういう数字も出しているので、熊取町教育委員会としてももっと住民、またこれから転入してこようかと考えている人たちに対して、熊取町に行けば図書館司書、ALTが全部配置されていて、その効果が出ているんだなというのを説明するべきなんじゃないかなと思うんですけれども、教育長、これに関してどう思われますか。

議長(坂上巳生男君)勘六野教育長。

教育長(勘六野 朗君) ただいま林理事が申し上げたとおりの感想は持っているんです。坂上議員が言われることも一般町民としてはわかるんですが、それを目標にして例えば何%の生徒をつくりますということで転入促進にするのは、どうもそぐわないというのは今も思っておる。それを見て、じゃ転入しようかというふうに来て、何%にそぐわなかったやないかというようなことにもなりかねないし、あくまでもそういうふうに前向きに考えて、人的な配置であるとか、あるいは設備的なものを教育委員会はこれだけやりますと。我々も内部の資料としては、もちろんやっぱり英語がどれだけ好きでというような方がふえているかどうかというのは、毎年毎年そういうのはデータとして持つわけですけれども、それを出して転入促進を図ろうというふうには考えていないという点でございます。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)そこで転入促進を図ることは考えていないということなんですが、熊取創生戦略の冊子の中で基本目標2のところに「『教育のまち"くまとり"』としての確固たる熊取ブランドを確立する」と書いているんですけれども、そこでこの事業に対してどれだけの結果が出たかわからない指標を出しているのはどうなのかなと。この質問は2回目なんですけれども、ちょっと納得できないんですよね。ブランドを確立するということなので、やはり結果を出していくべきなんやと思うんです。そこに全国平均より何%上回ったとかという目標をつくることが、ある意味大事なんではないかなと思うんです。そこに到達しなかった子どもがどうだという話ではなくて、教育委員会が取り組んだ事業がどれだけの成果を上げたかということを住民に説明する資料として、KPIで配置人数だけを出しているということに物すごく違和感があるんです。なので、ここをこの事業に対してどうやったかという結果が見えるような指標にしてほしいと思うんですけれども、どうですか。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)今、議員からいろいろとご指摘いただきました。その中で一つ整理しておきたいのは、例えば今回のKPIは何のKPIなのかというふうなこと。ですから、当然ながら今、議員がおっしゃいましたような、例えばALTをつけた、英語教育を充実させた、例えばきょう冒頭で次長から教育委員会の報告がございました。ああいったところで今後いろいろ工夫を加えていきながら、英語についてはこういうALTの事業をしました、その事業をした結果このような答えになっています、ただ、その中で例えば課題はここにありますというようなことを今後きっちりもう一度どういうふうに示していくのかということを我々は精査していかないといけない。ですから、各事業をやった上でどういう成果があったのか、その中で今後、我々は何を課題として捉えるのかということはちゃんとお示ししなければいけないというふうに我々は思っております。

ただ、今回このKPIについてはこれでいきたい。その環境を整備した結果、教育全体としてはこんな結果になりましたというところは、また当然ながら違った形になるかもしれませんが、そこでお示しし、課題をここだとお示しし、今後こう取り組んでいきたいと。だから、あくまで今ご指摘いただいている部分のKPIはこれを目標とする。それを目標とした結果、教育全体としてはこんな結果が出ていますということは、やはり住民の皆様方に知っていただく機会というのを持つことが必要であろうかというふうに考えておりますので、そういう意味で、我々、何もこんなところがよくなりました、ここが課題ですというところを全然表に出したくないであるとか出さないということではなくて、KPIとしてはこの数値を一つ環境整備として捉えてやっていきたい、ただ、その結果どうなったかというのは当然おっしゃるように住民の知りたいところであろうかと思いますから、それはここの目標につけるということで我々は考えてはおりませんが、それ以外の部分でどう成果が出たかというところをしっかりお伝えしていく機会というものを持っていくこと、これは必要であろうかというふうに考えておるというところでございます。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)わかりました。ALTに関しては目標が6人で今5人なんで、来年度もしかしたらこれでいくのかなというところはありますけれども、学校図書館司書に関しては、もう目標が8校で今8校になっています。目標達成した場合、次の目標を掲げるのが普通じゃないかなと思うんですけれども、そこについてはいかがですか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)司書につきましては全校配置しております。できるだけ、子どもたちが図書館に足を運ぶであったり読書が好きになる、あるいは教科等の学習を通して、調べ学習を通して自分で学んで調べる、そんな力をつけていきたいというふうに思っております。それを大切にしていきたいなというふうに思っておりますので、31年度全校配置の後も、引き続き8名と

いうことでさせていただきたいなというふうに考えております。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)配置人数としては、熊取町は学校が全部で8校なんで、8以上はないと思うのでこの数字で結構やと思うんですけれども、KPIの自己評価に関しては非常に目標設定が曖昧というか、何かよくわからないです。先ほど浦川議員も全体的に曖昧やということをおっしゃっていましたけれども、僕も、ALTと学校図書館司書に関してすごくわかりにくい指標になっているのではないかなと思います。ましてや、ここに掲げている「『教育のまち"くまとり"』としての確固たるブランドを確立する」と言っているところに配置人数しか書いていない、今、じゃどうなっているんやというのがわからない数字を出しているというのは、僕はちょっと違和感があります。町長はこの辺についてどう思われますか、KPIの目標に関して。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)議員がおっしゃるのも妥当かなというふうに思います。そういった点もございます。 ただ、目標ばかりに目がとらわれてしまうというふうなことも若干危険を伴うのではないかなというふうに思います。我々は、自立した、そういう自分で向上心を持って自分で生活していける子どもを育てたいというふうな目標が掲げられておりますので、そういったことを子どもたちが自分の考え、行動で取得できるような、そういう教育内容、教育環境の整備に努めているということで、そういう意味では成果が確かにあらわれています。その成果の発信の方法かなと思うんですけれども、これは、成果としては十分、今、議員が言われたような住民への報告の仕様もあってもいいかなと思います。そういう項目を幾つも並べていいものかどうかというふうな思いもございます。その中で近隣市町村、他市町村と比べる中で、そういった子どもたちが自分の思い、自分の考えで行動、思考できる、そういう環境整備の面については、他市町村よりははるかにという言葉に語弊がありますけれども、充実した内容ではないのかなというふうに思っております。目標、指標については、少し細か過ぎるというのもどうかなという考えを持っているところです。以上です。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)ありがとうございます。ある程度僕と同じような意見も持ってくれているような部分があるので、ありがたいなと思います。

僕自身は、子どもたちの教育に関して、財政が厳しくなってくる中でありますけれども、これからももっとお金をかけて、いい人材を育てていくべきやと思っているので、この指標だとちょっとそれも説明しづらいなと思ったので今回質問させていただきました。またこれから、KPIでなくても、住民にわかりやすいような事業の成果の発表の仕方を考えていただきたいなと思います。

それでは、次の2つ目の質問に移らせていただきます。

熊取町公式 f a c e b o o k ページについての 1 つ目、現在の投稿の目的はというご答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)それでは、熊取町公式 f a c e b o o kページについて順次答弁申し上げます。まず、1点目の現在の投稿の目的についてですが、ご質問のフェイスブックはソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSの一つで、近隣自治体でも開設しているなど、行政情報の媒体として広く活用されております。また、若年層、若い方の利用が多いこと、情報拡散力が高いことなどから、こうしたメリットに着目し、本町でも平成24年11月から開設しております。

その運用に当たっては、ふだんは主に町主催のイベント情報を、緊急時には防災情報も投稿しており、フェイスブックを更新すると利用者に更新の通知がなされる機能を生かし、リアルタイムかつ着実・効果的に利用者へ町の情報を発信し、転入促進も視野に入れながら町のPRを図ることを大きな目的としております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)今、答弁の中で拡散力を生かしてというところがあったんですけれども、フェイス ブックページの名前がメジーナちゃんというふうになっているんです。これは普通に熊取町役場の ほうがわかりやすくて、フェイスブックの中で検索する人も、普通熊取町を調べるのに一発目から メジーナちゃんと入れないですよね。そこはどう考えてメジーナちゃんという名前にされているん ですか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)若い方を視野に入れての転入、先ほど申し上げたようなそういうところもございまして、投稿者がメジーナちゃん、時々ジャンプ君がするということで、そういったバランスのところもあってというか、フォロワーの方と身近な関係でおつき合いをしていただきたいという、そういった意図から、熊取町役場と書くのは非常にわかりやすいんですが、そういった意図がございました。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)僕は、フェイスブックで最初検索したときに、まず1つ目に「熊取町」、その次に「熊取町役場」、その次に「熊取町 公式」とかで調べていっこも出てこなかったんで、ないんかなと思っているところに、熊取町のホームページからフェイスブックに入って、メジーナちゃんという名前になっているというのにそこで初めて気づきました。なので、ここは考え過ぎて余計に拡散力が落ちているんじゃないかなと思うので、ぜひ改善していただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) そういったご意見も非常に合理的なお話も含まれています。検討はさせていた だきます。

おっしゃるとおり、ホームページにバナーでフェイスブックを立ち上げているんで、実際、それを押していただいてアカウント設定とか進められるようになっているんで、思いとしては、ホームページに来た方がおもしろいなということでフェイスブックに入ってということで、一からのそういう調べてというところを余り、とにかく、より身近なということの思いのほうが強かったんで。ただ、検索という意味で、今おっしゃることも合理的なことも含まれておりますので、ちょっと

検討させていただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)ぜひよろしくお願いします。

次、2点目の期待する効果は出ていますかという答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)2点目の期待する効果はでているのかについてですが、現在、町のフェイスブックのフォロワーは444人であり、近隣市町を人口比で見ますとフォロワー数の平均が1%強、本町も1%と近似した値であるとともに、先ほど申し上げたフェイスブックの通知機能によって利用者に対しては確実に町の情報が伝わり、また利用者の反応も確認できるなど、主要な町の情報媒体である広報紙あるいはホームページの補完的な対応として一定の効果は得られていますが、一方では改善の余地もあろうかと考えております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)今、住民の1%強のフォロワーとおっしゃいましたが、これは全町民だと把握されての1%強でしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) 比較の参考値やこういった形、要は町外、町内でというシステムになっていないんで、あくまでも参考指標として人口比例を見たという、そういう判断です。これも、できる限

りふやしていく方向で進めてまいりたいと思います。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)できる限りふやしてほしいのはふやしてほしいと思うんですが、これは町内の人向 けなのか町外の人向けなのかというところがすごく曖昧かなと。僕自身、投稿を見ていて、結局町 内の人向けの投稿じゃないかなと思うんですけれども、それに対しての効果は出ていると考えてい ますでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)冒頭の答弁でも触れさせていただきましたように、もともと平成24年11月にフェイスブックを開設しておるんですけれども、それに先立って24年3月に転入促進基本方針というのを策定しておりまして、その中で町外から引っ越しを考えている方とかそういった方の相談とか支援等に対応できるように、また、その折に町の情報をできるだけ発信して、熊取町はいいまちやな、あるいは一度足を運んでみたいなと、そう思ってもらえるように、また、双方向でコメントも入れられますのでコミュニケーションのツールでもあるという、そういった判断で当初は町外の方の転入ということを大きく扱っておったんです。

ただ、先ほど申し上げたように、広報であったりホームページの補完的な、1%といえどもやはり若い方を中心に見ていただいていますので、町内の方も見ていただきやすいように町内のイベントであったり、あるいは緊急時の防災情報、それ以外に町の街角探訪のような形で見どころを少しご案内させていただいたり、町なかの平素の出来事を身近に出せるようなということで、いずれにしても今時点では町内外の方にできるだけフォロワーになっていただきたいと、そういう思いでございます。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)その辺が僕も見ていて曖昧やからいまいち、僕もフェイスブックページにいいねをしているので、タイムラインに上がってくる都度都度見て一応いいねを押すんですけれども、ふうんと思って終わるみたいなところもあったりするんです。図書館でそんなことをやってたんやねと思うようなところもありますけれども、その辺のフェイスブックを使ってどの辺のターゲットにアピールしていくんかというのが曖昧やから、投稿も散漫になっていくんじゃないかなと思うんです。そこで、3つ目の今後のフェイスブックの運用についての答弁をお願いします。

議長(坂上巴生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)3点目の今後のフェイスブックの運用についてですが、前述のとおり、現在、町の主要な情報媒体として、毎月全戸配布しておる広報紙と、迅速かつ十分な情報が提供可能なホームページを主力とし、比較的行政コストが低く、利用者へ直接的に情報を伝えることのできるフェイスブックは、それらの補完的な対応として運用しているところでございます。

他方、平成28年における個人のスマートフォンの保有率が56.8%、インターネットの人口普及率が83.5%とICTサービスの利用が高水準で推移している傾向を踏まえますと、町行政の情報発信の中で利用者個人に着実かつ効果的に伝えたい情報についてはフェイスブックを活用することが有用であることから、引き続き、より多くの皆様に町のフェイスブックのフォロワーになっていただけるよう広報紙等を通じて呼びかけてまいりますとともに、転入・定住促進にもつなぎ得る、本町に興味を持っていただけるおもしろさのある記事、そういった記事の充実等に努めてまいりたいと考えておりますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)確かにフェイスブックページは低コストで運用できるので、いいなと思うんですけれども、この際、町内向けの行政情報とか町内の人向けの投稿ではなくて、不特定多数の全国の人に向けていろんな熊取町のアピール、売りたいもの、今で言ったら熊取コロッケをやっていますので、そういうものを毎日更新するとか、それとか広く熊取町のホームページでいろんな人に熊取町

のきれいな景色を撮ってもらって、その中で抜粋してフェイスブックのページに投稿していくとい うような、町外の人に向けてこんなところがあるよというようなアピールに使ってはどうですか。 議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)全く同感でございまして、例えば最近、今月から、ちょっとSNSとして違いますが、インスタを岸和田市も立ち上げたり、要は実際の祭りの写真であったりとか風光明媚なところのということで、そういったのも一つの方向ですし、先ほど来申し上げていますように転入促進基本計画、転入ということの観点からの取り組みでもありましたので、先ほどの町の名産、熊取コロッケなら熊取コロッケのご紹介であったりとか、そういった町の売りの部分をアピールできるように、そういった記事の作成、投稿に努めてまいりたいと思います。

議長(坂上巳生男君)坂上議員。

5番(坂上昌史君)ぜひその辺、よろしくお願いします。また、僕も言おうとしたインスタグラム等の リンクとかもぜひどんどんやっていってほしいなと思います。

僕も、この日曜日に永楽ゆめの森公園でオープンカフェに参加させていただいたんですけれども、そこでも僕たちの団体でフェイスブックページでオープンカフェをやりますよというのを何回か、期間は短かったんですけれども投稿したら、かなりフェイスブックを見て来ましたというような人も多かったので、ぜひその辺、フェイスブックをうまいこと利用して熊取に来る人を低コストで呼んでいけるので、うまくカラフルなものをつくって運用していただきたいなと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長(坂上巳生男君)以上で、坂上昌史議員の質問を終わります。 次に、服部議員。

9番(服部脩二君)議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

まず、1点目、鳥獣被害の実態について、1番目、平成24年度から平成28年度の5年間の有害鳥 獣別被害件数と総被害金額の推移はどのような状況ですか。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)それでは、1点目、鳥獣被害の実態についてのご質問のうち、1点目、平成24年度~平成28年度の有害鳥獣別被害件数と総被害金額の推移についてのご質問にご答弁申し上げます。

毎年度4月から3月までを期間とした野生鳥獣による農作物の被害状況調査を行い、国に報告しておりますが、この報告数値は大阪泉州農業協同組合から聞き取り調査を行ったものでございます。 対象はスズメ、カラス、ネズミなど農作物に害を与える野生鳥獣全てでございますが、本町における被害が大きいイノシシ、アライグマによる被害についてご答弁申し上げます。

まず、平成24年度につきましては、イノシシによる被害が1.2~クタール、141万円、アライグマによる被害が0.3~クタール、238万8,000円、計1.5~クタール、379万8,000円、平成25年度は、イノシシによる被害が1.2~クタール、126万円、アライグマによる被害が0.23~クタール、138万4,000円、計1.43~クタール、264万4,000円、平成26年度は、イノシシによる被害が1.2~クタール、102万6,000円、アライグマによる被害が0.24~クタール、138万6,000円、計1.44~クタール、241万2,000円、平成27年度は、イノシシによる被害が1.2~クタール、228万9,000円、アライグマによる被害が0.24~クタール、106万2,000円、計1.44~クタール、335万1,000円、平成28年度は、イノシシによる被害が1.2~クタール、228万9,000円、アライグマによる被害が0.24~クタール、106万2,000円、計1.44~クタール、335万1,000円、アライグマによる被害が0.24~クタール、106万2,000円、計1.44~クタール、335万1,000円となっております。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番 (服部脩二君) ただいまのご答弁によりまして見ますと、大体横ばい状態、急激な伸びというのは 感じられないんですが、その辺で何か、いわゆる被害に遭わない対抗策というのはどのようなこと をやっておられるのでしょうか。 議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君) ちょっと後ほどの質問と重複するかもしれませんが、まず被害につきましては、 先ほどご答弁させていただいたように農協からの聞き取り調査によります。実際には、被害に遭わ れた方全てが農協に報告しているかというところは確かにちょっと不確かなところがありまして、 農協で把握できている数値が現在の状況であるということでございます。

対抗状況というのは、先ほど言いました基本的には箱わな、くくりわな、そのほか各農家が設置していただいています電気柵、この3種類によって被害を防いでいるというのが基本的な考え方でございます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)わかりました。

それでは、2点目の有害鳥獣捕獲件数と処分状況の推移についてお願いします。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)ご質問の2点目、有害鳥獣捕獲件数の処分状況の推移についてでございますが、 平成24年度はイノシシが74頭、アライグマが33頭、平成25年度はイノシシが75頭、アライグマが32 頭、平成26年度はイノシシが111頭、アライグマが43頭、平成27年度はイノシシが84頭、アライグ マが24頭、平成28年度はイノシシが82頭、アライグマが52頭の捕獲処分となってございます。 以上です。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)ありがとうございました。これも横ばい状態のような感じがするんですが、これのいわゆる処分の仕方、イノシシとアライグマでは大分違いがあろうかと思うんです。その辺はどういうふうな処分の仕方をされているんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)熊取猟友会の3点目の質問とちょっと重複しますが、まず簡単にご説明させて いただきます。

イノシシにつきましては、基本的には自己処分もしくは焼却処分となっております。アライグマにつきましては、炭酸ガスによる処理をして斎場で焼却処分しているということでございます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)わかりました。

それでは、今後もこういった有害鳥獣の被害というのがかなり予測されると思うんですが、3番目といたしまして、効果的な被害防止対策とどのように取り組みをされているのか、その状況をお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)ご質問の3点目、効果的な被害防止対策と取組み状況についてでございますが、 箱わなやくくりわなによる捕獲、また農地への侵入を防止するための電気柵が有効な対策と考えて おります。

イノシシの捕獲については、町内の山手地区を中心に計26台のおりを設置しております。アライグマの捕獲につきましては、個人所有の捕獲おりのほか、町から計15台の捕獲おりの貸し出しを行っております。また、町内の各農業実行組合に対して、電気柵やアライグマ捕獲おりの購入費用に対し2分の1を補助し、被害の防止に努めていただいているところでございます。さらに今年度は、新たに設立された熊取町鳥獣被害防止対策協議会に対し、全額補助対象となる国の鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、新たにイノシシ用の捕獲おりの購入費用を補助するべく現在事務手続を進めているところであり、熊取猟友会と連携し、より効果的な捕獲おりの設置が可能となるものと考えております。

今後も、農家の方、各実行組合、熊取町鳥獣被害防止対策協議会、熊取猟友会との連携を密にし、 農作物に対する鳥獣被害防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願 い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)ありがとうございました。

それでは、関連するんですが、2番目の質問に入らせていただきます。

熊取猟友会について、猟友会の狩猟免許別取得・更新している者及び年齢別人数はどのような状況でしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君) それでは、2、熊取猟友会についてのご質問のうち、1点目、狩猟免許別取得・更新者数及び年齢別人数についてのご質問にご答弁申し上げます。

平成29年度、有害鳥獣の捕獲従事者として従事者証を交付している熊取猟友会会員の方は12名となっております。このうち、わなを使用する法定猟法の免許であるわな猟免許は全員が所持、装薬銃及び空気銃を使用する猟法の免許である第1種銃猟免許の所持者が12名中6名となっており、全員が各免許の更新を行っている状況となっております。また、年齢構成といたしましては、30歳代が1人、40歳代が1人、50歳代が1人、60歳代が8人、70歳代が1人となっております。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)わかりました。ありがとうございます。猟友会もだんだん高齢化してきて動きにくいというふうなあれがあろうかと思います。若い人も入ってきているということなんですが、そういった猟友会の会員を募集するとか応募する、何かそういったものは町のほうから発信されておるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)猟友会はあくまで民間の方々で組織された団体ですので、直接そこに加入するような形というのは行政としては現実的には難しいんですが、ただ、狩猟免許を取っていただきたく、広報で免許の更新であったりそういったものをPRして従事者をふやしていきたいということで、考えてございます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)ありがとうございました。

それでは、続きまして2番の有害鳥獣捕獲活動の取組み状況について、これは熊取の猟友会がどんな取り組みをしておって町がどのような支援をしているのか、教えてください。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君) それでは、ご質問の2点目、有害鳥獣捕獲活動の取組み状況についてでございます。

まず、イノシシの捕獲活動の取り組みでございますが、熊取猟友会の会員の方は、仕事を持ちながら主として休日に活動されている方、ほぼ毎日活動されている方などさまざまでございます。それぞれ、担当する捕獲おりやくくりわなについて状況確認や餌の入れかえなどの管理を行うほか、目撃情報や痕跡などから効果的なおりの設置場所を検討し、移設を行うなど、有害鳥獣捕獲活動に従事していただいております。

アライグマにつきましては、おりによる捕獲となりますが、住民の方、農家の方に対しておりの貸し出しを行っております。また、捕獲されたアライグマの措置については今年度から熊取猟友会に依頼しており、個体の運搬、措置、おりの再設置まで行っているところでございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)ありがとうございました。

それでは、続きまして3番、4番といかせてもらいます。

鳥獣別に捕獲手段、方法、処分に違いがあるのか、そういった活動の支援として町のほうから事

業報償金、協力費等は昨年度幾ら出しておられるのか、教えてください。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君)それでは、ご質問の3点目、鳥獣別の捕獲手段、方法、処分の違いについてで ございます。

イノシシにつきましては、町内の山間部や農地を中心に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正 化に関する法律に基づき、箱わなまたはくくりわなを使って捕獲を行うものでございます。わなに かかったイノシシは、やり等を用いてその場でとめ刺しし、自己処分や町営斎場での焼却処分を行 っております。また、アライグマにつきましては特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律に基づく捕獲となるものでございます。住民向けに捕獲用おりの貸し出し業務を行って いるほか、みずからのおりを所有している方もおられます。先ほど申し上げましたが、捕獲した個 体の運搬・措置等について熊取猟友会に委託しており、炭酸ガスによる安楽死措置の上、町営斎場 での焼却処分を行っているものでございます。

ご質問の4点目、昨年度の事業奨励金・協力費等についてでございますが、イノシシにつきましては、熊取猟友会に対し有害鳥獣捕獲業務の報償金として15万円を交付するほか、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を活用し、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業委託料として、成獣1頭当たり8,000円を68頭分、幼獣1頭当たり1,000円を14頭分の計55万8,000円を支払いしております。

有害鳥獣対策につきましては熊取町猟友会の存在が必要不可欠であることから、連携を一層密に して取り組んでまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせて いただきます。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)ありがとうございました。

これだけたくさんの被害をこうむるような有害鳥獣を捕獲するというのは非常に難しい面もあろうかと思いますが、この事業に対して、もう少し町がお金を上げてくれないかなという要望が猟友会の方からあったんです。内容を聞いたら今おっしゃったようなことなんですが、やはり年々人も年がいってきて動きにくい、若い人がしんどいと。処理の仕方として今現実にやっておるのは、完全に猟友会に任せて、肉も皮も皆持って帰ってもらって結構ですという形になっていますわね。それなんかもうまいことシステムをつくって、どうにか事業に向けるような方法を考えられないのか。それと、もうちょっと衛生面で、しっかり処分したときにその肉を処理するための場所をうまく考えてほしいとか、そういったこともこれから問題になろうかと思います。

この近辺、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、ここらと連携して、やはりどこか1カ所にしっかりした施設をこしらえていただけないかというのが猟友会のメンバーの要望なんです。そういったことも踏まえて、私のほうからも要望させてもらいますので、また検討していってください。

議長(坂上巳生男君)藤原住民部長。

住民部長(藤原伸彦君) 今ご提示いただきました猟友会の方の気持ちというのは十分私どもも把握して ございます。

先ほど報償金として15万円ということでご答弁させていただきましたが、29年度から30万円ということで倍額にさせていただいております。あと、実務を見させていただく中で非常にご負担いただいているというのを私らは実感しておりまして、できる限り支援をさせていただきたいという思いはありますが、やはり全体的な財政状況の中で最大限、今できる範囲の中で対応いただいているというのが実態でございます。

2点目のご質問のジビエについても、以前から渡辺議員などご質問いただいておりますが、やはり全体の頭数が出ないと採算がとれないというのが現実のお話です。以前にもご答弁させていただいているかもわかりませんが、富山市で実態調査したんですが、鹿で約350頭、イノシシで200頭以上のものがないと採算に乗っていかないというところもお聞きしております。先ほどご提案いただきました広域ということが大前提になろうかと思いますが、そこは常時、農業関係の職員らとそう

いう情報交換をきっちりしていきたいと思います。

あと、本当にジビエをしていただける方がいらっしゃるのかというのも大きな課題ではないかな と思います。猟友会にとっていただいても、それを加工する方、実際にやっていただける方が本当 にいてるのかなというのも大きな課題ではないかなというところは認識してございます。

いずれにしましても、将来の課題として認識しておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上です。

議長(坂上巳生男君)服部議員。

9番(服部脩二君)ありがとうございました。これは絶対になくなるということはありませんので、やはり何年もこれからそういった有害鳥獣被害をもたらす動物と対抗していかないかんということをしっかり考えて、また、先ほど電柵を催しているいうところで一つ、ことしの6月1日に京丹波町で使用している、これは鹿が主なメーンの動物なんですが、撃退装置というのをつくって、8種類のセンサー、いわゆる有害鳥獣の種類によってセンサーを変えられるんです。これ、1基1万2,800円で売っているんですが、その方が台湾へ行って、台湾でもともとつくっておったんです、鹿の撃退機を。それで、それを見て、その方は何遍も台湾の工場へ行って改良に改良を重ねて、それで京丹波町で現在1万基それを公費で購入して、それで農家さんに貸し与えているというような事業もやっているというのがテレビのニュースでやっておりました。現実に、世の中に有害鳥獣が畑のほうへ来た、そしたら自然にそのセンサーが働いて動物が逃げていくというのをニュースでやっておりましたので、またその辺も参考にして、いろいろこれからのあれに取り入れていただければありがたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

議長(坂上巳生男君)以上で、服部議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時10分まで休憩といたします。

(「14時55分」から「15時10分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)すみません、先ほどの浦川議員の一般質問の中で人口の推計につきまして1点、大きなところですので、修正といいますか確認させていただきたいと思います。

先ほど浦川議員、あわせて私の発言の中でも、人口推計におきまして今年度末の人口が8年先の人口推計になっているということで、人口減少がさらに8年前倒しで進んでいるというそういったやりとり、答弁をさせていただいたんですけれども、実は、人口ビジョンのほうの推計は国勢調査ベースの人口推計ということで、社人研のほうはなってございます。

つまり、国調のほうには住基登録されていない方、例えば熊取町の場合ですと多く大学生が含まれたりとか、そういった方々が今ちょっと短時間でしたので数値の精緻はとれていないんですが、ざっくり1,000人程度はいるんじゃないかなというところがございまして、今年度末と37年度末が同じ数値になっているということで、8年前倒しということでお伝えしました。その中には1,000人程度というふうに言わせてもらいますが、要は国調ベースはそっち側を含んだ上での推計ということになっていますので、実際の住基ベースではそこまで進んでいないという、そういったご認識を持っていただいたらと思います。

その数字につきましてはまた後ほど精査いたしましてご提供させていただきたいと思いますので、 その点だけよろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)一般質問を継続いたします。

次に、文野議員。

1番(文野慎治君) それでは、休憩に引き続いて一般質問を続けていきたいというふうに思います。

私のほうは、通告のとおり、昨年の12月議会で全会一致で請願を2件可決いたしまして、債権回収プロジェクトチームということが発足してスタートしているわけでございます。可決された請願、名称でいえば談合賠償金の公平・公正な全額回収を強力に実行することを求める請願、談合問題の調査特別委員会の設置等を求める請願、この2件の請願の趣旨を統合する形で債権回収プロジェクトチームが始動しているわけでございます。

当時、このチームができるということについて町長の決断があったときには、私も大変評価をし、 この活動に本当に期待するということで町長の英断に敬意を表したわけでございますが、現在まで のプロジェクトチームの開催状況と進捗状況について、まずご答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)それでは、文野議員ご質問の談合問題の債権回収プロジェクトチーム会議の現状について報告させていただきます。

現在までの開催状況でありますが、平成29年3月29日に第1回を開催し、5月9日に第2回、6月14日に第3回、7月18日に第4回、第5回目を8月8日に実施して、とりわけ第4回につきましては、債権回収プロジェクトチーム委員の5名の弁護士が本町に来庁いただき、談合事件から一連の経過文書を直接検証いただいたところであります。

以上、答弁とします。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)今の内容につきましては8月23日、議員全員協議会でその他案件という状況の中で報告があった日程でございまして、現在、8月8日まで5回あったということですよね。

今後なんですが、報告書をまとめるというような形が当初から言われているんですが、これの中間報告とかそういうふうな形は考えておられるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) 先般、先ほど申し上げました第3回プロジェクト会議のとき にうちのほう側から報告させていただいたときも、その必要性についても委員の皆様は認識してい ただいておりまして、本議会終了後ぐらいには開催していただける運びとなっております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)今の答弁の確認なんですけれど、開催をする運びというのは第6回目を近々やるという意味ですか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)次回、第6回目が9月11日に予定されておりまして、そのときに各委員、弁護士の日程調整をさせていただいて、岩本顧問弁護士1人になるのかわかりませんが、勉強会を開催させていただく考えでおります。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)今、勉強会という形が出ましたので記憶をたどると、プロジェクトチームができてちょうど去年の8月ごろに1回目の勉強会をやり、そしてことし2月14日、バレンタインデーの日に2回目をやったと。ただ、この勉強会というのは、正副議長室に岩本弁護士が来られて、今までの状況であるとかそういった形、我々も質問させていただくとかいうような状況でやった勉強会のことなんですが、9月11日に6回目をやって、そこで次の勉強会をやる日程を入れていただくと。これがイコール中間報告的な形ということを認識されているんですか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) そのとおり、議員おっしゃったように中間報告を兼ねての勉強会というのを考えております。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)ということは、これは二元代表制ですので、議会議員全員に同じ場で報告をするということは町民に報告をしたということと同じになるんかもわかれへんけれども、例えばこの請願を住民団体の方が長きにわたって裁判闘争を続けてこの結果に今なっているわけなんですけれども、そういった方々を踏まえた今こういう状況ですというような場は持たないんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) 先ほども、第3回のPT会議のときに請願者からの面談の要望がございますというお話をさせていただいたときなんですが、2人の委員からそれはよくないよねというふうな形で、5人が5人、最終的には請願者と面談することは好ましくないという結論に達したものでございます。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)それは、12月に決議をしてこれができて、請願2つを包括する形でプロジェクトチームができたということは冒頭申し上げましたけれども、請願の中身、これは当然、町のほうからこういう請願が全会一致で議会で可決されてプロジェクトチームができました、これをお開きくださいという状況の中であったわけですから、それで今の話をもう一つ言うと、6月の時点で住民から、プロジェクトチームができたけれども今どういう状況なんやろうという形について教えてくれないかということが、これは議会で議決をしたものですから議長にその要請がありまして、町長にこれをお願いし、6月でございましたので日程でいえば4回目の7月18日に町に5人のチームが来るので、町長から間をとるような形で、このときに、チーム全員か代表の岩本弁護士かわかれへんけれども、そういう場に住民の人も来ていただいて一応話し合いをする場を持ちましょうというような形でお約束をいただいたというふうに思っているんです、今ありましたようにね。

ところが、6月14日の3回目のチームの話し合いのときに、請願者の人に会うのは好ましくないよねということで一方的に肘鉄を食らわしているような形なんですが、これは、今の時点では好ましくないという何か形容詞がついていたように私は思うんです。言えば、中間報告は議員にはするけれども、そういう住民の人にはしないという形を正式に答弁として聞くのは初めてなんですが、そう理解していいんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)町長も、7月18日に本町でプロジェクト会議が開かれるというのはご存じやった。そのときに、それに向けて第3回を大阪の岩本弁護士の事務所で開いているわけなんですが、そのときにお諮りして、今の時点ではできない。ひょっとしたら12月やったらできるんかと、そこまではまだ現状確認しておりません。以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)それでしたらもう一度原点に立ち返って、12月議会のご答弁の中でちゃんと記録として残っていることから言いますと、私もこの時点での取り組み内容であるとか請願の趣旨を実現するための決意を町長から伺いたいというような質問項目であったんですが、検討チームをつくるというご答弁があった中で、この検討チームにおいては、請願に示される最強の法的手段についての検討並びに執行に係る効果、問題点の整理及び住民訴訟からの訴訟経過と町の対応を検証することを目的とし、最終的には報告書として取りまとめていただき、町に対し提言していただくものと考えており、議員の皆様へは適時報告などを行うよう努めてまいります。これだけであれば、今のご答弁なんですが、私は町長の答弁を求めておりまして、その後の町長の答弁を言いますと、請願の趣旨を実現するための決意につきましては先ほどご答弁申し上げましたとおりということで言うんです。岩本弁護士、畠田弁護士を中心とする検討チームを結成し、今後の債権回収並びに過去の訴訟経過などについての調査検証を行い、的確な提言をいただき、またその経過については、住民の皆様を初め議員各位への情報提供をしっかり行いながら、ご意見を伺う機会も設け、今後も債権

回収及び過去からの検証につきましては誠心誠意取り組む所存でございますという答弁がありました。ですから、検証チームができるという答弁をいただいたときには、私は評価をして、ぜひよろしくということでエールを送りました。

しかし、今の9月議会で私も2回の定例会、ずっとこの問題は常に項目を入れてやっていたんですが、2回お休みをいただいて、この様子を関心を持ちながら、注視をしながら報告をお待ちし、どういう結果になるかな、いつ我々の意見を言えるんかなという立場でおって、ちょっとしびれを切らして今回復活させた内容なんですけれども、後退しているんですよ。

町長、すみません、今ちょっと読み上げましたけれども、そういう町長の決意というような状況の中で、住民の皆さんを初めという形は、やはりこれは住民の方はみずから行動を起こして請願だけ出したわけではないんですよ。そこへ至るまでの、きょうはちょっとA3の大きな資料を書かせていただいていますけれども、長きにわたってこういう形を行ってきた。住民活動をして、そして勝訴して町に損害賠償を請求できる権利を住民がかち取って、それを行政が今までの形で言えば見逃して、あるいはやることやらずに怠慢な対応をとる中で、取れる財産あるいは業者がどんどんみずから会社を潰したり資産を隠したりそういうふうなことをする中で、大変厳しい状況にある中でプロジェクトチームがそれこそ検証しましょうということで始めたわけなんです。

ですから、住民の請願者の立場、請願に署名した多くの方の立場からすれば、自分たちの動きで 汗をかいたと。しかしその実をとるのは、何も自分たちのやったという思いだけではなくて、熊取 町民が血税を奪われた談合事件という忌まわしいものに対して、私はいつも言っていますけれども、 早く次のステップへ行くために解決をする方法として、最終的なプロジェクトチームができてそれ を待つんだということで、今みんな待っているわけなんですよ。

しかし、当然このPTをつくろうと決断した町長の答弁をみんな楽しみにというか、決断を評価 して待たせていただくけれども、中間報告はもう住民の人には必要なくて議員にはちょっと言いま すと。しかし、もう報告書が出てくるという段階を今年度ということで一応切ったという答弁も残 っていますので、そういうことからすれば自分たちの思いはどうなるんだろうということがあるん です。

それで、今改めて聞きます。町長、先ほど紹介した議会での答弁からすれば、6月には一つの案として、7月に来るときにそういう場を30分でも1時間でも持てるように言いますということを言ってくれたのは、それは正直なところだと思うんだけれども、PTのほうが何を思ったかわからんけれども、いやそれは言えないんやと。議員には言えるけれども、町民のそういう汗をかいた人、心配している人、そういう方に対してやっぱり敬意を表してこういう場まで持ってきていただいて、そういう方にPTとしてやっていること、あるいはやっていることを聞いたけれどもまだこれも必要じゃないですかという知恵もかりながら一つのもの、到達点を持っていくということからすれば、熊取町が依頼をしているPTですから、町長は答弁にあるように住民の皆様を初めという形を最後まで貫いて、いや、岩本先生はそう言うけれどもそうじゃないんだと、だからそういう時間を次は必ずとってくれということをするのが筋じゃないでしょうか、町長。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君) 先ほど来から阪上理事から今までの経過等についてはご説明させていただいているところでございますが、もう一度整理させていただきたいと思います。

6月14日の第3回のときに、請願者の方々がPTの5名の方と面談を希望しているということで打診させていただきました。そのときの皆様方のご判断ですけれど、まだ3回目のPT会議をやっている最中やと。それぞれに分担を決めて、それぞれの業者、個人も含めて調査している最中やと。まだ中間報告もまとまり切れていない。当然のことです。まだ3回目のPT会議ですから、その中でこのようなデリケートな時期に請願者の方とお会いするのはなかなか難しいよねというのが先生方のご判断であったわけでございます。その時点での判断ということで、ご理解をまずしていただきたいと思います。

7月18日、また8月8日、第5回直近のPT会議を今終了しているわけでございますが、もう9月、10月になってきております。中間報告も当然しなければならない時期に僕は来ていると思っています。それはPTの先生方も一緒の認識でございます。ですから、10月のいつになるかわかりませんが、状況の報告を議会議員の方々にはさせていただきたいというようなこともおっしゃっていますので、その確認もさせていただきたい。

そしたら、議会議員には言えるが請願者には言えないのか、そんなことは全くございません。その件についても、第3回の時点では物すごくデリケートな時点だったんで、それはちょっとやっぱり控えさせてほしいというのがPTの考え方。そしたら現時点ではどうなのかという話になったときに、この週明けの9月11日に第6回のPTがございます。これは今、2時から今後の予定ということでご答弁させていただきましたが、もう週明けて月曜日にまた5人の弁護士の方々に集まっていただいて、私ども大阪のほうに出向きます。そのときに、3回の時点では無理だったけれど現時点ではどうでしょうということは、提言とはおかしいですね。私が提言するわけじゃないんですけれども、そういうことをお伝えしたいと思っておりますので、その中で岩本先生、畠田先生がどういう判断をされるかというのをまたご報告させていただきたいと思います。これは議長に報告させていただいてよろしいでしょうか。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)言わんとされたことはわかります、6月あるいは7月に町に来るときに。そやけど、6月の3回目のときにそういう話があったということは事務局のほうでも町長に報告されていたら、町長は、住民の方から議長宛てに要望があって、議長と副議長の私が町長室へ行って、こういうことがありますけれどもということでぜひ我々に、我々もその時点では2月から話は聞いてへんわけですけれども、その形について、住民の方に今PTはどういう状況なのかということについて、それは町長の答弁を私も言いましたから、そういった状況の中ではやらないかんでしょうと。

そしたら、今の話をよくよく時系列的に見てみたらおかしな話で、6月14日にいや困りますと言われていて、その1カ月後の町に来るときに、5人がたまたま町に来られるんやから、そのときに時間をとってもらいましょうということを町長は言いはって、それを議長は住民の代表の方にお伝えしたわけですよ。しかし、いやだめやったんやということで、それは流れてしもうたんです。もっと言えば、8月に入りまして8月23日に再度要望という形で出てまいりましたんで、今回はっきりこれはさせたいなということで、1番目に取り上げさせていただいています。

それと、今、部長のほうから言われたことで1つだけ気になります。岩本弁護士チームが、いや今の時点でも住民の方に会うのはどうかなということは、どうなるかわからんような話がありましたよね。しかし、これはおかしいですよ。雇っているのは町です。だから、これは絶対そういう形をしてくれということは言うべきですよ。先生どうしましょうと言うて、いやまだ結論まで、まだ中間報告でしょう。そこで、住民の方にとってここは譲れんよね、先生ここは気がついてやっていますかという知恵ももらえるわけですよ、その場は。そういう前向きな場にするという意味合いの中で、何も今まで調査してきたことを、いやそんな生ぬるいのでどないするねんということで、こんなん認められるかということで住民の方がテーブルをひっくり返しませんよ。

叱咤激励はあるにしても、今の現状をきっちり、それは先生方5人、皆さん1カ月に1回集まるだけでも大変なメンバーやというふうに認識しています。そういう状況にあるならば、余計に今、部長が町長の答弁を遮って立っていただいて言うた中身をもう一つ突っ込んで、時期はほんなら10月になるかもわかりません、それはオーケーですよ。必ずそれはそういう場を実現しましょうと。

具体的に言えば、8月23日に2回目談合問題の債権回収プロジェクトチームに関する要望という 形で坂上議長宛てに再度出てまいっております。議員は全員これを承知しています。これを同じよ うに町長に届けるということも、議員全員が了解のもとで我々も行動しております。その趣旨をも う一度考えていただいて、これは設置者である熊取町長として、代表として、必ず住民の方の今ま でのご労苦に対して、また、これはまだ公にはできませんということはきっちり守ってもらいます。そやから、そういうことも踏まえてぜひとも次の9月11日、来週であるんでしたらこのことはきっちり、これは今もう断る段階には来ていません。6月、7月やったら確かにそうでしょう。しかし、真夏からもう秋に入っているんですよ。ですから、ぜひともそこは扉をあけてほしい。約束してください。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)9月11日、来週月曜日ですけれども、先ほど議員が言われました住民の方々から出てまいりました8月23日のプロジェクトチームに関する要望、それを受けて議長から私ども町長に届けられました8月29日付の文書、これも全て先生方にファクスで流させていただいております。これはもう岩本弁護士にすぐにファクスで流させていただいて、請願者からの要望がこういう形で入っていると、また議長からもこういった文書を添付して町長に提出されていますということは十分情報を提供させていただいています。その中で来週の月曜日を迎えるということで、この趣旨に従ったような内容で事務局は説明させていただきたいというふうに考えております。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)説明して、いやまた断られましたは絶対ないようにしてください。ね、町長。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)部長がるる申し上げましたけれども、決意は当初と変わりがございません。あからさまに今までの経緯の中で検証する、そしてどういう最強の手段があるかないかということを探っていただく、これには間違いありません。

それにつけて、中間報告という意味では、6月はまだ少し早かったのではないかなというふうに思います。ただ、今の状況を説明するだけで終わっていいのかどうかということも当然弁護士先生も考えておられるでしょうし、私のほうも、まだ3カ月の中でというふうな、先生方の仕事の合間を縫っての作業ですので、そういうところをしんしゃくしたということでございます。

それから半年たちました。半年たつ中で、もうそろそろ一定のそういう5人で協議していただいたものが皆さん方へ報告できる、報告した中で議員の皆さん方から、また住民の皆さん方からご意見もいただけるのではないかなというふうに思っております。中間報告はこちらから開催できるように強く求めてまいりたいと思います。弁護士の先生の中には畠田先生もおられます。重々今までの経緯をわかった先生でありますので、そのことも踏まえて私からもまた要請をしていきたいと思います。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)ぜひよろしくお願いします。

戻りますと、PTの開催状況がありまして、23日というのは22日に質問の締め切りで、23日、その他案件でありまして、回収の表が渡されました。毎月113万円が入っているという確認を今したいんですが、そういうことですね。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) おっしゃるとおり、3社より毎月113万円入金されてございます。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)それでは、期待を申し上げて次の項目へいきたいと思うんです。

恒常的談合を主導した組合幹部2名と2社を、他の債務者より重点を置き、最優先に取り組んでいるのかということについて、ご答弁を用意しておられたらお願いします。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) それでは、2点目でございますが、現在完納に至らない建設 業者10社及び個人2名に係る債権回収については、債権回収プロジェクトチーム委員において、担 当する債務者を分担してそれぞれ個別に検討していただいており、請願に示される最強の法的手段について検討並びに執行に係る効果、問題点の整理についても検討いただいている状況でございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)もう少し具体的な形の表現は、もうそれ以上は無理ですか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) 先ほどの答弁にもあります、最強の法的手段と言われている 債権者破産という事柄についても検討いたしております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)例えば、去年の8月、2月の勉強会等で我々に岩本弁護士が率直に、関係者と面談を始めました、続けています、そういうようなお話を聞いたときに、いささか何かむなしかったんですよ、表現は難しいですけどね。プロジェクトチームで、今回の特に悪質といえば談合を主導したという表現の方々、個人、法人、絞られています。債権者破産も検討の中に入っています、そういうことをおっしゃった。あるいは途中でとまった業者、面談して、いやもう何もないねんというような話もある。そういうような話を聞いたときに、そしたら面談した後の調査というか、それをうのみにして、いやもうない、きょうは出てきてくれて面談して、ないと言うているから、これはもうとれるものはないわというような欄にぽんと入ってしもうているんちゃうかというような、私らこういうことは素人ですけれども、そういう形を危惧したわけであります。

実は、8月23日の要望の中にも書いていますけれども、債権回収が主たる目的のはずが債権回収できない理由を探索することに重点が置かれているように危惧していますという表現、今ちょっと言葉濁して言いましたけれど、言葉できれいに言ったらこのとおりなんですよ。こういうことを感じました。

やはりここは、いつも私は長きにわたってと言います。この長きにわたってという話は、表の下のほうを見ていただいたらよくよく皆さん方おわかりやと思います。きょうこの時点で理事者席に座っている方は、当時まだこの席に座っておられない方もあったやろうし、当時、談合やというて華々しくやり合ったときの部長の方なんかはもう皆さん退職されておったり、そういう状況かと思うんです。ですから、時系列でこういう形で書かせていただいています。上の表も、過去のこういう説明の中で今回8月末の部分という形でアレンジしています。

それで、個人、組合幹部2名、北川5,000万円、西尾4,000万円、不真正連帯責任という形であるんです。今これが取れていませんということがあるんですけれども、表を見ていただきたいんです。課題の1のところに組合幹部2名、北川5,000万円プラス遅延利息2,000万円余り、7,000万円、西尾4,000万円、遅延利息1,600万円余り、5,600万円。実は、遅延損害金という形で、本来判決が出てすぐに請求して5,000万円なり4,000万円を町は回収していなければならないのに、していないことによって、今時点で計算をすると2名で3,600万円余り遅延損害金というのがふえているんですよ。これはまさにタイム・イズ・マネーで、利益を上げる会社であったらその社員は飛ばされますよ。3番目の前町長の怠る事実というようなことにもこれはかかわりますけれども、やはり下の表と上のグラフを見ていただいたときに、長きにわたってこの問題をずっとこの議場で聞いてはる幹部の方もいらっしゃるし、あるいは今、下でこの10年以内に熊取町に採用されて仕事をしている若い真面目に働いていただいている職員もそうですが、この談合事件を解決しなければずっとこれは引きずっている問題なんです。だから早くしようよということで、もう私はずっとこの問題をやり続けています。

表を見ていただいたらおわかりのように、昭和61年以前に協同組合が結成されて談合が始まっているんです。これは供述調書で北川理事長が、いや熊取町建設業協同組合は談合するためにつくっ

たんですということが調書に載っているんですよ。控訴もしなくてそれで判決が決定しているから、これは事実なんです。この間の状況の中で回収率が今の時点、約49%ということになっていますけれども、これは時効とかそういう状況の中であるとか裁判を勝訴に導くために、95%を超えているよほど大きな工事に絞ってかち取った部分なんです。

それと、もう一つ今回の裁判の特徴は、まずこれは勝てないだろう、全国でも例がないだろうというような裁判だったわけなんです。それを地道にこつこつ証拠を積み上げ、証言を積み上げ、汗をかき、そこへいくまではみずから裁判費用を工面し原告として立ち上がっていただいた方がいたからこそ、今ここまで実は来ているわけなんです。その結果として最高裁の判決はもう既に早く出ているんです。3番目の中西町長の怠る事実というのは、そのときにやらなければいけなかったこと、さらにはもっと言えば、その裁判自体も、住民の皆さん方に任すことではなくてみずから熊取町が原告として立ち向かわなければいけなかったということも、何回か議会の質問でやらせていただいたときには皆さん方に私は訴えさせていただいたと思うんです。当時の町長にも言いました。しかし、知らん顔でした。それを思うと、今この時点でこういうふうになって、前中西町長はどういう思いでおるのかなという思いをすると本当に腹が立つし、その責任を追及しなければ最後はいけないなというふうにも私は思っています。

今言いましたように、熊取町にとって大変不幸な事件です。下の表の中で、前上垣町長は突然やめました。これは、官製談合をみずから辞職するために責任をとったということかもわかりません。ここは決着がつかずにやめられた。しかしその中で、皆さん方の後輩であった若い職員が1人自殺もしています。そういったことも踏まえて、長年にわたってきた談合事件に早くピリオドを打たなければいけない。ピリオドの打ち方は、裁判できっちり金額として、そしてそれぞれの会社の名前が出て、幾ら払いなさいといったことを完全にその人たちに罪を償わせてからこそ実現する話だというふうに私は常々考えています。

先ほど言いましたように、PTがその任を担っていただいているわけですから、当然このPTがそういう形、特に2番目の今質問でさせていただいている組合の幹部2名の方について、あるいは2社について、特に強烈なことを今までと違うやり方でやっていかなければいけませんよという形を請願の中にも書かれていましたし、今後そういう形で本当に頑張っていただかなければならない問題だというふうに思っています。

例えば西尾さん、いやもう自分は年金生活をしていて、到底そういうふうなものを払うことができないというようなことを言っているやのようにお聞きしているわけなんですけれども、これは、もう全く熊取町で住んでおったらええかげんにしてくれというふうに私は思います。例えば年金生活者というようなことをおっしゃっているわけなんですが、当時西尾さんはまだ50歳代、今でも60歳ぐらいでしょう。まだ年金も支給されていないやに思うんです。例えばの話です。これは想像です。そういうふうな形で西尾さんがPTの面談に言っておる。それを裏づけもしなくて調査対象から外す、もう財産ないわというような形でやれば、これは大変おかしな話だというふうに思うんですよ。

例えば、西尾さんや北川さん、こういった方がこういう表現で面談に応じたとかいうふうなことも含めて、僕はこれは公開すべきだというふうに思うんです。中間報告の話が今出ましたけれど、ほかの業者についても、払っていない、分納を約束して払っていない業者についても、そういう形についてもこういうことを言っている、こういうふうな公表についても、これは普通の個人のプライバシーとは違うと私は思っているんです。

例えば、北川さんは亡くなりました。住民の方が、亡くなったことに関して情報公開を求めました。そうすると、今でいう全くもう1ページのり弁でした。死亡した日付まで黒で覆われていました。ですから、北川さんにはどういう家族構成でどういう相続人がおって、その方とどう面談をしたんだというようなことまで含めて、先ほど中間報告ということであればそういうメニューもぜひ載せてほしいなと思うんです。こういう点はどうでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)各個人の具体的な状態について広報なりで公表することは、 やっぱり個人情報の面からも適切でないという認識でおります。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)本当に下の表を見ていただいたらすごい歴史でしょう。その中で、これも僕は最近の質問でよくするんですが、払っていただいた業者の方は非常に怒ってはります。そして、談合事件発覚したときは皆同じグループですから、それこそ白い目で私は見られていました。しかし今、そういう方が議会報告会やタウンミーティングに出てきはるんですよ。実はこうやった、ああやった、熊取で商売を始めようと思ったら町長室に呼ばれて、上垣町長時代ですよ。ここで仕事しようと思ったら組合へ入らなあかんでと言われた。そやから入った。まともに悪うございましたということで払った人の中での不満が渦巻いています。

そういったときに、個人の情報だからというような形で、本当にそれが弁護士が面談をして、いやもう年金生活、財産はほかにありません、何もだから取れませんというような形を短絡的に出すのやったら、これは誰でもできる話なんです。

しかし、これは町長、例えばその人がそういう私の個人情報を公にしたと言って町長を訴えられたらええと思うんですよ。それぐらいの覚悟を持って、それはなぜかといえば、いや、あの人そんなこと言うてるらしいけどベンツ乗り回しているがな、もう仕事はしてへんと言うてるけど、近所の人から、その人の話から聞いたら、いや町の入札とかそんな大きな仕事はしてへんやろうけども、いつも何かの下請か何か知らんけど仕事へ行っているでとか、そういう話はどんどん出てくるはずなんですよ。

ですから、今回はもうターゲットは決まっているわけですから、その人たちはこれだけの責めを 負う、それだけの罪を熊取町に対してしたということが裁判であるわけですから、そういったこと も踏まえて、個人情報云々ということも大切ですが、それをわかった上でこれは踏み込んでいくと いうことがなければいけないというふうに思うんです。町長、どうですか。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長 (藤原敏司君) 大変重たい判断が求められるものかなというふうに思います。道義的には本当に社会的なそういうものを求めたいという気持ちもございます。その中で、弁護士先生にいかにしてそういったものを皆さん方が納得できるような方法がどこにあるのかというふうなことを今探してもらっているところなんですけれども、それがらちが明かないということになれば、これはもう議会の皆さん方の協力も得ながら、先ほど文野議員からありましたけれども、あえて裁判に持ち込むという方法も考えられるかもしれません。それは、町と議会との考え方のすり合わせにもよってくるのかなというふうに思います。

和解に応じながら分割納付していない業者もあります。本当に憤りを感じているのが本音でございます。いかにしてそういう人らを排除できるか、いかにして払っていない和解金と言われるものを分割納付してもらうようにするか、それを弁護士先生と皆さん方と一緒に考えていきたい。私もリーダーシップをそこで出していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君) ちょっと時間もあれなんで、3番目、答弁を用意してくれていると思うんで先に。 議長(坂上巳生男君) 阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) それでは、3点目の中西前町長の談合事件発覚から裁判中に おける積極的になすべきことを行わなかったことについて、法的・道義的責任の有無について議論 はなされているかについての答弁書を読ませていただきます。

債権回収プロジェクトチームにおいて、大原住宅第2期工事に係る談合事件から請負代金請求訴訟、住民訴訟、損害賠償請求訴訟の訴訟経過と町の対応を検証いただいており、1点目のご質問に

対し答弁しましたが、7月18日に開催された第4回目の検証では、債権回収プロジェクトチーム委員の5名の弁護士が本町に来庁され、談合事件から一連の経過文書より当時の町の対応について直接検証していただいたところであります。最終的には報告書として取りまとめていただき、町に対し提言していただくものと考えております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)これ、すみません、町長に直接、もう時間がないんでトップからお答えいただきたいんですが、中西町長の怠ること、これはきょうもっと説明するつもりやったんですが、きょうお配りしている下の表のゴシックのとこらが怠るところです。そういうことをプロジェクトチームできっちりやっていただきたいというふうに思っています。

しかし、その上で町長、判断をせないかんときというのはあると思うんですよ。これは、報告書がこういうふうにまとめられて、そこまで何も言えへんかったら僕は本当に、やったな報告書、もう終わったなという形で終わることが怖い。それでは住民は納得しない。これは、町長が政治家として、熊取町の船長として熊取町に乗り込んできたわけなんです。その立場からいえば、PTの弁護士先生方には何が何でもこれはおかしいということを言い切っていただかないかんというふうに思っているんです。

いい例を言います。中西町長も町議出身です。藤原町長も町議を一緒にやりました。中西町長は、この表でどこかに書いているんですが、当初この談合事件が起こったときに、大原だけやということで、3,900万円でもう和解しようということを議員に諮ったんです。それを、もうそのとおりや、そんなん今やったら3,900万円取れるんやからそれでせえと言ったのは中西さんでして、私は当然反対しました。これだけではない、全てにわたってやっているんやということで反対をしました。その方が町長になって後とった行動は、全て談合業者を一言で言えば擁護する立場に終始し、やるべきことをやらなかった。これは職員の皆さん方も、やはり上が言うからということで、しようがないなということで、ついていったらだめだったというふうに思うんですけれども、残念ながらちょっと刃向かえば人事で報復されたりということも推測できますけれども、そういう形で今まで実は来ているんです。

片や藤原町長、もう忘れてはるかもわかりませんけれども、町議のときに平成21年12月議会で過去の入札における熊取建設業協同組合及びその加盟業者への損害賠償の実行を求める決議、これは請願が通ったけれども、そういう賠償を求める形を中西前町長はしなかったから、この決議を提案者として藤原議員時代にやっておられるんですよ、それをせえとね。その立場で、町議であったとき、府議であったとき、そして町長としてここへ来られたんだから、このことから、実は中西町政が続いている間ずっと、これは決議は多数決で通りましたよ、私も賛成議員の一人として。しかし、結果的にこの間はこういう形で来ているんです。

ですから、談合事件に対する思いは、平成21年12月議会でこの決議を提出者として壇上で論を張った議員として藤原町長だったわけです。その思いを町長になったらもっと実現できます。ですからPTの先生方には、お願いします、ああこうですかということではなくて、自分の政治姿勢としてこれは許せないんやと、前町長のことは許せないんやと、北川さんや西尾さん、それをこのまま免罪符を与えることは許せないんやということを町のトップとして政治生命をかけて、そういうふうな形を岩本弁護士を筆頭とするPTの皆さん方に熱い気持ちをどうぞ訴えてほしいと思う。いかがですか。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)政治生命ということはおいておきましても、談合事件に関する気持ちは、これは私が平素言うていることですけれども、私なりのそういう正義感がありまして、その正義感を中心に置いて今まで生活、また平成15年から町会議員、府会議員と歩んできたわけなんです。その私の正義感においては、いろんな背景があるにしても、談合事件、これはもう本当に社会的には認められ

ないということが確定しています。その談合事件を確定させた裁判所の判決、これを公にしなかったというそういう経緯も前町長には大きな責任が私はあると思っております。それを私の言葉から言えば、情報を操作したと、これはあってはならんことだと私はそのとき思っております。いろんな私なりの抵抗もしましたけれども、結局は一議員の発言に終わったというのが当時のことだったと思います。

その談合事件、あってはならない事件を置いてけぼりにしたそういう社会的、道義的責任は、これは熊取町住民の皆さんは重々おわかりのことだと、そんなふうに思います。それが社会通念上どういった形で責任を求められるのかどうか、これは素人判断ではなかなか難しいことでありますので、これもまた弁護士プロジェクトチームの皆さん方の知恵をかりながら、提言を受けながら、その中でいろんな皆さん方との意見交換をした中で、判断する時期が来れば判断しなければならないというふうに思っております。

談合事件にかかわる一連の事件、本当に、ある時期に判断すればこんな長い時間、余計な職員の 仕事の一つとして継続することはなかったというふうに、私は今そんなふうに思っております。だ から、何事でもスピーディーな、早期発見、早期治療というふうな言葉がありますけれども、早期 に解決策を練っていれば、こういった長期間にわたる行政に対する住民の不信みたいなものがとっ くに払拭されているのではないかなというふうに思います。

そういう意味では、不知とした前町長の責任は大変重いと思っておりますが、これを住民の皆さんがどんなふうに思うかは別の問題でございまして、私はそんなふうに思っております。 以上です。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番(文野慎治君)住民の皆さんにこう思ってくれということを訴えるのが政治家です。だから町長、この件に関してはちょっと性格を変えて、がんがん前に出てください。今言葉でおっしゃったことを行動で、街頭で一緒にマイクを握りましょうよ。それほどやったらええと思うんです。

というのは、第3次行財政構造改革プラン(素案)というのをこの間、議員全員協議会で聞きました。熊取町は財政が大変なんですよ。これはまた次の機会にしますけれど、その中で今おっしゃったこれだけの人件費を使うてやっていることと、あるいは横浜市の林市長みたいに一審が終わったときにすぐに住民側に立って町がやっておれば、弁護士報酬も払わんで済んだんですよ。そういうことも踏まえたら、物すごいやっぱりロスをしています。そういう怒りを持ってほしいと思います。

そして、熊取町が本当に財政が厳しくなる中で、この間、まだ半分以下ですけれども、そのお金は一般会計に入って助かっているんです。しかし、まだ半分あるんですよ。それ取らなだめなんですよ。そういう怒りを持って、でないと、赤字やからというて町民の皆さんにいずれどこかで痛みを分かち合ってくれというようなことをお願いするようなときに、この問題で逃げ得を許して、しかしまともに税金を払っている町民の皆さんからは使用料を上げますよ、何を上げますよ、協力してください、こういう虫のいい話はできないですよ。この問題をきっちりみんなが納得するような形で解決していきましょう。

すみません、もう1点だけあるんで、これは一言で。

広報くまとり、3月議会でリニューアルに前向きな答弁がありましたが、その後の動きはどうですか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) 広報くまとりのリニューアルに関し、現時点での実現へのタイムスケジュール についてのご質問ですが、答弁させていただきます。

広報くまとりのリニューアルにつきましては、本年3月定例会での文野議員の一般質問に対しまして、広報紙は町と住民の皆様を結ぶ最も重要な情報伝達媒体であるとの認識のもとに、平成29年度は行政運営アクションプログラムの見直しの年度でもあり、経費削減の側面のみならず、住民サ

ービスの向上を念頭に置きながら、抜本的な広報紙のリニューアルの是非も含め、多面的にそのあり方を検証してまいりたい旨の答弁をさせていただいたところです。

また、これを受けまして、目下住民サービスの向上と経費削減の側面から、カラー紙面の導入を 初め掲載記事の取り扱い、現行のタブロイド版からA4版への広報紙サイズの変更、さらには広報 紙作成業務の委託化も含め、そのあり方について幅広く検討を行っているところではございますが、 本町といたしましては、今般、行財政運営の抜本改革に取り組んでいる中で、新たなチャレンジに はこれまで以上に費用対効果を十分に検証することが不可欠であると認識しております。

したがいまして、ご質問の広報くまとりのリニューアルの是非につきましても、引き続き、第3次行財政構造改革プラン及び同アクションプログラムの取りまとめの過程の中でさらに検討を深め、一定の考え方や方向性を固めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご高配を賜りますよう切にお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)文野議員。

1番 (文野慎治君) 29年補正もあるしというような、ちらっと言うてはったことはもう後退していますね、今は。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)3月の答弁のとき以上に、28年の決算の例の基金の繰り入れ5億8,500万円であったりと、さらに厳しい状況も判明しつつある中で、ただ、今29年度、前倒しでできることも含めて、いずれにしてもアクションプログラムの取りまとめの中で整理させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君) 貝口部長から申し上げましたとおりでありますけれども、今、熊取広報で扱っています情報量、これの精査が必要ではないかなというふうに思っております。丁寧な情報量というふうなことで住民の皆さん方には好評をいただいていると思いますけれども、あえてその中で、この記事は別にホームページでも代替としてできるんじゃないかなというそういう情報があるのかないのか、そういったところの情報の中身、量、これらの精査も必要ではないかなというふうに思います。

それを精査する中で、A4版に変えたときの経費がどのぐらいになるのか、情報量をこのぐらいにおさめた中で発行できるのかどうか、そういったものの考えを、行財政構造改革というふうな案がありますので、その中でできればというふうに思っております。何もお金がないからタブロイド版からA4版に変更しないということではなくて、これからも皆さん方に提供する情報の内容とあわせて量も精査する必要があるというふうに、私なりにはそんなふう思っておりますので、ご了解のほどよろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)文野議員、時間が来ていますので。

1番(文野慎治君)時間が来ました。すみません。

本定例会の決算委員会の中でもまた議論したいと思います。どうもありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)以上で、文野議員の質問を終わります。

次に、阪口議員。

4番(阪口 均君)通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目は談合事件に絡む内容です。ただいまの文野議員からの一般質問とかなり重複するところもありますので、適当にはしょりながらお聞きしていきたいと思います。

まず最初に、回収状況についてということで問います。

これは、回収一覧表が通告の後出てきましたので、大体のことは議員はわかっているんですけれ ども、コメントとしてお願いしたいと思います。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)それでは、1点目の回収状況でございますが、平成29年8月

末現在、損害賠償金1億7,821万7,397円、遅延損害金5,037万7,111円、合計2億2,859万4,508円です。住民訴訟での認定額3億7,474万9,725円に対する回収率は47.6%で、完納業者10社、分割納付業者3社、完納に至らない者は建設業者10社、個人2名です。回収状況の内訳としましては、分割納付を履行する3業者から月額113万1,000円の納付を受け、今年度においては、その他の者からの任意納付及び強制執行などによる回収には至っていない状況です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

以上です。

4番(阪口 均君)回収に至らない10社、この業者について質問するんですけれども、今現在この10社 はどういう活動をしていますか。つかんでいますか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)全ての法人につきましては、今現在営業活動をやっていない、 休眠法人という形になってございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)全て、10社ともですか。今勝から始まって川勝まで、これは全部今休眠業者、土木 の仕事はしていないということですか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)現在休眠で、営業活動はやっておりません。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) これは、熊取町の仕事はもちろんしないと思いますけれども、それはしていないという意味じゃなくて、仕事としてもう全部やめているということですか、この10社は。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)債務がある法人としては、営業活動はやっていないということでございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番 (阪口 均君) 債務があるとしてはということは、そうじゃない営業活動はしているということで すか。もう会社は全部なくなっているんですか。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)10社の中で、基本的には熊取町の公共事業、公共工事を請け負うということは 一切していません。当然のことながら指名はしておりませんので、公共工事はしていない。

ただ、この10社の中で個人で小さい仕事を近所から、また隣組から請け負ってしているということがあるかもわかりません。そういうふうなお話も聞いたことがあります。面談の中でお一方、たまに親戚から言われた仕事をちょっとやったりしているんやというようなお話は聞いておりますが、それがどれだけの量で、どれだけの収入を得ているかというのはわかりません。大したことない、数万円とか数千円とかいうような日当程度のものやというように聞いております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) もちろん熊取町の公共事業に携わることはできないと思いますし、熊取町はそれを 拒否する権利は当然ありますのでやっていないと思うんですけれども、もう本当にそういう微々た る営業活動しかしていないということですか。それとも、姿を変えて別の法人名で仕事をしている とか、そういうところもあったりするんじゃないんですか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)阪口議員おっしゃる姿を変えてという法人の意味合いですが、 私どもは全く別法人やという認識で、今現在ここで債務がある10社については、営業活動はやって いないと認識しております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) そしたら、姿を変えてやっているというのは、どこの業者がどういう形でやっているかというのをつかんでいる範囲で教えてもらえますか。

議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)阪口議員おっしゃる姿を変えてという法人なんですが、全く 別法人やという認識しか、うちは捉えようがございません。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君) うちの理事の先ほどの答弁なんですけれども、基本的に姿を変えてでの法人というのは、会社法の中では私どもの捉え方としてはないんです。株式会社、当然個別に成立している法人ですので、それがこっちの法人がこっち側のほうに姿を変えたというような捉え方は一切していません。

多分、阪口議員がおっしゃっているのは、代表取締役とか役員が、ここのAの業者の代表取締役 あるいは常務、専務やった者が姿を変えて違う会社の名前で常務、専務、取締役になっているんじ ゃないかというような形のことをおっしゃっていると思うんですけれど、基本的にそういう業者は ありません。調べています。そういう業者もありません。ですから、姿を変えてというのは、基本 的には私どもの認識の中ではないということです。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)ちょっと解せんところがあるんですけれども、何を言いたいかというと、やはり回収はできる限りのことをしていかないといけないと。これは、住民がこれだけの大きな損害をこうむっている事件ですから徹底してやっていくべきだと思いますし、法人の名前を変えて法律上もう手を出せないと仮になっていたとしても、何か条例云々でできるようなことがないのかというふうなことが、素人として思うことです。

最終的手段を講じてでもという回収のことに対しての心意気というのか、気持ちは言葉でも出ていますけれども、そういうことも考えたときに、いかなる手段も選択肢にあるというふうなことで行動してほしいなというふうな意味合いで私はこれを聞いているんです。それを胸に常に置いておいていただいたらいいかなと思いますが、そこら辺についてどうでしょうか。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)阪口議員ご指摘の件につきましては、常日ごろアンテナを張りめぐらし、怪しい、基本的におかしいんじゃないか、この会社はちょっと変だよというような状況が今までもございました。その都度弁護士に相談して、これはどうやろうと、法律の中で別法人としてみなされるのかどうかというようなことも確認してきております。

つい最近もそういった件で、5人のPTが発足された後ですけれども、ちょっと私どもがうーんと思うような事案があったことがあります。それについても全て5人の弁護士にご相談させていただいて、そういった対応策、いわゆる指南を受けて取り組みをしていただいているところですので、その点十分ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)先ほど文野議員からもありましたけれども、やはり大きな金額を詐取されて、住民 はみんな泣いているんです。自分の懐が直接痛んでいないというふうなことで非常に関心の薄い人 も多いかもしれませんけれども、この金額があれば、今例えば教育委員会が洋式のトイレにしたい とかエアコンを全部入れたいとか、全て解決するぐらいの額なんです。そういう気持ちを持っても らって、常にやっぱり怒りを腹の中に持ってもらいたいなというふうなことで、総務を初め契約検 査課の方々にはそういう気持ちで臨んでほしいなというふうに思いますので、この点についてはよ ろしくお願いします。 次の2番目です。3番目も一緒にいきます。

広報への掲載とか、回収率についても広報に載せたりしていますけれども、これについてちょっと私のほうから注文したいことは、広報に載る月が定期的でないというのが最近の状況だと思います。掲載場所があいているから今月載せておこうとかそういうことじゃなくて、必ず半期に1回は載せる、この月に載っているというふうな状況をつくってほしいなと。これは住民の方は関心を持っていますから、必ずそれはお願いしたいなというふうに思うことと、それと回収率についても、この間の議員全員協議会でもらった数字で47.25%とあったんです。これがひとり歩きすると約半分回収しているなみたいなことなんですけれども、実際は2名の9,000万円はこの分母に入っていませんし、そこら辺のことをいくと、遅延損害金も入れた回収率が幾らで遅延損害金を除いた分が幾らでみたいな、一目でわかるようなそういう回収率を載せるなら載せてほしいと、誤解のないようにしてほしいというふうなことを私のほうから思うことなんですけれども、2番目、3番目について答弁お願いしたいです。

議長(坂上尺生男君)阪上総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君) 2点目及び3点目についてですが、現在、損害賠償金に係る 広報紙への掲載状況としましては、本年及び昨年の3月広報紙に損害賠償金の納付状況を掲載し、 平成27年以前におきましては、適宜訴訟に関する情報提供とともに納付状況を掲載してきており、 回収率については掲載した経過はございません。

今後、広報紙への掲載における情報提供については、年に2回程度、例えば4月号、10月号に掲載するなど、定期的な情報提供及び住民の皆様にわかりやすい内容として回収率の掲載などを検討してまいります。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) 今の点についてはよろしくお願いしたいと思います。

それと、4番目ですけれども、PTの進捗状況、これはもう先ほどお聞きしたんで、特にコメントがあれば。

(「ないです」の声あり)

4番(阪口 均君)ないですか。重複する内容になりますので、これはコメントも割愛させてもらいます。

それでは、次の大きな2番、太極拳フェスティバルのことについてお聞きしていきたいと思います。

ここ5年間、参加人数はどれぐらいで推移しているかというのをお聞きできますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) それでは、太極拳フェスティバルに関するご質問のうち、1点目の参加者の推移についてご答弁申し上げます。

太極拳フェスティバルにつきましては、太極拳を愛好する住民に発表の場を提供するとともに、 世界の頂点をきわめたお二人の中国武術家が本町内で指導されているという特色を生かし、世界トップレベルのわざを実際に見ていただく「観るスポーツ」の観点から、平成13年3月に初めて開催 したところでございます。

なお、このイベントは、太極拳を愛好する多くの住民に企画段階から参画いただき、そのほかに も会場設営や当日の運営、また終了後の後片づけまでもご協力をいただくなど、まさに住民との協 働で進めている事業の一つです。

ご質問の参加者の推移についてでございますが、参加者のうち演武を披露していただいた方は、 平成24年度では27グループ、約500人でしたが平成28年度には34グループ、約700人となりまして、 徐々に増加しております。

一方、観覧者につきましては、同時開催するイベントによっても増減がありますが、観覧者も含

めたイベント全体の参加者は平成24年が1,700人、平成25年が1,800人、平成26年が1,500人、平成27年が1,300人、平成28年が1,200人となっており、全体としては徐々に減少しているのが現状でございます。

以上でご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) すみません、26年をもう一回言っていただけますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)平成26年につきましては、全体の参加者は1,500人です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) このうち町内と町外というのは、おおよそ何割ぐらいが町内で何割ぐらいが町外というふうなつかみ方をされていますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)イベント全体の参加者のうち、演武される方といいますのは基本的に町内のサークルの方のみでございます。残りの方なんですが、きっちりととる方法というのがございません。プログラムを当日、受付に置いておきまして、そのプログラムをとっていただいた方、そこから推計するというような形をとっておりますので、申しわけございませんが内訳はわかりません。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)まず、今のあれからいくと、ほとんどがやっぱり町内というふうなつかみ方が正しいんでしょうね。8割方というか9割方、そんな感じですね。わかりました。

次に、このフェスティバルの認知度です。熊取町の住民の方にどれぐらいこのフェスティバルを やっていますよということが伝わっているのか、太極拳のまち熊取とうたっていることがどれだけ 町民の方に伝わっているのかというのを、これも感覚でしょうけれども、見解を教えていただけた ら。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) それでは、2点目のご質問かと思いますので、町内での認知度を どう評価しているかということにつきましてご答弁申し上げます。

太極拳フェスティバルにつきましては、演武をされる方には各サークルの代表者を通じてPRを行うことで徐々に参加者がふえていること、また、一般向けには毎年10月号の広報紙やホームページ、町内掲示板へのポスターの掲示や公共施設へのチラシの配架、そのほかにも報道機関への情報提供などを通じて周知しているところでございますので、町内では一定の認知はされているというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) 今、亀坂理事から言っていただいたかなり高い認知ぐあいみたいな、そんな感じでしたけれども、私の感覚からいくと余り町内の方は知っていないん違うかなというふうな、そんな気がしています。

例えば、広報とかおっしゃいました。それから報道もおっしゃいました。思うんですけれども、 熊取町の駅の周りにのぼり旗を2週間ぐらいずっと上げるとか、そこの通路に横断幕で何月何日フ ェスティバル開催みたいなそういうことをするとか、とにかく駅を使う住民の方は結構多いですか ら、そういう告知の方法というのをとったりできないのかなというふうな思いがあるんですけど。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)今、駅を使ってというご発言がございました。現在、のぼり旗、 オレンジ色の太極拳と書いているものなんですけれども、のぼり旗につきましては町内全部で60本 ございまして、そのうちの一定何本かは駅周辺に現在も上げております。それと役場の周辺でありますとかひまわりドームの敷地内、また各サークルの方にご協力いただいて、ご自宅の近所で私が確認しているだけでも自由が丘であるとか若葉であるとか、幾つかの場所では本当に本数は少ないんですけれども上げております。そのような現状でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)ひまわりドームは私もよく見るんですけれども、それ以外は余り見ていなかったんで、今お聞きしてそういうやり方をされているということがわかりました。でも、もっとやっぱり盛り上げられへんのかなと。例えば花みずきロードの両側に20本ずつぐらい並ぶとか、誰が見たって、ああこんなことやるんやなみたいなのがわかるような方法をとって、このイベントを盛り上げたらどうかなというふうに思うんです。

何でこんなことを言うかといいますと、やっぱり太極拳というのは健康にもいいし、何よりもお年寄りから子どもまでやりますし、男女関係ないですし、そういう幅の広さがありますよね。健康寿命を伸ばそうというふうな町の方針とかそういうことにも沿っていると思いますし、せっかくやるんやからもっと盛り上げたらどうかな。それで参加する人がふえてくれば今言っていたような町の考え方が現実的になってくるというふうな思いがあって、せっかくですから後押しをどんどんしたらどうかなというふうなことで言っています。

横断幕も1回つくったらずっと使えますし、日にちだけ変えれば。お金の部分でいってもそんな何百万円もかかるというふうな話じゃないですから、このイベントを常に成功させて、結果的には町の住民の方の喜びとか活力とか生きがいとか、そういうものにつながっていくようなイベントにしたいというならば、やっぱりそれぐらいのことはやっていったらどうかなというふうに思います。いかがですか。それぐらいのことはできますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)これまでこのイベントにつきましては、予算の金額でいいますと本当に数十万円です。昨年の決算の額でいきましたら16万円程度で終わらせたというのが実際のところでございます。先ほど申し上げましたのぼり旗につきましても、こちらは企業から協賛いただいてというような形で過去につくった経緯がございます。

もちろん、町内のPR、また雰囲気づくりというのはイベントにとっては本当に大事なことであると思います。できるだけこれまで住民と協働してということでずっと続けてきております行事ですので、でき得る限り各企業に声かけさせていただくとか、そういった工夫もしながらPRの強化には努めてまいりたいと思います。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)今ふと思ったんですけれど、例えば参加者にちょっとカンパしてもらうとか、こういう目的でカンパを募っています、来年からはもっと盛り上げてやっていきたいと思います、恐らくああいうところに来る人は、簡単にそれぐらいのカンパはしてくれると思うんです。私も町のやっている太極拳に参加させてもらっていますけれども、そういう健康意識の高い人やし、割と立派なというか、過去のそういう生活状態も普通以上のレベルの人が割と多いなというふうな、そんな印象があります。

だから、うまくそこら辺を利用してぜひ盛り上げてもらって、これについてはどこがゴールかわかりませんけれど、4番目に将来の姿をということをまた問いますけれども、どこに目標を置いておくのかによっては、やり方がまだまだいっぱいあると思いますから、そういう意味で頑張ってもらうところはあると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、このフェスティバルの当日の交通機関のことなんですけれども、今はどういう状態になっていますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) それでは、フェスティバル当日の交通機関についてご答弁申し上 げます。

太極拳フェスティバルの会場となるひまわりドームまでの移動手段につきましては、演武をされる方については各サークルごとに自家用車への乗り合わせをお願いするほか、自転車やバイクの利用を呼びかけ、できるだけ駐車場をあけていただくようにお願いしています。また、一般の観覧者については、自家用車等の利用のほかにひまわりバスもご利用いただけるように準備をしてきたところでございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)私、もうちょっと町外の人があるように思っていたんですよ。というのが、全然知らん神戸で熊取と言ったら、ああ太極拳のまちやんとかいうて、うちの娘が行くよみたいなことをすっと返してきた人がおったんで、それほどやっぱり知れているんやなというふうな印象があったから、阪和線で熊取へ来て、そこからどういう手段で動いているのか知りませんけれども、そういう人もいっぱいいるんやろうなというような印象があったんです。

だから、そのためにひまわりバスを動かしているというような、これはこれでいいんですけれども、もしそれ以上に乗れない人が出てくるぐらいの人がいるんやとしたら、例えば南海バスに臨時を出してもらうとかいうふうなことも町としては動いてもええん違うかなというふうな印象があったんですけれども、そこら辺はどうですか。

議長(坂上巳生男君) 亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)町内が中心のイベントかというふうに、私どももどちらかといいましたらそう思っておるんですけれども、ただ、このイベントの周知につきましては、府内の社会体育の担当課を通じまして大阪府内でも広くPRさせていただいたりとか、大阪府にあります武術太極拳連盟に加盟をされていますこういった団体の皆様にも、こういうイベントがありますよという周知はさせていただいております。

そういったことを考えますと、一定の町外の方の、また陳静さん、渡邉さんの演武を見たいと言われる方も含めていらっしゃるということは十分考えられますので、町外の方を目的にイベントの参加者をふやすということを検討する中で、例えばですけれども、次の質問にございますロードレースなんかは行きの便で8時台に6本、また帰りの便もお昼から6本というようなことでチャーターバスを出しております。そういったことも含めて、このイベントの開催には毎年準備会議というのを開いて、各太極拳のサークルの皆様と一緒にことしはどうするかということを決めておりますので、その会議の場でまた検討してまいりたいと考えます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)1回、町外の方で熊取駅を利用してドームまで行く人がどれだけいるか、もしその 状況によっては今私が言ったようなことも一つの手段かなと思いますので、そういった調査もして もらって、せっかく来ていただける人をフォローするような、そういう体制も必要かなというふう なことで提案させてもらいます。

それとあと、最後、4番目の太極拳フェスティバルを将来どのような形にしていきたいのか、そういうゴールがあれば教えてほしいと思います。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) それでは、4点目の将来あるべき姿・対策についてご答弁申し上げます。

本町では、これまでも子どもから高齢者までいつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進しており、その一環として太極拳フェスティバルを開催しているところです。 この太極拳フェスティバルは、幅広い世代の人が参加したり見ることができるスポーツイベント であり、高齢者の健康スポーツとして思われがちな太極拳を幼児から高齢者に至る多世代の方がさまざまな演目で取り組めるよう普及活動に取り組むとともに、その日ごろの練習成果を発表する場として、住民との協働を基本としながらさらに発展させていきたいと考えています。

また、スポーツは、体力の向上や健康の増進、青少年の健全育成などの従来からの価値に加えまして、これまでのスポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携、協働することで、経済や地域の活性化にも貢献できると言われております。

今後は、新たな取り組みも模索しつつ太極拳フェスティバルの活性化につなげていきたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番 (阪口 均君) 今のお話ですと、もっと盛んにしていきたいというふうなことで聞きとめてよろしいわけですね。

最初に聞いた参加人数がだんだん下がってきている、やはり何か手を打っていかないといけない、そういったことが早急にされないと、この人数の減少の仕方ですと、もうそのうちしょぼんとなってしまうん違うかぐらいの、そんな感じに受けとめてしまいます。ですから、せっかくそれほど経費も使わないイベントですしアピール力のあるイベントですから、もうちょっと手を差し伸べればもっとにぎやかなイベントになっていくということでしたらぜひそれをやってほしいなというふうに思いますし、今、ネットで太極拳あるいは太極拳のまちというふうなことで検索すると、熊取も出てきますけれどもいろんなまちが出てきます。やっぱり相当力を入れているなというのも見ればわかるまちもありますし、ほどほどにこんなことぐらいしているなみたいなまちもあります。

さっき理事もおっしゃったように、これはそれほど費用も使わないで、老若男女多くの人に楽しんでもらえて喜んでもらえる競技であるという、そういった物すごくいい土台であるわけですから、ぜひ、成長させていきたいということでしたらそれなりの手段、方法を講じてほしいなというふうに願います。

次に、3つ目のくまとりロードレースの活性化のことでお聞きします。

これも参加人数ですけれども、過去5年どういう形になっていますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) それでは、くまとりロードレースに関するご質問のうち、1点目の参加者の推移についてご答弁申し上げます。

まず、くまとりロードレースの概要を少しご説明させていただきます。

この事業は、平成3年3月に町制施行40周年の記念事業として開催して以来、これまで体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会といった本町のスポーツ関係団体の皆様を初め、スタート、ゴールの会場となる学校法人浪商学園やボーイスカウト、婦人会、青年団、子ども会育成連絡協議会、青少年指導員連絡協議会の皆様と、本当に多くの住民の皆様のご理解、ご協力をいただき企画段階から当日の運営までさまざまなご協力をいただきながら、継続して開催しているものでございます。

ご質問いただきました参加者の推移についてでございますが、現在、個人参加のクォーターマラソン10.55キロメートル、中学生参加の3キロメートルコース、家族で参加する3キロメートル健康ジョギングファミリーの3つの競技種目がありまして、合わせて1,400人を募集していますが、過去5年間の参加者は平成24年が1,592人、平成25年が1,556人、平成26年が1,410人、平成27年が1,166人、平成28年が1,149人となっており、平成27年度からは募集定員を割り込んでいるのが現状でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)これの参加者の町内、町外というたら、これはつかめていますよね。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)前回の大会でございますが、町内の参加者の方は32.3%でございました。あと、過去にさかのぼりましても、3割前後は町内で7割方が町外の方というような状況でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)一番初めてやった平成3年は、人数はつかめていますか。わかりませんか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)申しわけございません。ちょっと平成3年度の数値は持ち合わせておりません。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)募集が1,400人ということは、競技によって何人出てもらうという運営の関係もあってですよね。ということは、平成3年あたりもほぼそこら辺の人数であったという、そういう推測でいいかなというふうに、そんなものですよね。わかりました。

それと、このロードレースの認知度、町内でどれぐらい皆さんがわかっているのかというのはど ういうつかみ方をされていますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)町内での認知度をどう評価しているかということについてでございます。くまとりロードレースは大阪体育大学から成合地区を経由し永楽ダムを周回するコースを設定していますが、ランナーの安全確保のため、コース周辺では広い範囲で交通規制をさせていただく必要があります。このため、できる限り住民の皆様にご迷惑をおかけしないよう、町の広報紙やホームページはもとより、町内掲示板へのポスターの掲示や公共施設でのチラシ配架、申し込み書類の配布、また報道機関への情報提供等を通じて事前周知に努めているところでございます。

くまとりロードレースは本年度で28回目の開催となりますが、このように毎年イベント開催のPRを行っておりますので、町内での認知はされているものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)大分知られているであろうなと、私もそういうぐらいの感覚で思っています。 参加者に町の方が3割ぐらいしかいないというのはどういうふうに分析されていますか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) 3割の町の方しかいないということを明確に分析するというのは 難しいと思うんですけれども、昔のようにマラソンがごく一部の方のスポーツではなくて、今本当 に一般の方、ジョギングを含めてですけれどもされておる。それで、年に1回の町であるこういう 大会には出てみようかとか、ここを目標にして日々練習に励もうかという方はたくさんいらっしゃ ると思います。

残念ながら、はっきりとなぜこれだけかというのは難しいんですけれども、考え方としたら、 日々、皆さんここを目標にもっともっと参加していただければうれしいなと思います。 以上です。

- 議長(坂上巳生男君)阪口議員の一般質問の途中ですが、本日の会議時間は議事の都合により、あらか じめこれを延長します。阪口議員。
- 4番(阪口 均君) 私も見ているんですけれども、田尻中学の子がいっぱい走るんですよ。それと比べて熊取の中学生は余り参加していない、そういう光景を物すごく印象深く見ているんですけれども、そこら辺はどういう見解ですか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)過去の大会におきまして、確かに田尻中学校の生徒さんというのはたくさん走っているというのは確認をしております。うちの熊取町内にある中学生も、もちろん3キロコースを走っていただきたいという思いは持っております。

それで、前にちょっと学校の先生方にお聞きしたときに、もちろんクラブの顧問の考え方があって、その大会にみんな参加するようにというようなことで、お金もかかることなんですけれども一定勧めて参加されているというのは、これが今の田尻町の結果やと思うんですけれども、それをされていないというような現状があるのと、それとあともう一つ、時期に若干よりますが、次の大会はいけるんですけれども、定期テストの期間と近いというのも一つネックやという話をいただいたこともございます。そうなりますと開催時期から検討が必要ということになってくるんですが、現状は3月の第1日曜日はくまとりロードレースということで一定周知できておると思いますので、ここは今は変える予定はございません。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)テスト時期というのは確かに重要やと思うんですけれども、田尻町も同じような時期に恐らくテストをするんでしょうね。それでも参加するということは、参加しましょうというそういう先生方の後押しが強いということですよね。

これは、見ていて熊取町の中学校の子が少ないなと思うのが非常に残念で、何で地元でやっているのにもっとみんな走れへんのかな、そういう雰囲気になれへんのかなというふうなことが強く私の気持ちの中に残ったんですけれども、それは教育委員会を通じて推奨するような、そんなことというのはどうなんですか。できることでしょう。

議長(坂上巳生男君)勘六野教育長。

教育長(勘六野 朗君) 私、熊取中学校が長かったので、ロードレースになぜ参加しないんだというのを顧問に聞いたことはあるんですが、田尻中学校の陸上部はほとんどが長距離なんです、3キロ。熊中あるいはそのほかのやつはみんな短距離なんです。だから、自分で短距離の子やからわざわざお金を払ってというようなことを、顧問が出なさいよという、やっぱり金も要ることやし言いにくい。ところが、長距離をやっている子は出ようという子はおるから、そんなにみんなこぞって出ようという意識はないと。田尻町の場合はほとんどが長距離で済ませていますから、みんなでこぞって出ようというような取り組みがあるというのは聞いております。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)それにしても、今、教育長がおっしゃったその話にしても、あれだけの人数しかいないのかという。長距離を走れる、もちろん長距離をしている子と長距離を走れる子と足したらいっぱい出てきますよね。お金がかかるとはいえ、幾らですか、1,000円ぐらいですか。それぐらいやったら保護者の理解さえあれば十分にいけると思うんで、そういうことをぜひ、せっかく熊取町でやっているイベントですから、悪いことではないですから推奨して走ってもらって、盛り上がるようなそんな状況ができればなというふうに思うんですけれども、ぜひそれはお願いします。

それとあと、ある主催者の人に聞いたんですけれども、それこそ成合の人けのないところをひたすら走る、あれが走る人にとって全然やりがいのないコースなんです。やっぱり多少は人がおって、玄関口から出たら道を走っていて応援しようかみたいな、そういうことがあったらもっとええのになというふうなことを言っている人もいます。

ただ、これはコース変えるというたら大変なことになると思いますけれど、そんなこともあるということもちょっと気にとめておいてほしいなというふうに思うことと、それと私の提案なんですけれども、これは以前、藤原町長に立ち話でしたことあるんですけれど、会場、体大のグラウンド、あそこからスタートしてゴールするわけです。あの立派なグラウンドですから、あれを利用して例えば体大の短距離選手に100掛ける4をデモンストレーションで走ってもらうとか、男子Aチーム、Bチーム、女子Aチーム、Bチーム、そこに中学生の希望者が手を上げて8コース回るぐらいのそういう競争するイベント、楽しみをつくるとか、400掛ける4のそういうレースを2つぐらいしてもらうとか、それだけでもやっぱり見に行こうかとか、参加したいなという気持ちを起こす人がどっと出てくると思うんですよ、たくさん。これは、さっきも言いましたけれど、本当にお金のかからないことなんです。町長、ぜひ体大の先生に頼むわというて言ってみてください。

これぐらいのことをするとやっぱりイベント性は物すごい上がると思うし、ほぼ本職に近いようなレースを見られるわけですから楽しみがふえると思います。もう来年の3月から、できることなら1回走ってよぐらいの感じでお願いしてほしいなと思います。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)ありがたいご意見ありがとうございます。本当にロードレース盛り上げるために、 先ほどの太極拳フェスティバル盛り上げるために、いろいろと考えていただいていることに感謝い たしたいと思います。

そういうことで、実行委員会にいろいろと段取りをしてもらっているんですけれども、またそこに担当理事からもそういう提案をしてもらえるように、私からもまたお願いしたいと思います。これはもう本当にいい案ではないかなというふうに思います。亀坂理事、どうぞよろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君)町長からの命令もございますし、実行委員会のメンバーには浪商 学園からもご参画いただいておりますので、こういったご提案があったということは意見として言 わせていただきます。よろしくお願いします。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番 (阪口 均君) ぜひよろしくお願いします。オブザーバーで来いと言われたら行きますので、また 声をかけてください。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)以上で、阪口議員の質問を終わります。

議長(坂上巳生男君) お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。 それでは、本日はこれにて延会いたします。

(「17時02分」延会)

9月熊取町議会定例会(第2号)

平成29年9月定例会会議録(第2号)

月 日 平成29年9月7日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治 2番 重光 俊則 3番 浦川 佳浩 4番 阪口 均 5番 坂上 昌史 6番 鱧谷 陽子 二見 裕子 8番 渡辺 豊子 9番 服部 脩二 7番 10番 矢野 正憲 11番 佐古 員規 12番 河合 弘樹

13番 江川 慶子 14番 坂上巳生男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

長 藤原 敏司 副 町 長 中尾 清彦 教 育 長 勘六野朗 企 画 部 長 貝口 良夫 事 企 画 部 理 事 兼 画 理 企 部 明松 大介 東野 秀毅 シティプロモーション推進課長 財 政 課 長 兼 部 北川 裕一 務 部 長 和仁 企 画 理 事 総 南 総 務 部 理 事 林 利秀 総 務 部 理 事 塩谷 義和 総 務 部 玾 事 阪上 章 住 民 部 長 藤原 伸彦 兼契約検査課長 住民部統括理事 住 民 部 理 事 田中 耕二 吉田 潔 健康福祉部長 小山 高宏 健康福祉部理事 山本 浩義 健康福祉部理事 山本 雅隆 健康福祉部理事 木村 直義 都市整備部長 泉谷 徹 都市整備部理事 阪上 敦司 都市整備部理事 会計管理者兼会計課長 大西 宏 中谷ゆかり 上下水道部長 山戸 實 上下水道部理事 永橋 広幸 教育委員会事務局 教 育 次 阪上 清隆 吉田 茂昭 長 統 括 理 事 本議会の職員は、次のとおりであります。

藤原 孝二 議会事務局長 北川 雄彦 書 記

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

般 質 問

議案第58号 公平委員会委員の選任同意について

議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第60号 教育委員会委員の任命同意について

議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について

議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)

議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定について

請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願

請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定 繰入を求める請願

議長(坂上巳生男君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

(「10時01分」開会)

議長(坂上巳生男君)それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。重光議員。

2番(重光俊則君)皆さん、おはようございます。

議長の許可がありましたので一般質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、この8月26日に私たちの地区の周辺4地区で4地区ふれあい祭りというのを開催しているんですが、町長にも来ていただいて、町の資機材をたくさん貸していただいて、長池オアシス、長池の公園で開催しております。ことしで9回目ですが、非常にたくさんの子どもたちが参加してくれております。そういう状態を見ても、やっぱり熊取町の子どもたちをすくすくと育てる、安心して育てるいいまちにせないかんなというのをつくづくと感じまして、議員としてもますます頑張っていかなあかんなと感じておるところでございます。

きょうは一般質問と、場合によっては会派でも立たせていただくことになると思いますが、まず一般質問につきまして、この6月10日、ニュースせんなんで公立小・中学校の洋便器率というので、大阪府平均で37%、貝塚市は約71%、熊取町は18%という報道がされました。非常に熊取町が低いということで、大阪府下では最下位、全国的に見ても非常に低い洋便器率、洋式化率になっておりました。他市町村がいろいろ洋式化に取り組んできた中で熊取町が飛び抜けて低い、いわゆる取り組んできていなかったという状況にあるわけですが、熊取町がこれまでトイレの洋式化に取り組んでこなかった理由というのはどういうものなんでしょうか、それをお答えいただけますか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)教育委員会と学校施設の管理について4点ご質問いただいております。順次答 弁いたします。

まず、1点目のトイレの洋式化に取り組んでこなかった理由についてとのご質問ですが、主に財源的な理由から、学校施設全体の環境改善事業においては、これまで児童・生徒並びに教職員の生命に直接かかわる校舎等の構造体、非構造部材の耐震化工事、学習環境の改善を図るための小・中学校の空調設備の整備を優先して実施してきたため、トイレの洋式化の取り組みにつきましては、平成27年度において今後の洋式化に向けての現況調査を実施したものの、それ以降は校舎増築の際や随時の修繕工事等にあわせての部分的な洋式化の実施にとどまっているところでございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番 (重光俊則君) ほかの主要事業があったのでトイレはおくれたということですが、実質的には前の

教育長、町長の時代に、トイレの洋式化に取り組むということに関しては発言をしても全く無視した状況で進んでいたんです。教育委員会の中でも、教育長自体がトイレの洋式化について賛成の立場ではないという態度が何回も見られました。そういう状況で、今トイレは、先ほどほかの重要事業があったのでという説明がありましたけれども、27年度、耐震補強工事が実施されております。熊取町の庁舎も耐震補強工事がされて、そのときには非常にすばらしいトイレになっているわけです。学校では、耐震補強工事がなされたけれども、トイレについて改装するということをその工事の中に含めなかったという状況を聞いているわけですけれども、それはなぜ含めなかったんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)ちょっと私もそこまで詳しい事情というのが調査不足なんですが、交付金とか そういう関係もあったのかもわからないし、まずは構造部材とかそういうところをやって、交付金 の関係でそこまで手が及ばなかったのか、学校については当然授業というのがありますので、工期 も限られてきますので、その関係があったのかとちょっと推測します。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)前の教育長も町長もおられませんので、実際にトイレの洋式化が進まなかったという事態の原因は聞けないわけですけれども、現在、今からトイレの洋式化を検討していきたいということは27年度の実績報告、28年度の実績報告の中でも含まれております。学校で、今時点で和式トイレがいいという子どもたちは何%ぐらいおられるのか、その辺は把握されておりますか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)特にそういうアンケートみたいな形の部分についてはとっておりませんが、通常、生活様式が変わっておりまして、割合はどうかというのは推測の域を出ないんですが、ほとんど洋式化になっていると思います。ただ、ちょっと神経質的な児童・生徒にとっては、直接肌を触れるというのが嫌で和式のほうがいいという方も校長先生とかでは一部いてるということで、6月の坂上昌史議員、今後進めていく中で率はどうかということで、ある程度、ブースに1つぐらいは和式を残しておきたいということは答弁させていただいたところです。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)子どもたちの親御さんからやっぱりトイレを洋式化してほしいよとあちこちから聞くわけですが、教育委員会とか学校に対してそういう要望とかいうのは今までなかったでしょうか。 議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)冒頭、議員からニュースせんなんに記事が載ったということで、苦情とかそういう要望の電話とかいただくかなと思っていたんですが、正直なところ、そういう要望とか苦情の電話とかはございませんでした。これは、冒頭の答弁でも言いましたように、まずは耐震構造を27年度やって、次はエアコンかトイレの洋式化、一緒にやれたらいいんですが財源的なこともありますので、議会からもできれば両方やれということはあったんですが、まずはエアコンのほうを28年度の途中で補正予算を中学校3年生にまず導入して、それから1年生を今年度やっております。それから来年度は小学校と。これは一つの例なんで、その例を挙げてということもちょっとはばかりはあるんですが、わが町提案箱のほうにもエアコンを小学校はいつつけてくれるんですかというのがあるんです。トイレについてはちょっと記事が載っても苦情、要望もないんで、学校には全くないわけではないんで、その辺があるんでご辛抱いただいているんかなという感触を持っております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) それと、これも直接ではないんですが、間接的に、女性の教職員が小・中学校で非常に多いわけですけれども、女性の教職員の方がやはり洋式トイレの場所が非常に少ないということで困っているという声も聞くわけです。そういうことも教育委員会では出てきたことはないですか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)出てきたことはないことはないと思いますが、財政的な事情というのも若干ご 理解いただいているんで、自分らのまずは児童・生徒の部分と、あわせて教職員のほうということ なんで、特に強いあれというのはございません。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) それで、今洋式化を検討するということをもう公言されているわけですが、トイレ の数と費用、それは幾らぐらいかかると予測されておりますか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)エアコンの整備に向けての交付金要望ということで、この6月に大阪府を通じて文部科学省に申請した分は、一番老朽化ということで中央小のトイレについて、これにつきましては超概算なんですが1,400万円程度。だから、それ掛ける8校ということで1億円程度要るかなということで考えております。

なお、従前から50%ぐらいを目指すということでしたが、2点目の質問にもかかわりますが、もう50%じゃなしに、6月の議会で坂上議員に答弁いたしましたように、ブースに各1個和式を残して、それ以外は洋式に変えたいということを考えておりますので、率についてはもう8割程度になると考えております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)町内全体で、小・中学校で1億円かかるということですね、8校で。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)中央小について、国へ交付金要望した中では1,400万円ということで、超概算ですが、それ掛ける8で1億円程度は要るかなという今のところ試算をしております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)中央小については交付金要請をしたということになるんですか。実際に具体的に補助金申請をしたということで、それ以外の学校についてはしていないということですか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)30年度に整備したいのはエアコンです。小・中学校5校のエアコンの整備についてを主に、プラスアルファ中央小のトイレの洋式化についてもその中に含めております。

交付金の大阪府とか文部科学省に従前、昨年度、前次長なりがお聞きしたところ、なかなか当初 予算では文部科学省のこういう形の分についてはちょっと少ないと。大型の補正予算によってつく というような今までの経過がございます。これについては、どれぐらいつくかというのがまずもっ て今年度にはわからないです。来年度にならないと実際にそういう交付決定がされませんので、来 年度の予算を上げるときには、エアコン部分については先に上げたいと。中央小のトイレの交付金 も満額つけば、それについてはどこかで補正させていただきたいと。それ以降の分については、31 年度の交付金要望の中でトイレの分について、残りの7校になるのか、中学校、小学校が先になる のか、そういうのは検討していきたいと考えております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)中央小は老朽化が進んでいるということが理由かもわかりません。トイレの洋式化 をやるに当たって、熊取町内全体の洋式化について交付金要請をなぜしないんですか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)一挙にやってしまうと、もともと満額つくのは難しいというのがありまして、エアコンについては主にということで、この分についてもちょっとテクニック的な部分もあるんかもわかりませんけれど、全体の予算の中で、トイレについてはエアコンのほうに満額つかなかったら流用ができるということをお聞きしていますので、その分についてはエアコンを先にしたいという思いがあります。全てこれをやってしまうとなかなか難しい点がありますので、まずは老朽化が進んでいる中央小だけ申請させていただいたということで、あくまでも30年度につきましては小学校のエアコン整備の申請が主ということで申請したもので、言葉は悪いんですが、ちょっと様子を

見るというような形で中央小の分についても申請をプラスアルファでしたという事情がございます。 議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君)トイレの洋式化をどう捉えられているかというので、トイレの洋式化が重要でないと考えられているとしか思えないんですよ。重要であるとしたならば、中央小学校だけのトイレを洋式化する、それから全校、全部8割やるというのはやはりちょっと無謀な計画じゃないですか。実際やるとしたら30%、50%をめどに全校的に、例えば1階なら1階をやるとかそういうやり方にして、全体的に最終的に80%に持っていく。中央小学校だけが洋式化になってほかをやらないというのは、トイレについての理解といいますか、位置づけが非常に乏しいといいますか、センシティブでないというか、感受性が悪いと思うんですよ。

大阪市の地下鉄がトイレを改造して、非常にきれいなトイレにしました。それによって大阪の地下鉄のイメージが物すごく変わってきたわけです。泉佐野も、いろんなトイレを非常にきれいなものにしてきているわけですよ。熊取町は、トイレの洋式化率が非常に低いというのを聞いても全然それに反応しようとされていない。まずエアコンや、それから金がついたらトイレやと。それも、トイレも一部の学校だけやるんやと、それから金がついたらやっていくと。トイレの洋式化というのは熊取町にとって全く一つも重要でない、順繰りに金さえ入ったらやっていこうやというような位置づけは、実際の子どもたちの状況とか教職員の状況から見て、学校はどうあるべきかということについての考え方が教育委員会の中だけでしか検討されていないんじゃないですか。教育委員会と企画部、総務部で、トイレの洋式化が低いということはどういう熊取町のイメージになるかというようなことは議論されていないんじゃないですか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) 2点目の今後の洋式化についての答弁もさせていただいてよろしいですか。 議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) それを聞いたつもりだったんですが、お願いします。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) 今後の洋式化の計画についてでございますが、基本的には小学校における空調 設備の整備を優先して実施し、その完了後、建築年数が多年を経過している学校から順次トイレの 洋式化を進めてまいりたいと考えております。方法としては、施設の大規模改修等にあわせての実 施、あるいはトイレの洋式化単独での実施で整備していくことになりますが、いずれにしても、国 の交付金の採択などを条件として実施していきたいと考えております。

なお、交付金採択要望につきましては、8月初旬に渡辺議員にお骨折りいただき、内閣改造前の 文部科学大臣政務官であった公明党の樋口尚也議員に要望書を提出し、次の政務官にしっかり引き 継いでおくとのご返事をいただいた後、町長みずから8月9日に文部科学省に陳情し、さらに一昨 日の9月5日に文部科学省を再度訪問し、特に一昨日は丸山穂高衆議院議員にご同行いただき、丹 羽秀樹副大臣に直接これら学校施設環境改善交付金採択に係る要望書の提出をしたところであり、 今後も交付金活動に向けた努力をしていく所存でございますので、議員各位におかれましても交付 金採択につきましてはご支援、ご協力を切にお願いいたします。

なお、トイレの洋式化については受け取り方が鈍いんではないかということですが、決してそういうことはございません。ただ、財源的なものを言うと、両方取りに行って両方取れないと、そういうことはないとは思いますが、まずはエアコンの整備を今年度、来年度は進めていきたいという思いがございますので、どうしてもトイレについてはその後ということになるということはご理解いただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)これは教育委員会の見解ですが、熊取町長としてはトイレの洋式化率が非常に低い ということについて熊取町のイメージの位置づけ、住むなら熊取、教育のまち熊取としてうたって いる中で、トイレの洋式化率が非常に低い熊取町というのは、このままいくと中央小学校だけが洋 式化されて、あとは3、4年先か4、5年先にやっと工事ができるかもわからんという計画、非常に不明瞭な取り組みになって、熊取町のイメージを払拭していくような状況にはならないわけです。だから、シティプロモーションもやっておられる企画部もおられますけれども、トイレの洋式化率が大阪府で最下位やと、全国でも非常に低い位置にあるというのは、熊取町長としてはどう考えておられるんですか。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)本当に残念な結果がニュースせんなんの新聞に出たということで、ショックを覚えたというのは確かでございます。教育委員会のみならず、これはまちのイメージをどのような形で持っていくかということを考えるときには、やはりシティプロモーション、こういった課も含めた長期的な施策を立案すべきではなかったかなというふうに思っております。

振り返りますと、なかなかその場しのぎの、そういった計画でもない立案が無理やり出てきたというふうな話があったようなことを思い出します。熊取町にそういった長期的なものがなかった結果として、今の洋式化の普及率が低い数字になっているのではというふうに思います。隣では10年スパンでそういった目標を掲げてやってきたというふうな話もありますので、その辺の教育委員会との連携ができていなかったのかなというふうに思います。本当に私としても残念な数字やと思っております。

ただ、これを一気にというふうなことも考えます。一気にいきたいというのは当然持っていますけれども、いかんせん財政的な、そういったものもこれは当然として出てきますので、最善の努力はさせていただきますけれども、時間的な余裕は少しいただけたらというふうに思っております。 以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番 (重光俊則君) 住むなら熊取、教育のまち熊取というイメージを打っていくという場合に、トイレの洋式化がこのままでいいのかということ、それから、お金がないからやらないとおっしゃっていますけれども、1億円使ってトイレをつくった場合、これはそれで工事は終わるわけですよ。一時的にお金を負債として借りてやったとしても、それは実行できるわけです。つくかつかない交付金を待っていて、できるまで待てよというのは、住民や子どもたちや教師にとって非常に対応が悪い、町サイドの事務方の身勝手なやり方だと思うんです。ここまで来た熊取町の悪い歴史、暗い歴史、こんな悪い状況につくり込んだ歴史を変えるためにも1億円を投資すべきですよ。町債を立ててやるべき。それでイメージを変える、1年間でイメージを変えていく、そこの部分が消えてしまうわけです。それを、ただ、今から待って、31年度に一部ができて32、33年度にできる、そこまで熊取町内のトイレの洋式化率が低いというのをずるずる引きずっていく、それで熊取町のシティプロモーションやと言えるわけがないやないですか。1億円使って町債を使ってやる、その程度のことをやっても、この問題は、今の町の将来負担率とかそういうのを見ても熊取町はそういうところに金を使ってきていないんですよ。永楽ゆめの森公園のようなしょうもないものに、年間3,000万円も赤字を生み出す施設にお金を投入して、熊取町の小・中学校のトイレに1億円は投入できない、そんなばかげた町はないでしょう。

そういうところを、今までの歴史を払拭する、熊取町のイメージを払拭する意味でも、1億円という金は、今、金が足りない、足りないと言っていますけれども、それはいつまでたっても足りないわけですよ、その金はよっぽど大きな改革をしない限り。だったらイメージを変えて、住むなら熊取と堂々と言えるまちにする、それをやるべきじゃないですか。それについて教育長、どう考えられますか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)まず、後で資料をお渡ししますが、1億円要って、交付金が乗ると3分の1もらえますので、ここ数年、文部科学省も来年度の概算要求額については公立学校施設の老朽化対策を中心とした教育環境の改善等の推進ということで力を入れるというようなこともあります。ここ

数年、そういった形で交付金をもらえる文部科学省の土壌もできていると思いますので、もう少し待っていただいて、単費で1億円出すのか、それか3,000万円の交付金を受けられるような形にするかということであれば、住民の方ももうちょっと待とうかとおっしゃっていただけると感じております。何もしないというわけではなしに、そういった部分についてもちょっと検討しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) それは検討されているということです。

それから、先ほど国に交付金の申請に行ったその中には、全校の洋式化も入っていると理解していいんですか、それとも中央小の1,400万円だけなんですか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)まずはエアコンを主にということで、言葉は悪いんですが、老朽化している中央小のトイレについても感触的な部分でここにプラスアルファさせていただいたということでご理解いただきたいんです。

30年度の交付金につき方によってエアコンを先にして、中央小のトイレもつきましたらその分について満額ついたらやるんですが、老朽化した中央小のトイレについては、ちょっと言葉は適切ではないんですが、ついたら御の字やというような感触でもってやった部分もございます。全体的には当然8校全部計画的にやっていくという部分、基本的な計画というのは当然ございます。

ただ、それに当たって30年度、31年度に国の交付金関係なしに単費でやるというのは、3,000万円取れる可能性があるのにそれをやるというのは、ちょっとやっぱりどうしてもそれはおかしいんじゃないかという思いもがございますので、交付金を取れる可能性があるのだったら可能性は追求していかないとだめやと考えております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)私がお尋ねしているのは、今回申請しに行った交付金、お願いに行った中に中央小以外のトイレの洋式化は入っているのか入っていないのか、端的に答えてもらったらいいんです。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)何回もお答えしていますように中央小のみです。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)中央小のみを言って、それだけ持っていってそれが取れるか取れないかじゃなくて、何で全部持っていかんのですか。全部持っていって取れなくて、今回やって、何回もやっているうちにさらにお金がついてくることもあるわけですよ。そういう努力もしないで、ただ中央小だけやろうか、それは非常に消極的ですよね。町長がわざわざ文部科学省に行っているんやったら、それだけを言うんじゃなくて、さらに残りも全部やってほしいんやということも要望を当然言われていると思いますが、それは言われてきたんですか、町長は。残りのトイレも洋式化も次、頼んでおきますということは言われたんですか。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君) もちろん、トイレの洋式化も含めて、エアコンの設置、空調設備の設置についても 両方要望してきたということでございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)これはできるだけ早く、もう一回、補助金を受けるか町単費でやるかも含めて、教育委員会だけじゃなくて町企画部を含めて全体で考えて答えを出していただきたい。これは町の方針としてやるべきことであって、教育委員会が決めたからやるというようなものじゃなくて、町のイメージがどうなるかにかかわっていることなんですよ。そういうところをしっかりとみんなで理解して取り組んでいっていただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)さまざまなご意見、ご指摘ありがとうございます。

基本的には、現在ご承知のとおり財政が厳しい状況ということで、第3次の行革プランの策定に 町民の皆様、町議会、そして行政と三位一体で持続可能なまちづくりということを念頭に置いて進 めておるところでございます。したがって、3分の1の交付金を取ること、あるいは起債について も裏で交付税算入等大きな割合でございますので、こういった部分はなかなか安定的な財政運営と いう点からは外せない部分かなというふうに認識しております。

ただ、ご指摘の教育のまち、子育てしやすいまちということで本町は定住促進に努めておるところでございますので、非常にこの件は重大な問題やというふうな認識は持っております。

それと、エアコンの次にという基本的な方向性は教育委員会から確認できておりますけれども、確かに町全体としては、一方では例えば中央小からでいいのか、大規模改造の際でいいのか、あるいは各校に割合を少しずつ上げていくような形がいいのか、そういった整備計画を教育委員会に早急にまとめていただくように、企画部局としては今内部的には整理を進めておりますので、早急にそのあたりを固めてまいりたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)わかりました。

それでは、次の3点目と4点目、老朽化した施設管理は適切かということと今後の施設管理の在り方についてお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)それでは、3点目、4点目を続けて答弁させていただきます。

3点目、老朽化した学校施設の管理(雨漏り、扉故障等)は適切かとのご質問ですが、学校施設については、定期的に職員による施設巡回を行うとともに、各学校からは指摘のあった雨漏りや扉故障などのような要修繕箇所の情報が随時上がってきますので、現場確認の上で修繕内容や施工時期等を検討し、できるだけ速やかに対応しているところでございます。また、緊急等で費用のかかる修繕要望等については、補正予算または翌年度当初予算に計上し優先順位の高いものから対応するなど、適切な管理に努めているところであります。

4点目の今後の施設管理の在り方につきましては、児童・生徒の安全確保、また学習環境の改善の観点から、次年度以降は小学校へのエアコンの整備等に取り組んでいくとともに、施設全体の大規模修繕についても進めていきたいと考えています。

また、施設整備の全体的な考え方として、平成30年度をめどの学校施設の長寿命化計画を策定し、中長期的な維持管理に係るトータルコストの削減及び予算の平準化を図りつつ、各学校との協議を十分に行いながら、児童・生徒が快適に学習できる環境を維持、向上させていきたいと考えております。

なお、これの質問になったのは、6月21日に中央小学校を視察いただいて、そのときに窓ガラスが割れていたとかそういう形の分、個別的にはそういうあれですか。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)個別的にはそうじゃなくて、イメージ的に学校施設というのは非常に古い施設を我慢していろんなものを使っている、机も悪い、それから遊具についてもぼろぼろのものを使っているというイメージが非常に高いんです。窓ガラスが割れてもすぐ修理しないとか、あるいは壁が汚れてもほとんどそのままの状況にあるとか、学校施設全体が非常に厳しい状況に児童がおるなと。

古くてもきれいな学校にするというところは結構あるんですよ。熊取町の小・中学校で頑張っておられる学校もありますけれども、全体的に、やっぱり古いけれど大事に校舎を使ってきれいにしているなというイメージはなかなかない。だから、そういうところに金をかけるのを教育委員会は遠慮されているんじゃないかなと思うんです。もっともっと金をかけてよと言うべきところを我慢して我慢してやられているところがあるんじゃないかというのが、先ほどの女性職員のトイレの話もそうですけれども、非常に教職員も我慢してやっている、そういう感じを受けているわけです。

だから、もっともっと小・中学校のお金が要るところはどんどん金を要求して整備していくとい

う姿勢があるのかという意味で質問したのが一つと、それから、今この施設を学校内で教育委員会でチェックしてということを言われているんですが、大きな建物とかボイラーの問題もありましたけれども、大型施設なんかの管理について、やはり施設の専門家が要るんじゃないかなと思うんです。教育委員会の施設担当の方がやられていると思うんですが、やっぱり事務担当がやられていると思うんです。これは町全体にも言えることですが、やっぱり専門技術チームによるファシリティマネジメント自体を熊取町の規模だったら考えていって、学校施設、それから煉瓦館とか庁舎も含めてそういうものの今度、30年度で長寿命化計画を立てるとおっしゃっていますけれども、これは教育委員会の中だけでやるんじゃなくて、施設の専門家を入れたファシリティマネジメントチームというのをつくり上げてやっていく必要があるんじゃないかと思うんで、その辺はどのように教育委員会はお考えですか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)まず、専門家という形で、この4月から再任用職員で、前は事業部でしたが、 まちづくりの担当理事が営繕担当ということで技術屋なんですが、学校教育に来ていただいてそう いう施設の管理を担っていただいておりますので、従前、3月以前と比べて一歩進んでいると思い ます。

あと、専門家のそういったちゃんとした部分については、ちょっと人事的なものもございますので交渉の余地があるのかどうかわかりませんが、人事当局とは話もさせていただきたいと考えております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)ファシリティマネジメントの設置についての検討というのは、教育委員会だけじゃなく、町施設の全体をどう管理していくかということについての私の要望としてお聞きいただければと思います。

2番目の質問に入ります。

ふるさと応援寄附についてですが、ふるさと応援寄附は、平成27年度は1億2,470万円でしたが、 平成28年度は何と3億9,733万円、非常に大きな増額になっています。これは、町の謝礼品の充実 とか非常に努力されていると思います。今、旅行券だけじゃなくて、豚肉もあれば牛肉もある、そ れから東北地方の特産品もある。非常に品目を見ても、一時、泉佐野市から見ると品目が少ないな と思っていたんですが、かなり充実されていて、いろんなものが整備されている。その成果が出て いると思うんです。そういうことで、今財政困難な熊取町にとっては、これは非常に頼みの綱とい うか、これが大きくそのまま、少なくとも4億円ぐらいずっと恒常的に確保できるような方策が必 要だと思うんです。

その中で、一見水を差すような情報がありまして、8月24日の議員全員協議会の中で、行財政運営アクションプランの中で、副町長、教育長など町職員による寄附を含むというのが記載されていたんです。この副町長、教育長、職員からの寄附の経緯と実績額並びに今後これはどうなるのか、特に、職員からとあるのは特に部長クラスやと思うんですが、その辺の状況についてお話をお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、1点目の「副町長、教育長、職員からの寄附」の経緯と実績並びに今後の在り方につきまして答弁いたします。

まず、経緯でございます。

経緯は、職員に対しましては個人の任意による寄附をいただいているものでございまして、平成28年度の実績といたしまして、副町長、教育長を初め職員数名から寄附を収入したところでございます。なお、個別の寄附金額などにつきましては、個人情報に当たりますので答弁を控えさせていただきます。この点につきましてはご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今後におきましても、職員からの任意による寄附、こちらを基本といたしまして、寄附の

申し出がありましたら一般寄附者と同様に必要な手続を経て寄附を収入してまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) その寄附は、いわゆるふるさと応援寄附ではない一般寄附という扱いなんですか。 議長(坂上巳生男君) 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)ふるさと応援寄附という枠組みで収入させていただいております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) ふるさと応援寄附ですと、29年4月末までは謝礼品を送付するということになっています。それは、謝礼品についてはどういう状況なんですか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)1点補足させていただきますと、この4月 1日までは町内に在住の住民に方にも謝礼品を渡すことができたんですが、4月以降は町内の住民 の方に対して謝礼品を渡すことをしないように見直したというところでございます。その中で職員 でございますが、当然こちらは任意でございますので辞退というのが、実はふるさと納税の一般の 方の中でも謝礼品を辞退されるという方も中にはいらっしゃいます。そのような形で、もし職員が 純粋に100%町の財源に使ってほしいという申し出がありましたら、一般の方と同様に謝礼品は受 け取ってもらわないということで、もう普通に受け取らせていただきたいということでしたら受け 取っていただくという、このような形で運営をさせていただいております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)この辺はもうちょっと明確に話ができないということは、一部の人は受け取ったけれども一部の人は受け取っていない、端的に答えてください、今の質問について。一部の人は受け取った、一部の人は受け取っていないということですね、町職員について。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)この点につきましては、謝礼品を28年度実績ですけれども……

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)すみません、端的にと言いました。一部が受け取ったか受け取っていないかだけの答えでいいんですよ。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)答弁は、その点につきましては個人情報に もつながりますので差し控えさせていただきたいと。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)じゃ、それで座ってください。

それから、先ほど、4月1日じゃなくて29年5月1日からですね。町内、本町にお住まいの方の 寄附に関して謝礼品を送付しないこととしましたのでお知らせしますというのが町のホームページ にあります。

それから、ふるさと納税を行われたときに税額控除されるとなっているんですが、税額控除はど うなっているんですか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)こちらにつきましては、税法上決まっております制度ですので、全員に受けていただいておるものというふうに考えてございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) そうしますと、一般的にふるさと納税額は2,000円を引いて、それから所得税控除

等によって軽減されるというふうになるわけですが、税額控除がされるということは、その分だけ 税金は少なく納められているということですよね。だから、ふるさと納税されたから実質の町内へ の納税は減額されたという理解でよろしいですね。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)町内の職員ということになりますと、一定、2,000円を引いたその額がご指摘のとおり一旦は引いたという形になりますが、ただ、入ってくるべき税金が控除されておりますので、国の交付税で75%が返ってくると。ですから、単純計算ですけれども25%が要は実質の減という、そういった仕組みになってございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) そういう意味では、25%税額は下がったけれども、その分がふるさと応援寄附となって、その分は熊取町は得をしているということになるわけですか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)非常に単純計算でございますが、例えば10万円あったとしましたら、10万円に対してまず9万8,000円という形になりまして、その9万8,000円に対して全額が一旦入るという形になるんですけれども、ただ、その分の税額控除された9万8,000円に対して75%国から交付税として返ってくる。ですから、実質としたら25%分がふるさと納税という、そんな形になってございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)これは後でまた詳細に確認しますけれども、これであれば、全町民にふるさと納税をどんどんしてくださいということをPRするということですね。そういうことをおっしゃっているんですね。そういう問題じゃなくて、ふるさと納税は町民以外の方からいただくというのが基本じゃないんですか。それを副町長、教育長、職員がみずからやっていく。それやったら全町民にふるさと納税をどんどんやってくださいよ、謝礼品はなくなっているけれどもそうやってくださいという奨励をしていることになるわけですよ。こういう非常におかしなことをやっておられるわけです。ふるさと納税の基本から考えて、町内の町職員がこれを寄附するということを推進しているに等しいことじゃないですか。これについては別の機会に議論をさせていただきたいと思います。これは、今おっしゃった町税自体がどうなるかということも含めて大問題なことですよ。

それと、今、副町長、教育長がされたという、寄附については守秘義務情報のはずなのに、何で こんなものが漏えいされるのか。これについても非常に大きな問題として取り上げなあかんですよ。 この情報発信源は企画部ですか、総務部ですか、どちらですか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)こちらにつきましては、行革の取り組み実績の資料ということになりますので企画部の資料ということになります。

また、企画部の財政担当のほうになるんですが、ただ、この資料を一ふるさと納税の担当者として企画部政策企画課が提出しておりますので、企画部内部で調整したということになりますので、この点につきましてはこの資料、守秘義務に当たります教育長、それから副町長といった個人名、これにつきましては担当者であります私の判断で最終入れてしまったということで、この点は本当に非常に個人情報の配慮に欠ける点ということで、反省してまいりたいというふうに考えております。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)これは非常に大きな問題だと考えております。

次のふるさと応援寄附の今後の増加対策とふるさと応援寄附金の今後の活用目的について、3分 以内で回答をお願いします。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)それでは、続きまして2点目のふるさと応

援寄附の今後の増加対策については、ふるさと応援寄附の謝礼品の拡充に着手し始めた平成26年11月に1品から21品とし、8月末現在では108品に大幅にラインナップを拡充しております。今後も、地場産品を中心に魅力的な謝礼品を随時追加することで寄附の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)その次のふるさと応援寄附金の今後の活用目的も簡単に説明してください。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)それでは、3点目のふるさと応援寄附金の 今後の活用目的につきまして、こちらにつきましては、8月24日の議員全員協議会で報告のとおり、 現状、寄附金を積み立てるくまとりふるさと応援基金の設定目的として「住民、法人その他団体と の協働による定住魅力あるまちづくりを推進する」と規定していることから、寄附金の使途につき ましては協働事業に限定されておるところでございます。この点につきましては議会からもご指摘 いただいているところであり、より広く、定住魅力あふれるまちづくりを推進する事業に寄附金を 活用できるよう、同基金の設置条例を改正すべく今議会に条例改正案を上程させていただいている ところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) ふるさと応援寄附の重要性と、それから4億円ものお金を寄附していただいている 方々に対する感謝の気持ちを十分に持って、これを非常に有効に活用させていただくということで 考えていただきたいと思うんです。一例として、例えば先ほどのトイレの件についても、熊取町の イメージアップであればそれを使っても可能じゃないかという一つの方策もあるわけですから、熊 取町にとって何に使うのが一番大事かというのを非常に考えないといけないと思いますので、これ を重要に取り扱っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略ですが、28年度のシティプロモーションの取り組みとその評価をお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、1点目の平成28年度と29年度の シティプロモーションの取り組みとその評価について、答弁申し上げます。

まず、その取り組みにおける共通した姿勢といたしまして、本町の充実した子育て、教育施策に関する情報を初め、熊取町の特徴や魅力を幅広く発信し、若年世代の住居決定の動機づけなどにも資するよう、あらゆる媒体を活用した積極的、効果的なプロモーションを実施していくこととしております。

平成28年度の取り組みといたしましては、平成26年度末に作成いたしました本町の充実した子育てと教育で構成した冊子「ほほえみ 子育て 熊取町!」により、ターゲットと想定する子育て世代が集まるイベントに参加するなど本町のシティプロモーション活動を展開するとともに、国の地方創生加速化交付金の100%補助を活用して情報誌と動画「熊取ものがたり」を町内大学生との協働により作成したところでございます。

平成29年度につきましては、この新たな2つの媒体を中心に、主に学生や子育て世代などの若年をターゲットとして、現在、町内外のカフェやレストラン、住宅展示場、お子様連れのお出かけスポットなど、住居を構えることを意識する年代が集まる施設も含めて幅広く頒布することにより、まずは本町の認知度の向上を目指しております。また、PR動画につきましては、国の全国移住ナビやユーチューブに掲載するなど、幅広くその周知に努めているところでございます。なお、今年度に入ってからの5カ月間の周知実績ですが、情報誌につきましては作成した1万5,000冊のうち

1万2,500冊をイベントや大学、店舗などで幅広く頒布し、動画につきましてはユーチューブで2,000件を超える閲覧数となってございます。

次に、評価でございますが、同戦略のシティプロモーション推進では3つの重要業績評価指標 (KPI) を掲げており、直近の平成28年度実績に基づきご報告いたします。

1つ目のKPI、転入定住促進特設サイトへのアクセス数でございますが、年間3,100件の目標値に対しまして6,175件の実績と大きく目標を上回っておりまして、町への関心度の指標と想定する町ホームページの転入定住促進ページへのアクセス誘導について一定の成果が出ているものと考えてございます。

2つ目のKPI、25歳から39歳までの転入者数でございますが、年間612人の目標値に対しまして418人の実績と目標値に194名届いておらず、社会増減におきましても63人の転出超過となってございますが、当該転出者数で見ますと、過去5年間においては最小数値となってございます。

3つ目のKPI、町内大学学生の住民登録者数でございますが、42%の目標値に対しまして15%の実績と、遠く目標値に届いておりません。しかしながら、これは下宿されております個々の学生の自覚の問題や、卒業後は実家や勤務先への移動を想定されていることなどの理由から登録いただけないことが考えられますが、今後も、国の選挙年齢やマイナンバーなどの機会を活用して、住民票異動の知識について大学を通じた啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)熊取町も動画を使ってシティプロモーションを始めたということは、一つにはちょっと効果があるかなという気はいたしますけれども、シティプロモーションの効果があったかどうかというのは非常にわかりにくいんです。28年度まで転入者への補助事業というのがたくさんありましたけれども、それがなくなってくる。その効果もわからない。シティプロモーションの効果があったかどうかというのは、またそれ以降の話になってくると思うんです。

シティプロモーションの今後の取り組み方ということについての答弁をお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)それでは、続きまして2点目のシティプロモーションの今後の取組みについてでございますが、厳しい財政状況に鑑みまして、補助金やモノといった短期的な取り組みではなく、これまで着実に積み上げてまいりました充実した子育て、教育施策を初めとした本町の強みや、各担当部署の個別の取り組みを「ほほえみ 子育て 熊取町!」や「熊取ものがたり」及びホームページなどの媒体により若年世代にしっかりと遡及するとともに、転入促進を図る上で重要な位置づけと想定しております不動産業者や住宅メーカーにもご協力いただきながら、補助金の活用など極力単費を使わない効果的なPRを模索し、生産年齢人口の確保につながるよう引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

加えまして、豊かな自然がある優位性、4つの大学などがある優位性、充実した協働の取り組みがある優位性などを生かしながら「永く健康で、明るく楽しいまちづくり」を実践し、それらを新たなブランドイメージとしてプロモーションすることによりまして、本町の交流人口の増加や経済の活性化につなげていけるよう今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上、議員皆様方におかれましても、本町のシティプロモーションに対しましてご理解、ご協力 賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)シティプロモーションというのは、いいところをPRしたらいいやというような位置づけでしかされていないと思うんです。シティプロモーションは、そもそも、じゃどこと比べて熊取町を差別するのかというのでシティプロモーションしないといけないんですよ。熊取町に対する相手はどこなのか、泉佐野市なのか貝塚市なのか岸和田市なのか、そういうところを明確にして、泉佐野市よりも勝てる熊取町、あるいは岸和田市、貝塚市よりも勝てる熊取町であるということを

シティプロモーションするとしたら何が必要かとなるわけです、熊取町にとって。であれば、住みやすさとか、学校とか教育とか緑とかそういうものもあるわけですけれども、それがやっぱり泉佐野市、貝塚市、岸和田市と比べていいところであるというのがわかるシティプロモーションでないとあかんのです。そのターゲット、これは前に文野議員も一般質問で言われたことがありますけれども、どこと比べて何を差別化するのかというのがわからないシティプロモーションは、あちこちの動画と同じようなものをつくって、それから熊取ものがたりにしてもあちこちの自治体がつくっているのと同じようなものですよ。それをつくってシティプロモーションをやったと。シティプロモーションをやったことは成果でも何でもなくて、若い人たちが入り込んで定住してくれることが出て初めてその成果が出るということだと思うんです。だから、その辺のシティプロモーションの今後の取り組み方の中に、やはり自画自賛のところがあり過ぎるんじゃないかと。

それから、シティプロモーションのページを見ても、熊取町のホームページは非常にわかりにくい。例えば吹田市、これはきれいなわかりやすいホームページになっていて、泉佐野市も企業と連携した泉佐野シティプロモーション推進協議会を設立しています。利根町も、絵で示した多数の動画にリンクするようになっています。栗山町もくりやま若者シティプロモーション動画、これは非常に親しみがある動画になっています。愛知県東郷町もとうごうチャンネルシティプロモーション動画というのを発信しているわけです。それぞれのところは工夫をしてやっているのに、ちょっとまねして、シティプロモーションやからやっているという感じしか受けないんですよ。本当にシティプロモーションに金をかけてやっているんであれば、効果が上がるシティプロモーションをやっていただきたいということ。

それから、苦言を呈したいのは、シティプロモーション推進課のホームページの中でびっくりするようなホームページがあるわけです。熊取ものがたりがあるのはわかります。その後「ほほえみ子育て 熊取町! 一転入・定住促進一」のページ、そこには前町長が写っています。前の中西町長の写真。それから、平成24年の転入促進基本方針と転入促進アクションプログラム、これも前の町長の写真が写っている。それから、子どもが笑顔で輝くまち熊取 地域・産業振興を目指して、これも熊取町長が平成25年の記事とともに出ている。町のトップを行くべき企画部が、藤原町政になってから1年半たっているわけですよね。それに平然と前町長がこんなことをしていますよというのを堂々とホームページに載せてシティプロモーションをやってますよというのは、これは何の目的でシティプロモーション推進課があるんですか。企画部とシティプロモーション推進課は、これは僕は物すごく、非常に懲罰に値するような行為ではないかと思うんですよ。熊取町のホームページができる、町長がかわった、町長がかわったけれど前の町長の宣伝をしている、まだそれだけだったらいいんですけれど、その後、24、25年から何もしていない。藤原町長が何もしようとしなかったのもあるんでしょうけれども、27、28年に、28、29年に何もしていない、ホームページが変わっていない、こんな怠慢な企画部に熊取町がリードされていていいのかと思います。前にもちょっと言いましたけれども、やはりその辺で全体の交代をお願いしたいというぐらいの気持ちでいますよ。

企画部は、どんな会社におっても水先案内人でトップリーダーなんですよ。その人の行っている 方向に会社がついていくわけですよ。その人たちがこんな体たらくでシティプロモーションやって いますよということは、本当に恥ずかしいことだと思います。

次の質問に入ります。

もう一つ……

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

(「次の質問をしますと言ったんですけど」の声あり)

- 議長(坂上巳生男君)答弁いいですか。重光議員。
- 2番(重光俊則君)次の質問をしますと言いましたから、それを言ってから答えてください。 次は、熊取ブランドの創出と今後の取組みですけれども、熊取コロッケを販売していっているわ

けです。前の浦川議員の質問でもありましたけれど、熊取町が創生事業としてやるべきことをつくり出して町へ申請していくということをやっていないんです。そういうことをしないでふるさと創生の創出の取り組みをやろうとしている。前回もBNCTとか健康教室などを創出事業として出したらどうかということを提案したけれども、ほかの部局と調整できていないからやれませんという、非常に真面目な取り組みをしていない対応だったと思うんですよ。やはり熊取の創出ブランドのためにお金を取りに行く、それが、わざわざ補助金がとれるから行くんじゃなくて、それに行っていないというのはアイデアがないからですよ。熊取町で今BNCTをもっと活発化させる、熊取コロッケを活発化させようと思ったら、国のお金を1,500万円でも2,000万円でも取りに行けるチャンスがあったのに逃がしているわけですよ。その辺を大きく反省してやっていただきたいと思うんですが、何かあれば一言。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)昨日、浦川議員の表で2.数%しかないという、そういったものをお示しされまして、それを受けまして本当に我々としまして反省すべき点、 今後につなげていかなあかんという点、これは確認させていただいております。

今後につきましては、基本はやはり2分の1の単費がかかるというのは事実でございますが、ただ、きのう浦川議員は変化球を使ってという表現もございました。我々、何も直球勝負ばかりではないと思っております。本当にいろんな球を使いながら何とか工夫を凝らしてということも過去においてやってきたんですが、ただ、きのういただいたことも踏まえましてしっかりと、姿勢としてとしてはまずは取りに行くんだという気持ちを持って、例えば、近隣他市町村でも健康の取り組みなどにも使っておった例もございました。そういったところも参考にしながら、今後そういった姿勢で臨んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) 今の熊取町が非常に厳しい財政状況になっている中で、熊取町がどういうものをやっていくか、そこに企画部がアイデアを出して、そのアイデアが実現するようなお金の取り方、その働きかけができていないと思うんです。やっぱり町長自身もみずから動かなあかんし、そのためには、企画部がそれだけの材料をそろえて提示できるぐらいのものがなければいけないわけですよ。ないのであれば議員がどんどん提案しますから、それをどんどん検討していってくださいよ。

そういうことを申し上げて、熊取町がこれから非常に厳しい財政状況の中で魅力あるまちづくりをしていくというのは企画部が先頭になっていかないといけない、本当に自覚していただいて取り組んでいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、重光議員の質問を終わります。

次に、鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)議長の指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、本年3月議会で質問しました総合事業について質問しようと考えていましたが、地域包括支援センターにお聞きすると、施設の数もほとんど変わらず、利用者の意見や事情もよく聞いてくださって、大都市のような自立支援の名のもとにサービスを取り上げ認定率を下げるというようなことも起こっていないので、今回の質問からは省きました。また、やさか地域包括センターが、町での6人から現在8人体制で取り組んでくださり、相談者のところへは出かけていってくださっているとお聞きしました。地域包括支援センターの頑張りには感謝いたします。

また、町は総合事業として、自治会などでタピオ体操などを行うことを多様なサービスの通いの場として位置づけようとしております。タピオ体操を自治体で取り組むことはよいことだとは思いますが、自治会によっては高齢者でも生活のため働かれている方が多い地域や高齢者の少ない地域などもあり、地域によって差が出てくるように思われます。町として、地域の課題を捉えて丁寧に相談や援助を行っていただきたいとお願いしておきます。

さて、第7期の介護保険が来年4月から始まります。それに向けて5月26日、改正介護保険法、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律が、衆議院で22時間、参議院では16時間の審議で自民、公明、維新などの賛成で成立いたしました。まず、私の参考資料、「2017年改革」の主な内容を見てください。さまざまな負担増と経費削減案が行われようとしております。今回の改定は、介護保険の持続可能性の確保、これは負担増です。地域包括ケアシステムの深化・推進、これは経費削減です。この2つの柱で具体化されました。負担増では、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ、利用料3割化が含まれます。

そこで質問いたします。

高額介護サービス費の負担上限引き上げが、法改正を要しないためことしの8月から行われております。3万7,200円から4万4,400円に引き上げられます。財務省から2割負担導入での効果が少ないという指摘を受けて実施されますが、負担増を嫌う公明党の反発で1割負担世帯は3年間の据え置き期間が設けられました。熊取町の影響はいかがですか、お答えをよろしくお願いいたします。議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) それでは、介護保険の改正についての1点目、高額介護サービス費の負担 上限額引き上げによる1割世帯への影響についてご答弁申し上げます。

まず、高額介護サービス費でございますが、利用者負担が高額にならないように所得に応じた月額上限額が設けられており、その上限を超えた場合には申請により支給するものでございます。この月額上限額が、平成29年5月の介護保険法の改正により、現役並み所得世帯を除く住民税課税世帯の利用者負担の月額上限が本年8月利用分より3万7,200円から4万4,400円に引き上げられております。ただし、世帯内の全ての被保険者の利用者負担割合が1割である世帯につきましては、今回の改正により負担が大きくならないよう、平成29年8月から3年間に限り年間上限額を44万6,400円とする時限経過措置が設けられているところでございます。この上限額は、これまでの月額上限額3万7,200円の12カ月分に当たるため、これまで年間を通じ月額上限額を超える利用をされている方につきましては影響がないものでございます。

今回の見直しにつきましては、高齢化の進展により介護給付費の増加する中、介護保険制度を持続可能なものとするため、サービスを利用している方と利用していない方との公平性や負担能力に応じた負担をお願いするものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。 議長(坂上巳生男君) 鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) 私の聞いているのは、影響はどのぐらいですかということで、何名ぐらいの方が影響するかお聞きしたかったんですが。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)今回の改正によりまして影響がある方につきましては、28世帯39名の方が 負担上限が引き上げられるというような状況でございます。ただ、12世帯21名の方につきましては、 今先ほどお話しさせていただきましたように3年間の時限経過措置が設けられてございますので、 その間につきましては実質的な影響がないという状況でございます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)ちょっと正確にお聞きしたいんですけれども、28世帯で30人とおっしゃいましたか。 議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)申しわけございません。28世帯で39名でございます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) そのうち12人の方は3年間は負担がそのままであるということで理解していいですか。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)すみません、私の説明がまずくて申しわけございませんが、今回40世帯60 名の方が対象ということになるんですが、その中で、私、先ほどご説明させていただきましたのは、 時限措置の対象となる1割負担のみの世帯というのが、12世帯21名の方が3年間の経過措置を受けられるということでございます。また、28世帯の先ほど39名とご説明させていただきましたこの方々につきましては、負担上限が引き上げられるということでございます。それぞれの人数でございます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)わかりました。この8月からの実施で、まだ支払いはないので問い合わせなどは少ないかと思われますが、上がる方の周知というのは個別にされたんでしょうか。また、3年後に上がろうと思われる方の周知はどうなっていますか、お答えをお願いします。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)今回の改正につきましては、既に8月号の広報紙によりまして内容につきましてご周知させていただいたところでございます。また、高額の対象になる方々につきましても、 周知チラシというのがございまして、この周知チラシを通知の際に同封しまして、こういった状況 になりますということでお知らせを個別にさせていただいているものでございます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)3年後に上がると思われる方にも個別通知はされましたか。それはされていませんか。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)3年後、今お話しさせていただきましたのは、こういう高額の対象になる 方には既に一般的なものとして通知をさせていただいておるんですが、3年後改めてまた上がる 方々につきましては、こういった形で今後負担上限額が上がりますということでの通知をさせてい ただきたいと考えてございます。

議長(坂上巳生男君) 鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) 今2割負担の方について上がるというのはまだわかるような気がするんですけれども、1割負担の方が3年後に上がるときには、かなり生活に影響を及ぼしてくるように思われます。今でも1カ月に7,000円ぐらい上がるということは、本当に高齢者にとっては年金だけの生活の中で、今、介護保険や国民健康保険を払うだけ、75歳になるとまた上がるということで、非常に保険料に対する不満というのが渦巻いています。このときにこういうことというのは大変なことになるかと思いますので、各皆さんへの周知と、それから生活への影響についてもご配慮いただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 議員おっしゃられますように、今負担上限が上がる方、また3年後に上がる方、状況として上がるのは間違いございませんので一定の負担というのが発生します。ただ、先ほどお話しさせていただきましたように、負担上限というのが設定されているというところで一定の歯どめはされているという中でご理解をいただくということでございますので、その辺はまた、問い合わせなり窓口でいろんなお話がございましたときには丁寧にご説明をさせていただきたいと考えてございます。

議長(坂上巳生男君) 鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) 続きまして、現役世帯並みの所得のある利用者負担割合の見直しを来年8月から3割とすることになりました。厚生労働省は、2割負担でさっき申しました負担限度額が決まっているので、3割負担になってもほとんど負担増にはならないとしていますが、熊取町で影響される方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) それでは、2点目の平成30年8月から現役世帯並みの所得のある者の利用 者負担割合を3割負担とする、2割負担で既に負担限度額になっているので負担増にはほとんどな らないとしているが、何名であるかというご質問についてでございますが、こちらも本年5月の介 護保険法の改正によるものでございまして、今回の改正で示されている所得基準によりますと、負担割合がふえる方は、現在利用者負担割合が2割となっている方のうち、合計所得金額が220万円以上かつ年金収入とその他の合計所得金額が340万円以上の方となるものでございます。この改正で、厚生労働省は全国で約12万人、介護保険を利用している方の全体の約3%程度の方が負担増になると見込んでいるところでございます。

また、先ほどご説明いたしました国から示されている所得基準によりまして本町の平成29年度の 課税状況等で試算いたしますと、3割負担となる方は87名となるところでございます。この3割負 担となる87名のうち平成29年6月にサービスを利用された方が65名いらっしゃいまして、この65名 の方の影響を試算いたしますと、15名の方につきましては2割負担で既に利用者負担額が月額上限 額に達しているところでございまして、3割負担となりましても月額上限額を超過した分につきま しては全額高額介護サービス費として支給されることになりますので、実質的にはこれまでと負担 は変わらないということになります。ただ一方、残りの50名の方につきましては、2割負担で利用 者負担が月額上限額に達していないことから、平成30年8月からは現在よりも多くの負担をお願い することとなるものでございます。

これらの制度改正は、介護保険制度の持続可能性を高め、必要なサービスを提供できるようにするために負担能力に応じた負担をお願いするものでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)ありがとうございました。私は、初め、負担限度額で負担増にならなければなぜ3割負担を決めるのか、とても不思議に思いました。利用3割化の大きな問題は、一旦法律で決めると法改正なしに省令によって3割の対象を拡大できる点です。年金の額を引き下げていくこともできるわけです。1割、2割、3割の負担をそろえ、応能負担の名のもとで2割負担をふやす考えです。病院での2割負担に介護負担を合わそうという考えのようですが、介護は8割の人が掛け捨てとなる状態で、2割の人が利用を始めると長期にわたり高額な介護給付が必要となります。審議会では、介護保険は長く利用する制度であり、むしろ医療費負担よりも低く抑えるべきではないかという意見が出されております。所得が低い層ほど要介護、要支援の出現率が高くなっているという調査結果もあります。サービスの利用が負担能力で決まってしまう現実は、もっとサービスを必要とする人たちに必要なサービスが届かない、必要なサービスが利用できず過剰な介護負担を家族に課している状態、老々介護、介護自殺、介護離職などは貧困社会と呼ぶべき状態ではないでしょうか。世帯分離や生活保護などで救えることもあると思いますので、町での温かい対応をどうかよろしくお願いいたします。

次に、改正の中には自立支援・重度化防止に向けた保険者機能強化(2018年4月)となっています。この7期の計画での強化点はどのようなものですか、お答えよろしくお願いします。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) それでは、3点目の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化に つきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の第7期計画での強化点でございますが、現在、当該計画の策定作業中でありますので、非常に限られた範囲での答弁になりますことをご理解願います。

ご質問の高齢者の自立支援、重度化防止に向けた取り組みにつきましては、国が示した第7期介護保険事業計画に関する基本指針(案)においてポイントの一つとされております。

本町におきましては、その具体的な取り組みとして、本年度から住民主体で介護予防に取り組む タピオステーションの立ち上げ支援を本格的にスタートさせていることを挙げることができますが、 現在の状況につきましては、継続支援3カ所を含め計7カ所において支援中となっており、また、 秋からも数カ所において立ち上げる予定でございます。そして、このタピオステーションの地域へ の拡充につきまして、本町における第7期計画の中に位置づけた上で、今後もしっかりと取り組ん でまいりたいと考えております。

また、その他の主な取り組みといたしましては、地域包括支援センターにつきまして、住民サービスの充実、その機能強化を図るため、平成28年4月から民間法人への業務委託を実施しておりますが、さらに当該センターの役割が重要視される中、地域包括ケアシステムを深化、推進させていくため、さらなる機能強化策なども計画に盛り込んでいきたいと考えております。

以上のことを踏まえ、議員ご質問の7期計画での強化点でございますが、本町におけるこれらの自立支援、重度化防止に係る取り組みに対し、PDCAサイクルを活用していくことが重要であると考えており、実態の把握、地域課題の分析などを踏まえ目標を設定し、そして評価していくことにより、保険者としての機能を強化していきたいと考えております。これらの具体的な取り組み内容、評価指標などにつきましては、今後、検討、協議の上、第7期計画の中に盛り込んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)ご答弁ありがとうございます。国のほうで自立支援、重度化防止に向けたということが出ておりますが、本当に難しくてわかりにくいというか、そういう感じがいたしております。

私が捉えている範囲内では、医療・介護の一体的な改革の流れとして、病床を再編、削減する受け皿として地域包括ケアを構築し、入院から在宅へ、医療から介護へ、さらに介護からボランティアという押し流しによって、国にとりまして安上がりで効率的な医療・介護提供体系サービスを推進しているように思われます。国民健康保険制度の府県化、単位化も、医療体制では府県レベルでないと調整できないからだというふうにも聞いております。今回の改革では、慢性期病棟、療養病棟削減のための新たな転換先、受け皿として介護医療院を創設するとともに、自立、重度化の名のもと、公的サービスからの卒業を促す自立介護を新たに導入しました。課題分析と言っておりますが、要介護者、要支援者の課題の分析をしながら認定率の低下、保険料の上昇抑制を進め、それで効果を出したところへインセンティブを付与しようとしております。持続可能の確立と言いながら、利用者の生活や事業所の持続可能性ではなく、あくまでも保険財政の持続可能であって、負担増と給付抑制を先行しております。

大阪府大東市では、自立支援の名のもとにサービスが打ち切られ、その受け入れ先として元気でまっせ体操に通うことを進めております。この先、大東市のようになっていくかもしれません。大東市でサービスを取り上げられた人からは、介護保険料を掛けてきたのにサービスが使われへん、これは詐欺やという声が上がっております。国の決めたことだから仕方がないというのではなく、利用者のことを考えて政策を進めてもらえることを要望いたします。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)今回の介護制度の改正につきましては、非常に多岐に及んでいてややこしいところもございますけれども、介護保険制度のそもそもの基本理念といたしましては自立支援、重度化防止というところがございます。ですので、そこはやはり介護が必要な方に必要なサービスを提供するためには介護保険特別会計の持続安定性、これが絶対求められますので、そのためにも元気な高齢者がたくさんいらっしゃるようなまちづくり、これを目指すというのは、基本的には国の考え方はそのとおりだと思っております。

個別なところの個々の意見というのは多少あるかと思いますけれども、基本的には国の考え方はこの先の国の高齢化社会に向けての考え方と合致するものであるというふうに考えておりますし、町長を初め、健康づくりのまちづくりということでタピオステーションをすごく今取り組んでおりますけれども、これの推進こそが熊取町の将来の介護保険制度を持続可能なものにやっていくと信じてやっておりますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)そこは意見が分かれるところやと思うんですけれども、国の流れとして医療も抑える、介護も抑えていくというふうに感じております。そこはもうおいておきまして、次へ移らせて

いただきます。

地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進などとして、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい者福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけるとしております。これは、介護保険の施設でも障がい者福祉制度の施設でもお互い介護、障がい児者を受け入れるようになると思われます。 7期ではどのようになる予定になっておりますでしょうか。議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) それでは、4点目の共生型サービス創設に係る障がい児のデイサービスの利用者数、施設数、指定基準についてご答弁申し上げます。

議長(坂上巳生男君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) その前の質問です。すみません、その前の質問、共生サービスの施設創設について お聞きしたいんですが。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)共生型サービスの創設について、それではご答弁させていただきます。

平成30年4月1日から、障がい者が65歳以上になっても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で地域の実情に合わせて人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険と障がい福祉の両方の制度にホームへルプサービス、デイサービスなどについて高齢者や障がい者児がともに利用できる共生型サービスが創設されます。

このサービスの指定基準等につきましては、国において今年度予定されてございます平成30年度 介護報酬改定及び障がい福祉サービス等報酬改定時にあわせて検討するとされてございまして、現 時点では具体的な内容が示されてございませんので、今回のご質問につきまして、現時点では共生 型サービスの指定基準等につきましてお答えすることができませんので、ご理解のほどよろしくお 願いいたします。

議長(坂上巳生男君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)この法改正は、互いに他のサービスが受けられるように人員や施設などの基準を緩和しようとしているものです。しかし、まだ中身を国は明らかにしているのではなくて、関係団体から不安や批判の声が今上がっております。一日も早く、わかりましたらまた関係団体へお知らせいただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)この点はもう議員もご承知のところかと思いますけれども、国から出ている共生型サービスというのが、介護保険サービスと障がい福祉サービス、これが今、障がい者の方が65歳になると介護保険のほうに移って、介護保険の対象事業所に移っていくという制度でございます。そちらのほうが優先されるということになってございますので、障がい者の方につきましてはそのまま障がい施設のほうに、そこで使いなれた施設でそのままサービスを受けたいという、そういったご意見も出てきております。当然のことだと思います。そういったところにつきまして国が柔軟に、そのままその施設でも使えるように、今の障がい福祉サービスも介護保険の適用となるような、そういうところの事業所に指定ができるというような形に変えていこうと。また、逆の面もあるというふうに聞いてございます。そういったところでは、やはり利用者の方が今後そういう多様な施設の利用ができるという観点での改正ではないかなというふうに考えてございます。

具体的な、例えば費用がどのぐらいになるかということ、またその指定する基準がどういった形になるか、そういった細かいところはまだ示されてございませんけれども、大きな意味合いとしましては、やっぱり利用者の方が今までの施設を使えるような、そういうような方向でもあるということはご理解いただきたいなというふうに思います。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)わかりました。

関連して、今現在の障がい児デイサービスについてお聞きいたします。

近年デイサービスがふえているように感じるのですが、利用者は何人ぐらいですか。熊取町で施設は幾つぐらいありますか。それからまた認定基準はどのようになっているか、お答えをよろしくお願いします。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)現行の障がい児のデイサービスについてお答えさせていただきます。

利用者につきましては、平成29年6月末時点で放課後等デイサービスは55名の方、児童発達支援は23名の方となってございます。町内の事業者数は、放課後等デイサービスは8事業者、児童発達支援は3事業者となってございます。また、指定基準は利用定員により異なりますので一例で申し上げますと、放課後等デイサービス事業者で定員が10人の場合の人員基準につきましては、児童指導員または保育士または障がい福祉サービス経験者が2人以上、そのうち半数以上は児童指導員または保育士とされてございます。また、児童発達支援管理責任者につきましても1人以上必要となっているところでございます。設備基準につきましては、大阪府の独自基準としまして、指導訓練室の面積が30平方メートル以上必要となっているものでございます。

また、児童発達支援事業者で定員10人の場合の人員基準は、指導員または保育士が2人以上、児童発達支援管理責任者が1人以上となっており、また設備基準としましては、同じく大阪府の独自基準としまして指導訓練室の面積が30平方メートル以上必要となっているものでございます。

これら事業者につきましては、大阪府が指定及び指導、監査を行うこととなってございまして、 その他必要な設備などにつきましても、大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支 援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして規定されているものでご ざいます。

以上で共生型サービスのデイサービス利用者数、施設数、指定基準についての内容のご説明とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)ありがとうございます。大阪府の認可のようなんですけれども、もし問題などがあれば町で対応するようなことはできるのでしょうか。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)問題というところでいきますと、議員がおっしゃられている内容としましていろんなケースが想定されるかなと思います。利用者の方がそこでいろんな施設従事者から例えば虐待を受けているとか、障がい者の方が。そういうようなケースであったりとか、そういうこともあるかと思います。もしそういうことがございましたら、当然ながら町の担当者がそういった状況をまず確認するということが一番最初の始まりになるかなと。その中で、今お話しさせていただきましたように、大阪府が指導監査という立場でございますので、その辺の連携をとりながら対応させていただくということになっていくかと思います。

また、施設的なことにつきましても、そういった通報がございましたら大阪府に報告をしまして一緒に対応させていただくなり、最終的な指導監査ということにつきましては大阪府の権限により行われるものでございますけれども、町としましても同じように連携をとりながら対応させていただくこととなると考えてございます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) わかりました。第7期の計画で、介護施設、障がい児者の施設で障がい児も多分預かることができるようになるかと思うんですけれども、今の障がい児のデイサービスなどの施設がなくなっていくというようなことはないでしょうか。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 先ほどご答弁させていただきましたように、共生型としましての今後の細かいところにつきましてはまだ示されてございませんので、大きな意味でご答弁させていただきま

すと、そういうデイサービスであったりとか先ほどの児童の関係でも、そういうものがなくなるということはないのではないかというふうに考えてございます。当然ながら、先ほどお話しさせていただきましたように、高齢者の方、障がい者の方、その辺の利用ができるということには間違いございませんけれども、そういった意味で今利用されている方がそこでできなくなったりとかということはないということでございます。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) 介護施設などで大きいところとか障がい施設で大きなところはいろんな事業を展開して、人材確保なども割合にできるように思うんですけれども、小さいところというのは本当に通所してくる方の人数の増減で雇ったりやめさせたりとか、そういうことがすごく経営にかかってきて、経営不振に陥ってしまうということが起こりやすいです。こういうことがないように慎重に施策を進めていただけたり、それから町からも援助していただけたりお声をかけていただけたりというようなことをしていただけたらありがたいと思います。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 今お話を議員おっしゃられました、例えば規模が小さくて児童だけ見ているというそういう事業所が、お話ししたようにこういう高齢者の方も受け入れてというようなところをまず考えるかどうかということがございますので、そういうところで、先ほど大きなところではというところもございました。これはあくまでもそういうふうな申し入れをもって、あった中で指定をしていくということでございますので、必ずそうしなさいということではございません。そういうような施設として活用していきたいというときには、そういった一定の基準に基づいて指定を受けることになりますので、そこのところは事業者の判断、それと指定基準等に合致するか、そういったところによって指定されていくというふうに考えてございます。

議長(坂上巳生男君) 鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)わかりました。小さいところが今のデイサービスでは多いので、18歳まで多分扱っていらっしゃると思いますので、高校生ぐらいの方がそういう大きな施設へというふうなこともあるかなと思ったりして、ちょっと心配したりしています。またよろしくお願いいたします。

第7期で介護保険がどう変わるのか質問してきましたが、今回の見直しの重大な点は、介護にとどまらず、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として社会福祉法、障害者総合支援法、児童福祉法などを一括して改定していったことです。政府が進める我が事・丸ごとは、老障介護、難病制度のはざまの問題や社会孤立などの課題を縦割りの制度の問題、つながりの弱まりが背景だと捉え、地域課題を住民が我が事として取り組む仕組みをつくり、縦割りの公的福祉サービスを丸ごとへと転換していくということです。このことは、助け合いや共生を掲げることで地域住民や社会福祉法人による互助を地域福祉の制度に組み込み、行政の穴埋めを求めているものです。このような社会課題は、慈善事業的な事業に解決を望むことはできません。ますます制度の後退につながっていくと思われます。介護保険は社会保険制度です。その目的は、年をとって要介護状態になった人の尊厳が保たれ、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、必要なサービスを保険で給付するというものです。サービスを取り上げるなんて考えられません。介護保険が使いやすく、必要な人に必要な介護が届くことを願って、次の質問へ移らせていただきます。

国連では、核兵器非人間性を告発し違法化して各国に履行を迫る核兵器禁止条約が122カ国の賛成で採択されました。核兵器禁止条約では、前文で被爆者の受け入れがたい苦悩と被害に留意すると明記し、核廃絶に向けた被爆者の尽力を評価。焦点となった禁止条項では、核抑止力の否定を意味する「使用による威嚇」が含まれました。核兵器の製造や配備、実験、移譲も禁止し、こうした活動を支援や奨励する行為も禁じました。9月20日に署名が始まり、50カ国が批准してから90日後に発効するとされています。

核兵器禁止条約ができたことを町長はどう思われますか、ご答弁よろしくお願いします。 議長(坂上巳生男君)阪上総務部理事。 総務部理事兼契約検査課長(阪上 章君)それでは、核兵器禁止条約について答弁申し上げます。

我が国は、世界唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を最も願っている国と認識しております。また、本町は広島市長が会長である平和首長会議にも加盟しており、この会議は国際的規模で核兵器廃絶の取り組みを実施しております。日本政府の国連での活動については、昨年も核兵器廃絶決議について、核保有国と非保有国双方に対して共同提案国を募り、また支持を得るべく尽力した結果、167カ国からの支持を得て採択されたところです。

一方、日本政府は、核兵器禁止条約の交渉会議には参加せず、条約は本年7月7日に122カ国の 賛成をもって採択されました。これについて、日本政府の考え方として、核保有国と非保有国双方 がともに核兵器のない世界を目指すことが現実的な道筋であり、条約に賛成することは核保有国と 非保有国との対立を助長するといった立場でございます。

本町としましては、今後も核兵器の根絶を訴えるとともに、日本政府に対して、唯一の戦争被爆国として核兵器保有国と非保有国双方の橋渡しとなる立場を担っていただけるよう願うとともに、昭和59年に核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言を行い、平和を学ぶ人権学習会の開催などを通じて平和の大切さについて周知しているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番 (鱧谷陽子君) ありがとうございました。今もお話がありましたように、日本国政府がこの条約に対して、核の傘に入っていることで、被爆国にもかかわらず核減縮を前進させるためには核保有国と非保有国の協力が不可欠という立場から条約に反対しております。町長は核廃絶署名に署名をしていただきました。日本が反対していることに対して町長としてはどうお考えになるか、お聞かせいただけませんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君) 私、個人的には、日本政府は反対しているとは考えておりません。唯一の被爆国である日本が核廃絶を願っているというのは、これはもう周知のことでありまして、核兵器に持っていくその筋道の考え方が、日本政府がそういう判断をされたということで、日本全体では、私もそうですけれども、核兵器の廃止、これは本当に願うところだと、そのように思っております。以上です。

議長(坂上巳生男君)鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)きょうも朝のテレビでやっておりましたが、日本も核兵器を持ったらどうやという ふうな政府のほうから声が聞こえているというふうなこともありました。本当にこのような危ない というんですか、日本国政府の考え方、核を持ったほうが平和になる、そんなことは絶対にあり得 ないと思います。考え方は違うかと思いますが、北朝鮮の核実験をやめさせるためにも日本が核廃 絶条約に賛同し、対話を進めていくべきだと私は考えております。

また、先ほどもありましたように、熊取町は平和首長会議に参加しております。私の参考資料には、8月7日から10日の日程で総会が開かれて行動計画が示されました。ぜひ、熊取町でも核兵器廃絶の早期締結と次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実践などに取り組んでいっていただきたいことを願いまして、よろしくお願いいたしたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)以上で、鱧谷議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終わります。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第4 議案第58号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題と いたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長 (藤原敏司君) それでは、議案第58号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員の中西あやみ氏につきましては、平成29年9月26日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付 託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第58号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いた します。

議案第58号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案に同意することに決定いたしました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第5 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。 固定資産評価審査委員会委員の南 良武氏につきましては、任期が平成29年9月18日付で満了い たします。後任といたしまして田畑雅康氏を選任したいと考えますので、地方税法第423条第3項 の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

田畑氏の略歴につきましては、議案書の4ページに記載しているとおり、固定資産の評価について豊富なご経験をお持ちでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての 件を採決いたします。

議案第59号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案に同意することに決定いたしました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第6 議案第60号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題と いたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)議案第60号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の島林泰人氏につきましては、平成29年9月30日付で任期満了となります。その後任といたしまして土屋裕睦氏を任命したいと考えておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の6ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いた します。

議案第60号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案に同意することに決定いたしました。 ただいまより昼食のため午後1時まで休憩といたします。

(「11時54分」から「13時00分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第7 議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する 条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、議案第61号 くまとりふるさと 応援基金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

提案理由でございます。くまとりふるさと応援基金の有効活用を図るため、基金充当事業を拡充 することに伴い、この条例案を提出するものでございます。

8ページをお願いいたします。

こちらは改め文となります。説明につきましては、議案書の後ろ側、ピンクの分界紙以降の資料 1、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらのほうをよろしくお願いいたします。 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

第1条の設置でございます。右、現行は「住民、法人その他団体との協働による定住魅力あるまちづくりを推進するため」となっている規定を「ふるさと納税による寄附金を活用し、定住魅力あるまちづくりを推進するため」と改めることで、協働に限定しない幅広い分野で活用できるよう改正いたします。

次に、第2条の積立てでございます。右、現行は、ごらんのとおり、第1号の寄附金のほかに第2号を規定してございました。これは当初、基金原資が現在のように潤沢ではございませんでしたので、寄附額と同額を一般会計より積み立てることにより、住民提案協働事業を実施しておりました。しかしながら、現在は基金が潤沢にございます。一般会計からの積み立ての必要性がないことから、改正案のとおり改めるものでございます。

恐れ入ります。議案書の8ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第8 議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) それでは、議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の 整備に関する条例について説明申し上げます。

一括整備条例ということで5本の条例を一度に改正することになりますので、少々説明が長くなりますこと、あらかじめご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、条例の改正内容の説明をさせていただく前に、現行の制度とその改正の概要等について、 ごく簡単にご説明させていただきます。

まず、現行の助成制度でございますが、重度の障がいなど一定の要件に該当した場合、病院でのご本人の支払いを別途公費で助成するもので、具体的には1医療機関当たり入院、通院それぞれ1日につき500円以内、月2回を限度にお支払いいただき、複数の医療機関で1カ月の負担が2,500円を超えた場合、申請により償還させていただくというものでございます。また、院外調剤に係る一部負担も現行ございません。

次に、今回この助成制度を改正する必要が生じた経過でございますが、障がい福祉サービスは、 既に障がいの種別、年齢にかかわらず共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが確立されておりますが、現行の医療費助成制度では65歳未満の精神障がい者や難病患者の方は対象から外れていること、また、裁判所からDV保護命令が出されている被害者の方は、児童扶養手当の支給対象となっているにもかかわらず現行のひとり親家庭医療費助成制度では対象外となっておることから、 対象の拡充が必要となっているものでございます。

また、対象の拡充を行うこと、さらに自然増により今後、所要額の増加が見込まれますが、大阪 府、市町村ともに厳しい財政状況のもと、制度を維持、継続していくには、助成対象者、給付の範 囲を真に必要な方へ選択と集中するとともに受益と負担の適正化を図る必要があり、検討を重ねた 結果、今回の再構築に至ったものでございます。 また、再構築後は、費用の自然増あるいは対象者の拡充に対応するため、一部自己負担額も変更となります。その内容といたしましては、改正後の重度障がい者医療の院外調剤についても自己負担が導入されるとともに、1医療機関当たり月額上限、月2回の限度を撤廃し、月額上限額を500円引き上げ3,000円とするものでございます。

なお、この助成制度は大阪府の制度設計による大阪府の補助事業となっており、その制度内容に 従い市町村が実施し、2分の1の補助金をもらっておるものでございます。今回の制度改正に当た り、関連予算が平成29年2月の府議会で可決されております。この府議会での審議を経まして月額 上限額は当初案より引き下げられ3,000円となり、また子育て支援の推進の観点から、ひとり親家 庭医療、子ども医療については現行制度を維持するとされたところでございます。

それでは、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例について順次ご説明申し上げます。

今回の条例改正に当たっては、大阪府から条例(例)が通知されており、本町におきましてもこの条例(例)に従い改正しておるものでございます。改正内容は、今回の制度改正に対応するものと同時に条文の文言整理も行われております。なお、時間の都合上、主な改正内容に係る条文を中心に説明させていただき、大阪府から通知がありました条例(例)による文言整理等につきましては、説明は一部省略させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

それでは、議案書の9ページをごらんください。

まず、提案理由でございますが、冒頭、その経過等で説明させていただいたとおりでございます。 それでは、10ページをごらんください。

福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。内容につきましては新旧対照表で説明させていただきたいと思います。議案書の後ろ、ピンクの分界紙以降の資料2-1をごらんいただきたいと思います。

整備条例の第1条による身体障がい者等医療費助成条例の一部改正でございます。右が現行、左が改正案でございます。

まず、条例名を「身体障害者等医療費助成条例」から「重度障がい者医療費助成条例」に改めるものでございます。

第1条ですが、難病も障がい福祉サービスの対象となっていること及び65歳未満の方は障がい者 医療、65歳以上の方は老人医療と年齢により区分されていたものを整理統合し、年齢にかかわらず 重度障がい者への助成を行うことを目的とするとする改正でございます。

次に、第2条につきましては対象者を規定していますが、第1項前段及び第2項第3号の改正は 後期高齢者医療の被保険者も対象として定義するもので、2つの条例を統合し、年齢による区分を せず一つの条例にすることに対応する改正でございます。次に、これまで対象となっていなかった 65歳未満の重度の精神障がい者、難病患者を助成対象とするため、第1項第3号及び第4号を追加 しております。

資料2-2下から資料2-3の第2項第1号は、大阪府から通知されております条例(例)に沿ったもので、現行の第2項第1号と第2号を統合するものでございます。これは記述を統合するだけで、内容の変更ではございません。

次に、第2項第4号は、現行の老人医療対象者で再構築により重度障がい者医療に移行する方が、現にお持ちの有効期限が平成30年7月末までの老人医療証で助成を受けていただけるように、後ほどごらんいただく附則で規定しているため、ここでは対象外と規定しております。なお、平成30年7月中に申請に基づき審査を行い、引き続き助成対象となられる方には、平成30年8月からお使いいただける重度障がい者の医療証を7月中に郵送いたします。経過措置により平成33年3月末日まで対象となられる方々には、7月に更新申請を提出いただき、審査を行った後、要件に該当されれば8月から1年間の老人医療証を7月中に郵送させていただくこととなっております。

第5号は、これまで複数の助成制度の受給資格を有している方については、優先順位に基づき障

がい者医療、ひとり親医療、子ども医療の順で医療証を交付しておりましたが、今回の再編により、一部負担額等の助成内容に差異が出ることから、助成対象者の方にとって有利な助成制度を適用できるように優先順位が廃止され任意に選択いただけることとなったため、制度の重複を避けるための規定でございます。

第3項ですが、これまで大阪府内では、福祉医療費助成制度は助成対象者の住民票のある市町村で医療証を交付する住所地主義で助成してまいりましたが、施設への入所を理由に住民異動を行うことで入所施設所在地の市町村の負担が重くなるという不公平が生じることから、福祉医療費助成制度でも住所地特例を導入するための規定でございます。市町村国保または後期高齢者医療の被保険者の方は、施設入所前の住所地で医療証が交付されることとなります。

第2条の2は、大阪府の条例(例)による文言整理でございます。

続きまして、資料2-5でございます。

第3条は助成の範囲についての規定でございますが、第1項で、訪問看護ステーションが行う訪問看護を新たに助成対象とすること及び精神病床への入院を対象外とすることを規定するものでございます。

第2項第1号は、他の公費負担等による給付を受けることができる場合はそちらが優先されるよう規定しているもので、同じく文言整理でございます。

第3号、第4号は、条例(例)に従って不正利用の防止を規定したものでございます。

次に、第3項から第4条、第5条、第6条、そして第7条は、大阪府の条例(例)に従って条例の順序と、それから文言整理を行ったものでございます。なお、内容についての変更ではございません。

次に、資料2-7でございます。

第8条は損害賠償との調整を規定するもので、第1項は条例(例)に沿った文言整理で、次の資料2-8の第2項は、受給者は損害賠償を受けることができる場合に届け出るべき内容を、現行では規則で規定されていたものを条例で規定するものでございます。いずれも大阪府の条例(例)に従った改正でございます。

第9条及び第11条から資料 2-9 の第13条、第14条につきましては、条例(例)に従った文言整理及び調査権限の明確化、明文化を行った規定でございます。

以上、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例第1条の改正内容でございます。

なお、この後のひとり親家庭及び子ども医療費助成条例でも一部同様の改正をさせていただいて おりますので、一部、重なる部分の説明は省略させていただきたいと思います。

続きまして、資料 2-10の整備条例第 2条によるひとり親家庭医療費助成条例の一部改正でございます。

まず、資料2-10、第1条の2については文言整理でございます。

続いて、資料2-11をごらんください。

第2条第2項第2号は、重度障がい者医療でも規定しております他の公費負担等により医療費の 全額の給付を受けることができる場合は助成の対象としないとする規定でございまして、これも府 の条例(例)に従い、同様の改正をしてございます。

続きまして、資料 2-12、第 3 号は、廃止前の老人医療費助成条例の規定に基づき交付している 医療証を平成30年 4 月以降も有効期限の30年 7 月31 日までお使いいただけるよう規定しているもの ですので、これを対象外としておるものでございます。

第4号は、重度障がい者医療費助成条例と同様、その適用の優先順位を任意に選べることとした ことへの重複を避ける規定でございます。

第5号及び第2条の2は文言整理となっております。

第3条は助成の範囲の拡充による改正で、重度障がい者医療費助成条例と同様の改正となってご

ざいますので、説明は省かせていただきます。

なお、第4条から第15条までも同様に、大阪府の条例(例)に従い順序の入れかえ、文言整理を 行っておりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、整備条例第2条による改正内容でございます。

続きまして、整備条例第3条による子ども医療費助成条例の一部改正でございます。

資料2-18をごらんください。

第3条第2項第3号は、重度障がい者医療でも規定しております他の公費負担等により医療費の 全額の給付を受けることができる場合は助成の対象としない旨、同様に規定しておるものでござい ます。

また、第3項は、受給の優先順位をなくし、任意で選択できるようにしたことによるものでございます。

次に、資料2-20をごらんください。

第4条から第15条までは、重度障がい者医療助成条例と同様、助成の範囲の拡大などに対応する ための改正とともに、条例(例)に合わせた順序の入れかえ、文言整理となっておるものでござい ます。

以上、福祉医療助成条例の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例第3条による子ども医療費助成条例の一部改正の内容となっております。

続きまして、恐れ入りますが議案書の19ページにお戻りください。

下のほうで、「第4条 老人医療費助成条例は、廃止する。」というものでございます。これまでの年齢による区分をなくし、重度の障がい者の方へ助成することに改めることから、老人医療費助成条例は廃止するというものでございます。

続いて、すみません、同じく議案書19ページをごらんください。

下のほうで、附則でございます。

第1条、施行期日でございますが、平成30年4月1日からの施行でございます。

第2条、適用区分といたしまして、改正後の各助成条例は施行日以降に適用するものとし、施行 日以前に係る医療費は、改正前の制度に基づく助成とすることを定めているものでございます。

第3条、住所地特例に関する取り扱いを規定しておるもので、他府県で住所地特例を取り入れていない場合の取り扱いを定めたものでございます。

第4条、今回の再構築で対象外となる精神病床への入院に係る給付について、経過措置期間は従前どおり給付対象とすることを規定しておるものでございます。

第5条、改正前の老人医療費助成条例の規定による対象者が条例の施行日前に受けた療養に要する費用は、廃止前の老人医療費助成条例の規定で助成することを定めたものでございます。

続いて、第6条、施行日以降、老人医療証を所持している方及び経過措置により引き続き老人医療証を所持している方の受けた療養に要する費用に係る助成は、改正後の重度障がい者医療費助成条例の規定を準用し、平成30年4月から3年間の経過措置を設定するという規定でございます。

第7条、平成33年3月末日までの間は、精神病床への入院に要する費用に係る助成の範囲は、附 則第6条の規定にかかわらず、改正前の給付を受けることができるよう規定しておるものでござい ます。

第8条です。医療費助成の対象要件が変わり、平成30年4月1日以降新たに重度障がい者医療またはひとり親医療の医療証が交付された場合は、既に交付されている老人医療証はご利用いただけないとしておるものでございます。

続いて、第9条、これは準備行為でございます。この条例改正案をご審議いただきご可決賜りましたら、対象者の方への改正内容のお知らせや申請手続を期日日前に行えるよう定めているものでございます。

続いて、第10条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づく個人番号の利用及び特定個人の情報の提供に関する条例の一部改正でございます。

すみません、再度、ピンクの分界紙の後ろ、資料2-24をお開きください。

第3条第1項、個人番号の利用範囲でございます。同条内の表に老人医療、障がい者医療、ひとり親家庭医療、子ども医療がそれぞれ掲げられておりますが、老人医療費助成条例を廃止し、身体障害者等医療費助成条例を重度障がい者医療費助成条例に再編、改正したことに対応しておるものでございます。

続いて、資料2-25をごらんください。

第3項に、庁内で情報連携を行う特定個人情報を記載しておるものでございます。それぞれの医療費助成で必要な情報が記載されているものです。これは、所得要件や手帳の交付状況、また給付内容の確認など、医療証の交付など必要な情報を利用できるよう規定しているものでございますが、今回の再構築による老人医療の廃止や条例名の変更に対応して改正しておるものでございます。

以上で、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第9 議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議 題といたします。

本件について説明を求めます。阪上都市整備部理事。

都市整備部理事(阪上敦司君)それでは、議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の24ページをごらんください。

まず、提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法施行規則の一部改正が平成29年7月26日に施行されたことにより、同施行規則を引用している町営住宅管理条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

隣の25ページをごらんください。

町営住宅管理条例の一部を改正する条例改め文でございます。

説明につきましては新旧対照表にてさせていただきますので、ピンク色の分界紙の後ろ、議案書の最後のページを1枚めくっていただいたところの資料3をごらんいただきたいと思います。

町営住宅管理条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

条例第13条の第1項、収入の申告の部分ですが、公営住宅施行規則を引用しておりまして、この施行規則が今回改正されたことで条ずれが生じたため、「第8条」を「第7条」に改正するものでございます。

恐れ入ります。議案書の25ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第10 議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) それでは、議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についてご 説明申し上げます。

議案書の26ページをごらんください。

本件は、町立小・中学校に設置している校務用パソコン等の更新に伴いパソコン等を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入物品名は校務用パソコン等でございまして、契約の方法は指名競争入札でございます。この 入札につきましては、熊取町指名競争入札要綱等に基づき8者を指名いたしまして郵便入札を実施 し、平成29年8月8日に開札を行い、決定したものでございます。

契約金額は消費税込み982万8,000円で、契約の相手方は熊取町五門東3丁目6番6号、ナダ商事株式会社熊取営業所、代表取締役迫田 洋でございます。

この購入は、小・中学校において事務の効率化などのために平成22年度に購入いたしました校務用パソコン等について、昨年度に更新したものの残り(全14台中、昨年度5台、今年度9台)、今年度9台の部分を更新するものでございます。購入物品の内容につきましては、ピンク色の分界紙の後ろ、資料4に記載しておりますノートパソコン72台とセキュリティー用備品、更新するパソコンの古いほうの改修費用等でございまして、納入場所は小・中学校全8校で、納入期限は平成29年12月28日までとしております。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご 可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第11 議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金 の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長(山戸 寛君)それでは、議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金 の処分についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

平成28年度熊取町水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金14億8,752万8,866円の内訳につきましては、平成28年度熊取町水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございますが、平成28年度の純利益5,652万6,122円、平成27年度繰越利益剰余金13億9,100万2,744円及びその他未処分利益剰余金変動額4,000万円となってございます。

2つ目の利益剰余金処分額13億8,322万4,727円の内訳でございますが、減債積立金として4,000万円を処分するものでございまして、平成29年度予算の資本的支出の財源に充当する予定としてご

ざいます。組入資本金13億4,322万4,727円は、その大半が平成26年度の新会計制度適用に伴う未処分利益剰余金でございますが、その処分につきましてこれまで検討を行ってまいりました結果、今回、組入資本金に計上するものでございます。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましては、その差し引き残額1億430万4,139円を平成29年度に繰り越すものでございます。

なお、この処分の内容につきましては、平成28年度熊取町水道事業会計決算書7ページに平成28年度熊取町水道事業剰余金処分計算書(案)として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。 議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の 処分についての件を採決いたします。

議案第65号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。山戸上下水道部長。 上下水道部長(山戸 寛君)議案第65号のご可決ありがとうございました。

お手数ですが、平成28年度熊取町水道事業会計決算書の7ページに記載しています平成28年度熊 取町水道事業剰余金処分計算書(案)の(案)を削除してくださいますよう、よろしくお願いしま す。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第12 議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の 件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第 2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、町立小学校空調設備設置に係る設計に要する経費、福祉 医療費助成制度再構築に伴う制度周知に係る経費などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,313万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ127億8,926万8,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。 次に、第2条につきましては繰越明許費、第3条につきましては地方債の補正でございますので、 順次説明させていただきます。

それでは、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費でございます。

款 教育費、項 小学校費の町立小学校空調設備設置工事1,272万8,000円ですが、これは、今回 の補正で予算計上しております小学校維持管理事業におきまして、設計業務が翌年度にまたがることから繰り越しを行うものでございます。

次に、5ページ、右側をごらんください。

第3表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、臨時財政対策債につきまして、平成29年度発行可能額が確定したことによりまして5億8,400万円に変更するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので、省略させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税 1 億4,312万4,000円の増額につきましては、平成29年度の交付額の確定によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の障がい者自立支援給付費負担 金416万1,000円の増額及び障がい児通所給付費負担金216万1,000円の増額につきましては、平成28 年度の追加交付分でございます。

次の款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金1,270万円の増額及びその下の 目 財政調整基金繰入金1億1,438万7,000円の減額につきましては、いずれも今回の補正による財源調整分でございます。

次の項 特別会計繰入金、目 国民健康保険事業特別会計繰入金1万6,000円の増額、その下の 目 後期高齢者医療特別会計繰入金1,000円の増額及び目 介護保険特別会計繰入金3万8,000円の 増額につきましては、いずれも平成28年度繰出金精算に係る余剰金の繰り入れでございます。

次の款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金122万5,000円の増額につきましては、 平成28年度決算における実質収支の確定によるものでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の総合体育館等指定管理業務利益還元金10万円の増額につきましては、指定管理者における平成28年度の利益の2分の1を還元いただくものでございます。 最後に、款 町債につきましては、先ほど第3表のところでご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費の財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金 2,589万5,000円の増額につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、平成28年度実質収支確 定分の2分の1をめどに積み立てるものでございます。

次に、目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料923万7,000円の増額につきましては、保育士等の処遇改善や福祉医療費助成に係る府制度の改正対応等に係る経費でございます。

次に、款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金1,016万3,000円の増額につきましては、平成28年度の障がい者自立支援医療費の確定による返還金でございます。

次に、目 老人医療助成費の老人医療費助成事業、通信運搬費10万7,000円の増額、その下の目 重度障害者医療助成費の重度障害医療費助成事業、消耗品費5,000円の増額、通信運搬費4万2,000 円の増額につきましては、福祉医療費助成制度再構築に伴う制度周知に係る経費でございます。

その下の項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の未熟児養育医療給付事業、国・府支出金等返還 金10万4,000円の増額につきましては、平成28年度未熟児養育医療費の確定による返還金でござい ます。

次に、項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金8,000円の増額につきましては、平成28年度介護給付費繰出金の確定に伴う精算追加繰り出しでございます。その下の介護保険事務事業、国・府支出金等返還金2万7,000円の増額につきましては、平成28年度低所得者保険料軽減負担金の確定による返還金でございます。

次の款 土木費、項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、測量・設計・監理等委託料 110万6,000円の増額につきましては、旧朝代ちびっこ広場の売却に向けた用地測量に係る経費でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。

款 教育費、項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、消耗品費6万1,000円の増額と一番下の機械器具借上料365万6,000円の増額につきましては、ボイラーが使えなくなったことによるストーブの借り上げ経費などであり、真ん中の測量・設計・監理等委託料1,272万8,000円の増額につきましては、町内5小学校における空調設備設置に係る実施設計の経費でございます。

なお、14ページの地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書につきましては、後ほどお目通しいただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第13 議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第1号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) それでは、議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、交付金、負担金等の確定及び繰越金の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億2,312万7,000円と定めるものでございます。 第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民 健康保険料3,602万9,000円の減額につきましては、今回の補正に係る財源調整でございます。

次に、款 前期高齢者交付金、項 前期高齢者交付金、目 前期高齢者交付金121万2,000円の増

額補正でございますが、これは65歳から74歳までの前期高齢者の財政調整制度における交付金で、 医療保険の加入者に係る保険給付費等については、保険者間での前期高齢者の偏在による負担の不 均衡を全国の全ての医療保険者間で調整されるもので、当該年度の概算と前々年度の精算により交 付されます。今回、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知を受けたことにより、増額補正を行 うものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金6,352万6,000円の増額につきましては、平成28年度における保険給付費が社会保険の加入要件の緩和に伴う被保険者数の減少や高額薬剤の薬価改定の効果などによるものでおよそ1億4,000万円、3.7%減額となってございますが、歳入は1,307万1,000円、0.2%の減でほぼ同水準でございまして、結果、収支額が6,352万6,000円の黒字となり、これを平成29年度の保険料率算定に加味するため、前年度繰越金として繰り越すものでございます。

続きまして、歳出でございますが、8ページ、9ページをごらんください。

款 保険給付費、項 療養諸費、目 一般被保険者療養給付費は、歳入の補正に伴う特定財源の 増に伴うもので、財源振替となってございます。

次に、款 前期高齢者納付金等、項 前期高齢者納付金等、目 前期高齢者納付金2万3,000円は、歳入予算でご説明いたしました前期高齢者交付金と同様に、社会保険診療報酬支払基金からの確定額の決定通知を受けたことに伴う増額補正となってございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金2,867万円でございますが、国が 定率で負担する療養給付費負担金につきましては翌年度に実績報告を行います。これにより当該年 度の療養給付費負担金が確定するもので、平成28年度療養給付費等負担金の確定に伴う国への返還 金2,866万9,851円となってございます。

最後に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金は、平成28年度国民健康保険事業特別会計繰出金の額が確定しましたので、その差額1万5,440円を精算金として一般会計へ返還するための増額補正でございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,870万9,000円の増額となってございます。

以上で、議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第14 議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) それでは、議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、大阪府後期高齢者医療広域連合に対する平成28年度分の保険料の精算及び一般会計からの繰入金の精算を行うための補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,643万7,000円と定めるものでご

ざいます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明 させていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金235万5,000円の増額でございます。これは、平成28年度からの繰越金を計上するものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金235万4,000円の 増額でございます。これは、平成28年度分の保険料収納額の確定により、大阪府後期高齢者医療広 域連合に対し未精算分を支払うものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金1,000円の増額でございます。これは、 平成28年度の一般会計から負担すべき事務費の確定により、前年度の一般会計繰越金の精算を行う ものでございます。

以上で、議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第15 議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第 1号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君)それでは、議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第 1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容につきましては、平成28年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積み立て、平成28年度介護給付費及び地域支援事業費の確定による精算追加交付及び国・府支出金の返還等でございます。

それでは、1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,631万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,594万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして、4ページ以降の事項別明細書に沿って説明させていただ きます。

4ページ、5ページは総括でございますので説明を省略いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金 312万9,000円の増額につきましては、平成28年度介護給付費に対し交付された交付金が実績よりも 過少交付となったため、精算追加交付金として今年度に交付されるものでございます。

その下の目 地域支援事業支援交付金23万8,000円の増額につきましては、平成28年度介護予防事業費に対し交付された交付金が実績よりも過少交付となったため、精算追加交付金として交付されるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金8,000円の増額につきましては、 平成28年度介護給付費の確定に伴いまして一般会計からの繰り入れを行うものでございます。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金6,294万4,000円の増額につきましては、平成28年度決算に おける実質収支黒字額を平成29年度に繰り越ししたものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立事業の介護給付費準備基金積立金5,920万4,000円の増額につきましては、歳入でご説明しました支払基金交付金の精算追加交付金、介護給付費繰入金及び前年度繰越金からの、その下にございます国・府支出金等返還金及び一般会計繰出金を除いた額を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国・府支出金等返還事業の国・府支出金等返還金707万7,000円の増額につきましては、平成28年度保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等を返還するものでございます。

次に、項 繰出金、目 一般会計繰出金、一般会計繰出事業の一般会計繰出金3万8,000円の増額につきましては、平成28年度一般会計からの繰入金のうち、超過交付分を一般会計へ戻すものでございます。

以上で、議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第16 議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17 議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18 議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19 議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第22 議案第76号 平成28年度熊取町本道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、28年度における主要施策の成果に関する説明を申し上げます。

議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第71号 平成28年度熊 取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険 事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算認定について、議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて、議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、議会の認定をいただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、平成28年度各会計の決算書を初め関係書類をあらかじめ配付しておりますので、あわせて ごらんいただきたいと思います。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入歳出とも前年度に比べ減少しましたが、各種基金からの繰り入れにより、実質収支におきまして27年度に引き続き黒字決算となりました。

歳入総額ですが、127億2,046万6,832円となっており、前年度決算額と比べると6億2,805万7,588円減少しています。次に、歳出においては126億6,509万4,326円となっており、前年度決算額と比べると5億8,518万9,019円減少しています。これら歳入歳出の差5,537万2,506円を翌年度へ繰り越すものですが、この繰越額には翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額357万5,172円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は5,179万7,334円の黒字となっています。

下水道事業特別会計につきましては、歳入は13億608万1,122円、歳出は13億603万2,821円で、歳 入歳出の差し引きは4万8,301円の黒字となり、これを29年度に繰り越ししました。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は60億2,997万3,145円、歳出は59億6,644万7,102円で、歳入歳出の差し引きは6,352万6,043円の黒字となり、これを29年度に繰り越ししました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は5億990万5,105円、歳出は5億755万1,886円で、 歳入歳出の差し引きは235万3,219円の黒字となり、これを29年度に繰り越しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は30億8,381万6,633円、歳出は30億2,087万3,332円で、 歳入歳出の差し引きは6,294万3,301円の黒字となり、これを29年度に繰り越ししました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は4,166万8,676円、歳出は4,166万8,676円となり、歳入 歳出とも同額となりました。

水道事業会計につきましては、総利益は9億3,325万3,933円で総費用は8億7,672万7,811円となり、差し引き5,652万6,122円の当年度純利益となりました。これに27年度からの繰越利益剰余金13億9,100万2,744円及びその他未処理利益剰余金変動額4,000万円を加えた結果、14億8,752万8,866円の当年度未処分利益剰余金を計上することができました。

続いて、28年度において重点的に取り組んだ施策についてご説明をいたします。

町長就任後、最初の本格的な予算執行の年である28年度においては、行財政改革を基本とし、人口減少社会を乗り越え、まちの活力やにぎわいの維持・創造に向けた取り組みを通じて、住民の皆様に安心していただけるまちづくりを進めるべく、議会議員の皆様を初め住民の皆様、職員との対話を大切にしながら一丸となって、協働の理念のもと、一つ一つ着実に事業を推進してまいりました。

それでは、28年度の具体的な事業について申し上げます。

まず、行財政改革については、先頭に立って改革を推進する立場にある者として、町長給与の20%削減を実施しました。

効果的・効率的な行財政運営については、公共施設やインフラ施設の最適配置に関する今後の方向性を示す公共施設等総合管理計画を策定するとともに、歳入確保の取り組みとして町有財産の未利用地の売却を実施しました。また、本町の今後10年間における総合的かつ計画的な行政運営の総合指標を示すため、熊取町第4次総合計画の策定に着手しました。

教育の充実については、自然環境の変化等により、施設整備の必要性が高まる中、町議会の皆さんからも力強い後押しをいただき、中学3年生の普通教室への空調設備の整備を完了させるとともに、教育体制の充実に向け、スクールソーシャルワーカーを1人、外国人の英語指導助手を2人、

それぞれ増員しました。また、図書館では、玄関前のスペースを活用し、公益的な活動団体などの PRや地域住民との交流を目的としたそとみせを実施しました。

子育て支援の充実については、妊娠、出産を望む方の経済的な負担を軽減し、妊娠・出産期から 子育て期にわたるまで切れ目のない支援を充実させるため不妊・不育治療費の助成制度を創設する とともに、出産後の不安を軽減するため、産後2週間サポート事業を新たに開始しました。加えて、 北保育所において、児童の安全確保及び低年齢児童等に対応できるよう、保育室の新設を含め耐震 補強等工事を実施した結果、29年度から全町立保育所において、0歳児からの入所と朝7時から夜 7時までの開所時間の統一化が図られました。

高齢者支援の充実については、いつまでも元気に住みなれた地域で暮らしていただけるよう、住民主体で介護予防を進める効果的なツールとしてタピオ体操プラスを作成するとともに、タピオステーション(住民運営の通いの場)の立上げ支援モデル事業を2地区において実施しました。加えて、高齢者の総合相談等の地域包括支援センター業務を民間法人に委託することで、新たに認知症対策、生活支援等の施策展開を図り、重層的な体制整備を図りました。

まちの活力やにぎわいの維持・創造については、地域の魅力づくりプロジェクト(熊取)推進協議会による緑化プロジェクトを通じた駅周辺の魅力づくりを支援したほか、熊取創生プロジェクトに取り組み、宿泊施設誘致推進チーム及び公有財産を活用した地域活性化推進チームの2つの推進チームを立ち上げ、先進地の視察や事業者へのヒアリング等を進めた結果、特に、インバウンドの取り込みや雇用促進を目的とした宿泊施設誘致において、宿泊施設誘致条例を全会一致でご可決いただき制定するとともに、さまざまな機会を捉え、私自身を初め精力的に誘致活動を実施しているところでございます。加えて、国の地方創生加速化交付金を活用し、本町の地方創生の取り組みとして熊取創生プラットホーム事業を実施し、新たなシティプロモーションツールとなる動画及び情報誌を作成しました。

市街地整備については、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地を形成するため、熊取駅西整備事業の推進に向けて、泉佐野市及び大阪府との協議を初め、駅西交通広場用地測量業務の委託やまちづくりワークショップの開催などの取り組みを進めるとともに、駅西地区のうち近隣商業地域に土地をお持ちの皆さんにより、熊取駅西地区まちづくり協議会が設立されました。

道路交通網の充実については、継続的な大阪府への事業推進及び事業化のための要望活動の成果として、大阪岸和田南海線及び泉州山手線が大阪府都市整備中期計画(案)において整備対象路線に位置づけられることとなりました。また、ひまわりバスの車両を更新するとともに、停留所の増設、土日祝日運行を新たに実施し、移動利便性の向上を図りました。

道路、公園、上下水道施設等の社会基盤の整備については、道路整備において、町道小谷穴釜線 道路改良事業では、全線早期整備に向け未買収地の取得契約を締結しました。町道野田中央線交差 点改良事業では、交差点改良工事を完了し、長年の懸案を解消することができました。加えて町道 貝塚日根野線交差点改良事業では、29年度の事業完了に向けた事業用地の取得及び交差点改良工事 を実施しました。

公園整備については、永楽ゆめの森公園において多くの方に、より快適に、安全にご利用いただけるよう、熱中症対策としてミストシステム設置工事を実施したほか、駐車場整備工事を実施しました。

上水道施設整備については、配水管布設替工事を実施し、計画的に耐震管路への更新を推進する とともに、第3配水区域拡張整備工事及び国道170号給配水管布設替工事の設計業務を実施しまし た。

下水道施設整備については、五門、山の手台、小垣内、大宮、久保地区等において公共下水道工事を実施し、28年度末時点で人口普及率79.7%を達成したところです。

社会基盤の長寿命化については、道路施設の長寿命化において、熊取町道路橋梁長寿命化計画に 基づき老朽化対策を実施するとともに、熊取町道路舗装修繕計画及び熊取町歩道舗装修繕計画に基 づき、優先度及び緊急度の高い路線の舗装修繕を実施しました。

公園施設の長寿命化については、公園施設長寿命化計画に基づき、まちなか公園の遊具の更新を 実施したところでございます。

下水道施設の長寿命化については、計画的、効率的な施設更新に向け、管渠等更新工事や人孔鉄ぶた更新工事を実施しました。

安全・安心なまちづくりについては、地域防災力を向上させるため、各自治会における自主防災 組織の活動や結成を支援するとともに、多くの住民の方にご参加いただき総合防災訓練を実施しま した。また、28年度及び29年度の2年間で50台の防犯カメラを計画的、効果的に配置すべく、自治 会等からのご意見をいただきながら、各小学校区内に計10台の防犯カメラを設置しました。加えて、 災害発生時において、より迅速な消防団活動を確保するため、全消防団の分団器具庫の耐震化に向 けた調査及び設計業務を実施したところでございます。

また、熊取町議会の取り組みとして、住民に開かれた議会を目指し、議会の情報公開を積極的に 行うため、28年9月定例会から議会委員会の中継映像をインターネットでごらんいただけるように なりました。

以上、重点的に取り組んだ施策のほか、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にお示し しました町政運営方針及び所信表明での考え方や方向性を基本に、社会経済環境の変化を的確に見 きわめながら、計画的かつ効果的な行財政運営に努めたところでございます。

なお、次ページ以降の主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況等について、第 3次総合計画に定める各まちづくりの方向に従い整理していますので、後ほどごらんください。

最後になりますが、28年度のさまざまな施策について成果報告できましたことに深く感謝するとともに、今後におきましても、住民協働、官民連携のもと、子育て・教育に代表される本町の強みを維持するとともに、住民の皆様との対話による積極的な情報の公開を進めながら、効果的、効率的な行財政運営を通じて身の丈に合った持続可能なまちづくりに努めてまいりますので、引き続き、議員各位を初め住民の皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

議事の途中ですが、ただいまより2時45分まで休憩いたします。

(「14時30分」から「14時45分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、平成28年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、熊愛の会を代表して、重光議員。

2番(重光俊則君) それでは、議長のお許しがありましたので、熊愛の会を代表して会派代表質問を行います。

この質問の提出時に資料で説明してくださいという要望に快く応えていただきまして、ありがとうございました。また、内容的に数字等が出てくると思いますので、できるだけわかりやすくご答弁いただければと思います。よろしくお願いいたします。

平成28年度の決算において、熊取町が非常に厳しい財政状況であることが判明いたしました。特に、経常収支比率が94.0が99.9と、27年度と比べまして5.9ポイント悪化しました。また、持続可能な行財政運営の実現に向けてというサブタイトルとなる熊取町第3次行財政構造改革プランの素案において、大きな改革をしなければ平成32年度の実質収支は赤字となり、34年度には約20億円の赤字になるということが示されました。きょうの質問で、このような厳しい財政状況の現実を認識して、どのような改善をしていく必要があるのかという方向性が見出せればと思っております。

そこで、最初の質問ですが、経常収支比率が94.0から99.9となり、27年度と比べて5.9ポイント 悪化しています。この原因分析と今後の改善対策について答弁をお願いします。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、熊取町の財政状況についてのご質問に関し、1点目の経常収支比率が99.9%となり、5.9ポイント悪化していることに関し、原因の分析と今後の対策についてご答弁いたします。

経常収支比率は、分母に当該年度の経常一般財源等を置きまして、分子には経常経費に充当された一般財源を置くことにより、算出される財政指標の一つでございます。この指標は、財政構造の弾力性を測定する指標として使われており、100%に近づくほど毎年経常的に収入される町税や地方交付税等の使途が制限されていない経常一般財源などを経常経費で消費することになり、臨時的な経費に充当できる財源が少なくなることから、結果として財政構造に弾力性がない、いわゆる硬直化が進むことになります。平成28年度は、ご指摘のとおり、27年度と比較し5.9ポイントの上昇となりました。

また、原因分析としまして概括しますと、分母側の経常一般財源等につきまして27年度と比較して約2億9,400万円減少したことと、分子側では経常経費充当一般財源等が約2億200万円増加したことにより、分子、分母ともに比率を引き上げる方向に作用したものでございます。

さらに、経常収支比率の増加の要因は大小ございますが、主な要因といたしましては、分母側では、自主財源の町税で約5,400万円の減に加えまして、国が定めた基準に基づき国・府を経由して交付される依存財源で、譲与税が約500万円の減、27年度では大幅に増加した地方交付税交付金など各種税の交付金が約1億5,100万円の減、普通交付税と臨時財政対策債の合計額が8,400万円の減少となるなど、依存財源の減少が経常収支比率の上昇に色濃く反映されたところでございます。また分子側、支出の面ですけれども、こちらのほうに充当されました一般財源比較という形となりますが、定年退職者数の増に伴う退職金の増加や、人事院勧告実施等による職員給や諸手当の増に伴い、人件費では職員給が約1億900万円、早期退職者を除く退職手当が約4,000万円、介護訓練等給付費などの扶助費が約4,400万円、繰出金で約1,200万円が増加したことにより、結果として5.9ポイントの上昇となったものでございます。

このような状況のもと、今後の経常収支比率を改善させる対策としましては、経常一般財源を増加させることや経常経費を減少させることが不可欠となりますが、いずれも容易なものではないと深く認識してございます。

これらの抜本的な対策を含め、今年度策定作業を進めております第3次行財政構造改革プランや 同アクションプログラムにおきまして、経常的な経費の削減や経常一般財源の増収対策につきまし て、町民の皆様のご理解、ご協力を得ながら、町議会、行政が一丸となって精力的に取り組んでま いりたいと考えておりますので、よろしくご高配を賜りますよう切にお願い申し上げ、答弁といた します。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)ご説明ありがとうございました。今の中で、町税が5,415万円減少しております。 この大きな原因と、これは回復の可能性があるところが幾らかあるかどうか、その辺はどういうお 考えでしょうか。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)すみません。先ほど私、地方消費税交付金というところを地方交付税交付金と読み間違えましたので、まずそれを訂正させていただきます。失礼いたしました。

まず、税の減少につきましては、基本的な町の財政構造で申し上げますと、やはり町民の方の所得に対する課税が一番交付金の柱となっておりますので、このあたりにつきまして、働き世代の方が減っていくという状況の中でかつてのように給与が右肩上がりでずっと伸びていくというような、そういう時代であれば十分回復できる部分があったかと思いますけれども、その分野についてもな

かなか今後、給与が幾らか改善した中でも伸びづらいという部分があります。それと固定資産税、 資産課税の面につきましても、土地建物、特に土地は、これからも急激に伸びるような観測的な情報というのがなかなかないという状況もございます。都市圏等で一部上がっている分はありますけれども、衛星市町村的なところのいわゆる周辺自治体のほうでどれほど上がるかというのも今後もなかなか難しい面もありますし、家屋につきましても、一旦建てたときは当然一番高いところの課税になるんですけれども、評価替えによって減価していきますので、そのあたりについても新しい建物がそれに追いつく形で建っていけばまた非常に変わるところはあると思うんですけれども、実際のところ、熊取町は特にいわゆる普通税と呼ばれる分での税収しかございませんので、実際、この先の見通しとしますと、行革プランの素案にも書かせていただいたんですけれども、一定大幅な伸びはなかなか期待できないという見通しを持っております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) 町税の中で個人と企業の税金があると思うんですけれども、個人税と企業の税金で 大きく5,415万円に影響しているようなものは見受けられますか。

議長(坂上巳生男君)塩谷総務部理事。

総務部理事(塩谷義和君)個人町民税と法人町民税がまずあるんですが、28年度、大きく減少した中に 法人町民税がございます。27年度の収入額が8,434万6,000円だったものが5,321万5,000円と、 3,413万1,000円の減となってございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)じゃ、個人町民税のほうはほぼ同じと考えていいんですか。

議長(坂上巳生男君)塩谷総務部理事。

総務部理事(塩谷義和君)個人の町民税の、所得割、均等割とございますが、いずれも前年度と比較して大きく差はございません。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) わかりました。法人税が回復するかどうかというのは非常に難しいところがあるのかもわかりませんが、そういうのが大きな原因ということですね。

もう一つは、地方消費税交付金、これはもう全国的に減少しているということをお聞きしています。特に大阪が多いのかもわかりませんが、回復見込みというのはどうなんでしょうかといいますが、消費税が10%になったらふえるやろうと言われているんですけれども、消費税が上がるまでは待っておかなあかんと。となると31年以降まで地方消費税交付金は上がらないと見るのでしょうか、その辺はどう見られますか。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)特に27年度の地方消費税の減少につきましては、国内消費の動向というよりもプレス等の日本全国のマクロベースの原因の大きな要素として、円高が進んだことによって輸入品が安く入ってくることによって、その取引に係る消費課税が仕組みとして落ちてしまったという部分がかなり大きいというふうに聞いてございます。そのあたりは日本の国内の消費とは全く別の要素がかかわったところもありますし、実際、27年度が逆に申告の時期の関係でかなり上ぶれしたという状況もあったようです。実際、27年度はかなり入っておりますので、特に地方消費税交付金は27と28を比べたら約9,000万円ほど減っていると思います。そういう面もございますので、実際のところは、各市町への案分の方法も基本的には変わっていない状況の中で言うと、やはり国のほうに入ってくる国税たる消費税と地方税たる地方消費税交付金の全体のパイが縮んだりふえたりする部分で27、28の影響は出ておるんですけれども、今後、先行きを少し見ていく中で見ましても、実は29年度の1期目は昨年度よりは少しふえたような状況ですけれども、昨年度と余り変わらないという状況もありますので、今後、先ほどの為替の関係とか、あと国内の消費の関係の

推移を見ていく中での対応を余儀なくされるというような状況かと理解しております。 以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) 国が消費税を10%にするしないというのは国が決めることなんで、私たちが何とも言えないわけですけれども、一般的に考えて、消費税が10%になった場合、やはりアップする可能性は高いと考えていいんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)地方消費税が増税されれば、重光議員お話しいただいているように、町のほうには間違いなくそれに応じた分はふえてきます。ただ、5%から8%の増税のときにも、ふえた分については社会保障財源化ということで、そちら方面で使ってくださいという条件のもとで増税している分がありまして、そちらのいわゆる地方交付税の算定ルールの中では、実は増税した分というのは100%捕捉されますので、ふえた分だけ交付税が減ると。ただ、需要のほうで幾らか当然社会保障関連の経費というのは算定されていきますので、全部が全部100%捕捉されるから全く増税の意味がないかということではないんですけれども、一旦、収入としてのルールで言えば、その部分が合わせてまた100%捕捉されて交付税と相殺されるような形になろうかなというふうに理解しております。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君)消費税が上がったら支出もその分だけ上がってしまうということで、結局、交付金としてどれだけ効果があるかというのはわからないところがあると思うんですが、その辺も非常に厳しい状況にあると。それからもう一つ、大阪府の情報で臨時財政対策債を各自治体が余り使いたがっていないというようなのがちょっとありまして、臨時財政対策債、今年度4,700万円はほかの事情によって下げているところもあると思うんですけれども、臨時財政対策債をある程度使っていくという予算立てをした場合は、将来の負債はふえてきますけれども、臨時財政対策債を上げることによって今の状態で懐を少し大きくするという考え方もあるんではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)熊取町におきましては、臨時財政対策債につきましては発行可能 額の上限を現在借り入れている状況でございます。それと、府内で利用していないところはあろう かと思います。いわゆる財政力指数が1を超えまして普通交付税の交付がないような団体ですと、 借り入れても将来的に交付税が全く入ってくることがなければ単なる借金で終わってしまいますの で、そういうところはまず借りないであろうと。もともと財政力が強いということは収入が潤沢に あるというところで、いわゆる臨時財政対策債を全く活用しなくても行財政運営をきっちりやって いけるという状況の中で申し上げますと、熊取町の今の財政力で申し上げますと、もう臨時財政対 策債の発行可能額を全て借りないと毎年の行財政運営、住民サービスがきちっと進められないとい うふうな状況で、100%借り上げている状況でございます。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

以上です。

2番(重光俊則君)現在100%借り上げている状況ですか、臨時財政対策債は。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)臨時財政対策債というのは、熊取町の収入が60億円ありまして、本来100億円サービスにかかるといえば40億円が交付税でいただけるようなイメージなんですけれども、この40億円を国の予算で全て払えないので、そのうち10億円だけ市町村で借りてくださいという、そういう制度なんです。それを、交付税制度の中で10億円までは借りてください、借りることが可能ですというようなそういう計算式が実際は示されますので、現状、10億円は全て借りているというような状況でございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君) 重光議員。

2番(重光俊則君) それでいいますと、分母が 2億9,400万円減少して、今のお話ではこれが改善される見込みは非常に少なそうで、ただ、27年度と28年度を比べて地方消費税交付金の上げ方が若干回復される可能性は29年度、今後は若干あるかもわからん、それは 1 ポイントか1.5ポイントぐらいかもわかりません。そういう可能性はある、そこぐらいしか改善見込みはないよということですよね。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)実は、先ほどの9月補正で少し29年度の経常収支比率に係る実は大きな補正が入っておりまして、普通交付税と、あと臨時財政対策債、双方増額補正させていただいております。当然、経常一般財源というのは町税が基本で、交付税、臨財債という、大きいほうからいったらそういう形になるんですけれども、その中の交付税と臨財債で今回1億数千万円、多分増額補正していると思います。少なくともその分野については去年と比べてふえておりますので、好転に影響する作用は生じているような状況は現時点ではございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)わかりました。そういう意味で、分母について1ポイントぐらいは改善される余地は29年度あるかなというところですよね。そうすると、あと分子をどうするかということになるわけですが、次の2番目の質問で……。

議長(坂上巳生男君)塩谷総務部理事。

総務部理事(塩谷義和君)恐れ入ります。先ほど法人町民税のところでご質問いただきまして、私がお答えしました数字につきまして、実は法人税割のみの金額で申し上げましたので、ちょっと確認というか訂正というか、させていただきたいと思います。

お渡しさせていただいている決算附属資料の10ページに比較調書がございまして、そちらをごらんいただきますと、法人町民税が前年度と比較しまして全体で3,419万円の減となっているものでございます。どうも失礼いたしました。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)わかりました。

それでは次に、分子のほうで削減の可能性があるかどうかというところのお話を聞きたいと思うんですが、人件費増大について原因と対策についてご説明いただきたいということで、資料で示していただいているわけですが、ご答弁いただけますでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)人件費増大の原因及び今後の対策につきましてご答弁申し上げます。

お手元の資料、正規職員人件費決算比較資料をごらんください。

これは、平成27年度と平成28年度の予算科目別に特別職、正職員、再任用職員を合わせた給料、職員手当、共済費の決算額を集計したもので、一般会計のほか特別会計を含めた全会計の金額を記載しているものでございます。

裏面の最下段の合計欄をごらんください。

全職員の人件費決算額ですが、平成28年度は平成27年度と比較して9,131万2,043円の増額となっています。この増額は、行財政改革の取り組みとして町長の給料20%カットの継続や早期退職募集の実施、超過勤務手当の抑制などを行いましたが、全体として増額となったものでございます。増額の主な要因は3点ございます。

1つ目としまして、職員数の増加でございます。職員数は、再任用職員を含めて、平成27年度は335人に対して平成28年度は341人と6人増員としております。6人の内訳としましては正職員4人、再任用職員2人であり、これらは業務量などを見た中で増員させていただいたものですが、人件費

としましては約2,300万円の増加となってございます。

2つ目としましては、人事院勧告への対応がございます。国公準拠の観点から勧告については完全準拠する必要があったもので、職員給与を引き上げたことにより約2,700万円の増加となっております。

3つ目としまして、退職手当が増加したものでございまして、平成28年度は定年退職や早期退職者の人数が平成27年度と比較して多いため、約1,300万円の増加となっております。

以上が増加の主な要因でございますが、今後の対策といたしましては、本町では現在第3次行財 政構造改革プランの策定中でございまして、プラン素案でも位置づけているとおり、まずは業務内 容の必要性を再検討し、さらなる事務の効率化を図った上で、新規採用者の抑制などを行っていく ことによりまして人件費の削減につながるよう取り組んでいく予定でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) 今の27年度に比べて28年度6人の増加というのがあるんですが、その辺が多分関連しているかもわかりませんけれども、税務総務費、それから児童福祉総務費、保健衛生総務費、これが特に1,000万円を超えて高くなっているんです。それぞれ税務総務費、それから児童福祉総務費、保健衛生総務費、これはどういう原因で人件費が1,000万円を超えたんでしょうか。先ほどの4人の人員増に関係していることなんでしょうか。

議長(坂上巳生男君) 林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)順次申し上げますと、税務総務費については議員おっしゃるとおり1人ふえてございます。次に児童福祉総務費、こちらにつきましてもおっしゃるとおり1人増員ということになってございます。保健衛生総務費につきましては1,000万円ほどの増があるんですけれども、これは、平成28年度中に育児休業から復帰された職員が2名いてはりました。その関係と人事院勧告による増ということで、こちらは採用による増の影響は受けてございません。以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) それで今、正職335人に対して341人になっているということですけれども、29年度 は335人に戻っているんでしょうか。

議長(坂上巴生男君) 林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)平成29年度につきましては328人でございます。

それと、先ほど申し上げた328人というのは正職員でございまして、再任用職員につきましては 11人でございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)もう一度教えてください。先ほど28年度は335人と言われましたよね。それで6人 ふえたということで、正職4人と再任用2人で6人ふえて341人、それで今の328人との関係がちょ っとわからないです。

議長(坂上巳生男君)林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君) そしたら、順を追って言います。

まず、平成28年度4月1日については334人、正職員です。正職員だけで先に言います。それと 平成29年4月1日につきましては328人でございます。平成28年4月の再任用職員につきましては 7人、平成29年4月につきましては11人ということになってございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) もう一度確認です。29年は328人になっていると理解していいんですよね。 (「はい」の声あり) 2番(重光俊則君)わかりました。

それでは、もうちょっと大枠のところで、平成23年と29年を比べてみると、消防の人を入れて383人が平成23年4月時点の人数なんです。それから消防が約50人ぐらい減少していると思うんですが、正職員の数は、消防が減少した以外に大きな減少はほとんどなく、退職減で少しずつ22年、もっと前から退職補充をしていないということがあるんですけれども、大体、大きな正職の変動というのは消防が広域になった時点で減少しているものが一番多いと思われるんです。消防以外は、特に大きな減少というのは余りないと考えていいんですか。

議長(坂上巳生男君)林総務部理事。

- 総務部理事(林 利秀君)議員のおっしゃるとおり、大きな減要因というのはやはり消防職員49名の減ということでございます。ちなみに申し上げましたら、10年前は400人を超えているんですけれども、そこから今年度まで来ましたら、消防職員、大きくは49名引きますけれども、それ以外は通常の退職、早期、自己都合等で今の人数になっているというところでご理解いただければと思います。議長(坂上巳生男君) 重光議員。
- 2番(重光俊則君) それと、嘱託員が23年は73人が29年4月で94人、臨時職員が245人が284人と、これは非常に大幅にふえているんですよ。これは、なぜこの間に嘱託員、臨時職員が大幅にふえてきているんでしょうか。これは消防職員が減った後ですよ。後で、もう定常的に業務がなっている状況でそういう状況があると思われるんですが、それはどういう理由なんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)この増の主な要因としましては、やはり職員の超勤対策ということで、超過 勤務手当を抑えるために、役割分担はあるものの一定補助的な役割ということで臨時職員にお願い することができますので、その部分で臨時職員の数がふえてきていると理解していただいたら結構 かと思います。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)臨時職と嘱託がふえている場合、人件費自体がトータルとして28年はふえてきているわけですけれども、臨時職と嘱託員の影響というのはほぼないと考えるんですか。それまでも残業とかそういう超過勤務の部分に充てているから、人件費としては人数はふえているけれど変わらないと考えるんでしょうか。

議長(坂上巴生男君) 林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君) そのあたりをかいつまんで説明させていただきます。

まず、人件費につきましては、5年前ぐらいからさかのぼりますと、総額でございますけれどもずっと減ってきてございます。平成24年度で申し上げると、総額でいきましたら約30億円ほどあるんですけれども、平成28年度の決算額でいくと26億1,000万円ということで、24、25が3億円、25、26で約3,000万円、26、27で約7,800万円ということで順次落ちてきています。その一方で臨時職、嘱託につきましては増員してございますので、その辺での各年の増減を見てみますと、各年で大きいところでは約3,000万円ぐらいふえているところもあるんですが、ちなみに28、27ではマイナス200万円ということで減っている年もあるんです。その辺で、正職の過去5年ぐらいで総額でざっくりですけれども約3億円ぐらい減っているんですが、その一方で臨時職、嘱託につきましては5年間でざっくり言いますと約8,000万円ほどふえているということで、差し引きでいきますと約3億円ぐらいは減っているのかなというような分析をしてございます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) そういう意味で、今の現状がほぼ定常的な状態になっていると。そういう中で人件 費が27から28は増加しているという状況で、この状態は今のままでいけばそのままの状態が維持さ れるということになるわけですね。町長がよく身の丈に合った行財政運営ということをおっしゃっ ていますけれども、身の丈に合った行財政運営で収入が減ってきたら、収入の減った分だけ報酬を 減らせばいいん違うかというような考え方がにおうんですよ。そうじゃなくて、やはりここで今ま でいろんな自治体が余りちゃんと取り組んできていないといいますか、身の丈に合った行財政運営 組織をつくり上げるということが本当はできていないといけないと思うんです。だから、今の財政 規模で今の町を運営するためにどれだけの人員があれば効率的に運用できるかというところを検討 するチームというのは、今から行財政改革をやっていくということにあるとすると、やはり15%以 上人件費を削減しないと3年先、4年先が見通せないわけです。それをどうやって減らすんやとい うところを見出せないといけないと。

今までは退職者の分を3分の1だけ採用するというようなやり方でしか人員削減ができてなくて、各部門で少なくともこれだけの人員でやっていかないと町財政は成り立たない、そこからスタートすべきじゃないかなと思うんです。3年先、4年先に熊取町が、現在の町民の負担をふやさないでやった場合、どれだけの人件費でやっていかないといけないかという庁内議論をやっぱりやっていくべきやと思うんです。それが今、多分できていないと思います。それをやった上で、その場合には何かの業務をどんどん減らしていかなあかんわけですから、それができるかどうかということになるわけですけれども、そういう議論をぜひできるようにしていただきたいと思います。

非常に今、財政状況を聞いて今の人件費は削減の可能性があるのかと見ると、ほとんどないという状態ですよね。そういうところをどうするのかというのは、本当に外部の意見も聞きながらでも 財政規模に合った人員組織としていく、それから町民の方に負担をそれでもできなければお願いすると、そういうスタンスでの検討をお願いしたいと思うんです。

それから、次に2番目、扶助費が増大しているわけですが、扶助費の増大の原因と今後の対策についてご答弁お願いします。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、熊取町の財政状況についてのご質問に関し、3点目の 扶助費増大の原因及び今後の対策について答弁いたします。事前配付の資料を用いて答弁いたしま すので、あわせてごらんください。

この資料は、扶助費の内訳をあらわしたものになります。民生費に関しては分野別に区分しておりまして、その他、衛生費、教育費と分類し、決算額と財源内訳を加えた表記としております。

表 1-1、一番最上段の表が平成28年度決算、真ん中の表ですけれども表 1-2、これが27年度 決算、表 1-3 が27年度と28年度での間での増減の数値となります。また、この資料は地方財政状 況調査、いわゆる決算統計から抜粋しておりますので、一部決算書と異なるものがございますので、ご承知おきくださいませ。

まず、表1-3をごらんください。

28年度の決算における扶助費の増加要因を分野別で見てみますと、社会福祉関連で約1億4,700万円、児童福祉関連で約8,500万円、教育費で約3,100万円の増となりました。これらの分野ごとの増加の主な要因としましては、社会福祉関連では年金生活者等支援臨時福祉給付金が皆増の約1億1,100万円、介護訓練等給付費で約6,500万円の増、児童福祉関連では障がい児通所給付費で約4,600万円の増となりました。そのほか、教育費におきましては、認定こども園の教育に係る施設型給付費が前年度と比較し約3,100万円増加しております。

また、決算全体では表 1-3 の最下段の合計の行のとおり約 2 億6,300万円の増加となっておりますが、一番右の列、実質的な町の負担となる一般財源ベースでは約4,400万円の増となってございます。これは、扶助費には国費や府費などの財源が充当されるケースが多いことによるものです。先ほど申し上げました年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては10分の1のの国庫財源があり、町の負担はございません。また、介護訓練等給付費や障がい児通所給付費につきましても国庫 2分の 1、府費 4分の 1 の財源がございまして、一般財源ベースでの町の負担は増加額の 4分の 1 にとどまるものです。

また、扶助費は義務的経費に分類されまして、その支出を任意に節減できない経費とされています。そのことからも、ご質問の今後の対策につきましては、町の施策として実施している単独扶助

費についての見直しを軸に、第3次行財政構造改革プラン(素案)におきまして主な改革項目の一つとして記載しております。しかしながら、単独扶助費の見直しに関しましても、実際に利用されている方々のご理解、ご協力が不可欠であるなど、改革の取り組みには困難を伴うものと考えております。

経常収支比率に関するご質問の答弁でも申し述べましたが、個別具体的な対応策につきましては 今後、同アクションプログラムの中でお示ししたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜り ますようお願い申し上げ、答弁といたします。

以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)経常収支比率で分子で一番大きいのは人件費、それから扶助費になるわけですが、 今のご説明にありますように、扶助費でもう削減できる見込みのものはほとんどないという状況に あるわけですね。先ほどおっしゃった町単独でやっている扶助費というのが見直しできるかどうか ということになるわけですが、その項目だけ教えていただけますか。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)大きいものから申し上げますと、一部、府費が入っているような 状況ではございますが、子ども医療費助成の拡充部分については単独分というふうに考えていいか なというふうに思います。その他、訪問看護利用助成金とか、あと身体障がい者の手帳診断助成金 とか、金額は小さいものなんですけれども、その他、障がい者の方の自動車改造助成金等々、あと 遺児福祉年金、就学経費等助成金等々がございます。金額的には、単独分については大きいもので はございませんが、今申し上げたもの以外にも幾つかございます。

答弁は以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) 今までのご説明をお聞きしますと、扶助費自体については、これが削減できる見込みというのは非常に可能性は低いところにあると。そうなると、あとは人件費をどう抑えていくかということになると思うんです。そういう中で、2番目の大きな質問ですが、行財政運営におけるトップと職員の意識についてご質問いたします。

地方自治体において、関係職員のコスト意識と問題意識が非常に重要になってくると思うんです。 町長を初めとして町職員の皆さんが、熊取丸に乗っている熊取町民の方の安全・安心を確保して、 常に最大限の福祉サービスを提供する責任があるわけですけれども、厳しい財政状況の中で賃金は 高くなく業務は多忙だが、全ての町職員の皆さんがモラルを保って町民のために前向きにすばらし い業務を大部分の方がされていると思います。最近特に感じますのは、都市整備部で私に関連した いろんな問題が起こったときに、非常にてきぱきと対応されているのは感銘を受けているところで す。

一つの例を言いますと、ちょっと話は外れますけれど、熊取町の駅のエレベーターがあります。 私の地区の高齢のご婦人が1人乗った途端に、扉もあかない、それも動かなくなったんです。どう したらいいかというので室内を見渡したけれども、何をどうさわっていいかわからない状況があっ たということで調べてみますと、電話ボタンの下に緊急時用という赤い表示だけがあって、何か下 に薄い電話のマークがあるわけですけれども、それさえ見つからなくて、かなりの時間パニクって、 やっと冷静に見たら電話のマークが見えて、押してよかったらしいんですが、そういう事態をご連 絡したら翌日すぐ、エレベーターのボタンに、これは非常呼び出しボタンです、非常の場合は3秒 以上押し続けてくださいというきっちりとした表示がされて、なおかつ右側のほうにも緊急連絡先 というようなものが張られていました。そういう対応を非常に迅速にされているというのは非常に 感銘を受けるところです。

そういういろんなところでいろんな問題を即座に対応されているという職員の方のモラルの高さ というのは熊取町にはあると思うんですが、その中で人員削減をしていかなあかんという状況、そ れに取り組んでいかなあかんわけです。その中で職員の方に何を求めているかということが大事になってくると思うんですね。そういうところで、平成28年度と29年度の熊取町の人材育成の基本方針というのがありますが、それは何でしょうか、それをお聞かせください。

議長(坂上巳生男君) 林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君) それでは、1点目の平成28年度、29年度の熊取町の人材育成方針は何かというご質問についてご答弁いたします。

厳しい財政環境の中で、少子高齢化の進行などにより多様化する住民ニーズに応え、持続可能な 安定した行政サービスを提供していくためには、さらなる行財政改革の取り組みなどはもちろんの ことではございますが、やはりそれらを実践する職員の資質向上は必要不可欠でございます。そう いった中で本町におきましては、現在、第3次総合計画基本計画におきまして、効率的な行政体制 の確立のため、住民ニーズに適切に対応できるよう、職員研修や勤務評定制度などを行い職員の資 質向上に努めますと位置づけております。人材育成制度として、職員研修のほか、勤務評定制度か ら現在は法改正により名称変更しました人事評価制度を実施しているというところでございます。

そのうち、人事評価制度の中で職員の必要な資質の一つとしてコスト感覚を職員全員における評価要素として設定しており、評価者である上司が常日ごろから、人材育成の一つとして、コスト感覚が部下職員に備わるよう指導育成を行っているところでございます。実際に、28年度と29年度には人事評価研修を実施しまして、これを人材育成研修として捉え、適切な人事評価のほか、部下職員の人材育成について研修を行ったところでございます。

さらに今年度から、職員の資質、能力、勤務意欲の向上を図るため、部下から上司へ人事評価を 行う多面評価制度を試行導入し、コスト感覚についても評価要素の一つとして、自分の上司からも 部下からも職場内で評価を受けることとなり、その結果、より職員のコスト意識が高まるといった ものになってございます。

また、職員研修制度として年に最低1回、所属長から部下に対する職場研修を義務づけております。個々の職員の意識改革を向上させる一番身近な場所である職場において、適宜コスト意識についての研修を実施しているといった状況でございます。加えまして、職員のトップである町長みずから、就任後職員との面談を定期的に実施し、その場でコスト意識、行革の重要性などについてお話しいただいているところでございます。

このように、本町におきましては、人材育成に当たっては最少の費用で最大の効果が得られるよう、より効率的、効果的な行政の推進を行うことのできる職員の育成を大きな方針としており、コスト意識の醸成のため、職員研修や日常の指導などあらゆる機会を捉えて人材育成を続けており、平成28年度も平成29年度も変わらず実施してまいりました。今後も、厳しい財政状況下においては職員数の抑制が求められる中、増大する行政需要に対応するため、町長を先頭に町組織として総力を挙げて職員の人材育成に取り組んでいくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)今るる答弁していただいたわけですが、一つ希望を言いますと、やっぱり新町長になられて熊取町でどういう方向性に持っていくのか、どういう人材が要るのかという、そういう人の目標、町の目標というのが余り示されていないんです。普通、トップがかわった場合は、そのトップはどういう方向に向いていっているんだということを全庁舎、全職員がその方向にそろうような方向性が示されていないように思うんです。個々に教育等はやっている、人事評価もしているということなんですが、これから非常に厳しい行財政改革で、特に人員についてのところに手をかけていかないといけないとなった場合に、非常に厳しい個々の皆さんの意識が必要になってくると思うんです。そういうところを示していだだきたいということと、もう一つは、今先ほどいろんな研修をやっているよということをおっしゃったわけですが、28年度の職員の研修計画についてご説明をお願いします。

議長(坂上巳生男君)林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君) それでは、2点目の平成28年度の職員の研修計画について、資料に基づきご 答弁いたします。

お手元の資料、平成28年度職員研修受講実績一覧表をごらんください。

平成28年度の研修につきましては、資料最下段のとおり、1年間で25研修を実施し、研修受講者は、外部研修機関への研修派遣を含め延べ1,167人となってございます。その中でコスト意識については、職員の職階別に実施する新任課長級研修などの新任昇任者研修などにおきまして積極的に研修内容として取り入れ、実施しているところであり、今後におきましても、職員の資質向上のため、職員研修をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番 (重光俊則君) 今、資料によって28年度の研修の実績が示されておりますけれども、この中で特に 各職員のスキルといいますか技能といいますか、マネジメント能力とかそういうのをアップするための講習があると思うんですが、例えば5月の新任課長とか新任課長級補佐とか、そういう教育が ありますね。これは大体、何時間ぐらいどこでやっているのかというのを教えていただけますか。 5月の研修です。

議長(坂上巳生男君) 林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)5月の研修でいきますと、まず新任課長級研修につきましては約2時間程度、これは人事課が講師となってやってございます。あと新任課長級研修から新任グループ長研修まで、これは1時間から約1時間半の時間で、人事部局が講師となってやってございます。以上です。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君) それと、もう一つの3番目の質問をしてから再質問したいと思いますが、コスト意識と問題意識について今後の改善方策といいますか、取り組みの方策というのがあれば教えてください。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、行財政運営におけるトップと職員の意識についてのご質問に関し、3点目のコスト意識と問題意識についての今後の改善方策について答弁いたします。 議員ご指摘のとおり、職員のコスト意識と問題意識を持ちながら行財政運営に取り組むことは、極めて重要なことであると認識してございます。

現在、町で導入しております人事評価制度の中で、評価要素として、常にコスト感覚を意識し、 最少の費用で最大の効果が得られるようより効果的、効率的な行政の推進を行っているか、また、 問題意識という面では、変革力という評価要素の中で、現状に満足せず、仕事の質や量を高めるた めに新しい手段、手法に取り組んでいるかということを町職員に求めて人材育成を進めております ので、議員ご指摘の点につきましては人事評価制度の中で培われているものと認識してございます。 また、平成28年度策定の熊取町公共施設等総合管理計画では施設ごとの取り組み方策をまとめて おりますが、その中では、コスト意識や問題意識から考えられた長寿命化等による維持管理の効率 化などを位置づけております。

現在策定作業を進めております第3次行財政構造改革プランにおきまして、事務の改善、施設管理運営の見直し、事業の見直し、受益者負担の適正化などを柱とする主要な改革項目をお示ししておりますが、まさにそれらを具体化し実行していくためには、議員ご指摘のコスト意識や問題意識が必要不可欠と認識しております。このような基本認識のもとに、目下、主要な改革項目の具体化と目標達成までの改革項目を明確にしたアクションプログラムの取りまとめについて全庁的に検討を進めておりますが、この策定作業においては、議員ご指摘のコスト意識や問題意識をより一層高め、改革の取り組みを加速させたいと存じますので、倍旧のご支援、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げ、答弁といたします。

議長(坂上巳生男君)重光議員。

2番(重光俊則君)問題意識とコスト意識です。非常にそれを気をつけてやっているんだよとおっしゃっていますけれども、あちこちの職員の方の発言で、コスト意識が本当にあるのかなというのを感じることがあるわけです。例えば損害賠償の問題でいろんな職員が対応してきていますよと、弁護士費用を払うに当たり町はこれぐらいのお金を使いました、1億数千万円も人手をかけて対応してきましたというのを堂々とおっしゃっている前の副町長とかおられましたけれども、1億数千万円かけて損害賠償金が1億円も取れない状況が出てきているわけですね。そこにお金をかけるんであればその仕事はしなかったほうがいい、それだけの金をかけても町の税金を使ったという意識がないという発言です。

それから、先ほどの議員全員協議会の中でもありましたけれども、ある事業をするのに町職員がいろいろ業者と話したりいろんな計画をつくったりする、それは町職員の人件費ですから、事業費には関係ありませんという発言がありました。まさに自分たちの人件費というのは自然にもらえているもので、それが税金によって発生している、税金によって賄われているという意識が非常に少ないと思うんです。特に、管理部門で仕事をしていく中で、自分たちの給料は実際どこからもらっているのか、そこのもらった給料がどの分だけ効果として住民に返しているかというところの評価がないと思うんです。

そういう意味で一人一人が、私たちもそうですが、座っているだけでもうお金が発生しているわけです。座っているだけで税金を使っているわけです。だから、人件費が今ふえてきました、足らない分だけ人をふやしていきますということで、財政で使える間はいいですけれども、自分たちがどれぐらい費用、税金を使っているかという意識が、現業、例えば学校の先生とか廃棄物処理とか、そういう実際に事業をやっている人は実際の対価の仕事をしているというものがあると思うんですが、間接部門というのは、幾ら頭脳を使ってできるだけ組織の運営を効率化して住民サービスを向上させるかというのを常に考えていかないといけないわけです。その辺が、やはりコスト意識というのはまだまだだと思うんです。

今、私たち14人が理事者の方と対応しているわけですが、理事者の人数はふえている。その理事者が本当にここに有効に座っておられるのかということも考えないといけないのかなと思うんですよ。ここで座っておられなければ別の仕事をして、さらに創造的な仕事をできている可能性もあるわけです。そういう意味で、ここにおられる方自身もここに座って議会対応やからしようがないというのはちょっとおかしくて、その分だけスリム化できるものはムリ・ムダ・ムラをなくしていくというのは一般的な企業では当然のことであって、自治体組織でも当然それをやっているわけです。その中で、じゃ自分たちの価値観を上げていくために、能力をアップしていくためにどうするかということで、業務の省力化とか標準化とかノウハウと経験の共有化をして、できるだけ多機能で高レベルの人材が業務をしているという方向にいく必要があると思うんです。

九州の粕屋町とかその辺は組織が非常にスリム化しているということを聞いているんですが、それは実際的にどの程度効果を発しているどうかわかりませんけれども、熊取町と同じぐらいの財政規模で職員数半分ぐらいでやっているところがある、それで本当にできるのかできないのかも含めて、今回は行財政改革のための手段を見直していかないといけないと思いますので、コスト意識はありますよ、それを植えつけていますよというのは、社内ではそういうのはなってきているけれども、外部の意見を本当に取り入れてやっているかという外からの目で業務を切ってみるということが、やはり一度経験しないとなかなかわからない。実際、自分たちがやっていて、本当にこれが無駄な業務であるということを感じることはほとんどないはずなんですよ。

だから、そういうところをやはり外部からの目で見てコスト意識がとれるようなことをぜひ計画とか方針の中に取り入れていただきたいのと、それから、住民に対して財政状況はどうなのかという発信力がまだまだ少ないと思うんですよ。枚方市が長期財政の見通しというので29年2月に概要版を出しているわけです。収支見通しとか費目の試算とか市債とか交付金の状況とか、そういうの

を非常にわかりやすくホームページの中でまとめているわけです。そういう状況で今、熊取町の方は、経常収支比率が99.9になったよ、だから非常に危ないんやでと言っても、何でなの、まあいけてるやんという思いがあると思うんですよ。だから、それをやはりもっともっと熊取町がこういう財政状況にあるよというのをわかりやすく、財務状況表というのを総務省に出して、それがホームページに出されているわけですけれども、その辺も熊取町がそれを発信して、そこから引っ張ってこられるわけですが、町民の方に今こういう財政状況にありますよというのを発信していく、これは、町民の方に発信すると同時に職員の方にも発信していく必要があると思うんです。

その辺がまだまだ欠けていると思いますし、今から非常に厳しい行財政改革をしないとお金が足らなくなりますよというのがあるという意識をもっと高めていって、大阪府内では近年そういう99に近い、100を超えているのもいっぱいあるよという情報を見せてもらって、心強く、友達がおるからええわというような感じがあるんですが、大阪府自体がもう全体的に非常に自治体の財政状況は悪いわけです。だから、熊取町が非常に悪い状況にならないように、ぜひとも皆さんの力を合わせて最善の行財政改革をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)小山健康福祉部長。

健康福祉部長(小山高宏君) 先ほど企画部の東野理事からご紹介しました町単独費ということで、一つ、 身体障害者手帳の診断助成金がございました。また、もう1点は重度訪問介護利用助成金だったか なと思うんですが、こちらについては、金額はそれぞれ重度訪問については78万6,000円、身体障 害者手帳診断助成金については16万2,000円と、小さい額でございますけれどもそのうちには府か らの助成金が入っているというところで、すみません、ご理解いただきますようによろしくお願い いたします。

議長(坂上巳生男君)以上で、熊愛の会、重光議員の質問を終わります。

次に、新政クラブを代表して、矢野議員。

10番 (矢野正憲君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、新政クラブを代表し質問をいたします。

まず、1点目ですが、シティプロモーション事業、25歳から39歳までの転入者についてということであります。平成28年度の実績は目標数が612人、平成27年度実績が568人とそれぞれ下回っており、418人というふうな形になっております。転入転出の社会現象、社会増減で言えば、平成27年度実績71人、平成28年度実績で63人の転出超過となっております。20代の転出超過が大きな要因のようでありますけれども、どのように分析し、転入超過となるように反映させていくのか、質問をしたいと思います。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、シティプロモーション事業での 25歳から39歳までの転入者についての1点目について答弁申し上げます。

総合戦略におきまして重要業績評価指標(KPI)に設定してございます25歳から39歳までの転入者数につきましては、ご指摘のとおり、平成27年度、28年度の転入者はいずれも減少しておりまして、社会増減につきましても転出超過となっている状況でございます。その要因としまして、20代の転出超過をご指摘いただいておりますが、お見込みのとおりでございまして、ご質問のその分析につきましては、20代は就職の時期に当たり、本町においては就職先に転出される方が多いものと捉えております。これはベッドタウンの特徴とも言われており、都市近郊のベッドタウンでも同様の傾向が確認されております。この20代の転入超過に向けた反映につきましては、町内や近傍地に多様で良好な働く場を一定数創出すること、これが最善の対策かと考えております。

しかし、この対策を町単独で行うことは困難であることから、まずは町内在住の若者や町内大学に通う学生が将来就職先や住居先を決定する際、町内に住んで通勤できる範囲で働く場を確保いただけることが肝要ではないかというふうに考えております。

そのためには、まず20歳までの期間に熊取町でたくさんのよい思い出を残していただき、郷土愛を醸成していただくこと、また、親や祖父母にも住みよいまちであるという思いを持っていただき、子どもたちや孫に熊取町を勧めていただくということも重要かと考えております。

そうした認識のもと、議員ご質問の転入超過に向けた反映には相当時間のかかる取り組みと想定しておりまして、今後も粘り強く将来につなげてまいりたいと、そんなふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番 (矢野正憲君) 平成25年から27年の3カ年で、7つのインセンティブというふうな形でやってまいりました。28年度は、7つのインセンティブの中で中古物件の住宅を買ったときの10万円の補助、新築住宅の家屋の固定資産税の課税免除、それから太陽光システムというふうな形の3つが省かれました。省かれて4つのインセンティブでやっていますが、きのう浦川議員の質問の中でも、平成27年であれば大阪府下で9位であったのが17位に落ちましたよ、こっち側の泉州地域のほうでは1位から2位に落ちましたというふうな話もあったわけです。25年から27年にかけてのインセンティブ、特に課税免除、中古物件について、この3カ年では転入超過、転出超過なのか、この辺は具体的にどないなっているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、転入促進効果として、要は実施しました25年度、26年度、27年度の3年と前後の年度を比較したもの、こちらをお知らせしたいと思います。

まず、転入促進実施前の24年度、こちらにつきましては、全ての年齢層を合わせましてプラス74人の転入超過でございました。そして、施策を実施しました25年度はマイナス95人の転出超過、26年度はマイナス29人の転出超過、27年度は125人の転出超過ということになってございます。そして、3つの施策は終了して4つは延長いたしましたが、その28年度はマイナス99人の転出超過といった、そのような状況でございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番 (矢野正憲君) 数字を見ていると全く成果は出ていないというような形です。転出超過とおっしゃいましたね。転入超過じゃないですよね。

(「はい」の声あり)

10番(矢野正憲君) 転出超過というふうなことであれば、インセンティブをやろうがやろまいがそんなに変わらんというような、全くもって成果が出ていないというふうなことを言わざるを得んような数字になっております。

その中で、28年度については150人の減少というふうなことも数字で出ていますが、この辺について、例えば25年、26年、27年の3カ年のインセンティブをやった効果が数字で言ったら成果が出ていないというふうな形になっておるんですけれども、27年度末でやめて28年度が何もなかったというふうな形の中で、転入者が568人から418人、150人ぐらい減っているというふうな形になっているんです。この辺はどういうふうに分析しているんですか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)全体の転入に対しての転出超過でございますが、一定差し引きいたしますとそのような結果になっていることは事実でございます。ただ、転入者から転出者を差し引いたいわゆる社会増減、こちらにつきましては、27年度がマイナス71名に対しまして28年度はマイナス63名と若干ながらですけれども改善はしておると、そういったところでございます。

それで、先ほど議員からこの3年間の施策の効果があらわれていないのではといったご意見がございました。これは、客観的に見ますとそういったところがございますが、我々といたしましても、

何とか下がっているとはいうものの43団体中15位ということで中ほどより上、それから近隣では2位というところで、全国的、また大阪府内でも人口減少、社会増減数、こちらは減少傾向と、都市圏のみが増加しているというような状況があります中で、3つの施策をしたということで本来ならばもう少し転出超過が大きかったというところに対して何とか歯どめをかけられた一つの方策になったのではというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番(矢野正憲君) 一つの歯どめの方策になったんじゃないのかというふうなこと、そういうふうな捉え方もできますね。できると思います。それ以上に、例えばこのインセンティブをやってきた中で転入・転出超過であれば転出超過のほうが多いというふうなことであれば、それ以上に何かいろいろな形で転入促進するようなことを考えないと、これからさらに人が減っていくような転出超過がずっと続くような形になるのかなというふうな思いを持つんです。

先ほど重光議員からも行財政の問題、なかなか厳しいというふうな形になっておりますが、新しくそういうふうな誘引策というのを予算を講じてするというのは難しいところがあるのかなというふうに個人的には思います。そういった意味では、例えば固定資産税の課税免除、家屋だけですけれど2分の1を免除すると、国が2分の1を家屋についたら免除しているんで家屋分はゼロになっているというふうな形になっていますが、こういった形で3年間やった中で入ってくるものが入ってこないんで取らないといけないというふうな議論もある中で、例えば固定資産税を課税免除するのと、新しく人が熊取町に家を建てて住んでもらったときに住民税も入ったりするわけですよ。その辺で言ったらどれぐらいの年数でペイできてというふうな考え方もあるのかなと思うんです。一般住宅であれば3年間は課税免除、優良住宅であれば5年でしたか、課税免除。4年目から、6年目からまた固定資産税が入ってくるというふうな形になっているんですが、家を買ってもらって人が熊取町に入ってきてもらったおかげで住民税が入ってくるというふうなこともあるんです。その辺の関係というか、その辺はどういうふうに捉えておられるんですかね。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)それでは、2点目のご質問なんですけれども、関連しておりますので、2点目のご質問に対して答弁させていただいた後に今のご質問を答弁させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、2点目の新築住宅固定資産税課税免除制度の廃止による効果の分析につきまして答弁申し上げます。

25歳から39歳までの転入人口を比較いたしますと、平成27年度は568人、平成28年度につきましては418人となっており、ご指摘のとおり150人の減少となっております。一方、補助を受けられた全体件数に対する転入の件数の割合、これを施策の効果と見立てて分析いたしました。

まず、制度開始前の24年度が全115件に対して、うち転入67件の58.3%でございます。次に、制度期間である平成25年度から27年度までの3年間の平均につきましては、全体126件に対して、うち転入70件の55.6%となっております。最後に、制度終了後の平成28年度ですが、全体104件に対して、うち転入が55件の52.9%となっておりまして、年々減少傾向ということになってございます。このように期間限定で実施しました転入促進事業が終了した後におきましても転出超過や新築住宅への転入の件数が減少傾向となっておりますが、先ほど申しましたとおり、府内での社会増減数順位43団体15位前後、岸和田市以南8団体においても2位を維持してございます。

以上の点からも、国・府全体においても東京、大阪府内といった大都市圏への一極集中が進行する中、転入促進事業を行ったところで、先ほど申しましたとおり、本来ならばもう少し転出超過が大きかったところに歯どめをかけられたものではないかというふうに考えてございます。

他方、不動産業者へのヒアリングにおきましては、本制度が直接的に転入につながっているという声は少なく、やはり高額の買い物であることから勤務先や親元との距離、子育て・教育環境とい

った理由で決定されている方が大半とのことでございました。

いずれにいたしましても、本件の分析や検証には、財政状況とともにこうした視点も踏まえ、総合的に勘案していく必要があるものと考えてございます。

その上で、先ほどのご質問でございますが、本来入っていくべき要は固定資産税の税金と住民税との関係というところでございます。こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、本来入っていくべき固定資産税が課税免除により入ってこない減収分と、転入いただいたことにより翌年度より住民税が増収する分、また固定資産税の課税免除が3年ないし5年間で終了した翌年度から課税されるというこの分を3年間のご利用実績のベースでシミュレーションしてございます。そうしますと25年度から27年度で実施しましたが、約8,000万円の課税免除、こういった額が試算されております。これら翌年度入ってきます住民税、平成33年度に課税免除分をペイできまして、その後は住民税、固定資産税が純増していくといった、そういったシミュレーションを立ててございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番 (矢野正憲君) 3年間の固定資産税の課税免除というのは8,000万円あって、平成33年までにペイ ができるというようなことですね。大体8年ぐらいというような感じでいいんですか。

(「はい」の声あり)

10番(矢野正憲君)8年間ということは、そしたら4年目や6年目からはもう固定資産税も払ってくれている、それももう計算の中には入れているというふうな形なんですよね。わかりました。

議長(坂上巳生男君)中尾副町長。

副町長(中尾清彦君)新築家屋を軽減した場合にいつペイできるのかという話ですけれども、これは、 軽減している額より住民税のほうが多うございますので、当該年度あるいは翌年度と比べた場合に はプラスになります。固定資産税の減免の挽回する時期というのは、今、明松理事が申し上げたと おりでございます。ただ、1年目から住民税と固定資産税を合わせますとマイナスということはご ざいません。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番 (矢野正憲君) 税制的にはそしたらもう初年度からマイナスになることはないですよというふうなことですね。わかりました。

そしたら、そういうふうなことを考えると、例えば固定資産税の課税免除というのは、未来に対する投資であったりとか先行投資というような意味合いも持てるわけですよね。これから、例えば28年と29年度は4つのインセンティブしかやっていないと、来年の30年とか31年、政治的に言ってというか、先ほどの重光議員の話も出ましたが、消費税の増税というのがありますよね。これが平成31年の10月にありますね。10月1日にはもう今のところはそういうふうな法律で決まっているものだから、平成31年10月から消費税が8%から10%になるというふうなことになるんですが、ということであれば、平成30年や平成31年の10%に上げられるまでの1年半、今からちょうど2年ですよね。駆け込み需要というふうなことも考えられると思うんです。その辺に対する手当とかいうことは考えないんですか。

熊取町はベッドタウンで今までなってきた、これからもそういうふうな形でやっていくわけですよね。人が熊取町に定住してもらうことによってプラスになるというふうな形でまちづくりやっていくわけですよね。その中で、平成31年10月に消費税がもう10%になるというふうなことが決まっている中で、熊取町がどういった施策でそういった駆け込み需要を熊取町内に取り込もうとしているのか、その辺はどう考えておられますか。

議長(坂上巳生男君) 明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) ただいまのご質問につきまして、住宅の観点というふうに捉えて答弁させていただきます。

今、消費税が5%から8%になりました平成26年4月1日、こちらは私どもも非常に気になって

おりまして、このときに新築家屋がどのように動いたかというところで申し上げますと、大体24、25と170軒、171軒で新築棟数が動いておりましたのが、26年度、4月1日までの駆け込み的なイメージかと思うんですが、60軒増の205軒ということになっております。もちろん26年度というのは、我々の固定資産税課税免除を実施していた年ということも相まってというところもあろうかと思うんですけれども、ただ、翌年度の27年度についてはまた174棟ということで、7つ固定資産税の課税免除をやっておりますが、174軒ともとの新築棟数に戻っているという、そういった傾向も見られております。

そういったことで、議員ご指摘の31年10月、消費税に向けての大きな買い物でございますので、3,000万円のものでも2%上がりますと60万円ということで、かなり大きな額になってまいりますので、駆け込み需要というのも一定想定されようかと思いますが、この分、今現時点ですけれども、消費税が上がるということに対して、それを前提とした新たなインセンティブというんでしょうか、施策というのは、今現時点のところは想定していないといった状況でございます。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番 (矢野正憲君) 想定すべきと違いますか。例えば平成26年に205軒ですか、平均よりも60軒ぐらい新しい家が熊取町に建ったというふうな実績があるわけですから、ということは、同じような状況で平成30年や31年にそういうふうな新しい家が熊取町に建つような需要というのはあるのかなというふうには思うんですけれども、それを取り込むようなことを考えない、今のところは全く無策やというふうなのは、ちょっとそれはまずいん違いますか。その辺、皆さんどんなことを考えておられるのか、これは次の質問にもなるんですけれども、転入や定住に即した新たなインセンティブの検討というのはどんなことをされているんですか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、まず3点目のご質問、転入・定住に即した新たなインセンティブの検討、こちらにつきましてご答弁させていただきます。

まず、財源つきの補助などにつきましても、新たなインセンティブの検討につきましてはそういった補助がないかどうか今後もしっかりとアンテナを張りめぐらせて、また転入・定住に即した効果的なインセンティブにつきましても、今後も研究を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

ただいまご質問ございました消費税増税に対して検討していないのかというところでございますが、企画部としましても、人口減少が進む中、何とか生産年齢人口をふやして熊取町を維持、継続させていくということで考えてございます。そういったところで、熊取町の特徴なんですけれども、大企業が少ない本町の状況、歳入の多くを占めています住民税、固定資産税、これは人口により確保されているというふうに認識しております。そういった点で、次期行財政改革の中では歳入確保の観点も重要というふうに位置づけてございますので、人口減少に向けた先行投資といった意味も含めて、今後アクションプログラムの策定の中で検討していくものというふうに想定してございます。

ただし、固定資産税課税免除につきましては、従前からの答弁でも申し上げておりますとおり、一定古くから住まれていただいております住民との公平性の観点など、これら考えないといけない点も多々ございますので、これらを一定考慮し、一定幅広で検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番(矢野正憲君)熊取町は今、明松理事が言うたように、熊取町の特色を今答弁されましたやん。大きな企業があるわけじゃないんで、住民に住んでもらうようなベッドタウンとして発展してきて、これからもそういうふうな形で発展させるんやから、やっぱりあいているところに家を建ててもらう、新しく住んでもらうというふうなことを第一に考えないといけないんじゃないですか。そこの中でどういうふうな施策が有効なのかというふうなことを考えないといけない。

僕自身が今思っているのは、行財政で大変予算の厳しい折なんで、最初の固定資産税の家屋の半分、2分の1の課税免除というふうな形をとれば新たに予算を講じることはないんで、3年間我慢する、優良住宅やったら5年間我慢する、4年目、6年目からは固定資産税入ってくるというふうなことを考えれば、やはり先行投資、未来の投資というふうなことにもなると思うんです。その中で、先ほど個人のお金になるというふうなことをすることが平等なのか公平なのかというふうなことがありましたけれども、熊取町のこれからの成り立ち、立ち位置を考えたら、やはり家を建ててもらう、買ってもらって熊取町に住んでもらうというふうなことを考えないと、これから5年後や10年後、今、この場で何もせえへんかったら大変なことになるんじゃないですか。

だから、例えば消費税が31年10月1日になるとかというふうなことがもう決まっているんで、それを見越してやはり施策を打って建てないといけないんじゃないのかというふうに思います。明松理事は職員やからこういうふうな答弁が精いっぱいなのかもしれませんけれども、政治家としての町長はこれからどういうふうに考えて、例えば熊取町に人を寄せるような定住促進策を考えておられるのか、この辺ちょっとご披露いただけませんか。

議長(坂上巳生男君)中尾副町長。

副町長(中尾清彦君)新築家屋の件に話がいっておりますけれども、先ほどありましたように、25年から26、27と、ここの家屋の推移、それからその前の家屋の建築状況、それから現在終わっていますその状況を比較した場合に、明確に転入者がふえたというふうなところは、先ほど矢野議員もおっしゃったように、余り効果が出ていないん違うかというふうな話をいただきました。そのとおりで、著しい効果というのは出ておりません。ただ、財源的に損したか得したかという話をすれば、先ほど私、申し上げたとおり、住民税が固定資産税の減額分を上回って入ってくるということであれば、それは転入者に入っていただくのが一番いいということになります。

ただ、これをもう一回復活するかどうかというのを今回、今ご指摘いただきました8%から2%の増税のタイミングで3年間やってきたトレンドがそのままになるかどうかというのは、それはわかりません。そういうところについては、やはり今、本町が取り組んでいるいろんなブランド力を発信するというふうなことで住民の転入者にアピールしていく、そういうふうなことも肝要かと思います。今まで3年間で、いわゆる付加価値をつけた7つのインセンティブをやってきました。そういうことも重要ですけれども、今後は、そういう熊取町の価値を見出していただく、あるいは好きになってもらうというところの延長線上に熊取町を評価してもらえるような形も1点、長期的な目で見た場合には必要ではないかなと思います。そういうことをあわせ持って進めていくべきではないかと思います。

当然ながら、こういう策については、綿密な分析のもとに実施するかしないかというところを検 討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番(矢野正憲君)考え方はもういいです。具体的に何をするんやというふうなことをお尋ねしているんで、どういった形で熊取町の住民をふやすか、転入や定住に即した新しい施策、インセンティブですよね。これをやるやらないは、皆さんもう今の話によるとやらないような口ぶりでしたけれども、どういったことを考えておられるのか。やっぱりそれは具体的に策がないと、もう各市町村で人のとり合いになっていますよね、それはもう皆さんもよくわかってはることでしょう。そこの中で、これも指摘されていましたけれど、28年度も29年度もこういった施策をやっていないというふうなこともありました。それは、やっぱり指摘されてもしかるべきやと思いましたけどもね、きのう僕が聞いている中で。それをどうするんやというふうなことを僕自身はちょっと優しく聞いてあげているつもりでおるんですけれども、ちょっと無策だというような感じを捉えてしまう。非常に残念。

それで、副町長も踏まえて職員の答弁は何となくわかります。それが精いっぱいなのかなという

ふうなこともわかります。政治家としての町長としてはどういうふうなことを考えていくのか、どういったことをやりたいのか、その辺やはり披露していただかないと、先行き不安で非常に困りますけどね。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)第3次総合計画が「みんなが主役『やすらぎと健康文化のまち』」というふうなことで最終年度に入るわけですけれども、そういった行政感覚のまちづくりは、書面ではできています、それは。だけど、それが本当に住民の皆さん方に受け入れられているかどうか、住民の皆さん方のニーズに、意向に合ったまちづくりになっているかどうか、これは時代の流れも変化もありますので、つくった当初からかけ離れたものになっている場合もあるのかなと思います、社会の変化がすごく激しい時代ですよってにね。だから、先般からいろいろと学校施設のことについてもご要望を承っています。こういったことの中でまちづくり、シティプロモーションという課がありますけれども、1年半シティプロモーションを見させてもらっている中で、シティプロモーションのあり方が私は大きな問題ではないかなと思っています。もう施策の細かい点の拡充というのか、そういうところにとらわれ過ぎて、木を見て森を見ずといったようなそんなプロモーションになってしもうておるんではないかなというふうに思っております。

10年計画、時がたつと合わなくなる時期もあります。その中で隣町では10年計画でトイレの洋式化を80%まで高めた、そういう観点がなかった背景は何やろうなといいますと、やっぱりこれは行政主導の町政がこの10年間行われてきた結果ではないかなというふうに思っております。細かい施策の延長、充実については、これはもう職員の皆さんはプロパーですので十分な能力があると思うんですけれども、外から見た感覚、これがやはり私からしたら欠けているのではないかなというふうに思います。いろんな標語をつくって今、第4次総合計画、いろいろと言葉の表現の方法を練ってくれているみたいですけれども、実質的には住民の皆さんがいかにこの熊取を楽しんでくれるか、人生の中で熊取町でいかに楽しさを味わってもらえるか、これが私は根本のまちのありようではないかなと思います。

先般テレビでやっていましたけれども、堺市が合計特殊出生率が1.46と、大阪の平均より高いと言われています。この堺市ですら転出超過が相当進んでいるという時代です。熊取町にあっても、確かにこれはもう全般的なことなんで、人口が減っていく中で雇用の形態も変わりました。地場産業がなくなって若い世代は外に仕事を求める中で、外へ仕事に行きます。いわく仕事場に近いところへ生活の根拠を求めるということで、二世代、三世代に従って外へ出ていってしまう。雇用の問題もあります。いろいろなことがあります。だから、それを本当に長期、10年先、20年先を見据えた本当の議論があったかどうかというのが私には満足できないところがあるんです。

第3次総合計画でも、いい表現ですよ、「やすらぎと健康文化のまち」。だけど、それが住民の皆さんにとって本当によかったかどうか、現実に教育のまちと言いながら空調設備もできていない。これが、政治家としての感覚がなかったこの10年間ではなかったかなというふうに思います。

私の熊取町のあり方、これは、もう町民の皆さん方に楽しんでいただける、どこへ行っても和やかな雰囲気で楽しめたなというふうなまちづくりをしたいというのが信念です。そのために、タピオ体操の実践の場であります皆さん方がステーションでお茶を飲みながら、体操をしながら、世間話をしながら、そこへ行ったら本当に楽しい時間を持てた、これが一つですけれども、そういった積み重ねが、楽しいまち、人生を楽しめるというふうなまちになるのではないかなと思っております。

一つ一つの施策は確かにそのときの重要性があったかなというふうに思いますけれども、私から言わせればこの施策は突発的なその場しのぎの施策だと、私はそんなふうに思っています。それはそれの時代があったから、背景があったからそういう施策ができたんでしょうけれども、本当に長期的に立って見れば、永楽ゆめの森公園ですら私は不思議に思っております。いかにこのまちが住民の皆さんにとって楽しいまちであるか、そういった観点からまちづくりをやっていきたいという

のが私の信念です。

以上です。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番(矢野正憲君)他人に責任転嫁をするようなことかなというようなことをちょっと感じましたし、 町長も町会議員をされていましたし、28年度の決算というのは藤原町政になってからの決算なんで、 それについてのお話をさせてもらっているんで、だから町長としたらこういうふうな形で新しくや っていきたいんですというふうな腹案を持っているのかなというふうに思いつつの質問であったん で、少し残念かなというふうに思います。

熊取町の人口ピラミッドを見ていると、ここに書いているように25歳から39歳、山と谷があれば谷になっている。同じように50歳から64歳も、山と谷というふうな表現をすれば谷になっているんですよ。一番近い国勢調査が平成27年にあって、4万4,435人になっていると。5年前の平成22年から見ると、ここの人口、世代が物すごく減ってきているというふうなことも出ています。平成22年と27年、この5カ年で25歳から39歳は1,614人減っているんですよ。50歳から64歳は1,588人減っているんですよ。だけど、どこがふえているんや、お年寄りがやっぱりふえてきているというような状況になっている中で、こういうふうなことを皆さんわかっているから、25歳から39歳を転入させなあかんというふうな形でいろんな形でやってきた。だけどそれがなかなか芳しくないんで、ということは、新たに刷新するか、僕が言うているように、予算を講じずにできるのは固定資産税の減免かなというふうに個人的には思っているんで、そういったことを言わせてもらっている。具体的な策を聞いたらなかなか出てこないというふうなことになってしまっているんで、非常に残念です。

質問するような気力も絶えてしまったんで、もうこれで終えたいと思いますが、やっぱり熊取町はベッドタウンで繁栄してきて、これからもそういうふうな形じゃないと大変なことになってくるのかなというふうに思います。だから、その辺はしっかり知恵を絞りながら、きのうからの一般質問を聞いていても、いろんないい提案をされている議員もおられました。僕自身もいろんな人と話をしていると、近居の施策なんていうのはやっぱり合っていると思いますよ。と同時に、例えば子どもたちがもう東京で家を建てている、名古屋で家を建てている、そやから矢野君、もう私ら家ちゃんと始末してなって言われているんやという人らもたくさんおられます。というふうなことを考えると、中古物件のこういうふうなやつも合うやろうし、きのう浦川議員がおっしゃった空き家バンクというやつも実情に合っていると僕は思います。そういうふうな提言とかをされているけれども、ぬかにくぎというか、ちょっとというような感じもあったんで、少し残念かなと思います。

僕自身もいろいろ話を聞いて、失礼ながらもう質問するような気力もうせたんで、この辺でやめ させていただきます。ありがとうございました。もう結構です。

議長(坂上巳生男君)次の項目は質問省略ですか。

以上で、新政クラブ、矢野議員の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

(「16時28分」延会)

9月熊取町議会定例会(第3号)

平成29年9月定例会会議録(第3号)

月 日 平成29年9月8日(金曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 文野 慎治 2番 重光 俊則 3番 浦川 佳浩 4番 阪口 均 5番 坂上 昌史 6番 鱧谷 陽子 7番 二見 裕子 8番 渡辺 豊子 9番 服部 脩二 10番 矢野 正憲 11番 佐古 員規 12番 河合 弘樹

13番 江川 慶子 14番 坂上巳生男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

長 藤原 敏司 副 町 長 中尾 清彦 教 育 長 勘六野朗 企 画 部 長 貝口 良夫 企 画 部 理 事 兼 画 理 事 企 部 明松 大介 東野 秀毅 シティプロモーション推進課長 財 政 課 長 兼 南 企 画 部 理 北川 裕一 務 部 長 和仁 総 総務部理事 総務部理 事 林 利秀 塩谷 義和 吉田 住 民 藤原 伸彦 住民部統括理事 部 長 潔 健康福祉部長 健康福祉部理事 小山 高宏 山本 浩義 健康福祉部理事 健康福祉部理事 山本 雅隆 木村 直義 都市整備部長 泉谷 都市整備部理事 阪上 敦司 徹 都市整備部理事 宏 会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり 大西 上下水道部長 山戸 寛 教 育 阪上 清隆 次 長 教育委員会事務局 教育委員会事務局理事 林 栄津子 吉田 茂昭 括 玾 教育委員会事務局理事 亀坂 典夫 本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長 北川 雄彦 書 記 藤原孝二

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定について

請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願

請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定 繰入を求める請願

議長(坂上巳生男君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29 年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長 (藤原敏司君) おはようございます。

昨日の本会議におきまして、矢野議員の会派代表質問に対する私の答弁の中で、本町のシティプロモーションに関する考え方、とりわけ転入促進についての存念を私なりのまちづくりの思いに重ねて申し述べさせていただいたところでありますけれども、言葉足らずもある中でうまく本意をお伝えすることができず、不快な念を持たせたということでは、まことに遺憾であるとともに申しわけなく存じております。

私も矢野議員と同様に、進行する人口減少には危機感を持っておりまして、とりわけご質問の転入促進につながるインセンティブにつきましては、厳しい財政状況の折ではございますが、新たな取り組み方策の検討について、以前から担当部局に指示していたところであります。

今後につきましても、基本となるシティプロモーションのあり方をさまざまな視点から俯瞰し、 本定例会において議員各位からご提案のあった施策や未来への投資といった観点も参考にしながら、 身の丈に合った持続可能なまちづくりの視点で、引き続き先進事例等についての情報収集や研究を 加速し、精力的に新機軸によるインセンティブを模索してまいる所存でございますので、何とぞご 高配のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(坂上巳生男君)矢野議員。

10番(矢野正憲君)おはようございます。

昨日、新政クラブを代表して質問させていただきましたが、答弁を用意していただいておりましたけれども、その答弁を求めなかったというふうなことに対しましては真摯におわびを申し上げます。

きのうの質疑の中で、やはり熊取町の置かれておる状況、それから日本全体で人口が減少している中で、自治体間での競争、言いかえれば知恵比べというふうなことも言えると思いますけれども、その知恵比べに熊取町が負けてはならない、そういうふうな思いを持ってございます。熊取町にとっても負けることのできない戦いが、そこにあるのかなというふうに認識をしてございます。

同時に、地方創生につきましても、国は地域の特色や独自性を出したところに予算を講じる、今までのように画一的な施策を講じるのではなくて、地方自治体がそれぞれ考えて国に申請を出す、そして国が認められたところに予算を重点的に配分する、そういうふうな仕組みになっています。地方創生も国と熊取町との知恵比べであろう、このように考えております。どうぞ熊取町の理事者の皆さんにあられましては、自治体間競争の中で負けない熊取町、それから国から認めてもらえるようなアイデアを出してもらうことを一丸となって取り組んでもらえることを心からお願いし、私の発言といたします。ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君) 私からもお願いでありますが、質問通告に記載している質問テーマに関しまして は必ずきちんと理事者側に答弁を求めるよう、お願いしておきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)それでは、本日の日程に入ります。

前日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

新守クラブを代表して、佐古議員。

11番(佐古員規君)それでは、議長のお許しをいただきましたので、会派代表質問、新守クラブを代表 して質問させていただきます。

先ほど町長と矢野議員の熱い思いをお聞かせいただきましたので、私も負けずに、熱血を武器に しっかりと質問させていただきたいと思います。

それでは、今回の質問は大きく2つあります。昨今の熊取町の置かれている立場、状況、これを

踏まえた上で質問させていただきたいと思います。

まず、大きな1つ目、国の地域再生制度の活用についてということでございます。

この制度については、質疑の要旨に書かせていただいているように、内閣府が要は地域がみずから考え行動し、国はそれを支援するという考えのもとで、地域に頑張れよというような政策の一つでございます。これは平成17年に施行されておりますが、そこからこっちに向かって熊取町がいかに地域再生法の活用をどう考えているかについて、お聞きしたいと思います。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)おはようございます。

それでは、1点目の地域再生法の活用につきまして答弁申し上げます。

地域再生制度は、佐古議員のご指摘のとおり、少子高齢化、人口減少などが進行する中、地域を再生するための創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取り組みを支援するものでございます。同制度は、平成28年に地域再生法が改正され、議員が後ほどご質問されます地方創生応援税制などが創設され、国の地方創生制度の一つとして位置づけられているところでございます。

同制度における地域再生計画の国への新制に際しましては、企業からの寄附の内諾を取りつけた 上で申請する必要があることなどの理由から、本町におきましては現時点で同制度に基づく地域再 生計画がないといった、そういった状況でございます。しかしながら、厳しい財政状況の折、財源 確保の観点から、ご提案いただいております地域再生法に基づく同制度の活用につきまして、引き 続き検討していく必要があるものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)今まで、この制度の活用事例として何かございましたらお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)地域再生法、こちらは平成17年に施行されておりますが、熊取町では地域再生計画というのが現在ございませんので、その活用というのは実施しておりませんでした。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)地域再生法というのは広く、地方創生に絡むいろんな一つの活用法になるんですけれども、ちょっと2つ目の質問とかぶってしまうので、もう2つ目の質問に移りたいと思います。 今後の本町の自主的・自律的な取組みということでどういうお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、2点目の今後の本町の自主的・ 自律的な取組みにつきまして答弁申し上げます。

本町では、平成27年度策定の熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆるくまとり創生戦略が地域再生制度と同趣旨であることから、同戦略により、現在、本町の地方創生を推進しているところでございます。今後も、戦略に位置づけた地域の特徴を生かした自主的、自立的な取り組みを引き続き実施するとともに、本町の地方創生に資する自主的、自立的な新たな取り組みと、その財源として地域再生制度の活用を前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)何か具体的な方策とか、ここを始点にというようなことで、こういうところを主眼 に考えていますというようなことがありましたらお答えください。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) 先ほど答弁でも申し上げましたとおり、自主的、自立的な取り組みと申しますのはくまとり創生戦略につながる事業と認識してございます。 そういったことで、国の地域再生制度は総合戦略に位置づけた事業という、そういったたてつけになっているものと考えてございます。

現在の本町の戦略でございますが、国が想定する地方創生、地域再生に資する事業について一定網羅しているものということで策定しておりますので、例えば、昨日町長が申し上げました住民の皆様が元気で健康で楽しめるまちづくり、これらにつながるような、具体的には例えばタピオ体操を生かした健康長寿施策や、またあるいは健康スポーツ施策などの取り組み、これらにつきまして検討していく必要があるのではというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君) それでは、これはインターネットから引っ張ってきたんですけれども、ジャーナリストが「これから10年、伸びる業界・沈む業界」ということで、ちょうどいいものがあったんでご紹介したいと思います。

「あなたの仕事の未来はどうなる?」という題で、今後10年はどういった業種の仕事がふえていくんか、どういった世の中になっていくんかというのを野村ホールディングスもしくはNews Japanの編集長以下がいろんな議論をしておる内容でございます。

少しご紹介いたしますと、グローバル化とIT化によって急速に世界が身近になり、今後、これまでと同じ働き方では生き残れない時代になってくる。磐石であった産業や企業も一歩踏み間違えれば奈落の一途をたどることになるだろう。今後、日本の各業界はどのような変化を遂げ、どのような心構えを持っていくべきかということで、いろんな議論をしております。

その中でキーワードとなるのは何かといいましたら、3つあります。IT、グローバル、高齢者、この3つがキーワードということで、世界を見ましたら、これは2年前、2015年ですので今は変わっていると思いますけれども、世界の人口が約72億人から2025年には80億人にふえるというふうに言われています。需要は拡大の一途ということで、日本では少子化で国内市場は縮小しています。

そういう世界の状況を踏まえて、じゃ日本はどうしていくべきかというのがまずここに掲げられておるので紹介したいんですけれども、例えば、従来の国内産業というのは、これからは今までどおりやっていたらどんどん衰退していくことは間違いないと。観光業でいえば、今までのようなお客を待っているだけではだめですと。外国人観光客で高齢者好みのサービスを充実させたりネットで広くPRしたり、そういう掛け算で仕掛けしていくことが大事だと。IT、グローバル、高齢者、この3つの需要をビジネスに結びつけることができれば、ブレークスルーが期待できるというふうに語ってございます。

一方で、いろんな中で言われているのは、これから望まれる人材ということも言われています。 どういう方がいいのかというと、例えば新しいビジネスを提案する能力のある人や企業に明るい未 来がやってくる、その明暗が分かれるのがこの10年でしょうと。成長するのは、既存のビジネスで はなく、半分以上が新規事業です。今ない事業をつくることができる人が大ブレークする可能性と リスクが隣り合わせの時代なのですというふうに述べられております。

これを踏まえて何を言いたいかというと、要は会社もそうなんですし企業もそうですけれども、 地方自治体もそのような感じに変わっていかなければいけないというのをもう実感してございます。 ですから、この中でどういったことに着目して今後10年間を捉えていくのかというのが大変重要に なってくると思っております。

先ほどの質問の地域再生制度の概要の中でも、主な支援措置メニューというのが国のほうからですけれど出されてございます。その中の一つには生涯活躍のまち形成に係る手続の特例ということで、そういう施策を行っても支援しますよということも計画の中に入ってございます。

生涯活躍のまちというのはどういうことかといいましたら、中高年齢者が移り住み、健康でアク

ティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる生涯活躍のまち形成促進と書いていますけれども、 中高年齢が移り住みと言わなくとも、地元で住んでいる方がいつまでもその地域で活躍できるよう な場づくり、そういったものがぜひ必要かなと。これは、近隣のまねでも地方のまねをすることな く、独自性を持たないことには国も採択してくれません。

そういったことを観点にいろんなこと、先ほど言われました健康長寿、これはどこの自治体も考えることでございますので、それを一歩踏み込んで、熊取町にとって何が今特徴があるのかとか、逆に熊取町の短所は何かというのも考えて、その短所をいかに長所に変えるかというのが一番大事かと思います。長所は、いずれそのままほっておいたら短所になっていきます。ですから、いかに短所を磨いて長所に変えていくかというのが、これ人間も同じなんですけれども、人間学で言っても短所を長所に変える人間ほどすばらしいものはないということを言われています。

そういう中でも、企業、自治体も一緒です。やはりマイナスからプラスに考えるというのはなかなか、うちのいいところを伸ばしていくよりはうちの悪いところ、きのうからの質問もございましたけれども、トイレの洋式化率が最低ですよと、最低だから行動を起こすというのではなくて、いやいや、わざと最低になったのはこういう理由があんねんということで、そういう再生計画を立てていくとかいうのが一つかなと思います。

ついでに、トイレが出ましたので、一つアイデアとしてこういう発想はどうかなというのを1回ご紹介したいんですけれども、例えば今からトイレを改修するとしてやっていくんですけれども、これは後発になりますので、そうではなくて、例えば生徒たちにトイレの改修のリノベーションであったり計画というか、塗装の発想であったりを募集して、僕やったらこうするという案の一つとして、例えば1階の便所は森の中にあるトイレ、2階のトイレは海の中にあるトイレ、3階のトイレは雲の上にあるトイレとか、トイレに行くのが楽しくなるようなそういう発想の起点、それに企業がいかにうまいことお金を出してもらえるような、そういうような企画というのか、そういったものをぜひ私は期待したいなというふうに考えております。

それから、失礼ですけれども、公務員の方々というのはやはり立派で頭の回転もいいですし、それはすばらしいことなんですけれども、一つ短所というかそういったところを挙げるとすれば、もうけるということが余り得意ではないと思います。だから、もうけるところが苦手な場合、そういったのはほかから知恵をもらう必要があります。だから企業と官民一体になっていろんな取り組みをする。こういう地方創生のメニューをもらう場合でも自分たちで考えていてもアイデアが出ないんであれば、どこかそういう外の団体等、企業等に声をかけて、企画というか、そういう場を持つというのが企画の仕事かなというふうに感じております。その辺について、まずいかがでしょうか。議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長 (明松大介君) 貴重なご提案、参考になるお話、ありがと うございます。

まず、3つのキーワード、IT、グローバル、高齢者、これを掛け算で伸ばしていくというところで、今回、地域再生制度の1本の柱であります生涯活躍のまち、いわゆる日本版CCRCの取り組みということでご提案いただきました。こちらにつきましては、先ほど私、申し上げました熊取町が今後取り組んでいく健康長寿というまちづくりの中での一つの支援策というふうに考えられますので、今後、地域再生法に基づく本町の地域再生計画、その中でこの制度、3つのうちの1つです。これについても検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

それとまた、人材の面で、新しいビジネス提案をできる人材ということで、行政職員はどうしても稼ぐということになれてございません。そういったところでご指摘のとおり、何とか稼ぐ力をというところで、行政自身が稼ぐというのは使用料、手数料ぐらいで、なかなかないというところはあるのはあるんですが、ただ、民間企業、熊取創生プロジェクトチームというのを昨年つくりまして、その中では外部登用の人材ということで、我々もそのプロジェクトチームを動かしていく中では、大阪体育大学の専門家であったりとかというところのお知恵も拝借しながらいろんな提案、ま

た企画案というのは取り入れていっているというところもございます。そういったところで、さまざまな角度から稼ぐ力、我々行政職員が苦手な分野、この分についてはそういった外部の力も補完していきたいというふうに考えてございます。

本当に人材の中で、特に企画部シティプロモーション推進課の職員につきましてはそういった新しいビジネス提案をどんどんとしていかなあかんという認識、これはきのう来の答弁の中でも私自身が痛切に考えているところでもございますので、今後もしっかりとその点について精進してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)前回の質問でもるるありましたけれども、やはり企画部が先頭を切って引っ張っていくようにしっかりとした体制をとっていただきたいと。これは全庁どこに行ってでも同じ思いでやっているようになればなというふうに感じます。

一つ、またちょっと紹介したいことがございます。まち・ひと・しごと創生総合戦略における総務省の主な施策の参考資料というのがございまして、その中にいろんな事例が載ってございます。その中の一つにもICT等の利活用による地域の活性化というのが載っています。公衆無線LAN環境の整備であったり地域からの情報発信の強化、この間もSNS、フェイスブック等の議論がございましたが、まさにそのとおりだと思います。例えば農業分野でのICTの活用ということで、これはセンサーネットワークによる鳥獣被害対策ということで、柵にセンサーをつけて、おりに鳥獣が入ったらぴぴっと連絡が来るように、クラウドを利用したそんな取り組みであったりというのも活用しているようでございます。そういった意味で、オープンデータの活用であったりいろんなことができると思います。先ほどの3つのキーワードの一つのITでございますので、それをしっかりと取り組んで、業務のスリム化であったり、そういったことにつなげていただきたいというふうに感じます。

もう1点ちょっとご紹介したいことが、地域再生法のいろんな取り組みを調べている中でRES AS、地域経済分析システム、こちらをご存じでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)RESAS、いわゆる地域情報分析システムということで、地方創生の国の取り組みの中で国の支援の一つの柱として出された、そういった情報分析システムということで、本町におきましては総合戦略の3つの柱であります交流人口の増加6万6,700人を7万3,000人にするという計画、その中で活用させていただいているといったところでございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)ご存じですかと聞いたのは失礼に値しますので、おわびいたします。知っていて当たり前だと思っていましたので、申しわけないです。

実は、これ私も利用できます。そういったことで、いろんなことを調べるにはこれ、結構便利やなというふうに感じておりました。それの活用事例等を見させていただくと、全国の活用事例みたいなのがありました。その中には、例えば中学生が町の動向を調べたりとか、そういったことでこれを活用する、そういったコンテストみたいなものもございますので、そういったのがうまく学生とか若い人たちに活用されている事例が載っていました。

ぜひ、そういったことも踏まえて地域経済分析システム、これを活用して我々が思いつかないアイデアであったり、そういう奇想天外なところに発見があったりとか、そういったものをぜひこういうデータを活用することで我々の知らないところのアイデアを吸い取るような、そんな仕組みというのが何か考えられないかなというふうにちょっと感じておりました。

これは中学校で、教育委員会に当たるのかもしれませんが、何かの例えば地元の商業の関係であったりそういう統計を調べてみる、今後はどうなっていくであろうというのであったりとか、どう

いったところから転入しているのであろうとか、そういったものをぜひ活用するということがいいんではないかなと。それを熊取町のホームページにでもリンクを載せて、これの活用、こういうのがありますのでということも、ぜひ多くの方に知っていただくというのも大事かなというふうに考えております。

その辺の使い方について何かご意見等ございましたら、答弁お願いしたいと思います。 議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)RESASの使い方、活用方策ということでございます。実際、ちょっとお恥ずかしい話なんですが、私もRESASというのを当然担当ですのでちょっと動かしてみようかなということで何回かさわっているんですが、これがなかなか使い方が、ITになれている職員ならば使いこなせるかなというようなところがありまして、中学生、小学生が使いこなせるかどうかというのはいささかというところはあるのですが、ただ、内容自身は、使いこなせればいろんな活用はできるかと思いますし、総務省が中学生向けのコンテストを行ったりとかということで活用できますし、ここにおられます各施策の分野のありとあらゆるデータが詰まってございますので、これにつきましては企画部のみならず、全部局でまずは行政で活用していくところから始めるのかなと。

一定、各所管がその使い方等々を習得した後に、例えば教育委員会でしたらこれは学校分野でも 使えるかなとかいうようなことでおろしていただくというような、一定のそういった手順がある程 度必要ではないかなというふうに感じております。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)RESASについて少しだけ補足説明しておかんと、多分皆さんわかってなかってもぐあい悪いので。

RESASというのは、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部、そちらのホームページに地域経済分析システムというのがありまして、そこから誰でもが気軽に使えるというようなものでございます。そこの活用の動画を見ましたら、地方から都会に出ていた方が戻ってこられるときに地元の同級生の方と話をしていて、このまちも昔と変わったな、何か再生できへんかな、活性化できへんかなという案から、そうや、RESASってあるでということで、それで調べていくというような動画になっています。RESASを見ると、人口がどこからどういうふうに入ってきているのか、例えば空港があるので滞在人口は昼間はすごく多い、外国人も多い、そしたら外国人向けの観光施設をつくったらどうやと、そんな感じの動画でしたけれど、そういう発想が生まれてくるのかなと。ですので、ボル柔動な発想ができるよう。こういうツールはございますよりいうことも、どこかに

ですので、ぜひ柔軟な発想ができるよう、こういうツールもございますよということもどこかに 提示してあげたら、詳しい方というかそういうのに興味を持っておられる方におきましては熊取町 の現状というのも逐一細かく分析できますので、ぜひそういった活用をよろしくお願いしたいと思 います。

続いて、3つ目の質問に入っていきます。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について本町としてどうお考えか、お聞かせください。 議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、3点目の地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税に関する本町の考え方について答弁いたします。

企業版ふるさと納税は、先ほどの答弁のとおり、平成28年度の地域再生法の改正により創設された制度であり、くまとり創生戦略に位置づけた事業で、国が地域活性化に資するものと認定したものに対して企業が寄附を行った場合、寄附をした企業の法人住民税などから寄附額の約6割に相当する額が控除される制度でございます。

なお、大阪府内の状況をご報告させていただきますと、大阪府、堺市、枚方市、泉佐野市の4団 体、7事業の認定にとどまっている状況でございます。 このように、当該制度は、寄附に対する返礼品が禁止されていることや、控除額が2倍になったとはいえ寄附金額の約4割が企業の負担になること、さらには地方公共団体内に本社がある企業からは寄附を受けられないことなどの理由から、個人版のふるさと納税に比べて浸透しているとは言いがたい状況かと考えております。

しかしながら、仮に寄附を検討していただける企業があれば、財源確保の重要性の認識のもと、本町の地方創生事業の財源として有効に活用できる制度でございますので、他団体の優良事例などを参照しながら、企業側へのPRも含め、企業版ふるさと納税の活用につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。 以上でございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)この質問をなぜしたかというと、先ほどの答弁は恐らくそんな答弁、そんなと言ったら語弊がありますけれども、そう返ってくるかなと思っていました。

実は、利益が上がっている会社は結構今ございます。それで、節税対策というのをいろんなところで取り組みしてございます。それで今回、ある神戸の企業ですけれども、提案いただいたのが、こういう企業版ふるさと納税というのが4月から施行されているよと。これ、例えば熊取町でしようと思ったらどうしたらええのと言われたんですけれど、まず計画がプロジェクトとして上がっていないと何にも前に進まないんです。ですから、企業を回る前に、まずこういった取り組みをやっていきますという応援していただけるプロジェクト、計画を立ち上げないといけないんです。まず、それがないんです。

泉佐野市はそれがあります。泉佐野市でいくと、例えばですけれども、りんくうタウン活性化プロジェクトということで5社ぐらいの寄附予定者というのがございます。これは、やはり賛同いただける企業があってそういう計画もできるんであろうけれども、どっちが先かもわかりませんが、こういうことがしたいという、こういうことをやろうと思ってんねん、だから企業さん、ぜひ協力お願いしますというふうに持っていくのか、その辺は別として、とりあえず魅力のあるような計画立案というのをまず第一前提でやるべきです。それがまずできていない。だから、したくてもできない。

少なくとも、私だけでも2社あります。何かあったら言うてねと。10万円からできるんですね、これ。1社以上の協力があればこれ、成立できるわけなんです、そういう寄附予定者ということで。企業は、4割の負担といいますけれど、6割軽減できるとなるとこれは魅力なんですよ、実は。だから、今までは半分の3割だけだったんですけれども、3割というよりはやはり6割、やはり税制対策としていろんなことをやってきている中でのこういったもの、これも地方を応援できるという社会貢献にもつながりますので、ぜひこういったことはやるべきなんです。なぜそういうのをやらないのかと不思議で仕方がないぐらいです。

ですから、例えば案がないというのであればいろんなところから案をもらうなり、案があっても 企業がなというんであれば、議員もいっぱいおるわけです。だから、そういったつながりをもとに 企業を引っ張ってくるようなそういうコネクションを議員であれば持っています。そういったのを 活用して、ぜひこれは早期にやっていただきたいというふうに感じております。

その辺についての取り組み状況の決意、熱意はいかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)ご提案どうもありがとうございます。

この制度につきましては、平成28年度設立当初から熊取町では個人版ふるさと納税、こちらに軸足を置いて取り組んできたという経過が一定ございますが、28年度に地方再生法が改正されるということで、それの大きな制度の一つとしてこれが発表されました。

本町は一定、個人版に軸足を置いてというところはあったんですけれども、ただ、これは卵、鶏

の話にもなるかもしれないんですけれども、提案して企業を募るというやり方と、それから一定、1社、最初申請には必ず寄附業者が必要ということになりますので、企業のほうである程度この話の内諾をつけてから、それから幾らぐらいご寄附をいただけるのか、我々のほうとしては、例えばそういったありがたい企業がありましたら、例えば500万円寄附しますというお申し出があったとしましたら、その企業の要はイメージアップ、これ実は企業にしてもその事業に対して貢献しているということで、企業のイメージアップ方策になるというのが企業側の大きなメリットの一つとも言われております。一定、500万円でこういった事業をやってほしいんだというような、そういった打ち合わせをしてから地域再生計画を上げるというそういった形をすれば、例えば500万円でできるという事業にすれば町単費の持ち出しなしで500万円なりの事業をできるということになります。

ただ、泉佐野市は111億のプロジェクトをやっています。5社とおっしゃいましたが、実は111億円のうちのまだ、額はちょっと伏せさせていただきますが、本当にわずかの額の寄附しかまだ集まっていないという状況でございまして、結果としてそしたら111億円の大方の残りの額を市が単費でやるのかどうか、事業規模を縮小してするのかどうかといった、そういった視点も出てくるというところもございます。

私どもとしましては、まずは企業とヒアリングをさせていただいて、どういった現行寄附額と、 それからどういった企業アップにつながるイメージ、我々としては健康長寿であったりとかこういった事業をしたいんだけれどもということで、それでご了解いただけたら構築していって計画をつくるといった、この順番で検討していきたいなというふうに現時点では考えているところでございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)今の答弁をお聞きしましてもそうなんですけれども、何か、待ちのような気がします。ですから、やはりもっと出ていかないといけないんです。だから、もちろん企業を探すにしたって、自分たちがどういう方向で道を進むねんという話もまとまっていない中で、なかなか動けないかもしれません。ですけども、これはちょっと発想の転換で、例えば先ほどのトイレの話にしたって、これも何か例えば定住の促進につなげるとか、生涯活躍のまちにうまくつなげるようなトイレの改修であったりとか、そういったことの奇想天外な発想でそういう計画を立てれば、もしかしたらトイレのメーカーが賛同に乗ってくれるかもしれませんし、今、熊取町自治体が何を望んでいるか、今後10年、50年先どうなっていくであろうという姿をしっかり描いた上でその辺の取り組み、せっかくこういったものがございますので、これを活用しない手はないと思います。だから、そういった知恵をもっと出す必要があるのかなと。企業からどんどんもらうというのではなくて、どんどん攻めに行かないといけないと思っています。

まちづくり、働き方改革、地方への人の流れ、仕事創生、その4つの大きな分野がございますけれども、これにうまく絡められると思います。皆さん方はそういう能力をお持ちだと私は信じていますので、そういった企画力を発揮していただいて、ぜひそういったアプローチはこちらからやっていくべきかなと思っております。

企業と相談するといっても、内容がなかったらどこの企業に相談へ行くねんという話にもなります。だから、やはりしっかりとした計画は立案していかないと前にも何も進まないと思いますので、ぜひそれはしっかりとやっていただきたいというふうに考えております。

町長、この質問の最後です。思いをちょっとお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君) いろいろな貴重な提案、ご意見ありがとうございます。本当に能動的に動いていく べきやというふうに思っております。

宿泊施設誘致条例、策定していただいた中で、シティプロモーションを中心に営業活動に励んで おりますけれども、そういった前向きな能動的な活動をすべきではないかというふうに、これはも う常々思っていたわけですけれども、それを一段と、皆さん方の知恵もかりながら能動的に、積極 的に攻めの姿勢を出していきたいというふうに思っております。

待ちではなかなか、この熊取町、いろいろな課題ありますけれども、変えるのには相当時間と労力が要るというふうに思いますので、スピーディーに、積極的に前へ進めていきたいと、そのように思っております。また皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。議長(坂上巳生男君) 佐古議員。

11番(佐古員規君)ありがとうございます。ぜひ、町長もしくは企画部がとんでもない発想をして前に 進み過ぎて、それを副町長がちょっとブレーキをかけるぐらい、それぐらいの体制ででも結構です。 しっかり、よそに負けない、個性ある取り組みを考えていただきたいなと思います。

企業はそういったところに魅力を感じます。住みたいまち熊取、ああ何か変わっているなということで、やはりそういった個性のある熊取町であってほしいなと思います。何も人口が4万4,000、4万5,000でないと熊取町が成り立たないわけではないです。例えば3万でも3万5,000でも身の丈に合った熊取町らしい自治体であるんであれば、それはそれですばらしいことだと感じておりますので、身の丈に合った独自性のあるそういた取り組みを期待したいと思います。要望です。

続いて、4つ目にいかせていただきます。

4つ目は企業誘致についてという題目ですけれども、企業誘致ということで、大きな企業を募集するには甚だ場所等の問題とかありまして、そういったことを考えているのではございませんで、今回の質問は、IT関連企業等誘致としてサテライトオフィス等の取り組みのお考えということで、今はテレワークとかそういったのがはやってございます。だんだん脚光を浴びてくるようになってございます。

そういった中で、熊取町はどういうふうにそのあたりをお考えなのか、お聞かせください。 議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、サテライトオフィスなどの I T 関連企業等誘致の取り組みにつきまして答弁申し上げます。

ご質問のサテライトオフィスにつきましては、企業の本拠から離れた場所に設置されたオフィスのことで、今日、国の働き方改革につながる取り組みとして注目されております。

一般的な理解となりますが、企業のメリットとして生産性の向上、コストの削減、優秀な人材の 確保及びリスクの分散があります。一方、地域にとってのメリットは雇用の促進、地域の活性化及 び税収の増加といった点があると認識しております。

さて、このサテライトオフィスですが、広大な土地を必要とせず、ビルの空き部屋や空き店舗などといったスペースでも取り組めることから、町域が狭く大規模な企業誘致が困難な本町にとりましても比較的取り組みやすく、また、空き家対策の効果もあわせ持った参考となる取り組みであると認識しております。しかしながら、この誘致事業におきましては各種奨励金の設定など一定の財政負担が想定されますことから、財源確保とあわせまして、本町にとっての必要性とその効果につきまして、先行団体の例も参考にしながら今後研究してまいりたいと考えております。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巴生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)総務省からおためしサテライトオフィス事業という事業があるんですけれども、そ のことについてはご存じでしたでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)総務省のおためしサテライトオフィス事業なんですけれども、誘致に対する実践的な補助ではございませんでして、誘致に係る方策などの地域の特性を生かした誘致戦略を策定するためのコンサルタントへの委託に対する補助ということで認識しております。国の想定するモデル事業として上限1,500万円で全国で10団体程度の枠ということで、非常にハードルが高い事業というふうに認識しております。

過去2年間の補助認定団体は、北海道であったり東北、四国、中国、九州地方といった18の団体が採択されているといった状況、どちらかといえば都心部というよりか郡部のほうで、都市圏の企業を地方へ分散するといった、こういった総務省の取り組みというふうに認識してございます。 以上でございます。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)ご存じであったんであればちょっと安心しました。この取り組みも、もう既に28年から進んでおって今度29年目、8団体が今回採択されてございますけれども、やはりこういったのもアンテナをしっかり張るという癖づけというか、そういったのをしておいていただきたいというふうに感じております。

国がこういったのをやろうとしているわけですけれども、これは実は地方からの提案で国が動いているわけです。ですから、国の動向もしっかり見据えてこういった取り組みもやらないといけないというのをつくづく思います。

前回研修に行ったときに徳島県の神山町というところがこういったものをやってございまして、そういったのが近隣でもございますので、我々もしっかりそういった事業内容を見てフィードバックしたいなというふうに考えておりますけれども、こういった取り組みが要は熊取町の、僕の今回の質問の中は、とにかく収益アップ。経費削減というのは皆さん方お得意かもしれませんが、収益アップの知恵で何かないかなということの質問の一つなんですけれども、企業誘致できたら一番いいですよ。ですけど、なかなかそういったこともできないです。だからどうするねんというと、小さなベンチャー企業とかそういった会社がたくさんございます。そういった会社がぜひこの熊取町で、ああ何か熊取町ってそういう施策をやっていてすごく働きやすいなとか、手厚いサービスをしてくれているなとか、そういったことを感じるような施策を少ししてあげれば、これは捨てたものじゃないかなというふうに考えております。

さきの質問等々でもいろいろあります空き家対策の一環でもこういった取り組みをやっていけば、 熊取町は空き家率はそんなに高くないといえどもあるわけですから、古民家再生であったりとかそ ういったもので空き家を活用して、かつベンチャー企業を育成して、それでそういった人材育成に つながる、この人材育成というのは、例えば空き家のリノベーションというのを建築学科があるよ うなところの学生に低価格で実習を兼ねて改修していただくとか、そうすると学生にとっては実習 ができるわけです、実地で。かつこちらは、プロとまではいかないですけれども、そこそこのもの を低価格で改修もしていただけるような、そんな取り組みもできるんではないかなと。

大阪工業大学であったり関西大学であったり、建築学科があるようなところはたくさんございます。そういったところと提携しまして、ぜひそういうサテライトオフィスもしくはテレワークができるようなオフィス的なもの、そういったものを熊取町内で構築できないかと切に思っております。再度、その辺の思い等をお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)本当に今回のサテライトオフィスにつきましては我々の盲点といいますか、企業誘致ということで今現在ホテル誘致を具体的に行っておりまして、その他、何か空き土地でできないかなということは常日ごろから考えていたところ、こういった空き家対策にもつながるということで、その中でも議員ご提案のIT関連企業、またベンチャー企業などを対象に行うといったところで、例えば今年度末に策定されます大阪版空き家バンク、こちらと連携を図ってこういったオフィスにも活用していけるような、そんな仕組みもできたらなというふうに今現時点、私レベルですけれども考えております。

そういったことで、一定の補助金等々を用意するというよりかは、空き家、空き店舗、空きビルなどを仲介、あっせんするといったお金を使わないそういった支援の方法もあろうかということや、また空き公共施設、例えば今後FMを進めていく中で空き公共施設が出てきた場合、その空いた公共施設の賃借料を補助するといったような、そんなやり方なんかも考えられるかなというふうに今

現時点、これは私レベルですけれども、思っております。

そういったところで、今回いただきましたご提案につきましては、新たな企業誘致の一つの方策 として捉えて今後研究してまいりたいというふうに考えております。ご提案ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)もう一つ事例を挙げさせていただきたいと思います。

内閣府の地方創生推進事務局から出されている「稼げるまちづくり取組事例集『地域のチャレンジ100』」というのがございまして、その中にもいろんな稼げるまちづくりという事例が載ってございました。その一つに先ほどの神山町のものが載っているわけですけれども、それ以外で一つおもしろいものがありまして、こんな発想もいいんやなということで、例えば香川県の観音寺市がやっているものですけれども、既存店の余剰スペースに新規出店するショップ・イン・ショップによるにぎわいづくり、どういうことかといいましたら、ある店舗がございます。ここで載っているのは下着店ですけれども、下着店の一角を借りまして、その一角にスイーツの店が入ってございます。そんな感じで、下着を買いに来て洋服とかを見た後に、あ、ケーキも買っていこうかというような感じで、空きスペースというんですか、余剰スペースにそういう店を入れているというような、そんな取り組みをここはやってございまして、利用店舗数が年々ふえていっているというふうな推移でございます。もう倍々でふえていっています。

ですから、そういった発想というんですか、今実際にある店の空きスペースを借りるんであるので、実際に一から立ち上げるよりはかなり安い賃借料で経営もできますから、そういったアンテナショップ的なものにも活用できますし、すごくいいなというふうに感じました。

たまたま自分の事例でも、高島屋に551の豚まんを買いに行きましたけれども、入って入り口のところに551のキャンディーが売ってあるんです。そこというのは551がおるんかなと思ったら違うんで、キャンディーだけをそこで販売していたと。隣はケーキ屋やったかつくだ煮屋やったか、何かそういう店です。本体はもっと奥にあるよというような感じで、うまくスペースというのを活用されているなというのを感じました。そういった取り組みも、ぜひこれ、計画でうまくやれば、国からの補助金等ももらってこられるんではないかなというふうに感じています。

やはりこういうアイデア勝負が一番です。先ほど矢野議員もおっしゃっていましたけれども、ピンチがチャンスで、人口が減ってきたら減ってきたなりのメリットというのが必ずあります。ですから、そういったものを変えていくような取り組みをしていただきたいなと思います。

福井県の鯖江市ではJK課といって、女子高生によるそういう企画立案の課がございます。そういう感じで、いかに広く情報というかアイデアを多方面から、いろんなところからいただける、そういうアンテナというかコネクションというかコミュニケーションというか、そういったのを持ち合わせる課かなというふうに感じております。

ぜひ、企画という意味で言うと、熊取町企画部はそういった外を走り回っているような企画部であってほしいなと。もう営業マンですけれども、トップセールス、熊取町を宣伝するだけが能ではなく、熊取町をどう導いていくかというのも企画の仕事かなというふうに感じておりますので、ぜひそのあたりをしっかりと検討していただいて邁進していただきたい、これは要望ですけれども、何か答弁ございましたら。企画部長、何かございませんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) 今のおためしサテライトオフィスなど、具体的な事例を多々お示しいただいて、 参考とさせていただきたいと思います。

企画部に寄せる期待も非常に身の引き締まる思いであると同時に、ただ、企画のみならず、全庁的にまちづくりに邁進してまいりたいと思います。今のご指摘を金言と捉えて、一丸となって頑張ってまいりたいと思います。

議長(坂上巳生男君)佐古議員。

11番(佐古員規君)企業と自治体は違いますけれども、企業であれば管理職は全て経営者です。まず、 部長級であれば2階級上、町長もしくは社長という気概で、ぜひ自分がそういった位置におるとい うつもりで、10年後、20年後に導けるような熊取町であってほしいなと、そういう思いから質問さ せていただきました。

ぜひ、そういった新しい発想をもとに、新しい発想を柔軟に受ける姿勢もそうです。新しい発想が出ないんであればもっと若い人の知恵をかりるであったり外の知恵を借りるであったり、そういったことをしっかりと前向きに捉えていくような、今までに例がないからというような、そんな答えは我々は全然望んでおりませんので、今までにないからやるんやでという発想でいってほしいというふうに思います。

ということで要望いたしまして、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございま した。

議長(坂上巳生男君)以上で、新守クラブ、佐古議員の質問を終わります。

次に、熊取公明党を代表して、二見議員。

7番 (二見裕子君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、熊取公明党としまして会派代表質問をさせていただきます。

まず、1点目でありますが、転入定住促進についてですけれども、総務省統計局が2016年10月26日に公表した国勢調査結果によると、熊取町の2015年の総人口は4万4,435人、5年前と比べると1.5%の減少、また国立社会保障・人口問題研究所が2010年までの国勢調査に基づくトレンドから予測した2015年度人口より701人、1.6%少なく、予測よりもわずかに下振れしている状態であります。2010年のトレンドから見込まれる人口減少は、わずかにテンポが早くなってきているような状況であります。このように人口減少が進行する中、町としてどのように手を打っていくのか、お聞きしたいと思います。

それでは、1点目のまず昨年の加速化交付金を活用して3月の下旬に完成した若者向け情報誌と PR動画「熊取ものがたり」の作成による効果はどうなっているでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)それでは、1点目の若年者向け情報誌とP R動画「熊取ものがたり」の作成による効果につきまして、さきの重光議員の一般質問と重複する ところはございますが、改めて答弁申し上げたいと思います。

まず、本事業は、若年層の本町への転入・定住促進を趣旨としまして、国の地方創生加速化交付金の100%補助を活用して町内大学生との協働により、本町での暮らしをイメージできる情報誌及び町の魅力を再発見できるPR動画を平成28年度末に作成したところでございます。

その活用としまして、情報誌は町内外のカフェやレストラン、住宅展示場、お子様連れのお出かけスポットなど住居を構えることを意識する年代が集まる施設や、移住・定住をテーマにしたイベントでの配布も含め、現在幅広く頒布しております。

また、PR動画につきましても、国の全国移住ナビやユーチューブに掲載するなど、幅広くその 周知に努めているところであり、まずは熊取町を知っていただくことを第一義的な目的として、平 成29年度当初から取り組んでいるものでございます。

今年度に入ってからの5カ月間の周知実績ですが、情報誌につきましては、作成した1万5,000冊のうち1万2,500冊をイベントや大学、店舗などで幅広く頒布しております。またPR動画につきましては、ユーチューブで2,000件を超える閲覧数となっており、着実に本町の認知度の向上という効果につながっているものと確信してございます。

次の段階の効果としましては、情報誌などをごらんになり関心を持たれた方が本町を訪れることで交流人口が増加し、町内経済の活性化につながり、ひいては本町への転入の動機づけにつながっていくという効果を想定しております。

ただし、この転入につなげていくという効果は短期間であらわれるものではございませんので、

まずは本町の認知度の向上を目指し、今後も引き続き、情報誌の配布やPR動画への誘導など、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)わかりました。人の流れを呼ぶ魅力発信となっているのかというところがすごくポイントかなというふうに思うんですけれども、知ってもらうことがすごく必要やというふうに言われていまして、ホームページの表紙を見させていただくと、右側の窓になっているところに「動画で観る!くまとり」とあるんですけれども、そこをクリックしたら、私はすぐに今回のPR動画が走るのかなと思ったんです。クリックするとゆめの森の動画があって、あと、過去かなり古いテーマのもとにつくられたDVDが3本ぐらいあって、一番最後に今回つくられた熊取ものがたりのPR動画があるんです。しかも、出ている字がすごく小さくて、何というくらいの、やっぱり2回クリックするというのは何かいかがなものかなと。熊取を見ようと思ったときにホームページを見ますよね。そのときにすぐに、あっここに動画がある、これを押したらすぐに熊取町が流れてくるんやなというふうな仕組みでないと、本当に今、認知度とかもおっしゃいましたけれども、認知度につながっていくのかなというふうなのがすごく疑問にありました。

前にも誰かおっしゃっていましたけれども、転入・定住というふうな検索を入れると熊取町は一番に来るんです。でも、そこをクリックすると前の冊子のものがぼんと出てきて、ずっと見ていると全然終わっているような施策も載っていて、今何をやっている、今の魅力というのを前に出して、今現にやっていることだけで頑張りますとおっしゃっているのであれば、そこをPRしていただくのが本当じゃないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺はどう思われますか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)動画で観る!くまとり、実際7本の動画が並んでございます。ご指摘のとおり、できたもの順じゃないんですけれども、一番下に来ていると。さらに字も小さいというご指摘、これは本当に真摯に受けとめて、早速改良はこの後、加えていきたいというふうに考えております。

二見議員ご指摘のとおり、動画で観る!くまとり、今売り出す旬のものはどれだと言われましたら熊取ものがたり、これで間違いございませんので、あそこを押したらまずそれが出て、その後附属の7つはどこかにまたというようなちょっとテクニカル的なところもありますので、広報広聴課と意見交換して調整しながら、できたら私自身としてはそのやり方に改良したいと、この後すぐ対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、転入・定住、終わっている施策が残っているというご指摘でございますが、昨日の重光 議員のご意見にもあったかと思うんですけれども、こちらにつきましても早速今取りかかっており まして、本日、一応全庁的にそういった古い写真も含めて対応するという対応をとらせていただい ております。また今後につきましてもそういった視点で、終わったもの、ホームページですので旬 でないものが載っていたらあかんと思いますので、その辺につきましては全庁的にホームページの 管理を徹底してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長(坂上巴生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)ありがとうございます。早速取りかかっていただきたいと思います。

3月の議会のときに渡辺議員から会派の代表質問のときに、熊取町として若者にある今熊取町の 充実した子育て、教育施策、それらをしっかりと訴求していく、それは大学生、これから結婚して いくというような世代であるとか、また今実際に子育てされている世代、そういったところにしっ かりとプロモーションしていく必要があるとの答弁がありましたけれども、そう思ったときに、情 報誌は配ればいいものですけれども、PR動画というのは旬を見られるような状況としていただき たいですし、半年の効果でありますけれども、そこら辺はどのように、半年だから効果が出ていな いというのは少し違うのじゃないかなというふうに思うんです。1人でも2人でもそれを見て来た、 これを見てすごいおもしろいなと思ったとかいう、その辺の感想とか何か声は聞いておられますか。 議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君)ごらんになられた方、それは我々がPRして営業をかけた上でごらんになられた方でございますけれども、どちらかといえば本体の5分物の動画はいい感じ、いいイメージに仕上がってますねという、そういった感想で、やわらかいイメージを持ってますねという感想は多々いただいております。

どちらかといいますと、メーキング版の20分物、ちょっと長いんですけれども、あちらをごらんになられた方が、本当に熊取町にはこういう学生がいて、本当に行政と一緒になってこんなものをつくれるんですねということで、どちらかといえばそっち側の感想、これは我々もあちらをごらんいただいたほうが、つくった制作過程であったりとか大学のあるまちというところのPRにつながっていくのかなというのも認識しておりましたので、非常にありがたいご感想であったかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) そうしましたら、2点目として、皆さんずっときのうから聞かれていますけれども、 町としての転入・定住促進として考えているものは何かあるのでしょうか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) それでは、続きまして2点目の本町として 転入定住促進として考えているものについて答弁申し上げます。

二見議員からこれまでご提案いただいております三世代同居・近居や新婚世帯の補助といった施 策につきましても、現在もその研究は継続してございます。

しかしながら、ご存じのとおり厳しい財政状況でございます。このような状況を総合的に鑑みまして、補助金やモノといった短期的な取り組みではなく、これまで着実に積み上げてまいりました充実した子育て・教育施策を初めとした本町の強みや各担当部署の個別の取り組みをほほえみ子育て熊取町!や熊取ものがたりに、またホームページなどの媒体によりまして若年世代にしっかりと訴求し、転入促進につなげてまいりたいと考えております。

ただし、財源つきの補助事業につきましては今後もしっかりとアンテナを張り巡らせながら、これまで議員からご提案のありました三世代同居・近居などの効果的な施策についても、朝、町長からも答弁ございましたとおり、その趣旨にのっとって引き続き研究を続けてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君) 三世代同居・近居の推進というのはずっと言わせていただいているんですけれども、 今、熊取町は持ち家率がかなり高いということで、83.4%と。このまま、今はいいですけれども、 高齢化がどんどん進んでいく中で、持ち家なので、若い人が来ようがないというか、買う家がなけ れば来ないですよね。そのまま、やっぱり大きな買い物なので、20年ぐらい住まれるとどんどん高 齢化になってきてというふうな中で、若い人がどんどん来ていただくというのは同居とか近居とい うのがすごいポイントと違うかなというふうに思うんです。

同居・近居を促進していくことで子育て世帯の負担の軽減であったりとか、また介護や医療などの社会保障の軽減に、若い人が来ることによってその辺のメリットが出てくるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、そこら辺も含めてどうですか。

議長(坂上巳生男君)明松企画部理事。

企画部理事兼シティプロモーション推進課長(明松大介君) 現時点なんですけれども、我々シティプロモーション推進課で全国のあらゆる施策を研究しておりまして、全国、やはり郡部であったりとかというところで、地勢の関係であったりとか地理的条件の中でいろんな、その地域に合った施策というのがあろうかと思います。

私自身の中では、それら研究している中では、実は3世代あるいは2世代同居・近居制度が熊取町の転入促進に一番合っているんではないかというふうに実は考えております。その理由でございますけれども、議員もおっしゃっていますとおり、熊取町が就職の時期の転出超過が多いということで、単身で都市圏、大阪市もしくはその上あたりに住まわれている方がそのまま結婚されていくというパターン、これが非常に多いということで、同居・近居支援という補助がきっかけにふるさとである熊取町に帰ってくる、そういった一つのきっかけになるんではないのかなというふうに考えております。

また、この施策といいますのは、熊取町で生まれた子が親となって、またその子どもが熊取町で子を産んでいただくということで、そういったことで3世代が17.24平方キロメートルという小さな町域の中でこういう人口のサイクルをつくっていくというような、そういったことにもつながりまして、またそういったことで人口を定着させて、人口増加効果のみならず世代間交流とか高齢者世帯の安全・安心、うまく活用すれば空き家対策にもつながっていくというような、そういった可能性もありまして、熊取町の地勢に合った複数の効果があるというようなことを想定しております。その中で、補助金という形態ではなくて、住宅に係るきのうからありました固定資産税の課税免除という形態であれば現金を必要としないということなどもありまして、本町の現在の状況から見て有用な制度ではないかなということで研究は進めております。

ただ、導入の検討におきましては、朝、町長が申しました視点で今後も精力的に模索、検討して まいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) ありがとうございます。前向きにしっかりと考えていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

転入・定住というのは、ほかの自治体を見ていますと、やはり地域の特性を生かすことというのが課題となっていると思うんです。今、熊取町は中学校も給食があるとか待機児童ゼロとか、すごくいいものがたくさんありますので、それをしっかりと前に出していくということも大事かなというふうに思うんですけれども、福井県では、幸福度ランキングで幸福度日本一という強みを前面に出して人口減少対策をして、結果が出ているんです。福井県というのは教育の分野でも全国学力テストにおけるトップクラスの成績の維持をしているところでありますので、住んでいる住民が本当に幸せやと、また充実しているというふうに感じられれば自然と転入・定住促進という形にもなってくるのかなと、ずっと町のほうは財源がないのでその方向で行くというふうにおっしゃっていますので、その辺の角度というんですか、つけながら、じゃ何をもって前に進めていくのかというのはしっかりと考えていただきたいなというふうに思います。

岡山県の高梁市に視察に行かせていただいたときに、今まで定住政策課というふうな名前をしていた課がこの4月から住もうよ高梁推進課という、やはり具体的な名前で人を呼んでくる。過疎になっているところと比べれば少し違うかなというふうに思うんですけれども、そういうふうなネーミングでどんどんとプロモーションなり出ていっているというのを考えたら、そこら辺、すごく熊取町は下手なのかなというふうに思いますので、またしっかりと検討していただいて、よろしくお願いしたいと思います。

3点目なんです。空き家バンク、全国版が今出てきていますけれども、そこについての参入をお 聞きしたいんです。

国土交通省が2015年に実施した調査では、空き家活用に取り組む自治体が全国に950市町村ありました。うち7割が空き家バンクを開設しています。空き家の増加は治安や防災上の問題になることから、自治体が危険な空き家を強制撤去できる特別措置法が2015年に施行されましたけれども、空き家バンクは、撤去ではなく有効活用するための施策であります。国土交通省は、地方自治体が個別に運営する空き家バンクの情報を一元化し、2017年度中に全国版サイトを立ち上げるというふうに聞いています。この前、熊取町でもやっていくというのも聞かせていただいたんですけれども、

熊取町は空き家率が低いということで、現在、空き家バンクはないということですが、この辺はどのようにまた進めていくのか、お聞かせ願えますでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上都市整備部理事。

都市整備部理事(阪上敦司君) それでは、二見議員の空き家バンク全国版への参入についてご答弁申し 上げます。

全国版空き家バンクにつきましては、先ほどお話がありましたように、現在各地方公共団体が個別に運営しているものを全国版とすることで、市場のマッチング機能を強化し、空き家等の流通促進が期待できることから、国において構築に向けた準備が行われております。

今年度、国土交通省が進めるモデル事業として、2社の民間事業者による全国版空き家・空き地バンクの構築、運営作業が現在進んでおり、1社は今月から、もう1社は来月10月からシステムの試行運用が始まるよう聞いております。全国の空き家、空き地情報が一元化され、全国の物件がワンストップで検索可能となるなどのメリットが考えられますが、現時点では詳細について不明な点も多く、現在、情報の収集に努めているところでございます。

6月議会の一般質問でもご答弁申し上げましたように、本町におきましても現在、空き家バンクの今年度中の創設に向けて準備を進めているところであり、既に開設されている大阪版空き家バンクに加えて、全国版空き家・空き地バンクについても詳細を確認させていただいた上で連携について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)現在の熊取町の空き家の総数とか、また空き家率というのはわかりますでしょうか。 議長(坂上巳生男君)阪上都市整備部理事。

都市整備部理事 (阪上敦司君) 現在の熊取町の空き家率でございますけれども、統計調査によりますと、 その他の部分ということで、25年度の数値になりますけれども、3.7%というふうになってござい ます。ちなみに、大阪府の平均で申し上げますと4.7%ということで、若干府の平均に比べると低 いという状況になってございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)人口減少社会の到来によって全国の空き家総数が今後どんどんと増加するというふうに予想されますけれども、空き家が増加していくと、老朽化による倒壊の危険とか、治安とか景観の悪化とか地域の活力の低下ということが懸念されるんです。熊取町は3.7%ということで、これ、少ないといえば少ないのかもしれないですけれども、持ち家率も高いので、住宅も一戸建ての方がほとんどかなというふうに思うんです。そのあいている総数においては何軒かちょっとお聞きしていないので数はあれなんですけれども、空き家が一つもないというわけではないので、それを一つの転入・定住の武器として取り組んでいくという考えもあるんじゃないかなというふうに思っているんです。

例えば、一つの提案としまして、空き家をシェアハウスに再生するというふうな試みとか、シェアハウスというのは、熊取町内は大学多いですので、学生の世代が使っていただけるように、また、あいたままの住宅が生き返りますし、若い方がその住宅を使うということで町なかが活性化していくんじゃないかなというふうに思うんです。古民家的な私の中ではちょっとイメージなんですけれども、熊取町はそんな古民家ばかりあるわけではないですので、一戸建てだったら3LDKとか4LDKぐらいの住宅があれば3人ないし4人がそこにシェアして住めるということも含めて、活性化していけるような取り組みになるんじゃないかなというふうに思います。

大学生を集ってプロモーションビデオもつくっていただきましたが、そういうのも、大学生に参加してもらってまた空き家とかシェアハウスの発掘なども考えてみるのはどうかなというふうに思うんです。

今はやりで、よくテレビでやっていますけれども、DIYという、公団ですか、どこかの住宅も自由にリノベーションしていいというようなこともあります。貸してもらえる住宅を若い子たちの感覚で好きにDIYで自分らで改装していいよみたいなことも提案していけば、より楽しい空き家の使い道になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そんなのはどうでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上都市整備部理事。

都市整備部理事(阪上敦司君)いろんなご意見ありがとうございます。

まず、シェアハウスとしての空き家の活用、それからDIY、最近いろんなところでご自身で改修して古民家とか古い建物を再生していくというふうな部分については、大阪府の空き家バンクでも、空き家の登録に当たってはいろんな空き家を探している方のニーズに合ったような形で、例えば田舎暮らしをされたくて空き家を探している方、あるいは今おっしゃったような結構傷んだ住宅でもいいんや、自分で直して自分で住みやすい家に改修しながら住みたいんやと、そういうふうないろんな区分で検索されるようなシステムも大阪府の空き家バンクにございます。

ですので、本町としましてもそういうふうないろんな空き家を探している方のニーズに応じたような形で紹介できるようにというふうな形で現在進めておるんですけれども、まずは安心して空き家を貸していただけるような体制というか、醸成づくりというのが必要になってくるかなと。やっぱり、親が住んでいた家であいているんやけれど、いざ人に貸すと心配やなと。といって売却するとなると、結構バブル期に高く買ったのが自分が思ったような値段で売れないなと、そういうふうな思いをお持ちの方で、潜在的に眠っているような空き家というのがかなりあるんではないかなというふうなところも認識してございます。

ですので、現在その辺の潜在的な空き家をどういうような形で安心して空き家バンクに登録いただけるかというふうな部分も含めて、これまでも大阪府の担当部局あるいは先進市の状況とかも聞きながら今現在準備を進めておるところでございますので、議員からいただいた意見等も踏まえた中で、熊取版の空き家バンクについても考えていきたいなというふうに思います。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)固定資産とか支払いするときに案内とかを出すんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そのときに、固定資産だけ払って持ってはる方もいらっしゃると思うので、あいている住宅をお貸しいただけませんかみたいな感じで、本当に、もしかしたら固定資産の分だけが免除されるならどうぞという方も中にはいらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。空き家率は何%ある、戸数は何戸あるということしかなかなか町はつかみにくいんかなというふうに思うんですけれども、その辺も、田舎暮らしに使えそうな空き家であるとかと先ほどおっしゃっていました。傷んででも使える住宅であるとかという、もうちょっと細かな形で見ていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

大阪府の取り組みの一つで、四條畷市の府営清滝住宅の中に、大阪府と日本財団、ハローライフのコラボレーションによって住宅つき就職支援プロジェクトというのをやっていたりするんですけれども、若い方に住宅をつけて就職支援のプロジェクトというふうなこともされていますので、やはり転入・定住促進としても、よそと同じではなくて、またちょっと外に打って出られるものをしっかりと施策として考えていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

4点目ですけれども、バイクのご当地ナンバーということで提案させていただきたいと思うんですけれども、バイクのナンバープレートは、住民登録がなくても熊取町に住んでいれば取得できるようなので、ご当地ナンバープレートをつくって、一つのきっかけとして転入・定住促進につなげていくようにならないかなというふうに思うんです。そこら辺はいかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)塩谷総務部理事。

総務部理事(塩谷義和君)ご質問のバイクのご当地ナンバープレートをつけることによって転入・定住 促進につながらないかということにお答えさせていただきます。 まず、原付バイクのご当地ナンバーにつきましては、全国的にも、まちのPRや郷土愛を深めるといったこと、あるいは市制、町制の何周年といった記念事業を行うに当たっての一環として導入している自治体がございます。しかしながら、ご当地ナンバーの導入に当たりましては一定の費用が必要になってまいります。導入の目的を踏まえた費用対効果の検証も必要になってくるものでございます。

そのため、ご当地ナンバーを導入することにより転入・定住促進にどの程度効果があるかという のはなかなか見込めないため、財政状況も厳しい中、現在のところでは導入予定はございませんが、 ご理解いただきますようにお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)財源がかかるということで、厳しいのかなというのはわかるんですけれども、今、 大学生は熊取町に住んでいただいている方もたくさんいらっしゃるので、若いときに一度住めば本 当に印象も残って、熊取町でいてたんやなと、また、大学生が5年、10年たったときにまたこちら のほうでお仕事をするときにベッドタウンとして求める部分で、すごく先の長い話かもしれないで すけれども、やっぱりそういう、あのときのバイクにかわいいメジーナちゃんのついた、またジャ ンプ君のついたナンバープレートをつけたなみたいなので、インパクトとしての部分でも必要じゃ ないかなというふうに思いました。

導入すると、先ほども理事から言われていましたけれども、まちの愛着が深まるとか、またPRになるとかもありますし、交通安全にもなりますし、原付のプレートが目立つことによって事故の減少もあるんじゃないかなというふうに言われております。大学生が熊取町に来てバイクを買うときに、行動範囲が広いので、泉佐野市へ行ったり和泉市のほうへ行ったり泉大津市へ行ったりと、それをつけていることによってすごく走るPRというか、広告塔みたいになってもらえるんじゃないかなというふうに思います。財源のかかることではありますけれども、また検討をしていただければなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次、2点目の健康増進事業についてお聞きしたいと思います。

乳がんは現在、我が国でも最も増加率が高いがんの一つでありますが、唯一、自分で発見できるがんでもあります。早期発見で治癒率は約90%、がん治療の技術では日本は世界トップクラスでありながら、検診の低さからがん対策後進国とも言われております。また、世界一のがん大国でありながら世界で一番がんについて無知な国であることを識者は訴えています。

生涯にがんを患う日本人女性は、現在11人に1人と言われています。また、乳がんで亡くなる女性は2013年に1万3,000人を超え、1980年と比べて約3倍になっています。厚生労働省が発表した人口動態統計では、2015年の乳がんによる死亡数は1万3,584人で、残念ながら増加しております。年齢別に見た場合、胃がんや肺がん、大腸がんのように年齢が高まるとともにふえるがんとは異なり、乳がんは30代から増加し始めて40代後半から50代前半にピークを迎え、比較的若い世代で多くなっています。このため、若いときから関心を持つことが大切です。記憶にも新しいと思いますが、市川海老蔵の奥さんの小林麻央さんが乳がんで亡くなりました。34歳でした。早期発見していればと悔やまれます。

マンモグラフィーによる乳がん検診が一般的になってから数年になりますが、実はがんによる死亡率は減少していません。乳がんは、早期発見により適切な治療が行われると良好な経過が期待できます。日本人女性の場合、乳がんにかかる数は乳がんで死亡する人の3倍以上となり、これは乳がん生存率が比較的高いことに関連しています。早期の発見に必要なことは、自分の胸の状態を見て、さわって知っておくことでささいな変化に気づくことです。

若い方は乳腺が発達していますので、マンモグラフィーは適していません。このため、20代から月に一度はセルフチェックを心がけることが大切です。また、40代を超えたら2年に一度乳がん検診を受けることが国の指針で決められています。

そこでお聞きします。熊取町の乳がん検診の受診率はどのようになっておりますでしょうか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)それでは、健康増進事業につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目の乳がん検診の受診率についてでございますが、本町における従来からの算出方法によりますと、平成28年度の乳がん検診の受診率は20.3%となり、ここ数年では20%台前半で推移しております。この受診率につきましては、国・府における平均受診率よりも、ともに上回っている状況でございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)目標の数値は幾らになっていますか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君)熊取町におきましては、健康くまとり21の計画において、府の目標数値 と同じく40%を掲げております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) がん検診の受診率が平均ぐらいということですけれども、40%にはまだまだほど遠いかなというふうに思っております。日々の生活の忙しさから検診から遠ざかるというのは、自己検診というか、大切であるというふうなのを本当に痛感するんです。

受診率が低いわけですけれども、何か受診率向上のために考えているというものはあるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) それでは、ご質問の2点目、受診率向上のために考えている施策についてでございます。

本町ではこれまでさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、現在におきましては、40歳になられた女性を対象に、検診費用が無料になるクーポン券を送付しております。また、45、50、55、60歳の節目年齢の方を対象に大判はがきによる受診勧奨を行っているほか、かかりつけ医からの受診勧奨や保健師による電話での受診勧奨なども行っております。さらには、乳幼児検診時などふれあいセンターに来られた方に対し、啓発用のポケットティッシュの配布によるPRなども実施しております。

また、受診時における利便性の向上や受診機会の確保策といたしましては、祝日でのレディース・セット検診を初め各種セット検診や医療機関での土曜日検診の実施など、働く世代の方でも受診しやすい環境整備にも取り組んでおります。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) 何か自分でチェックできるようなチェックシート的な、後で質問するものとはまたちょっと違って、紙で、検診に行った場合はこのようにチェックしたらいいですよとかという、ちょっと張ってくれたりとかしているかと思うんですけれども、自分でチェックできる、こんなふうにやったらどうですかというようなものはお配りしていないんですか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) 3点目のお答えにも申し上げようかなというふうに思っておったんですけれども、検診に来られた方に対しましては、保健師による人体の模型といいましょうか、そこでの研修といいましょうか、そういうものの啓発でありましたり、セルフチェックのことを、詳しくはないんですけれども、若干書いておりますチラシなどのお配りなど、そういったところの取り組みは現在しております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)中学3年生の女子は、がん教育で少しそういうことを知っていただく機会とかも設けていただいたりとかもしていますけれども、愛知県の北名古屋市では、入浴時に乳がんの自己チェックに利用できるシートを健康診断の際に無料配付しております。このチェックシートというのは防水加工しておりますので、目で見るとか触れてとかというふうなものをイラストで書いていただいていて解説もされていて、水やお湯につけてお風呂場の壁にぺたっと張ってもらっていて、お風呂に入るときに必ずそのシートが目につくので、ちょっとチェックしようかなというふうなものにもなっておりますし、また、乳がん検診の受診を呼びかける内容もそこに載っているということで、3点目になるんですけれども、町の乳がん検診は40歳以上をポイントにしていただいています。最近、先ほどもありましたけれども、小林麻央さんとか、また清水 健さんの奥さんとか、本当にメディアとかに出てこられる方で若い方が乳がんになられてという、そのような方が増加しているということで、そう思ったときに、40代以上が今かなり罹患率が多いということでもあります。検診率を伸ばして意識をつけていくというために、そういうものの配布というのは考えていただきたいなというふうに思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) それでは、ご質問の3点目でございますが、まず本町の乳がん検診につきましては、国におけるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づき、40歳以上の女性を対象にマンモグラフィーにより実施しております。そして、先ほども申し上げましたとおり、検診を受けられた方に対しまして、保健師より自宅でのセルフチェックの方法なども啓発しております。

また、議員ご指摘のとおり、30歳代につきましては乳がんが増加している状況であり、本町におきましても、国における指針と同様に若年世代への意識啓発が重要であると考えております。

このような状況の中、ご質問の入浴時に使えるセルフチェックシートの配付につきましては、近隣市において乳がん検診の受診者に対し配付を行っているところもございますが、本町では、行財政構造改革における取り組みを検討しているこのタイミングで、新規の単独事業についてはできる限り抑制していくべきであり、現時点での導入については考えておらず、今後は、乳幼児健診や成人式において、これまで配付してきたがん検診に係る啓発チラシに乳がんのセルフチェックの内容を加えるなど、多くの機会を捉え若年世代を含め幅広く意識啓発に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) 乳がんの原因というのがわからないので、一番予防がしにくいなというふうに思うがんでありますし、検診によってのみ対処していくということもありますし、自分で見つけていくというのも効果はあるんじゃないかなというふうに思っています。

40歳からということでの啓発も大事かなというふうに思うんですけれども、その場で教えていただいても家へ帰ったら忘れますよね、やっぱり。そう思ったときに、ちょっと張って見られるものがあるというのはすごく効果があるんじゃないかなというふうに思うんです。

全員に配っていただきたいというふうな意味ではなく、やはり30歳代、できたら35歳になった方には常にシートがいただけるみたいな、その後の40歳からは健診を受けましょうよというようなものも含めて導入していただきたいなというふうに思うんですけれども、実際、じゃこれが1枚幾らかというふうなことも考えたときに、ちょっと調べたら1枚60円程度ということで、今40歳はたしか300何人かいらっしゃったと思うんです、人口的に。30代は人口を見たら200人前後ぐらいだったんですけれども、200人いてたとして60円、1万2,000円ですよね。ここをけちるのかというふうな、私の思いとしてはすごくあるんです。

やっぱり30代の方が10年先、40歳になって検診を受ける、その前に早期に気づくということが一番大事じゃないかなというふうに思うんです。結局、それが医療費の削減にもなっていくように思いますし、一番働いていただきたい年代の30代の方がそのようなつらい思いをするというのは、女

性として、また社会に今、女性がどんどんと活躍している中にあって、少しの費用でどこまでが啓発になるかはわからないですけれども、そのように前向きに考えたときに、やはりもう少ししっかりと検討していただきたいなというふうに思うんです。いかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本浩義君) 二見議員のお気持ちがじんじん伝わってきましたけれども、これは我々もすごく問題意識を持っております。いろいろ考えていく中で、このタイミングで行政改革のことを先日来いろいろ話し合っているんですけれども、額もやはり大きな要素であると思います。また、一方では物すごく細かいところから単独事業については精査をやってきてスリム化をやってきたこれまでの1次、2次の行革の経緯などもありまして、やはり我々はそこに対しての意識も当然、額の問題でもなしに、単独事業としての取り組みとしての考え方も持っておかなければいけないというところはあります。

また、この実施自体についての考え方なんですけれども、若年世代の方が乳がんにかかることが今テレビでもいろいろ出ておりまして、いろいろ話題になっているんです。これまでも我々、啓発はやってきたんですけれども、いろいろ検証をやっていく中では、入浴時にこだわるか否かというところもあると思います。入浴時は確かに検査はしやすいと思うんですけれども、体型によりましたら、横になった上でしこりなどのチェック、こういったものもしやすい方もいらっしゃるということもありますし、一概に入浴時一本ということではなしに、今、熊取町ではできるところから、先ほどもちょっと答弁で申し上げましたように、対象者を若年世代もしっかりと意識をやった上で、現在あるチェックの内容をがん検診の啓発の中に、今、視覚に触れるということを言われましたけれども、そういったところも意識しながら、内容も変えていきながら、しっかりとやれる範囲で、やれるところから取り組んでいくということで今回はご理解いただきたいなと思います。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) 視覚という部分で、また目に見えるものでしっかりと考えていっていただければな というふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3点目の学校教育の充実についてお聞きしたいと思います。

1点目の英語指導助手の配置についてですけれども、これは今、中学校で3名、小学校が2名で、 平成30年に1名増員というふうになっております。この辺はそれでよろしいでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君) それでは、二見議員の学校教育の充実についてご答弁申し上げます。

まず、ご質問1つ目、英語指導助手の配置についてでございますが、本町におきましては、英語授業研究を進めるとともに、中学校においては平成15年度より全中学校に外国人英語指導助手(ALT)を配置、小学校においては平成19年度より全小学校にALTを配置しております。さらに、先ほど言っていただきましたが、平成28年9月にはALTを3名から5名に増員いたしました。現在、ALT5名のうち2名を小学校専任とし、各小学校に週2回配置、5名のうち3名を中学校専任として、週5日配置としております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) 中学校に週5日で毎日入っていただいていて、小学校は週2日ということは持ち回りみたいな形になっていると思うんですけれども、ALTの外国人の英語指導助手の方は学校にどれぐらいの時間いらっしゃるんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)ALTにつきましては、町の嘱託員という形で5名任用しております。ですので、勤務時間は7時間勤務となっておりまして、中学校の場合は8時15分から16時、小学校の場合は8時45分から16時半ということでやっております。ですので、子どもがいる時間は

ほとんど学校にいるという形をとっております。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)わかりました。

2点目に移るんですけれども、小学校5年生から6年生では外国語活動にかわってまた新たな英語ということで、教科になるような予定となっております。そのときに英語指導助手の配置というのはどのようにお考えでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君) それでは、小学校における英語の教科化に伴い、ALTの配置 をどのように考えるかについてご答弁させていただきます。

平成32年度からは次期学習指導要領が全面実施されます。そして、その中で小学校3、4年生では週1時間の外国語活動、5、6年生では週2時間の英語の授業を行うことになります。そのようなことから、平成30年9月以降は小学校専任ALTを2名から3名に増員し、各小学校に週3日配置する予定でございます。小学校専任ALTを増員することにより、子どもたちが生きた英語に触れる機会がよりふえ、授業において英語を用いた具体的な活動場面を多く、より自然な形で設定することができ、そうすることにより、子どもたちにコミュニケーションの楽しさを味わわせたり、さまざまな国の文化を理解させたりできると考えております。

今後も引き続き、ALTとのティームティーチングのあり方、児童・生徒の英語の表現力を向上させる指導方法、さらには小・中9年間を見据えた授業づくりに邁進するとともに、子どもたちが英語で表現する楽しさ、人とかかわる楽しさを味わうことができるように教育の充実に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いして、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) この先、32年に英語が教科化になっても、学校に1人というALTではないという ことでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)もう議員ご存じのように、中学においては各中学校に1名ずつ 配置しております。中学校では週4時間の英語の授業があるということがありまして、そういった ことも考えまして各中学校に1名ALTがいるといいだろうということで、配置しております。

小学校につきましては、3、4年生で週1時間の外国語活動、また5、6年生では週2時間の外国語の授業になるという時数の違いがありますので、そういったことを考えて、ALTの数を適切に学校に配置ということを考えております。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番 (二見裕子君) 先日、岡山県の総社市を視察させていただいたんですけれども、ここは特別英語特区というふうになっておりまして、英語の授業をばんばん入れているようなところであるんですけれども、そこでALTの採用においても学校専任配置というような形で、1人必ず学校にいてるというふうにとられていて、毎時間英語の授業に入っているというんで、これはあくまでもそうなのかなと思うんです。

また、ALTをすごくうまく活用されていて、いろんな場面でALT使っているということで、今だったら小学校は授業のあるときだけで、次の小学校に移られるということで、午前中はいてるけれど昼からいてないとかというふうなこともあるのかなと思うんですけれども、1日中、学校にいて、例えば1年生から4年の図工の時間にも入ってもらって英語の先生とともに図工を一緒にやっていくとか、また体育であったりとか、図書の読み聞かせなんかは英語の紙芝居を使っていただいてやっていただくとか、休み時間、給食とかお掃除、外国人の方はお掃除というのはなかなか学校でするというイメージはないということで、そこら辺のことも話されていましたけれども、そういう本当に英語に浸るというんですか、常に学校の中にいるというようなこととして、今、この先も時間数によるので採用的なものはとおっしゃったんですけれども、熊取町としても1校に1人A

LTを採用するというふうなお考えというのはないんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(林 栄津子君)小学校のALTにつきましては丸1日同じ学校におります。英語の授業以外の触れ合い活動というのはとても私は大事やというふうに考えておりますので、各小学校にはできるだけいろんな授業であったり、あるいは行事、運動会の練習にもALTは入っております。また休憩時間に、冬であればマラソンで走ったりするときに一緒にALTが入ったり、給食も、小学校では必ずいろんな教室を回りながら毎日教室へ入っております。

英語以外の場面でALTと接することによって、いろんな文化の違いであったりとか、あるいは 外国の人たちも自分たちと一緒なんやということを子どもたちが触れ合いの中で学ぶことができる というふうに思っていますので、そのあたり、今も大事にしながら熊取町でも進めているところで す。

全ての学校に1人ずつのALTが必要なのかということにつきましては、より多いほうがいいというところはあるかと思うんですけれども、先ほど申しましたように、英語の時間の持ち時間等も考えながら配置は考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)わかりました。学力調査とか学習面の調査を見ましても、やはり大阪はなかなか厳しいということで、この上、小学校から英語が教科になるということの不安というのはすごく大きいんじゃないかなというふうに思うんです。先生も抱え切れない部分があったりとかもあると思いますので、もう少し前向きに、小学校にも1人ずつ配置できるような方向で考えていただきたいなというふうに、ご要望として申し上げさせていただきます。

すみません、時間がありませんので次にいかせていただきます。

3点目、教育環境の充実としてトイレの洋式ということで、さまざま皆さん質問されたんですけれども、これはどのようにお考えでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) それでは、3点目の教育環境の充実としてトイレの洋式化はどのように考える かとのご質問ですが、トイレの洋式化については、重光議員の一般質問でも答弁いたしましたが、 教育環境の充実の観点から重要なものと十分に認識しております。

トイレの洋式化を初めとするハード面での教育環境の充実に資する学校施設の整備については、 平成30年度をめどに学校施設の長寿命化計画を策定し、他の学校施設の中長期的な維持管理に係る トータルコストの削減及び予算の平準化を図りつつ、各学校との協議を十分に行いながら、児童・ 生徒が快適に学習できる教育環境の維持、向上を目指していきたいと考えておりますので、ご理解、 ご協力をお願いし、答弁といたします。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)洋式にすることによってさまざまなメリットがあるということもお聞きしております。水道料金であったりとかそういうものも3分の1に抑えられるとか、また、災害の避難所となりますので、子どもたちだけではなく、年配の方とか障がい者の方の使いづらさを解消できるという部分、また、子どもたちがトイレを我慢することなく快適に過ごせるということも、やっぱり学習する上での環境を整えることが大事というふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、そこら辺の環境を整えることを思ったら、早急にトイレを洋式にしていただきたいなというふうに思います。

先日、議員団で中央小学校を見させていただいて、校舎もかなり古くなっていますので当然トイレも古いなと思ったんですけれども、和式のトイレにただ単にぽんと洋式を乗せたような形の洋式があったんです。トイレットペーパーがなぜか前になく後ろにあって、これ、どうやってトイレでするときにペーパーをとるんやろというふうに思ったりしたんですけれども、やっぱり子どもの目

線で、ただ単に和式を洋式にぽんと上だけかえるとかということでなく、使い勝手のいい、子どもたちがトイレでこもってしまって授業に出てけえへんで困るというぐらい本当に過ごしやすいトイレ環境にしていただきたいなというふうに思うんです。和式から洋式に変えるというのは、全部されいに改装するということの考えでいいんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)中央小の、ちょっと僕覚えていないんですけれど、後ろにトイレットペーパーという、あれはもうどう考えてもおかしなあれで、そういう形で和式のところに置くんじゃなしに、もう本格的に。修繕で年度ごとに1カ所、2カ所やっているところもそういう形でやっておりますので、ただ単に上に、和式のところに置くということはないです。

議長(坂上巳生男君)二見議員。

7番(二見裕子君)わかりました。本当に一日も早く洋式トイレ、交付金のこともあるかと思いますけれども、交付金を取れなかったらじゃやらないのかということにならないように、小学校のトイレの洋式化もしっかりと進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長(坂上巳生男君)以上で、熊取公明党、二見議員の質問を終わります。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより午後1時まで休憩いたします。

(「12時01分」から「13時00分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、未来を代表して、阪口議員。

4番(阪口 均君) それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして質問をさせてもらいます。

先般資料提供いただいた各部局の委託料の一覧をもとに、それぞれお尋ねします。

科目名を挙げるともう数え切れないほどありますので、その中から抜粋で、通告に書いていますように1番、空調設備保守点検委託料から6番のコンピューター関係まで順番にお聞きしたいと思います。

それでは、まず初めに空調設備点検委託料ですが、こちらは図書館における28年度の委託先と、 その年間の回数についてお聞かせください。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) それでは、委託料に関するご質問のうち、1点目の熊取図書館の 空調設備保守点検委託料についてご答弁申し上げます。

熊取図書館の空調設備機器保守点検業務につきましては、3年間の長期継続契約を前提とした9 者による指名競争入札により、不二熱学サービス株式会社と契約締結しています。

なお、点検業務は、各種空調機器の保守点検を初め、フィルター清掃やフロンの漏えい点検等の ため毎月1回実施しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)この不二熱学というのは町内業者ですか、町外業者ですか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事 (亀坂典夫君) 町外の業者になります。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番 (阪口 均君) ちなみに、競争入札のときに町内業者というのはあったんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)亀坂教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事(亀坂典夫君) 1者のみ町内業者ございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)わかりました。

次に、警備委託料についてお聞きします。

これもたくさんの部課から委託しておりますが、代表して総務の414万円と水とみどりの492万円の委託料に関して、委託先と委託内容について教えていただけますか。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)総務課の警備委託でございますが、こちらについては役場庁舎の警備委託業務となってございます。平成28年度の委託先については株式会社サクセスでございます。

委託内容につきましては、警備員1名による宿直警備と巡回警備、その他各種届け出の受け取り や電話等の対応となってございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君)続きまして、水とみどり課所管分につきましてご答弁申し上げます。

平成28年度の警備委託料につきましては、決算額は492万5,340円で、永楽ゆめの森公園における 交通警備業務を2件発注してございます。

1件目の受託者は日本海上警備保障株式会社、委託内容は、4月1日から4月22日までの永楽ゆめの森公園への来園車両等に対する交通警備でございます。

2件目の受託者は泉州警備保障株式会社、委託内容は、4月22日以降の永楽ゆめの森公園への来 園車両等に対する交通警備でございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)総務のほうのサクセスについては、これは町外ですよね。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)熊取町外、泉佐野市に事務所を置く事業者となってございます。 以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)水とみどりの2者については、これは町内外どちらですか。

議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) 2者とも町外業者となります。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)わかりました。

それでは、続きまして植木剪定についてお尋ねします。

道路課で590万円強、水とみどりで534万円ほど28年の契約料があります。これ、21年から順を追っていきますと、道路課は21年46万円、22年45万円、23年46万円、24年が289万円、25年は、これはなぜか知りませんけれども出てこなかったんです。それと26年が554万円、27年が481万円、28年が592万円という委託料になっているんですけれども、金額をぱっと見たときに、この8年ぐらいで46万円が500万円台にまで上がってきているという、それに対して一つ疑問があるということ。

疑問は一応先に言いましたけれども、水とみどりに関しても、21年が139万円で、途中飛ばしますけれども、28年が535万円です。異常にというか、かなり額が高騰していると、契約料が上がっているというふうなことが若干疑問になります。

まず、道路課と水とみどり課に関して、委託先についてお聞かせいただけますか。

議長(坂上巳生男君)泉谷都市整備部長。

都市整備部長(泉谷 徹君)ご質問の植木剪定業務委託料の委託先だけでよろしいんですか。 (「はい、結構です」の声あり) 都市整備部長(泉谷 徹君) 植木剪定委託料に係る文書につきましては、文書基準表におきまして保存 年限を5年と定めてございますので、平成23年度以前の文書につきましては廃棄処分を行っており ますので、平成24年度以降についてご答弁させていただいてもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

都市整備部長(泉谷 徹君) すみません。

それでは、まずは道路課所管分でございます。

平成24年度の決算額が289万650円、業務が2件でございます。1件目の受託者が株式会社植正、 そして2件目の受託者が植源造園、代表者奥野真一でございます。

25年度につきましては、業務の効率化を考えまして、街路樹剪定につきましては草刈り工事と一括して発注できるよう予算を試行的に草刈り工事として計上しておりましたので、決算額としては出ておりませんが、草刈り工事とあわせて通行の支障となる樹木の伐採、伐竹等を実施しております。受託者は株式会社植仲造園でございます。

26年度につきましては、決算額が553万6,416円、業務が2件でございます。1件目の受託者は植福造園、代表者阪上久人でございます。2件目の受託者は、公益社団法人熊取町シルバー人材センターでございます。

続きまして、27年度につきましては、決算額が481万1,640円、業務は3件でございます。1件目の受託者は、植源造園、代表者奥野真一でございます。2件目の受託者は、植源造園、代表者奥野真一でございます。3件目の受託者は、公益社団法人熊取町シルバー人材センターでございます。

28年度につきましては、決算額が592万3,220円、業務は2件でございます。1件目の受託者は株式会社熊取緑化園、2件目の受託者は公益社団法人熊取町シルバー人材センターでございます。

続きまして、水とみどり課所管分についてもご答弁申し上げます。

平成24年度につきましては、決算額が385万3,500円、業務委託は4件でございます。1件目の受託者は、熊取造園事業協同組合、代表理事甲田文夫でございます。2件目の受託者は、有限会社中秀造園でございます。3件目の受託者は、株式会社植正でございます。4件目の受託者は、同じく株式会社植正でございます。

25年度につきましては、決算額が259万350円、業務を3件発注してございます。1件目の受託者は、株式会社熊取緑化園でございます。2件目の受託者は、熊取造園事業協同組合、代表理事甲田文夫でございます。3件目の受託者は、植源造園、奥野真一でございます。

26年度につきましては、決算額は558万2,520円、業務委託3件を発注してございます。1件目の 受託者は、植源造園、奥野真一でございます。2件目の受託者も植源造園、奥野真一でございます。 3件目の受託者は、株式会社熊取緑化園でございます。

27年度につきましては、決算額が564万3,000円、業務委託3件でございます。1件目の受託者は、株式会社植正でございます。2件目の受託者は、熊取造園事業協同組合、代表理事甲田文夫でございます。3件目の受託者は、熊取造園事業協同組合、代表理事甲田文夫でございます。

続きまして、28年度につきましては、決算額が534万7,080円でございます。業務委託3件を発注してございます。1件目の受託者は、株式会社植正でございます。2件目の受託者は、京阪園芸株式会社ございます。3件目の受託者は、植福造園、代表者阪上久人でございます。

以上が受託事業者でございます。

もう1点、先ほど議員から疑問点があるということで、平成21年度から28年度にかけまして予算 決算額に大きく差異があるというところでございますが、平成23年度以前につきましては、道路課 所管分、また水とみどり課所管分につきましての剪定につきましては、美しいまちづくり推進課に おきまして剪定が可能な樹木について直営にて対応しておったものでございます。平成24年度以降、 美しいまちづくり推進課の作業量が増加したことによりましてこれまでどおりの剪定作業が困難と なったことから、平成24年度より植木剪定等委託料の増額を行い、業者委託することとなったもの でございます。 また、平成26年度以降につきましては、管理施設の増加や樹木の成長等があったことから増額となったものでございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)わかりました。

業者なんですけれども、ほとんど町内かなと思うんですけれど、一部に余り知らん名前が出てきたりするんです。町外だけ今のを言ってもらっていいですか。

議長(坂上巳生男君)泉谷都市整備部長。

都市整備部長(泉谷 徹君)町外につきましては京阪園芸株式会社1者でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)道路のほうでしたか。違いますか。

議長(坂上巳生男君)泉谷都市整備部長。

都市整備部長(泉谷 徹君) 水とみどりのほうで、業務内容につきましては永楽ゆめの森公園の芝生の 育成業務でございます。これにつきましては、瑕疵担保等の関係もございまして随契をさせていた だいたものでございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)わかりました。

次に、清掃委託料ですけれども、これは9つの課が発注しているという実績になっております。 9つの課のそれぞれの委託先、これについて説明をいただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君) それでは、清掃委託料につきまして、委託先を私から一括してお答えさせてい ただきます。

まず、総務部総務課の2件でございます。1件目が役場庁舎周辺の清掃や除草、散水など軽微な業務でございまして、公益社団法人熊取町シルバー人材センターへお願いしているところでございます。2件目は役場庁舎の清掃でございまして、世界ビル管理システム株式会社に委託してございます。

次に、住民部環境課分は、大原衛生公苑の槽の清掃業務として八光海運株式会社でございます。 続きまして、健康福祉部健康・いきいき高齢課分は、熊取ふれあいセンターの清掃業務で、株式 会社K. R. Cでございます。次の保育課分は、教育・子どもセンター清掃業務で、こちらも熊取 町シルバー人材センターでございます。

次に、都市整備部道路課分は、内訳としましてこちらは2件ございます。まず、熊取駅東西自由 通路等清掃業務として世界ビル管理システム株式会社、そして道路清掃業務として株式会社元美工 業に委託してございます。また、次の水とみどり課分2件につきましては、業務内容につきまして は1件は排水施設清掃業務で、委託先は株式会社興和でございます。あと1件は公園広場等の清掃 業務で、委託先は各自治会等となってございます。

次に、教育委員会所管分といたしまして、学校教育課分は小学校プールの清掃業務で松藤工業株式会社、次の生涯学習推進課分2件は、1件目は公民館の清掃業務で日東カストディアル・サービス株式会社、2件目は煉瓦館の清掃業務で、株式会社K. R. Cでございます。最後の図書館分は図書館の清掃でございまして、こちらも株式会社K. R. Cとなってございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番 (阪口 均君) 内容まで言っていただきましたんで、次に草刈委託料について、水とみどりの分に つきまして説明をいただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君) それでは、水とみどり課所管分の草刈委託料についてご答弁申し上げます。

平成28年度決算額63万9,360円につきましては、業務委託2件を発注してございます。いずれも 受託者は公益社団法人熊取町シルバー人材センターでございます。

次に、決算額106万2,720円につきましては、業務委託をこれも2件発注してございます。この2件につきましても、受託者は公益社団法人熊取町シルバー人材センターでございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) 今の分の内容として、場所とかそういうところがわかればお願いします。

議長(坂上巳生男君)大西都市整備部理事。

都市整備部理事(大西 宏君)まず、1件目が準用河川見出川の管理用通路部分でございます。それと、 2件目が大久保防災コミュニティ公園ほか4カ所の公園等でございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番 (阪口 均君) 最後になりますけれど、電子計算関係です。コンピューター関係ですけれど、これ は恐らくたくさんの委託先があると思います。代表だけで結構です。説明をお願いしたいと思います。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)それでは、6点目の電子計算関係について答弁させていただきます。

事前に指定いただいた5つの委託料のうち、まず電子計算システム開発委託料2,968万9,632円ですが、子ども・子育て支援制度改正対応作業委託のほか7件の契約が含まれ、このうち7件が富士 通株式会社関西支社、残り1件が株式会社内田洋行との契約となっております。

次に、電子計算システム開発委託料2,149万5,996円ですが、同様に自治体情報セキュリティ強靱 化対応作業委託のほか3件の契約が含まれ、このうち2件が富士通株式会社関西支社、1件が株式 会社富士通ゼネラル、残り1件が株式会社スマートバリューとの契約締結となっております。

次に、電子計算機器管理運営委託料2,328万2,732円ですが、住民情報システム運用支援業務委託 ほか4件の契約が含まれ、3件が富士通株式会社関西支社、1件が株式会社TKC、残る1件がN TTビジネスソリューションズ株式会社との契約締結となっております。

さらに、電子計算機器等保守管理委託料1,842万5,975円ですが、住民情報システム保守のほか9件の契約が含まれ、6件が富士通株式会社関西支社、1件が株式会社内田洋行、1件がセコム株式会社大阪本部、1件がSKy株式会社、残る1件がテクノ・トッパン・フォームズ株式会社との契約締結となっております。

最後に、電子計算機器等保守管理委託料148万6,848円ですが、これは社会保障・税番号制度システム保守の契約であり、富士通株式会社関西支社との契約締結となっております。

また、これら合計28件の契約方法は、全て1者による随契でございます。 以上でございます。

議長(坂上巴生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君) ちょっと戻りますけれど、先ほど清掃委託料を聞かせていただきました。これ、町内がどこなのかというのはわかりますでしょうか。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)町内でよろしいでしょうか。

(「町内でいいです。どっちが多いですか」の声あり)

総務部長(南 和仁君)町外のほうが多いです。

(「町内をお願いします」の声あり)

総務部長(南 和仁君)町内につきましては、もうシルバー人材センターはご存じのとおり町内でござ

いますし、株式会社元美工業につきましては、28年度のときには熊取町に支店を置いた準町内という形であったんですが、29年度は本店を熊取町に置かれているということでございます。あとは松藤工業株式会社、これもご存じかと思います。株式会社興和は、熊取町に営業所を置く準町内という形になっております。あと、世界ビル管理システム株式会社も熊取支店を熊取町に置いております、こちらも準町内ということになりますので、いわゆる町内業者、本店を熊取町に置く業者というのは松藤とシルバーということになろうかというふうに考えております。以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)一通り聞かせていただきました。一部、私が感じていたことを先ほど言って、それに対しての答弁もいただきましたけれども、これを分析していまして感じることは、非常に多岐にわたる発注先、委託先がある。要は縦割りの行政組織であるがためというふうに思うんですけれども、例えば清掃委託料については、K. R. Cというのは3つのところで出てきます、生涯学習、図書館、いきいきですか。こういったところを一つにまとめてK. R. Cと条件交渉する、委託料交渉するとかいうふうなことになってくると恐らく委託料も下がるんじゃないかなというふうな、そんな印象を今聞いていて受けましたけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)議員おっしゃっていますのは、いわゆるビルメンテナンスに係るところの清掃業務であったり警備業務、そういった類いのものかと思います。例えば、清掃業務のことについてお話しされましたので、清掃業務につきましては、庁舎とか図書館につきましては建築物衛生法によるさまざまな清掃業務が法令で位置づけられております、3,000平方メートルを超える施設については。例えばネズミ等の駆除であるとか飲料水の残留塩素測定管理とかというのが法令で位置づけられているものでございまして、当然のことながら業務委託内容によって選定業者が変わってきます。それができる業者とできない業者というのがおられますので、そういう意味では選定業者がそれぞれの施設で変わってくるということでございます。

これは警備業務でも同じことでございまして、各施設によっては開館時間、貸し館などをやっているところもございます。当然のことながら、警備の内容としては常駐警備あるいは機械警備、巡回警備、どれを重点に置くかによって業務の内容も変わってきます。当然のことながら、先ほど清掃のところでお話しさせていただいたように、それによって指名する業務も若干ですけれど変わってくると。機械警備が強いところと常駐警備が強いところ、実績があるところ、かなり違ってきます。

ただ、全体的に私が今お話しさせていただいたのは警備と清掃の内容なんですけれども、議員おっしゃるように、警備やったら警備全て、あるいは清掃やったら清掃全てという一括して発注していくのはかなり難しいかなというように、これは対指名業者の関係で難しいところがあるというふうに考えております。

ただ、議員ご提案のとおり、同種同等の業務であれば集約することは、僕は可能であろうというように考えております。これについては、建物の統廃合であったり建物そのものの有効活用というのをファシリティマネジメントというわけですけれども、実はこういう業務も集約して発注していくこともファシリティマネジメントの一つですというように捉えることができると考えております。ただし、こういった業務を集約する場合には、一つは事務の簡素化ができるのかどうか、経費の節減が図れるのかどうか、一番肝心なのは施設管理にふぐあいが生じないかどうかというようなことも十分勘案して進めていく必要があろうかというように考えております。

府内では先進自治体が1団体あるようです。大きく変えたところが1団体あるみたいなんで、まだまだこの分野については着手できていないというのがほかの自治体での状況であろうかと思いますが、今後もしっかりと研究を進めてまいりたいというように考えております。

なお、現在の取り組みとしては、それぞれの業務を同時期に発注できるように、全ての課の全て

の警備、清掃については全ての発注時期を一緒にしています。一、二の三で事務をスタートさせて、 できるだけ事務の軽減化を図っているというような取り組みはしているところでございますので、 ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)今説明があったんですけれども、やはり合理化というのは必ず金銭的な分としてメリットとしてはね返ってくると思いますし、そういったところに今まで余りメスを入れていなかったとしたら、今、部長がおっしゃるように行革ということもこれから取り組んでいかないといけない大きな仕事になってくると思いますので、ぜひ一番合理的な、なおかつ私は町内業者、町外業者といろいろ聞いたんですけれども、できるだけ町内業者に仕事が回るような形で、とにかく合理的、一番大切なところはそれやと思いますけれども、そういう方向で検討してほしいというふうに思います。

それと、電子計算機の部分ですけれども、これはもうとにかくアンタッチャブルみたいなものですよね。富士通が随契で、これにかわるところがないというふうな意味合いでそうなっているんだと思いますけれども、例えばほかの自治体で、もう言葉は悪いですけれど、やられっ放しじゃなくて、こっちから金額交渉もしいの、条件交渉しいのというふうなことで改善しているところがあったりしたら研究してほしいなというふうに思うんです。そこら辺はいかがですか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)ご指摘の点は、ベンダーが富士通ということで主要なシステムが富士通ということですので、やはり1者に多くのシステム改修委託等がいきますので委託という形になります。ただ、常日ごろから内容については1つずつ町の担当職員と仕様についてのやりとりはしておると。ただ、議員おっしゃられましたように、やはりこのベンダーとのかかわりというのはどうしても現状からは一括というのは難しいんですけれども、新たな考え方として、ことしの2月の議員全員協議会でもお伝えしたり、あるいは以前から佐古議員からも自治体クラウドとか、そういったご提案もいただいておりまして、実は30年度から本格的に、ちょうど今のシステムが28年度で一旦切れて、今1年間はそのままリザーブしたものを使っておるんです。30年度からは単独クラウドという形でシステムを入れかえると。

要は、今回ソフトは10年ぐらい使う予定で24年度から入れていましたんで、ソフトはそのまま使うんですけれども、ハードに関しては、一部は自庁で残しますけれども富士通のハードを使うと。それを複数の自治体で使うということで、いわゆる割り勘効果というふうな表現をするんですけれども、要はそれぞれ1つの機械を共有して運用していくと、富士通が運用していく形になります。そういったことから経費は大幅に下がると。さらに将来的には自治体クラウドということで、今回はハードだけですけれど、ソフトも余りカスタマイズしないパッケージ化されたソフトを共通して使っていくと。そうなれば、関係する自治体は条例とか規則とかを全部統一化するとか、さまざまな課題等もあるんですけれども、さらにそういった形で進めばさらに委託料を落としていける可能性があります。

先ほどおっしゃられた行革、今回アクションプログラムでも単独クラウド、ハードを共有するような形でのクラウド化を進めますので、一定100万単位以上の1,000万単位で効果額は出てこようかと、こういった形でご指摘の点は対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)わかりました。

この項目で最後になりますけれども、植木剪定のことについてお聞きしたいと思います。

今、ちょうど庁舎前はきれいに剪定が済んでいますよね。ここから見おろせばきれいになっていると思います。その隣のふれあいセンターの前も一部カットされていました、見たところ。ふれあ

いセンターともう一つ向こう側の公民館の横のちょっと大きな木、これはさわっていないんです。 公民館の前の木はまだ一切さわっていないんです。

普通に考えればの話ですけれども、同じ敷地の中でここの剪定はしています、ここはしていません。いろいろ理由があるのかどうかわかりませんけれども、聞くところによると、ここが総務管轄であってふれあいセンターは福祉の管轄であって、もう一つ向こう、公民館は教育ですか、というふうな割れているがために発注時期も違う、発注先も違うと。結果的にそれが、費用としていいのかどうかわかりません、検証していないですから。だから、当たり前に考えるとちょっと変やなというようなことが起こっているんですよ。そこら辺は非常に疑問に感じるところなんですけれども、それは、今まで縦割りでやっているからそうなんですというのか、これが合理的なんですというのか、改善の余地があるのか、そこら辺の見解はどうかなと、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長(坂上巳生男君)南総務部長。

総務部長(南 和仁君)私は総務課、この前の剪定を担当している者ですけれども、この前の植栽の剪定については3年に一度大きな剪定をやると。毎年、害虫駆除は行っているところでございます。 議員おっしゃるように、何とか3つ、4つの施設の剪定を一括で、一括ではなくても時期を一緒にし、そろえるべきではないかと、これは重々町長からも指示をいただいておりまして、今、うちの課長が奔走しているところでございます。もうしばし結論はお待ちいただきたいと思います。 以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)わかりました。

とにかく、時期を一緒にするということではなくて、我々はいかにコストを安くできるかということが気になることであって、それは最善の方法をとってほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に進みます。教育の関係になります。

熊取町の強みとして子育てとか教育とかいろいろ上げられるんですけれども、その中で教育というのは物すごく、ずっと昔から熊取町の強みやというて言うてきています。それをそうと信じている人もいっぱいいます。果たしてそれが本当に今現在そうなのかどうかみたいなところをちょっと確認したいなと思うんですけれども、それについて教育委員会の見解がありましたらお願いしたいと思います。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)阪口議員の本町の強みとして教育を挙げているが、近隣他市 町と比べて何がすぐれていると認識しているかについてご答弁申し上げます。

まず、1つ目としましては、本町には4つの大学があり、それを生かした大学との連携した取り組みが挙げられます。具体的には、児童・生徒の学力向上を目的とした学習支援ボランティア派遣事業を実施しており、平成28年度の登録人数は97名で、うち83名は町内大学に通う大学生でありました。今年度の現時点での登録人数は54名で、今後も町内大学生を中心に、やる気のあるボランティアを募集していきたいと考えております。なお、学校に対するボランティア配置率は府下でもかなり高い割合となっております。

また、大阪体育大学、関西医療大学からはインターンシップ生を受け入れており、児童・生徒の学習補助や保健室等での児童・生徒の対応を行っております。平成28年度は、大阪体育大学から47名、関西医療大学から15名の学生を受け入れました。まさに、これらの大学との連携した取り組みは、地の利を生かした熊取町ならではのものであると考えております。

2つ目としましては、スクールソーシャルワーカー、ALT、図書館司書の充実が挙げられます。 スクールソーシャルワーカーについては3名を配置し、いじめや課題のある子どもや家庭等の支援 を行っております。また、中学校に3名、小学校に2名のALTを配置しており、英語の授業の充 実とともに、児童・生徒が日常の学校生活においてネイティブスピーカーとコミュニケーションをとる絶好の機会となっております。図書館司書については、小・中全校に各1名を配置し、図書館の蔵書整理や環境整備、授業における読み聞かせなど、読書活動の充実に寄与しております。これらは、いずれも大阪府下の各市町と比較しても高い配置率であり、本町のすぐれている点であると認識しております。

今後も、全ての子どもたちに生きる力を地道に、そして着実に育んでまいりたいと考えています ので、ご理解、ご協力をお願いしまして、ご答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)同じ質問を町長のほうから見解をお願いしたいと思います。

議長(坂上巳生男君)藤原町長。

町長(藤原敏司君)教育委員会吉田理事がるる申し上げましたとおりでございますけれども、熊取町の教育内容、そして教育環境の整備、これは本当に、トイレの洋式化についてはこの部分だけは率が低いということでありますけれども、私なんかが小学生ぐらいから給食を小・中学校でも実施されておりまして、プールは小学校には必ず1つあるという、そういった教育への配慮、教育を町の柱とする、そういった本当に熱い気持ちが熊取町には昔から存在していたと。これは、先人が熊取町は教育を大きな柱とするんやというふうな思いがあったからこそ、今まで延々と続いてきていると思います。

他市町村と比べると、いろいろな分野があろうかと思いますけれども、全てとは言いませんけれども九分九厘近隣市町村の中ではずば抜けている、そういう教育内容でもあり、熱い気持ちでもあり、教育環境の設備でもあろうかというふうに思っております。これからも、熊取の子どもたちの教育、これに向けては熱い気持ちを持って教育委員会ともども頑張ってまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)私も熊取で生まれてずっと育ってきていますので、熊取町が教育のまちと言われた時代というのは、恐らく50年ぐらい前に京都大学原子炉実験所を誘致したときから始まったんじゃないかなというふうに私は思っています。当時、京大の研究教授の子どもたちが熊取町に移り住んできて急に学力が上がったというふうな、そういう記憶があるんですけれども、そのころから教育のまち教育のまちと言われたと思います。当時は恐らく今の藤原町長の中学校時代だと思いますけれど、三国丘に進学する中学生数というのは物すごく秀でていたんじゃないかなと、この泉州地域を見ても。それぐらいそういった実績があったと思います。

それが必ずしも、吉田理事はええとは言わないんですというような顔をしていますけれども、それが全てとは私も言いません。でも、近年その部分が大分薄らいできたのと違うかなというふうなことを感じてならないんです。

先日の重光議員の質問にもありましたけれども、大阪府が沖縄の1個上の46番目の学力というそういうレベルで、大阪府の中間ぐらいですよとか中間よりちょっと上ですか、その差は縮まっていますとちょっと苦しい言いわけをされていましたけれども、そういうところからいくと昔と大分変わったなというふうな印象があるんです。昔の人は、熊取町は教育のまち、みんな賢い子が多いということをいまだに、もう頭に1回すり込まれていますから信じています。そういったことがあって今もその残像で生きているような、つながっているような、そんな感じのような気がするんです。ここでやっぱり発奮して、教育長以下教育委員会の皆さんが頑張っていただいて、教育レベルというのはやっぱり学力ですよ、物差しは。それもあるよみたいな顔ですけれども、やっぱり学力なんですよ。僕は、だからといって、人として、人間として生きる力を備えないでもいいとか、そんな話は絶対しません。そういう基本的なこと、モラルはちゃんとモラルとして身につけるとかいうふうな、子どもとして、あるいは人間、社会人として必要なことは当然あってしかるべき。その上で

やはり学力という部分を大事にしていきたいなというか、してほしいというふうに思うんです。

物すごくげすな話をしますけれども、よくテレビで言われていますけれども、東大生の親の収入は、半分以上の家庭の人が1,000万円以上の年収ですと言うんです。これは、年収が高いから東大生になっているとか必ずしもそうじゃないですけれど、逆に言うならば、貧困の連鎖というて最近言われますけれど、それの裏返しの部分をちょっとやゆして言っているような部分もあると思います。そういう捉え方もあると思うんですけれど、やっぱり明治維新以降150年ほど学力のある人が国を引っ張ってきている。経済的にも政治的にもその構図というのは変わっていないし、今後100年も恐らく変わらないと思うんです。吉田理事の子どもさんがもうそこらで鼻垂れて遊び倒すような子どもで育ってほしいかというと、やっぱりここにいらっしゃる人はみんなそうじゃないと思うんです。ちょっとでもやっぱり将来、力つけてほしいなというふうなのが親心やと思うんです。それの一つとして学力というのは大切なんですよ。だから吉田理事、常にここでこれ以上ぶつかって話が進まないんですけれども、そういうことも腹に持ってほしいなというふうに思います。どうですか。

議長(坂上巳生男君)吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事(吉田茂昭君)私ども教育委員会は、子どもたち一人一人の学力に関しては、 当然全ての子の学力が上がるようにということで日々教職員、教育委員会は取り組まなければなら ないと思っておりますし、子どもたち自身がやってよかった、わかったという、そういう実感であ るとか体験をさせたいというのは、これはもう阪口議員と同じ考え方であると思っています。

ちょっと違うんですけれども、先日、もう40歳を超える卒業生と会う機会がございました。その卒業生は今、熊取町在住で、もともと勉強は余り得意ではなかった子たちなんですけれども、今2人とも会社の社長をしているんです。会社の社長をしてしっかり働いて、私は家が遠いので帰る時間まで心配してくれて、そういった子どもたちといろんな話をしていました。そしたら、会社が倒産しそうになっときに、やっぱり中学校でしんどかった、いろいろあった、勉強がわからんかった、でも、頑張ってそこを乗り越えてわかったときのうれしさ、そんなことがいろいろ相まって、今しんどいときにやっぱり俺もう一回頑張ってみようと思って会社を立て直したという、そんなお話を聞かせていただいたんです。ある子は、今、国連へ行きたい、貧困の子どもを助けたいと思って、今、大学を出てずっと海外で、自分のお金で大学へ行き、どんどんキャリアアップしている子がいてます。その子が日本へ帰ってきたら必ず僕とこへ顔を出してくれるんです。今どうや、今は医師の免許を取ろうと思っています。

つまり、中学校、小学校で学ぶ子どもたちというのは、当然ながらしっかりとした学力をつけていかなければならない。それと同時に、やっぱり社会的に自立してしっかりと一人で生きていかなければならない、そういう力をつけるということも学力と同時に私はすごく大事だというふうに常日ごろから考えています。そういったところから言えば、例えば勉強の得意な子はもっともっと頑張ってくれたらいい、苦手な子もちょっとでも点が上がってくれたらうれしい、でもその結果、もしかしたら全国の平均より全体を押しなべれば低いかもしれないけれども、でも低くてもみんなが頑張って上げた得点ということには私は価値があるというふうに思っています。

ですから、目標というのは平均が高いということを目標ではなくて、私が考えているのは一人一人の成績を頑張って上げさせたいというのが目標です。その結果、高かった、低かったということがあると思っていますので、だから、ある意味、若干の視点の違いだけで、私は阪口議員が子どもたちの学力向上と思ってくださっているところ、それは我々教育委員会も一人一人の学力をしっかり身につけさせたいというのを常日ごろ思っていますので、そういう点では、いつもすれ違いとおっしゃらずに、共通しているというふうにご理解いただけたらとても私はうれしいなと思っています。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)やっぱり熊取はここがすぐれている、特徴を出す。午前中の佐古議員の質問にもありましたけれど、熊取はこんなことするよな、こんなことしている、よそでやっていないようなことしているよというようなことを、教育委員会でもぜひ幾つか差別化できるような部分をつくっていってほしいというふうに思います。だから、生きる力というのは大切です。これが備わった上での話です、私は。だから、そういうことで頑張ってほしいなという思いが強いです。

それと、ちょっと余談ですけれど、私がサラリーマンをしていたときに、これもこの場で言ったことがあるんですけれども、いろんな場所を転勤で転々としました。そのときに、どこに住もうか、どこに住みたいかというときに、ごくわずかな期間で決めんといかんのです。名古屋やったらこのエリアとか、広島やったらこれやとかいうふうなことを決めないといけないんです。そのときに、例えば大阪に転勤の人が熊取へ行って、こんなまちがあるらしいでみたいな、それの一つに学力も大きな要素としてあるんです。子どもが小さかったら余計なんです。私らは、やっぱり治安がいいとか学校が荒れていないとか、子どもを中心にどこに住もうかというのは決めました。ほとんどの子どもを持つ親はそうやと思います。2番目が自分の通勤がそんなにしんどくないという、だから子どもがやっぱり一番になるんですよ。それは何でかというたら、自分の子どもがうまく育ってほしいなということを一番念頭に持っているからだと思います。そういう意味では、学力が高いというイメージは人を引っ張る要素にもなってきます。

この間、坂上議員が質問のときに、教育長に学力と人口の流入はリンクするという言い方をした んですけれども、どう思われますかと言うたときに、教育長はそれは考えていないという発言をさ れたんです。非常に僕は残念な発言だったかというふうに思うんですけれども。

(発言する者あり)

4番(阪口 均君)そうですか。失礼な言い方をしますけれども、三役の教育長が、人口減少社会の中にあって熊取町もそれに悩んでいる時期がやっぱり来ているわけです。そのときに、教育委員会としてその部分をどう手助けできるとか、ほかの部局の方もそうだと思いますけれども、そういったことも真剣に考えていただきたいなというふうに思ったんです。何か。

議長(坂上巳生男君)勘六野教育長。

教育長(勘六野 朗君) ちょっと誤解があるかなというふうに思う。坂上議員から言われたときに、私 としては人を集めるために学力を上げようというような気持ちで学校生活を運営してきたわけでは ないというニュアンスです。少し違うと思うんです、阪口議員が今言われたのは。

私は、吉田統括理事も言われたように、学力はどっちでもええというような考えはありません。やはり学力は上のほうがいいというふうに思います、間違いなく。ただ、僕は学力はどうやって上がっていくんかなと思ったときに、いろいろ吉田理事とも話をしますけれども、先ほど阪口議員が言われたように、学校が荒れていないということは大きな要素やと思います。それは人を呼ぶ要素やとも思います。だから、学校が荒れていないということは当然、職員と児童・生徒との関係がとてもいいと。職員は子どもたちの気持ちもわかり、子どもたちも先生の言うていることが素直に受け入れられるというようなそういう学校文化、学校の雰囲気というのをつくることは、非常に教師と生徒の関係をつくるのに有益やと思うんです。そういう状態であれば、私はおのずから成績は上がってくるというふうに考えています。現に、今まで経験したいろんな学校、学年の中で、教師と生徒の関係がとてもいい、要するに言われたことを素直に吸収してくれるというような状態のときには、生徒の学力が上がるんです。

ところが、極端な例ですけれども、学力があかんやつは、おまえらあかんで、もっと上げなあかんやないかいというようなスタンスでいったときには、生徒と職員の関係はよくないというふうに思っているんです。だから、そんな言い方は多分されていないと思いますが、そこにごっついとらわれていくと、何かそれに足らない子が何か足らんのやというような意識を生徒に感じさせてしまったら決して教育にとってよくないというふうに思っていますので、学力をないがしろにしているわけではないけれども、一番大事なのは学校をいい雰囲気にして、子どもたちが楽しんで学校へ行

く、先生と話をする、生徒と話しするのも楽しめる、そういう学校をつくるように教育委員会は尽力しているというつもりでおります。

以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)ありがとうございました。名実ともに熊取は教育のまちということが誰の意識の中にもあって、それが現実であるということを理想として私はこの話をしていますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、行財政構造改革プラン、これは8月24日の議員全員協議会でもらった 資料です。それの総括として、第3次行財政構造改革プランの取り組みが必要というふうに書いて おります。

まず、お金が足りなくなってきているという現実のもと、公共施設整備基金と財政調整基金が近年どれぐらい推移しているのか、これは100万単位で結構です。お願いします。

議長(坂上巳生男君)東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君) ちょっと答弁書でご用意している分じゃないので、その部分でかいつまんでのご答弁でよろしいですか。

(「はい、結構です」の声あり)

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)まず、端的に申し上げますと、ここ10年で見ていただければと思うんですけれども、10年前の公共施設整備基金というのが現金ベースで9億3,900万円、財政調整基金で10億6,600万円で、合計で約20億円ありました。それで、28年度決算でかなり取り崩しましたが、公共施設整備基金で8億900万円、財政調整基金で10億7,100万円で、合計で18億8,000万円ほど、この差額で1億2,400万円ほど10年前と比べて減っているような状況でございます。以上です。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)その次の2番、3番です。平成34年までに1年で7.8億円ぐらいの財源が毎年不足してくるというふうなコメントもあるんですが、これに対して、2番、3番も続けてで結構です。 当然人件費という部分に切り込んでいかないといけないと思うんですけれども、そこら辺の考え方はどんなものでしょうか。

議長(坂上巴生男君) 林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君) これも、あらかじめ用意している答弁書からかいつまんで答弁させていただ きます。

アクションプログラムにおきましては、人件費抑制の取り組みといたしましては、超過勤務の抑制や新規採用者の抑制によって人件費の抑制を行うということをしているところではございますけれども、28年度は一定、町長の給料カットや早期退職募集等々を行った中で、27年度に比べまして一定の人件費の抑制を行うことができたと思っております。28年度は人件費の減少要因、これはあったものの、人勧によるベースアップ分、職員数の増加等の要因が上回りまして、27年度と比較すると約9,000万円の増加となったものでございます。

第3次行財政改革プランの策定の中では、まず業務内容の必要性を再検討してさらなる事務の効率化を図った上で、新規採用者の抑制などを行っていくことによりまして人件費の削減につながるよう取り組んでいく予定でございます。

人員削減の取り組みにつきましては、従前より行革の重要課題として進めており、目標を上回る成果をこれまで上げてまいりましたが、28年度におきましては業務量、職員の健康管理面を見た中で職員は増員させていただいたため、人員の削減には至りませんでした。

今後は、第3次行革プランの策定の中で職員数の削減につきましては具体的に検討してまいりますが、先ほど答弁申し上げましたとおり、業務内容を精査しましてさらなる事務の効率化を図った上で、職員数の削減を行っていく予定でございます。

なお、職員数の削減の中では、必要な行政サービスの低下を招かないように、必要な部署には職員を適切に配置することはもちろんのこと、行政経験豊かな再任用職員を活用しながら対応してまいりたいと存じてございます。

以上でございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)もう時間が来ましたので、最後のことをお聞きします。

第3次行財政構造改革プランの中の29年から34年までの表で退職手当の数字が入っているんですけれども、これはもう確定している退職者というふうな理解でよろしいんですか。

議長(坂上巳生男君) 林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君) 定年退職者分の数字でございますので、確定している分ということで結構で ございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)これ、29年から何人かというのは人数でわかりますか。

議長(坂上巳生男君)阪口議員、まとめてください。もう答弁いいですか。林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)まず、今年度末は5人、その次の年が9人、その次が3人、その次が6名、これで33年3月末です。もう一つ申し上げますと、34年3月末が12人というふうな状況になってございます。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)ありがとうございました。

終わりますが、最後の最後です。希望退職はされますか。

議長(坂上巳生男君)阪口議員、時間が来ております。林総務部理事。

総務部理事(林 利秀君)希望退職募集は、今のところ続けていきたいと考えています。

議長(坂上巳生男君)阪口議員。

4番(阪口 均君)以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)以上で、未来、阪口議員の質問を終わります。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、江川議員。

13番 (江川慶子君) 日本共産党議員団を代表しまして、私から会派代表質問を行います。

初めに、2016年、2017年度は熊取町の第3次総合計画「みんなが主役『やすらぎと健康文化のまち』」の総仕上げの年であります。今議会の初めに国が示す財政健全化判断比率が出されましたが、財政については数字で示されたように将来負担比率も1.3と改善されてきております。

しかしながら、今後高齢化比率が上がり、人口減少の影響が出て、財政面で厳しい状況が来るのは間違いありません。先日の議員全員協議会での説明のときも申し上げましたように、急激な行財 政改革で住民サービスの低下が起こってはならないと思います。定住魅力ある熊取として今いかに 住んでいる人が大事にできているか、そういった視点で質問させていただきます。

最初に、この間、国民健康保険について続けて質問させていただいております。昨年、平成28年度の保険料の引き上げの理由や差し押さえ状況、また平成30年から大阪府に国民健康保険が統一化されるに当たってしつこく質問させてまいったわけでありますが、今までのまとめとしてお伺いしたいと思います。

国民健康保険料が引き上がった2016年度、国保決算と引き下げになった今年度、2017年度の会計の状況をお伺いいたします。

議長(坂上巳生男君)山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) それでは、国民健康保険につきまして、まず1点目の国民健康保険料が引き上がった2016年度国保決算と引き下げになった2017年度の会計の状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、平成27年度の国民健康保険事業特別会計の決算の状況につきましては、これまでにも何度

かご説明させていただいておりますとおり、いわゆる高額薬剤の承認等によりまして保険給付費が26年度決算と比較いたしまして2億174万6,000円、5.7%という異常な増加をした影響等によりまして、平成27年度決算は4,912万9,000円の赤字となってございます。これら保険給付費の動向を踏まえまして、平成28年度保険料を心苦しいところではございますが引き上げさせていただいたものでございます。

平成28年度の決算は、保険料率のこうした引き上げや徴収率の向上によりまして国民健康保険料が増加したことや国庫支出金及び共同事業交付金の増加によりまして、被保険者数は減少傾向となっておるんですけれども、歳入は平成27年度とほぼ同水準の60億2,997万3,000円、1,307万1,000円で0.2%の微減で推移しております。歳出につきましては、C型肝炎治療薬などのいわゆる高額薬剤の薬価改定があったこと、あるいは昨年10月からの短時間労働者の社会保険の適用拡大等によりまして医療費の伸びの鈍化や被保険者数の減少、これらの影響によりまして保険給付費が1億4,023万4,000円、率にいたしまして3.7%の減少になったことで、歳出は総額で1億2,572万6,000円、率2.1%の減少となりまして、平成28年度の国民健康保険事業特別会計の収支につきましては6,352万6,000円の黒字の決算となったものでございます。

次に、平成29年度国民健康保険事業、今現状の会計の状況でございますが、これにつきましても 平成28年度と29年度の運営協議会時点で比較いたしますと、薬価改定の影響あるいは被保険数の減 少等によりまして保険給付費が約6,851万1,000円、率で1.8%減少する見込みであることや、前期 高齢者交付金が増加すること、それから平成28年度の先ほど申しました黒字分を充てることで、平 成29年度現行の保険料率は引き下げさせていただくことができたという状況になってございます。

平成29年度の国民健康保険事業の運営につきましても、引き続き、収支均衡が図れるよう収納率の維持向上、さらにジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の適正化や、また特定健診・特定保健指導の受診率、実施率の向上に取り組んでまいろうと考えておるところでございます。以上でございます。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ご答弁ありがとうございます。今まとめていただいたことでわかるように、平成28年度の値上げというのがとても大きかった。そのことによって国保の被保険者に対してとても生活の負担になったということも含めて、決算の上で平成29年度は引き下げにしたということで一定評価しているんですが、黒字分6,352万円というのは平成29年度、今年度の保険料の引き下げに使ったということでよろしいですか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君)この6月の運営協議会の資料につきましてご配付させていただいたとおり、その中でごらんいただけるように、黒字額につきましては繰越金といたしまして、昨日の補正予算におきましても歳入として組み込んでございます。その黒字額につきましては、料率算定に当たりまして加味した上で、保険料率の引き下げに役立てさせていただいたというところでございます。

以上です。

議長(坂上巴生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) ありがとうございます。6,352万円という大金、前年度の赤字が4,900万円、それも クリアした上で6,352万円積み上げていると。単純に言うと、被保険者数で割ると、被保険者数は 1万1,169人ですか、決算書を見て数を出すと1人当たり6万円ぐらいの金額になるんです。そう 考えると今回の引き下げがもっとあってもよかったのではないかというのも感じたんですが、今回 はそういったことで減額になったということでまとめておきます。

それから、統一化になりますと、こういった黒字分を次年度に保険料を引き下げるために繰り入れるということは可能なんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君)30年度に国保が都道府県化されることになります。したがいまして、会計の運営責任主体が都道府県に移ってしまいます。したがいまして、熊取町でかかった医療費は大阪府で責任を持ってお支払いいただく。熊取町が保険料として集めなければならない額については、年度当初に大阪府から積算された納付金、これだけ納めなさいという額をお納めするということで、その上で大阪府全体で収支均衡が図られるという状況になりますので、各市町村ごとでの収支というものではなくて、大阪府全体、財布が一つ大きくなると、そういうイメージで捉えていただければと思います。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)この間、統一化についてもずっと質問を重ねる中で、大阪府の動きが若干市町村の 意見を取り入れた動きに変わりつつあります。その中で、収支均衡で府から請求額というんですか、 上げる分は言ってくる中で、熊取町もそれに合わせて保険料を熊取町が決定すると。その中で保険 料が決まるわけですが、そのときに黒字は差異はないと、もうそういうことはこれからは生まれな いということをおっしゃったんですね、今の答弁では。そのようにとってよろしいですか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君)熊取町の中での収支というんではなくて大阪府全体で収支が図られると、 そういうふうにおとりいただきたいんです。熊取町は熊取町で例えば徴収を一生懸命に頑張って、 大阪府が想定した徴収率よりも高い収納率で収納できたという分については一定インセンティブと いう格好で熊取町のほうにも幾らか、全額ではなかなかないようなんですけれども、熊取町もその 分は別途基金なりの形で残しておくことができる、それを保健事業の財源として利用できると、そ ういうふうな状況になっております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) わかりました。保険料には充用はできないけれども、保健事業はありますもんね、まだ国保の中には。そういった部分で充用していくということで受けとめました。本来なら、保険料が高いんで保険料のほうにもことしのように充当してもらえたらと思ったんですが、そういう実態であるということを理解しました。

では、2つ目の質問に入ります。

高過ぎる国民健康保険料が問題になる中、国保の運営主体が来年4月、熊取町から大阪府に移行します。現在作業が進行中でありますが、進捗状況と熊取町の考え方をお伺いいたします。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君)次に、2点目の来年度、2018年度の大阪府統一化について、進捗状況と 熊取町の考えについてのご質問でございますが、平成30年度の国民健康保険の広域化に向けて、広 域化調整会議やワーキンググループで運営方針、あるいは府内統一基準などについて協議、検討さ れまして、8月29日に開催された第2回大阪府国保運営協議会では大阪府国民健康保険運営方針の たたき台が審議された状況でございます。また、9月下旬には法律に基づく市町村への意見聴取が 予定されておりまして、運営方針の素案の策定に向けて最終の検討がただいま進められておるとい うのが今の現状でございます。

そして、大阪府の2回目になります保険料率の試算につきましては9月をめどに公表される予定となっておりまして、公表されましたら、当然その内容につきましてはご報告をさせていただく予定でございます。

本町におきましては、町のホームページにその概要を掲載するとともに、関連する厚生労働省や 大阪府の情報が掲載されておるホームページが閲覧できるようにリンクを張らせていただいており ます。さらに、6月には全被保険者世帯へ29年度の保険料率を通知させていただいた際に、広域化 の概要のチラシ、これは厚生労働省がモデルを示しているものがあるんですけれども、それを同封 させていただいたところで、今後も、10月の被保険者証の更新など、郵送による個別の通知を行う 際などを活用いたしまして被保険者の皆様へ情報提供に努めてまいるところでございます。

あわせまして、大阪府主催の会議や阪南ブロック会議あるいは町村国民健康保険協議会におきまして情報収集を行うとともに、共通の課題等について要望を行うなど、連携を図っております。大阪府の検討状況や府内市町村の動向に注視いたしまして、被保険者の皆様に混乱が生じないよう、新制度への円滑な移行に向けた準備を引き続き進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたしまして、答弁といたします。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ご答弁ありがとうございます。29年度の保険料が今回引き下がったといことで、最初の粗い試算では驚くべき数字が上がって、熊取町は金額が統一化よりも下がるという、試算に値しないということを何度も言われているんですけれども、今回、29年度が皆さんの国保課の努力もあり、いろんな会計の結果で引き下げになったということで、30年度保険料についてはどのように推測されますでしょうか。

議長(坂上巳生男君)山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君)実は、きょうの朝一番にも大阪府の国保課に直接電話をかけて、試算値の状況を電話で確認を直接とってみたんですけれども、まだ大阪府も国に数値の確認をせなあかん部分があったりとかで、直接電話をかけておるんですけれどもなかなか情報も入れられないというのが今の正直な現状でございます。

第1回目の試算値につきましては先ほど江川議員ご紹介のとおりの結果になっておるんですけれども、あちらのほうにはご承知のとおり、国の追加公費が算定されていない。それと、あとまだ逆方向に働く経費の積み上げもされていない。なかなか試算値というには及ばない状態の数字でございました。それから、比較する各市町村の数字につきましても拾うところが市町村においてばらつきがあったというような状況で、第1回目の試算値については、言葉が適当かどうかは別としても、余り参考にならないという程度のもので、次の第2回目の試算値、我々も待っておるんですけれども、今先ほども申し上げたような現状です。何回も繰り返しになりますけれども、前回の試算値から次の試算値を見たときには、かなり状況が変わるのは確かだろうなというところでございます。

それから、29年度はおかげさまで保険料は引き下げできておりますけれども、30年度につきましては、すみません、本当に今時点、状況が不確かで見定めることはできないので、上がる、下がるというお答えはこの場ではできかねますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)わかりました。状況がわからない中で、もう日にちは迫っていますよね。そういう中で条例も含んだ全国的な動きであるので、情報というのをきちんと出してホームページに上げるということで、前回のようにちょっと待ってくれということではなく、すぐホームページに上げてくれるということなんで上げていただいて、本当にこの後、残る数カ月で4月実施です。本当にできるのか。そのときに突然すごい数字が出てきて、これはどうなんだということになったときにはきちんと住民の声を大阪府へ届けて、住民の立場に立って意見を申してほしいなと思っております。全国の動きの中で、追加公費と合わせて激変緩和措置の財政も投入が今考えられています。これは激変緩和なんで3年ぐらいで終わってしまうんでしょうけれども、やはりこれは続けて、保険料を抑えるために引き続き出してもらうようなことも含めて要望していただきたいなと思っております。それは数字が出てからの話になると思いますが、よろしくお願いします。

今までも国民健康保険にはるる意見を申し述べてまいりました。何度も何度もこの質問は言って きたのですが、ちょっと意見として言わせていただきたいので述べさせてもらいます。

社会保険には社会原理と保険原理というのがあります。社会原理とは、自己責任や相互扶助では 対応できない病気とか失業、老齢、障がいなどの問題に対して社会的な対応を行うもので、国庫負 担や事業主負担の根拠となります。一方、保険原理とは、保険の技術的側面に注目したもので、保険料を納めた者のみにサービスを提供するというものであります。民間保険は、この原理のみで運営されています。

自治体、熊取町は、国保料を滞納している住民に対して保険原理のみを強調する場面などが見られたように感じました、首かしげられていますが。ところが、社会保険において保険原理のみを強調するのは、やはり社会保険に対する正確な認識を著しく欠くことになってしまいます。自己責任や助け合いで対応できない問題に対する社会的対応策が社会保障です。自助努力や家族や地域の助け合いでも対応できないからこそ、公的責任で対応するという社会保障が生み出されてまいりました。先人たちによって積み上げられたものです。

新制度による値上げが来年度には予想されます。7月10日に厚生労働省は、制度移行に伴う保険料負担の急変が生じないように、激変緩和措置を求める通知を都道府県に出しました。当然であります。国保料はほかの税、社会保障よりもはるかに高額で、暮らしや命を脅かします。統一化に向けて、住民の側に立って切実な声を聞き、相談に乗れる体制と制度を府に求めていただきますように、よろしくお願いしておきます。

議長(坂上巳生男君)先ほど、江川議員の質問の中で1カ所数字を一桁間違っているんではないかと感じたんですが、理事者側から訂正がなかったもので、2016年度決算の黒字額6,800万円に対して1人当たりの黒字がたしか江川議員は6万円とかおっしゃいましたが、6,000円ですね。その点だけ確認させていただきます。山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君)すみません、数字の訂正はおっしゃられるとおりでございます。

それとあと、今、最後におっしゃられた熊取町としても社会保障の中の保険制度であるということ、これはもう十分認識して対応しております。この制度自体も、もちろんそういった社会保障であるという制度の仕組みが全て中身に組み込まれております。7割、5割、2割の指定された軽減を全て図っておりますし、必要な減免もさせていただいておりますので、それから徴収に対しましても懇切丁寧な対応をしてございますので、その点につきましては再度申し上げておきたいと思います。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) この間もそのやりとりを何遍もやっておりますので、理解しております。ぜひ、住民の生活に寄り添って、続けて相談し、対応していただくようにお願いしておきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目は防災関係でお伺いします。

9月1日は防災の日です。この夏も、これまで経験したことのない集中豪雨によって世界でも日本でも大きな被害をもたらされています。7月の九州北部大豪雨は、局地的大雨が地域を破壊し、甚大な被害を出しました。温暖化の影響による集中豪雨がいつどこで起きるかわからない状況であります。命と暮らしを守る防災と減災を考え、次の質問を行います。

まず、1つ目に、避難場所の確認、周知の徹底についてお伺いします。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)それでは、防災関係についてのご質問の1点目、避難場所の確認、周知の徹底 について答弁いたします。

避難場所や避難所等につきましては、本町の地域防災計画に定めておりますが、これらの避難場所や防災関連情報等が記載された防災マップを平成27年5月に各世帯に配布し、防災に関する知識・情報の普及、啓発等に努めているところでございます。また、この防災マップにつきましては、現在も転入者やお申し出いただいた方に配布しているほか、ホームページにおいても掲載し、防災関連情報等の周知徹底に努めているところでございます。

これに加えて、各自治会における自主防災組織の訓練等においても、小学校体育館等での実際の

避難所を想定した訓練や、お住まいの各地域から避難所までの避難路を点検、確認しながら避難を 行う避難訓練も実施いただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ご答弁ありがとうございます。

防災マップのこと、今何年とおっしゃっていましたか。ちょっと聞き逃しました。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)住民の方に配布させていただいたのは27年5月です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)わかりました。

私が見つけてきた防災マップ、これはそしたら1年古い分ですか。

(「いや、これです」の声あり)

13番(江川慶子君)これですか。

(「はい」の声あり)

13番(江川慶子君)わかりました。これを今も転入の方に配られているということでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)ご指摘のとおりです。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)わかりました。

まず最初に、避難所のことなんですが、先日の豪雨のときに南小と東小と避難所を開設されたんですが、そのときの状況はいかがだったでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)南、東と、それとあとふれあいセンターを福祉避難所として開設しております。 南、東とも、特に避難者はおられなかったです。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) ということは、南小も東小の体育館もふれあいセンターも、避難される方は1人も おられなかったということで理解させていただいていいですか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) お一方だけ男性の方がふれあいセンターにいらっしゃって、ある時間帯にもう お帰りになられたという、そういう意味ではお一人、男性の方いらしたんです。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) ありがとうございます。熊取の場合は大事に当たらなくて、とても助かったなと思っております。

これはことしではないんですけれども、今までに東小の体育館に一旦来られて、避難所の様子見て帰られたという方が何人かおられました。暑いときに空調施設もない、前回も何回も私が質問するときにお話ししたトイレです。体育館に隣接のトイレが洋式ではないので、高齢者や足の不自由な人はちょっと行きにくい、それでふれあいセンターを福祉避難所ということで、その後開設していただくようになったわけですが、今高齢者の方がふえているんで、そういったことも一つの、トイレが遠いだとか洋式化でないとか、あとプライバシーの部分でとても守られないというところで、避難所に本当に本気で行こうかというところまでにはまだ達していないように思われるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) 2点目のトイレの洋式化等も含めて、こちらを答弁させていただいてよろしいですか。

(「そうですね、はい」の声あり)

企画部長(貝口良夫君) それでは、2点目の備品、授乳室・救護室・相談室やトイレの洋式化について 答弁いたします。

本町の避難所については、指定避難所として町内8校の小・中学校の体育館を指定しており、また、ご質問の備品として、各グラウンドに設置している防災倉庫などに発電機や投光器を常備しているほか、ブルーシートや備蓄食料、非常用飲料水等の物資もあわせて備えているところです。

避難所となる体育館については、一つの広いフロアであることから、災害の状況に応じて、先ほどご指摘ありましたプライバシー等の関係からパーティション等を利用して授乳室や救護室、相談室などとしてフロアの活用を工夫したり、校内の使用可能な施設やスペースの利用についても適宜、学校施設管理者と協議の上、積極的に検討してまいりたいと考えております。また、要配慮者等配慮を必要とする場合などは、熊取ふれあいセンターを福祉避難所として開設し、同様に同施設内の利用に創意工夫を凝らしたいと考えております。

あと、避難所におけるトイレにつきましては、地震災害時等にあっては断水等により水洗トイレ が使用不可となることも想定されますことから、避難所生活者数を踏まえ、府の基準に基づき災害 時用のポータブルトイレを配置しており、洋式のものとなっております。また、断水等が発生して いない場合におきましては校内のトイレが利用可能でございます。

なお、各小・中学校のトイレの洋式化については、本議会での各質問の答弁のとおり、今後、順次計画的に対応していく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。

熊取町は災害が少ないということで、避難所を本当に必要があって活用したことが今のところ、 台風のときに1人、2人来られて、最初体育館にいていましたけれども、それも今ふれあいセンタ 一の活用になっているんで、本格的に利用したことはないと思うんですが、今まで全国でいろんな 災害の中でいろんな経験や工夫、いろんなことがかえられるというか、防災グッズにしてもアイデ アがいろいろ出ていると思うんです。そういったことを活用していくような取り組みということが これから必要となってくるんですが、その前に防災マップです。これ、平成27年5月で、今の新し い方にも配っていらっしゃるということで、これは私が見てもちょっと変えなあかんのと違うかな と思ったんですが、そこはどのようにお考えですか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)内容等も一部変更等になっておるようなところもございます。実は今、見直し作業を進めておりまして、来年度、これから当初予算の検討になりますけれども、できれば来年度 当初予算で措置して、年度が切りかわって早々に発注していきたいというふうに考えております。 以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)わかりました。ちょっと見たら、これは3日間の食料を置いておくことやとか、あとガスとか電気とかも今自由化になりまして電話番号の各欄も工夫せなあかんし、また広報にも書いていましたように、これを活用して家族がどこに避難したらいいのか、議会報告会でもよく聞かれるんです、自分のところはどこに行ったらいいのかと。それも含めて家族で確認して、集合できる場所だとかそういうことをぱっと見てわかるように、家族で話し合えるようなものにできて、しかも家族だけじゃなくて、地域でもこれが生かせるようなものになればいいなと思っているところです。来年度の当初に出すということなんで、その辺工夫して発行をよろしくお願いします。

それでは、次の質問に入ります。

警報の出し方、避難の仕方ということでお伺いします。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)続きまして、3点目の警報の出し方、避難の仕方についてでございますが、気象警報等発令に伴う避難関連情報や避難所開設情報等の住民の皆様への緊急伝達等につきましては、町内39局のデジタル防災行政無線や町ホームページ、フェイスブックの活用、また携帯電話への緊急速報メールの発信、各区・自治会長への電話連絡、広報車による周知など、適時適切な情報発信に努めているところでございます。

また、避難の仕方につきましては、住民の皆様が安全確実に避難いただけるように、自治会や自 主防災組織等における体制づくりに助言させていただくとともに自主防災組織の訓練などにおいて 周知啓発を図ってまいります。

なお、避難行動要支援者の方々につきましては、熊取町避難行動要支援者支援プランに基づき、 災害時に地域での支援を希望する方の名簿を作成し、地域の避難支援者等の協力を得ながら避難支 援等に対応したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。

続いて、4番目の答弁をお願いします。

地域防災計画の概要版で周知を求めますが、いかがでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)続きまして、4点目の地域防災計画の概要版で周知を求めるがいかがかについて答弁いたします。

まず、現行の熊取町地域防災計画につきましては、直近では平成27年3月に修正したものであり、本年度内をめどに目下、新たな修正作業を進めているところでございます。この地域防災計画の修正内容を踏まえながら来年度新たに防災マップを作成したいと考えており、この防災マップの裏面等を活用し防災情報や避難行動等を掲載することで、議員ご提案の概要版としての一定の役割も果たせるよう検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ご答弁ありがとうございます。防災マップに入れていただけるということですね。 前回、坂上議員が質問したときにはそういったご答弁じゃなかったんで、取り入れるということで、 わかりました。ありがとうございます。

自主防も地域にできてきておりますので、やはり一生懸命に取り組もうとしている住民の方がお られます。そういった方の力も発揮してやれるようなものができればいいなと思います。

それと、熊取町で自分たちのまちの過去の被害というのを今までどんなことがあったのか、水があふれるところだとか土砂が落ちてくるところとか、そういったことを地域のみんなで、自分の住んでいるところでどこが危険なんかということを被害を知ろうというか、そういったことやら、やはり安全な地域というのを日ごろからつくることが大事やと思っています。

それと、とてもトイレについても、食器やら防災グッズ、もうアイデアがネットでもかなりたくさんいろいろ出ていて、本当に被災した人たちが何に困ったか、そのときにサランラップでこうしたら食器を洗わなくて済んだよとか、トイレはこうしたら処理できるよ、においも出ないよとか、いろんなアイデアがいっぱい出ています。そういったことも含めたようなものができたらいいなと感じているところです。そういった先人の知恵も生かしたようなものがつくれたらいいなと思います。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)ご指摘の点、重く受けとめ、マップの作成に生かしてまいりたいと思います。 それと、先ほどの例えば熊取町の過去の被害であったりだとか、あるいは今サランラップであったりだとか、知恵といいますかアイデアとか住民の皆様で共有するということは、地域の防災力を 高めるという点でも非常に重要かと思います。そういった意味で、実は別の取り組みになるんですけれども、これは29年度の予算特別委員会でも意見・要望でたくさんいただいたんですけれども、各自主防がかなり立ち上がってまいりましたんで、今ご指摘のそういったアイデアとかいろんな知識とかを共有するという意味で、連絡協議会を今立ち上げる方向で準備しております。今月半ばに体育館で大規模な、各自主防の方々に入っていただいた訓練を予定しておりまして、その場でもそういったことを表明した上で、また正式に立ち上げていく動きがあるということ、その点で今のご指摘の点とかをまとめていければというふうに考えております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。

ちょっと通告にはなかったんやけれども、防災関係で一つお聞きしたいんですが、J-ALER Tです。今、ミサイルのことでとても日本を震撼しているような出来事があったんですが、熊取町ではああいったことに対しての対応というのはどのようになっていますか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)本町に限らず、全国的に国民保護計画というのを策定しておりまして、今年度、その見直し作業を進めておるところです。実際、一旦ミサイルが通過するとか、そうなれば国の内閣官房から総務省消防庁を通じてそういったJ-ALERTが鳴ると。実際に関係する都道府県のJ-ALERTが、先般のときは北海道、東北方面で、このあたりは鳴らなかったと思うんですけれど、それは国が中心となって対応していくような形で、場合によっては事態認定等があって、国民保護のそういった対策本部を立ち上げていって対応していくような流れになります。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) 国の外交というか政策にかかわることなんで、平和的解決を求めているわけなんですが、学校が休みになるのかとか、電車がとまったとかいろんな騒動がありましたので、住民にあらぬ心配をかけないような対応をよろしくお願いしておきます。

それでは、次の質問に入ります。

3つ目は、消防・救急についてお伺いします。

消防署が広域化され4年余りになりますが、状況を確認したいと思います。

1つ目に、車両の配備、職員数、決算額の推移を広域化する前の平成23年度から比較した表で回答を求めます。お願いします。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)表を事前に配付させていただいた、基本的にはその資料の内容のとおりでございます。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)表を見ましたところ、2つ感じたんです。

まず一つは消防職員数です。平成23年、24年、広域化する前は49名いた職員が25年、26年、現在では42名ということで、7名減になっております。

それから、消防費です。当初は一旦広域にしたときに負担金が安くなったんですが、これも年々上がってきております。この辺はどのようにお考えでしょうか。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君) 1点目の職員数ですけれど、確かに当初、単独での消防のときは定数50名で49 名ということで推移しておったんです。実は、25年度に前年の49名から44名と減っておると思うんですが、これは5名が本部要員ということで本署に異動しております。今まで総務的なそういった事務も熊取署でやっておったんですが、それが一元化されましたので、その担当がりんくうのほうの本署に移っておる、それが5名減の理由です。

それと、28年度で若干減っておるんですけれども、これは、平成28年4月1日から消防本部の指令センターの運用がスタートいたしまして、要は消防自動車であったり救急車の出動とか、その指令の事務もこれも一元化されまして、その運用のために一旦は5名減になった上で再任用の4名が配置されて、都合42名という形になっております。

それと、消防費が増嵩してきておることは熊取町としても懸念しておりまして、実はこのあたり、現在、組合消防の議会の議員として文野議員と坂上昌史議員に就任いただいておるんですが、実はそういったことも情報共有いただいて、今後、あり方について内部で整理して、あくまでも一部事務組合は別組織ですので、町として適正に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

そのための組織として、実は各首長をトップとする組合のあり方会議、要は消防組合のあり方を検討する組織も昨年にもう立ち上がっておりまして、もう数回、首長あるいは部長級、課長級の会議等、分科会等の課長級の会議、幹事会である部長級の会議等もありまして、こういったところで経費節減であったり、要は行革の話であったり人事的なこと、財政的なことを踏まえて、できるだけ負担金が何とかならないか、あるいは負担金の負担割合のことも含めて今議論している最中でございまして、そのあたり、精力的に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) わかりました。広域消防になると、より早く、より経費削減でということで当初導入されたと思います。その利点が生かされているのか、ちょっときょうは確認のため聞きました。 消防議会に行っている議員もメンバーにおりますので、そういったことで意見をまた言ってもらえたらなと思います。お願いしておきます。

通報から現場到着所要時間の状況はいかがか。平成15年度の消防年報では通報してから現地到着まで平均4.6分と書かれております。現在との比較をお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)貝口企画部長。

企画部長(貝口良夫君)本件につきましても、泉州南消防組合の業務に関する事項であるため、熊取消防署を通じてじかに消防本部指揮司令課に確認いたしましたところ、組合全体としては、災害発生時の119番通報覚知から各消防署へ出場指令にかかる所要の平均時間は、火災におきましては1分30秒、救急におきましては1分27秒と伺っております。

次に、現場到着の所要時間の状況ですが、119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間は、熊取消防署の救急活動におきましては平均6分42秒となっており、総務省消防庁の消防白書の統計によりますと、現場到着所要時間の全国平均は8分36秒と示されております。

また、消防活動に関しましては、消防白書において火災等の災害防止のため出火原因や火災の種別などの統計数値が示されているものの、ご質問の通報から現場到着所要時間に関する統計数値の把握はしていない、また泉州南消防組合においても集約はされていないと聞き及んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)ありがとうございます。

平成15年の消防年報には現地到着まで4.6分ということが、今は6分42秒ということで、ちょっと遅くなっているということですね、平均が。その辺も、住民が来てほしいときには1分が1時間ぐらいに感じるようなそんな気持ちというか、早く来ないかな、早く来ないかなというふうにお待ちしているんで、ぜひともここは改善してもらうようにお願いしておきます。

次、4つ目の質問させていただきます。

何度も申しわけありません。入学準備金の前倒し、もう本当に何回も聞いているんです。今回渡 辺議員も質問されているということで、一応聞いているんですが、一応答弁のほうお願いいたしま す。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君)ご質問は入学援助金を入学前支給ということですが、確認させていただいたと ころ、就学援助制度における新入学児童・生徒学用品費の入学前支給についてのご質問ということ ですので、答弁いたします。

渡辺豊子議員の一般質問の答弁と同内容になりますが、新入学児童・生徒学用品費の入学前支給の実施に当たりましては、まず、根拠となる課税情報についてどの基準、課税年度ですが、を採用するか、実際に入学前の支給後に町外へ転出されて4月に町立小・中学校に進学しなかった場合における一旦支給した就学援助費、新入学児童・生徒学用品費ですが、返還対応など、認定に際して公平な制度設計が肝要であると考えております。

新入学児童・生徒学用品費の入学前支給につきましては、引き続き周辺市町の状況を注視しつつ、これらの課題の整理の作業を行うなど、入学前支給の実施に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁といたします。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番(江川慶子君)前向きな答弁ということで受けとめました。

ちなみに、今、一旦申請があってから転出したケースというのはどのぐらいありますでしょうか。 議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) 今の制度においては、7月に支給しておりますので、もうその時点でのという ことで、その後とかで、入学前支給についてはもう一旦支給した方が転出されても返還はしており ませんので、ちょっと今、数はつかんでいないと思います。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) 申請の時期が変わってきますよね。早目にしないといけないですもんね、入学前になりますと。今までは入学してから申請という形だったんですね。

議長(坂上巳生男君)阪上教育次長。

教育次長(阪上清隆君) そうです。ちょっと入学の手続というか、入学の対象者の方には把握して送りますし、学校を通じてとかありますので、それが今の仮定の話なんですが、渡辺議員にも説明させていただいたときに、今の部分では、来年の3月に支給するとなれば1月ぐらいにはあれなんで、そういう形になります。

議長(坂上巳生男君)江川議員。

13番 (江川慶子君) 前回の質問のときにも言いましたように、予算はかからないですよね。同じだけの 予算で、早く支給するというだけのことで、初年度だけは2年分の補正が必要やけれども、早く支 給することによって住民にとってはとても助かると、新入生を持つ親御さんにとってはね。という 制度なんで、ぜひとも進めていただきたいと思います。

平成27年9月議会に住民から小・中学校の新入生の就学援助金の一部を早期に支援するよう求める請願が出されました。そのときに採択されたわけですが、反対された議員も2会派ですか3会派ですか、ございました。今回、その中でも早期に支給できるように要望するような質問がございましたので、ぜひとも支給をお願いしたいと思います。

今のお話は転出した住民からご意見いただいたんで、意見を言わせていただきます。 以上で、江川の日本共産党の会派代表質問を終わります。ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)以上で、日本共産党熊取町会議員団、江川議員の質問を終わります。 これをもちまして、会派代表質問を終わります。

議長(坂上巳生男君)お諮りいたします。議案第70号から議案第76号までの7件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本7件については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委

員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に議席1番 文野議員、議席4番 阪口議員、議席6番 鱧谷議員、議席7番 二見議員、議席10番 矢野議員、議席12番 河合議員、そして私、議席14番 坂上巳生男、以上7名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を決算審査特別委員会委員に選任 することに決定しました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法については、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

(「15時05分」から「15時15分」まで休憩)

議長(坂上巳生男君)休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長 に河合議員、副委員長に鱧谷議員、以上のとおりでございます。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第23 請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担 軽減を求める請願の件を議題とします。

本件の請願書の朗読をいたします。北川議会事務局長。

紹介議員は、江川議員、鱧谷議員、文野議員でございます。

くまとり社会保障推進協議会、会長、伊藤 守氏、事務局長、大浦正義氏より提出がございました。

それでは、朗読させていただきます。

国民健康保険の大阪府統一化に伴う国保料の負担軽減を求める請願。

請願趣旨

国民健康保険(以下、国保と省略)について、次の3項目を請願します。

- 1. 町は大阪府が推進する国保の大阪府統一化に伴う国保料の一方的な値上げに反対すること。
- 2. 町は国保会計の赤字補填や国保料軽減のため、一般会計からの法定外繰入を拡充すること。
- 3. 町は、医療費の拡大と国保料の値上げを抑制するため保健事業にいっそう力をいれること。 請願理由

「国民皆保険」の中で、国保は無職者・高齢者や非正規労働者、自営業者など社会的経済的弱者の多くが加入しており、「国保法」第1条は社会保障であると明記されています。近年、社会保障の削減が進む中でも、第1条は堅持されていますが、この趣旨に反し、国や大阪府の公費負担が抑制され、国保料が高額になり、庶民の暮らしと健康を圧迫しています。昨年の国保料10%余の値上

げは大きなショックでした。今年は10%余り引き下げられましたが、来年4月の大阪府下統一化により、2月公表の大阪府基準で試算すると13%の値上です。大阪府民・町民が分からない状況での一方的な保険料の値上げに町が無批判に追随することに反対してください。

府下の市町村は、一般会計から国保会計に総額・約260億円、「一人当たり平均1万円」の法定外繰入を行い、国保料の値上げを抑制してきました。来年4月から、大阪府は「法定外繰入の原則禁止」による国保料の高め設定を目指していますが、大多数の市町村は国保料値上げを抑制するために法定外繰入を継続する方向であり、原則禁止を強制できない状況です。

熊取町の国保加入者は、町民の4分の1ですが、いま加入していない方々も、全員が国保に加入します。町民の負担軽減をはかる上で、町の「一人当たり数百円の法定外繰入」は、余りにも貧弱であり、「府下平均」に一歩でも近づくように拡充してください。

さらに、大阪府は、医療費水準を考慮せず、所得水準だけを国保料の計算基準とするため、市町村の医療費削減の意欲が低下するおそれがあります。国保料が医療費とリンクしていることを認識し、医療費の不適切な拡大と国保料の値上げを抑制するため、町は保健事業にいっそう力を入れてください。

よって、上記3項目を請願します。

以上。

提出者は、ほかに208名ございます。

以上です。

議長(坂上巳生男君)以上で請願書の朗読を終わります。

本件は、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第24 請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険 料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願の件を議題とします。

本件の請願書の朗読をいたします。北川議会事務局長。

議会事務局長(北川雄彦君)請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願。

紹介議員は、江川議員、鱧谷議員、文野議員でございます。

請願代表者、くまとり社会保障推進協議会、会長、伊藤 守氏、事務局長、大浦正義氏ほか6名から提出されております。

国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の 公費による法定繰入を求める請願。

請願趣旨

町民の国保料負担を引き下げるため、町が他の市町村と連携して、H29年度では総額・約1億円、 1世帯当たり2万4千円になる賦課限度額を超える保険料を「低所得者の法定軽減」と同様に、国 と大阪府に対し、市町村の国保会計に公費を法定繰入することを求めるよう請願します。

請願理由

国保は、加入者の応能負担と応益負担を組み合わせて、公費負担によって支える社会保障制度です。さて、H29年度、年間所得・約600万円超える国保加入者3%の高所得者には、医療費54万円、後期支援分19万円、介護分16万円など、国と町は国保料の賦課限度額を設定しています。その賦課限度額を超える保険料の総額は約1億円です。その1億円を年間所得600万円未満の中間所得層Cと保険料軽減を受けている低所得者層DとEの庶民層の保険料に一世帯当たり平均・約2万4千円を応能負担として、加算・転嫁して、補填しています。この仕組みは、不公正・不合理であり大問題です。

表朗読は省略いたします。

一方、年間所得33万円以下の貧困層下には保険料の7割、低所得者層Dには5割、Eには2割な

ど「国の制度」として、低所得者の法定軽減があります。ここで軽減された保険料は他に加算・転嫁されず、国や都道府県が、国保会計に公費を法定繰入して、補填しています。従って、高所得者の賦課限度額の設定は「国の制度」であり、その制度によって不足する保険料は、法定軽減と同様に、国や大阪府が公費で国保会計に補填するべきです。この公費負担の拡充は、行政の公正・公平を維持し、庶民への国保料の過重負担を軽減して、社会保障制度としての国保を維持可能にする重要な国民的課題です。また、賦課限度額の値上げはすでに限界を超え、引き下げの必要性が大きく、公費負担の拡充はいっそう切実です。

よって、熊取町が他の市町村と広く連携して、国と大阪府に積極的に働きかけ、請願の趣旨の通り、実現するよう尽力くださるよう請願します。 以上。

議長(坂上巳生男君)以上で請願書の朗読を終わります。

本件は、議会会議規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(坂上巳生男君)以上で、本日の日程は終了しました。よって、本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。

(「15時24分」散会)

9月熊取町議会定例会(第4号)

平成29年9月定例会会議録(第4号)

月 日 平成29年10月4日(水曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

 1番 文野 慎治
 2番 重光 俊則
 3番 浦川 佳浩

 4番 阪口 均
 5番 坂上 昌史
 6番 鱧谷 陽子

 7番 二見 裕子
 8番 渡辺 豊子
 9番 服部 脩二

 10番 矢野 正憲
 11番 佐古 員規
 12番 河合 弘樹

13番 江川 慶子 14番 坂上巳生男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

長 藤原 敏司 副 町 長 中尾 清彦 長 教 育 勘六野 朗 企 画 部 長 貝口 良夫 企 画 部 理 事 東野 秀毅 務 和仁 総 部 長 南 兼財 政 課 長 民 長 総務部理 事 塩谷 義和 住 部 藤原 伸彦 健康福祉部長 小山 高宏 都市整備部長 泉谷 徹 上下水道部長 寛 会計管理者兼会計課長 中谷ゆかり 山戸 教 育 次 長 阪上 清隆

本議会の職員は、次のとおりであります。

議会事務局長北川雄彦

書 記 藤原 孝二

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について

議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)

議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成28年度能取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定について

請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願

請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定 繰入を求める請願

追加付議議案

議案第77号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第3号)

議員提出議案第5号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

議長(坂上巳生男君)皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

(「10時00分」開会)

議長(坂上巳生男君)本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君)それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月13日午後1時30分から及び9月29日午前10時から、委員7名全員出席のもとに議会運営委員会を開催し、平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案は、理事者提出議案として平成29年度熊取町一般会計補正予算(第3号)と、議員提出 議案として受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書の2件を追加議案と いたします。

本件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてでありますが、議案書の追加議事日程表のとおりといた します。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提 出議案1件、議員提出議案の意見書1件及び議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出に ついての件、以上3件を日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本3件を日程に追加することに決定いたしました。

議長(坂上巳生男君) それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件、日程第3 議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の件、以上3件を一括議題といたします。

本件は、9月7日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。佐古総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長(佐古員規君)それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託されました議案3件の審査を行うため、9月15日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席のもとに総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の件につきましては、 質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算 (第2号) の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第61号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第64号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これ にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第66号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これ にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第4 議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第5 議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第7 議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第8 議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、9月7日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されて

おります。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。 事業厚生常任委員会委員長(阪口 均君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、9月13日 午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもと、事業厚生常任委員会を 開催いたしました。

その結果について報告いたします。

まず、議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の件につきましては、活発な質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、 採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の件に ついて、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番 (江川慶子君) 議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例について、日本共産党を代表しまして私から反対の立場で討論します。

この議案は、身体障害者等医療費助成条例を重度障がい者医療費助成条例に改める、ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正、子ども医療費助成条例の一部改正、老人医療費助成条例の廃止と5つの条例改正が含まれています。子ども医療・ひとり親家庭医療の存続、DV被害者の対象拡大、難病患者の対象増など一定評価できるところもありますが、この改正により、65歳以上の老人医療費助成制度がなくなり、218人の方が対象から外れることになります。

また、自立支援受給者証や指定難病受給者証、結核患者証などをお持ちの方は、一定の制度はありますが、指定以外の歯医者や眼科、風邪などの通院は全て負担増になります。

また、経過措置が3年間ありますが、平成27年度実績をもとに計算すると、難病患者の方は年間8万円から9万円、結核患者は3万円、精神の通院の方は7万円の負担増となります。

よって、日本共産党熊取町会議員団としては、この議案について反対といたします。

議長(坂上巳生男君)次に、本件に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

8番 (渡辺豊子君) 私は、議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例について、熊取公明党を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

持続可能な制度構築の観点から、対象者、給付の範囲を真に必要な方へ選択と集中を行い、受益 と負担の適正化を図るために、今般、大阪府において福祉医療費助成制度、補助制度の再構築が決 定されました。それに伴い、本町においても制度全体を整備し、一本化した条例が提案されたもの と理解をいたしております。

まず、今回の制度改正において、今まで対象でなかった精神障がい者や難病患者の方も助成が受けられるように対象が拡充されました。また、ひとり親家庭では、対象外だったDV被害者も助成が受けられるように対象が拡充されました。重度の障がいの方は、年齢にかかわらず助成の対象となりました。子ども医療、ひとり親家庭医療については現行制度が維持されました。

以上の点から、今回の福祉医療費助成制度の改正は真に必要な重度の障がいの方に拡充するためであり、今後もこの制度全体を維持するために必要な改正であると理解をいたしております。

よって、本条例については賛成といたしますが、今回の改正により対象外となられる方もいらっしゃいます。3年間の経過措置がなされるようですが、対象外となられた方へのより丁寧な説明、対応をお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

それでは、議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の件を 採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第63号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第67号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第68号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第69号の件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第9 議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10 議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11 議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12 議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13 議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14 議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第15 議案第76号 平成28年度熊取町本道事業会計決算認定についての件、以上7件を一括議題といたします。

本7件は、9月8日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されて おります。本7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。河合決算審査特別委員会 委員長。

決算審査特別委員会委員長(河合弘樹君)それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月8日の本会議において本委員会に付託されました議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件ほか6件の審査を行うため、9月21日、22日及び26日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の中で出された意見、要望及び審査の結果について報告いたします。

まず、議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を 総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計 4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、質疑終了後に出された意見・要望を申し上げます。 まず、日本共産党熊取町会議員団代表からは、1、保育士など恒常的職務は正職員を基本とし、 適正な職員配置、計画的な職員採用に努められたい。非正規職員の賃金、研修等待遇改善を求めた い。

2、保育所については、新設認可保育所が安心のできる施設となるよう、指導・監督を継続されたい。公立保育所の役割を明確化し、必要な公立保育所を堅持すること。

- 3、学童保育については、児童数の増加に対応した施設整備を急がれたい。
- 4、学校施設については、トイレの洋式化、エアコン設置など早急に学習環境を改善されたい。 就学援助の支援については、新入生への入学準備金の貸与など、工夫されたい。
- 5、ひまわりバスは、駅前乗り入れなど、さらなる利便性向上に努められたい。バスカード割引制度も検討されたい。
- 6、小型不燃ごみについては、第5週に回収するなど工夫すれば、定期収集は可能である。ごみ減量化計画の中間見直しに合わせて、検討されたい。
- 7、住宅リフォーム補助は、地域経済の活性化に有効な施策である。28年度で終了となったが、 転入・定住促進のためにも復活を求めたい。
- 8、防災のまちづくりについては、耐震改修補助や除却補助のPRに努め、耐震化90%を達成されたい。自主防災に役立つ防災マニュアルを検討されたい。
- 9、安全第一の道路整備、交差点改良、歩道確保に努め、紺屋上橋、滑橋など危険箇所の改善を進められたい。
- 10、談合の損害賠償については、弁護士5名によるプロジェクトチームを設置し、作業が進められているが、明確な進捗が確認できない。具体的な提案もし、成果が得られるよう力を注がれたい。 次に、未来代表からは、1、経費削減への取り組みを強化してもらいたい。中でも委託費に関し、各部・各課を越えて町として横断的に取り組むように対応をしてもらいたい。
- 2、ひまわりバスの利用者をふやし、かかる経費の幾らかでも運賃で補塡できるよう努力してもらいたい。そのためには利用者の動向などを調査し利便性を高めてもらいたい。
 - 3、環境センターの夜間運転について費用を削減できないものか、調査研究をしてもらいたい。
- 4、各団体への補助金が適切に使われているのか精査し、削減できるものはないか検討してもらいたい。
 - 5、ゆめの森公園の夏季来園者増に早急に取り組んでもらいたい。
 - 6、トイレの洋式化を早く実現してもらいたい。
- 7、青少年派遣事業が特定の児童に限られた成果ではなく、より多くの児童に波及できるよう研究をしてもらいたい。
 - 8、学校教育として取り組んでいる事業の成果をわかりやすく示してもらいたい。
- 9、図書館での若者や子育て世代の利用者の増加対策として、館内BGMやカフェの導入等を実行してもらいたい。
 - 10、地方創生の取り組みをしっかり進めてもらいたい。
 - 11、シティプロモーションの一環として、近居支援の導入を検討してもらいたい。
- 次に、熊取公明党代表からは、1、徹底した自主財源の確保。一般会計歳入の約3分の1を占めている町税は自主財源の柱です。さらなる転入促進策の検討、転入増に取り組まれたい。また、広告収入、観光プロモーション事業やにぎわい創出につながるイベントの開催、あらゆる施策の拡充による収入増に積極的に取り組まれたい。
- 2、安全・安心で良好な教育環境づくりとして、普通教室への空調設備の導入、洋式トイレの設備など、国の補助金などを積極的に活用し、整備を図られたい。
- 3、児童福祉の充実。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として、宿泊や日帰りによる 産後ケア体制の構築を図り、産婦健康診査事業の取り組みを積極的に進められたい。また、出生時 に約90%の方が受けられる新生児聴覚検査の助成についても取り組みを進められたい。
- 4、学校教育の充実。児童虐待やいじめを断じて許さない環境づくり、他人を思いやる環境づくりを推進し、きめ細やかな相談体制に積極的に取り組まれ、児童虐待ゼロ、いじめゼロ、不登校ゼロを目指されたい。スクールソーシャルワーカーの小・中学校全校配置も検討されたい。また、放課後の子どもの安全な居場所づくりとして、放課後学習が全ての小学校で取り組まれるように支援されたい。国の改正に準じて、準要保護児童・生徒についても、新入学児童・生徒学用品費の入学

前支給の実施を図られたい。

- 5、健康づくりの充実。がん検診の受診率の向上に積極的に取り組み、早期発見・早期治療を推進するために、胃がんリスク検査補助事業や胃内視鏡検査の早期導入、30代女性への乳がんセルフチェックシート配布事業の導入を図られたい。児童へのがん教育についても取り組まれたい。
- 6、障がい者福祉の充実。手話言語条例の制定によるさらなる取り組みを展開されたい。また、 精神障がい者の方が障がいの有無に関係なく、お互いに人格と個性を尊重し合える取り組みとして、 地域での交流が展開できるよう支援されたい。
- 7、熊取アトムサイエンスパーク構想。大阪府、京都大学原子炉実験所と連携し、体に優しいが ん治療としてのBNCTの早期実用化に向けて、積極的に推進されたい。
- 8、損害賠償金や遅延損害金については、全額給付を獲得できるように積極的に取り組まれたい。 次に、熊愛の会代表からは、1、平成28年度に経常収支比率が99.9%となり、今後大きな改善対 策を図らなければ町の基金は数年後に枯渇する。また、経常収支比率の悪化の要因の一つには人件 費の増大がある。理事者の数が増加しており、嘱託職員・臨時職員も増加していることは、組織の 効率化やスリム化を考慮してこなかった影響である。早急に大幅な人件費抑制策を検討されたい。
- 2、草刈り、清掃等の作業委託契約に関しては、削減できる作業の検討と契約規模の拡大等による費用削減について詳細な見直しをしていただきたい。
- 3、熊取町への転入・定住のための施策としてシティプロモーションが行われたが、ターゲットと目的を明確にした活動とは言えないし、効果も不明確である。シティプロモーションを進める上で町のあるべき姿を明確にして、実りのあるシティプロモーション活動をしていただきたい。
- 4、学校のトイレの洋式化率が府下最低であることに対する町長や理事者の問題意識が低い。町のイメージに大きな影響を与えるものであり、早急な洋式化拡充に取り組むべきである。
- 5、小学校のエアコン設置で国の交付金が取れないのであれば、実施は見送るといった考えがトップにあるのは問題である。トイレの洋式化の推進とともに、熊取町のイメージに大きな影響を及ぼすものであることから町単費での実行も早急に検討すべきである。
- 6、夏季の永楽ゆめの森公園の来場者の減少に対する改善策がないのは、公園による町の財政負担をさらに大きくするもので、早急な改善策が必要である。
- 7、各地区の老人憩いの家は、各自治会の活動、福祉活動並びに災害発生時の中心的役割を果た す施設であり、早急な耐震改修を実施していただきたい。
- 8、熊取ブランド創生で、里芋コロッケの製造・配布が行われたが、いまだに事業化の姿が見えないのは問題である。見通しが立たないのであれば中止することも検討すべきである。
- 9、国際交流はミルデューラとの交流が主体であるが、小・中学生が外国人と接する機会をふやすために、町内の国際交流ボランティア団体と連携して、国際交流のために来日している外国人と交流できる行事開催を検討していただきたい。
- 10、小・中学校の教員は非常に努力されているが、教員の負担軽減のために部活動補助を含めた住民ボランティアや大学生の活用をさらに充実してほしい。そのために報酬の見直しも検討していただきたい。
- 11、町民がより熊取町を愛することができるように、小・中学生を中心に、「自慢できる熊取町の歴史」をまとめてほしい。
- 12、図書館を大人から子どもが日常的に活用できるよう入り口近傍を改装して、室内空間を拡張して大人や子どもがくつろげる喫茶やイベント開催スペースを確保してほしい。
- 13、現在の財政状況で、老朽化した施設の改修等について、教育委員会を含む全町で技術的に高度な施設の検討ができるファシリティマネジメントチームを設置すべきである。
- 14、一般ごみ処理施設の広域化の検討に当たっては、種々の選択肢とそれらに必要な費用負担見通しを検討し、町民が理解できる方針選定をしていただきたい。
 - 次に、新政クラブ・新守クラブ代表からは、1、転入・定住促進策。転入超過を目指し、新たな

インセンティブの導入、「ほほえみ子育て応援都市宣言」の確立。

- 2、学校教育。放課後学習のさらなる充実とクラブ活動支援として外部コーチ等の積極活用を拡大し「教育のまち・熊取町」の確立。
 - 3、「子育てしやすいまち」としてのブランド確立。
- 4、スポーツ推進。恵まれたスポーツ環境から、将来のアスリート創出や子どもの体力の底上げ、 高齢者の介護予防、地域活性化などを目的として、大学や各種団体、機関との連携。宿泊施設や国際規格に沿った施設導入等思い切った施策の実施。
 - 5、永楽ゆめの森公園。新たな町民才アシスとなる拠点形成の永続的な発展の推進。
 - 6、防災対策。車椅子でも利用可能な避難所への洋式トイレの配備。
 - 7、熊取アトムサイエンスパーク構想。BNCT実用化に向けて事業の加速的推進。
 - 8、サテライトオフィス設置によるベンチャー企業等の誘致・育成。
- 9、新耐震基準を満たしていない憩の家26カ所を素早く全て新耐震基準を満たすために、耐震診断を初めとする予算を来年度予算に反映すること。

以上の意見・要望が出されました。

その後、議案第70号について採決いたしました結果、議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳 入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上6件の審査を順次行った結果、質疑応答があり、その後に出された意見・要望を申し上げます。

まず、日本共産党熊取町会議員団代表から、国民健康保険特別会計については、国保料の大幅引き上げ、高額薬価の引き下げなどにより、28年度決算については単年度では1億円を超える黒字となった。実質収支6,300万円の黒字と幾つかの要因で、今年度は10%を超える国保料引き下げとなっている。

来年度からの広域化によって、統一保険料となれば再び値上げとなる可能性が高い。広域化に当たっては、保険料の抑制が実現できるよう大阪府に要望されたい。

資格証明書や短期証の発行は極力抑え、きめ細かい納付相談、減免制度の拡充を求める。生活に 影響を及ぼす差し押さえはやめられたい。

介護保険特別会計は、新しい総合支援事業において、要支援の方々が必要なサービスを受けられない事態が生じないよう最善を尽くされたい。地域包括支援センターと連携をとりつつ、町の公的責任で、安心のできる相談体制を維持されたい。また、保険料減免制度の周知に努め、利用料減免も検討されたい。

墓地事業特別会計については、指定管理事業者への墓苑と公園の一体的な管理の移行が予定されている。墓地利用者が安心して利用を継続できるよう、管理事業者、公園担当課と調整しながら運営に努められたい。また、共同墓の設置も検討されたい。

水道事業会計、下水道事業特別会計については、低所得者などへの減免制度を検討されたい。水道水の安全性のPRに努め、引き続き耐震管路への更新に努められたい。また、下水道整備完了地区における水洗化促進に努め、未整備区域については国の交付金を活用しながら整備促進に努められたい。

次に、熊取公明党代表から、下水道事業特別会計については、実質収支4万9,000円の黒字となりました。下水道整備は10.9~クタールの整備、人口普及率では1.4%上昇し、79.7%となり、水洗化率は93.4%となった。

平成29年度中に取り組んでいる事業認可区域拡大を含めた事業計画変更については、普及率や使用料が拡大するように積極的に取り組みを進められたい。

また、平成30年度から予定されている公営企業会計への移行については、滞りなく取り組まれるよう要望する。

国民健康保険事業特別会計については、実質収支6,352万6,000円の黒字となりました。歳出において、社会保険への加入要件の緩和に伴う被保険者数の減少や高額な薬剤の薬価改定などの影響もあり、保険給付費が減少しましたが、今後も高齢化の進行や高度医療技術の進歩に伴い、引き続き特定健診、特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など医療費抑制に積極的に取り組まれたい。

また、平成30年度より国民健康保険事業の主体が都道府県化される。保険者努力支援制度による 支援を適用されるように健康ポイントアップ事業等の健康づくりや医療費適正化に積極的に取り組 まれたい。

介護保険特別会計については、被保険者数は前年より300人ふえ、要支援・要介護認定者数は 年々増加している。今後も介護予防・日常生活支援総合事業に積極的に取り組まれ、高齢者の方が 住みなれた地域で安心して暮らすことができるように地域包括ケアシステムの構築に計画的に取り 組まれたい。

水道事業会計については、14年連続の黒字決算で、12年連続で利益剰余金を計上している。今後 も耐震化等の整備を進めながら、引き続き、経営の合理化・効率化に努め、将来にわたって安定的 かつ持続的に安全でかつ低廉、良質な飲料水を供給できるように取り組まれたい。

以上の意見・要望が出されました。

その後、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号及び議案第76号について順次採決した結果、議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、 対象数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、 賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成 多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成 全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案の とおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第70号から議案第76号までの7件について、一括して討論を行いたいと 思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号から議案第76号までの7件について、一括して討論を 行います。

初めに、本7件について原案に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君)日本共産党熊取町会議員団を代表しまして、熊取町平成28年度一般会計決算及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の3つの特別会計の決算に対し、反対の立場で討論いたします。

まず、一般会計ですが、財政の硬直化を示す指標である経常収支比率は前年度より5.9ポイント伸びて99.9%となりました。これは、町税収入が5,400万円減少しているにもかかわらず、経常一般財源として国から入ってくる地方消費税交付金などが1億5,000万円余り減少し、同時に、本来は財源不足を補うはずの臨時財政対策債を含む地方交付税額も約8,400万円減少するという厳しい歳入環境のもとでの決算であったと言えます。歳出面では、藤原町長の意思が示された最初の年度であり、補正予算において、ひまわりバスの土日祝日運行やコミュニティソーシャルワーカーの1名増員など、さまざまな施策が実行に移されました。同時に、退職手当など人件費の上昇や扶助費の増加も影響し、結果として経常収支比率の上昇につながりました。国からの財源が大きく落ち込んでいるもとでの住民福祉向上のための施策実現による結果であると言えます。今後は、ふるさと応援基金を有効に活用しながら、経費節減と自主財源確保を計画的に進めることを願い、一般会計認定に反対の理由を述べます。

まず第1に、国民健康保険会計への一般会計からの法定外繰り入れを罪悪視する姿勢であります。 昨年の決算委員会や請願の審議の中でも大きな問題となりましたが、理事者側の姿勢は、国保料軽減や赤字補塡のための繰り入れは一切認めないという姿勢に終始し、法定外繰り入れという言葉を使うことすら否定するようなありさまでした。来年度から大阪府国保として広域化されますが、各自治体の努力で保険料軽減や減免制度の拡充などに充てられている一般会計からの繰り入れを一律に否定すべきではありません。国・府に対する財源要求を強めながら、必要な法定外繰り入れは認めるべきであります。

第2に、臨時職員、嘱託職員など非正規職員の比率の高さであります。職員数の割合では非正規職員が53%を超えています。職員の採用は実施しているものの、それを上回る退職者が出て、非正規職員や再任用職員で補充する傾向が強まっています。行政需要が高まっているもとでの正社員の比率の低下は大きな問題だと考えます。

第3に、学童保育の大規模化に伴う施設整備のおくれであります。平成28年度は指定管理へ移行するための準備期間でありましたが、子どもたちが安心して過ごせる環境を保障するのは熊取町の責任です。

以上が一般会計決算認定に反対する理由です。

次に、国民健康保険事業特別会計です。

一般会計で述べた理由に加え、大阪府の広域化方針に全く従順で、自治体独自の減免制度や保険料の決定権を放棄する姿勢も納得できません。保険料滞納者への短期証、資格証明書の発行や差し押さえの執行も問題です。滞納者の生活実態をよく調べ、粘り強い納付相談と分割納付や減免適用も求めてまいります。

後期高齢者医療特別会計については、制度の開始から9年が過ぎましたが、保険料は上がる一方で、所得割の料率は約20%も上昇しています。国保とは別制度となっているため、健康診査はあっても町の特定健診は受けられません。脳ドック補助もありません。このような高齢者差別の後期高齢者医療に反対いたします。

介護保険特別会計ですが、平成28年度は、要支援の方々を介護保険サービスから締め出すような総合事業への移行が準備された年でした。新事業を選択した事業者の方々も大変苦労されております。高過ぎる介護保険料に加えて、利用料負担の大きさも問題です。平成27年8月から、制度改正によって特養に入所した場合の配偶者の所得要件が厳しくなり、負担限度額認定の対象外となるケースがふえております。介護保険制度の問題ではありますが、利用抑制がどんどん進行している介護保険会計に反対いたします。

以上をもって、日本共産党熊取町会議員団の反対討論といたします。

議長(坂上巳生男君)次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。二見議員。

7番(二見裕子君)熊取公明党を代表しまして、議案第70号から議案第76号までの平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の認定につきまして、総括的に賛成の立場で討論をさせていただきます。まず、平成28年度の一般会計におきまして、実質収支は約5,179万円の黒字となりましたが、経常収支比率は99.9%と財政の硬直化を示しています。歳入において、一般会計歳入の約3分の1を占めている町税が所得減税や土地価格の下落などにより前年度に比べ1.3%減少しており、財政調整基金から3年連続で繰り入れるなど、非常に厳しい決算となりました。町税の徴収率は平成28年度96.4%となり、前年度より0.5ポイントの上昇となり、平成17年度以降12年連続して徴収率が向上し続けていることは評価するものです。今後においても、さらなる自主財源の確保の推進に取り組まれることを望むものです。

歳出面では、町内全小・中学校施設の非構造部材耐震化や太陽光発電設備の整備完了などにより 投資的経費が減少したものの、人件費や扶助費といった義務的経費が増加しており、今後の行政改 革を望むものです。

施策の取り組みについては、「住んでみたい・住んでよかったまち"くまとり"」を実現するため、まず子育て支援の充実については、不妊・不育治療費助成制度の創設や産後2週間サポート事業を開始するなど、妊娠・出産期から切れ目のない支援を充実されました。

また、教育については、教育環境の充実として、中学3年生普通教室へ空調設備を整備されたことに加え、スクールソーシャルワーカー、外国人英語指導助手をそれぞれ増員するなど評価するものです。今後は、国の補助金等を活用し、全小・中学校への空調設備の導入とトイレの洋式化にも積極的に取り組まれるように望むものです。

そして、国の地方創生加速化交付金を活用し、新たなシティプロモーションの動画や情報誌を作成し、本町の魅力を発信しました。

道路整備については、町道小谷穴釜線道路改良事業や町道野田中央線交差改良事業、熊取町道路 橋梁長寿命化修繕計画に基づき老朽化対策を実施するなど、道路施設の長寿命化に向けた取り組み は評価できるものです。

このほか、各小学校校区に計10台の防犯カメラを設置、全消防団の分団器具庫の耐震化に向けた 設計業務を実施するなど、安心・安全なまちづくりの推進の取り組みは評価できるものです。

なお、今後におきましても、厳しい財政状況でありますが、持続可能な行財政運営のため、さらなる転入・定住促進の拡充に全力で取り組んでいただきたいと考えております。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

平成28年度実質収支は4万9,000円の黒字です。28年度に10.9へクタールが整備され、人口普及率は79.7%となりました。国の補助金を活用し、長寿命化に取り組まれています。また、受益者負担金、下水道使用料における収納率は、いずれも高い水準を維持されています。

平成29年度中に取り組んでいる事業認可区域拡大を含めた事業計画変更については、普及率や使用料が拡大するように積極的に取り組みを進められたい。また、平成30年度から予定されている公営企業会計への移行については、滞りなく取り組まれることを望むものです。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。

平成28年度実質収支は6,352万6,000円の黒字です。被保険者数は減少していることで保険給付費の総額は減少しているものの、今後も高齢化の進行や高度医療技術の進歩に伴い、引き続き、特定健診・特定保健指導の受診率の向上、ジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費抑制に積極的に取り組むことを望むものです。

また、平成30年度より国民健康保険事業の主体が都道府県化されます。保険者努力支援制度による支援を適用されるよう、健康ポイントアップ事業等の健康づくりや医療費適正化に積極的に取り組むことを望むものです。

次に、介護保険特別会計についてであります。

平成28年度実質収支は6,294万3,000円を確保していますが、団塊の世代の全てが75歳以上の高齢者となる2025年に向け、今後ますます要介護・要支援認定者の増加が見込まれます。高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう地域包括ケアシステムの構築に計画的に取り組み、介護予防、自立支援を促す事業の推進や介護給付費の適正化の取り組みにより、今後も持続可能な財政運営が実施されるように望むものです。

最後に、水道事業会計についてであります。

水道事業会計については、14年連続の黒字決算で、12年連続で利益剰余金を計上しています。平成28年度においては、人口減少化に対応すべく給水人口等の事業認可変更を行うことにより、平成30年度からは国の交付金の活用を可能としたことは評価できるものです。

今後においても、熊取町水道事業ビジョンに基づき計画的な施設整備を進め、より一層の経営の 合理化、効率化に取り組まれることを望むものです。

以上、賛成討論とさせていただきます。

議長(坂上巳生男君)次に、本7件について原案に反対の方の発言を許します。文野議員。

1番(文野慎治君) 熊愛の会を代表して、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定に関して反対討論を行います。

28年度決算で最も評価すべき事項は、ふるさと応援寄附金が約2億7,000万円ふえて約4億円になったことで、謝礼品の拡充やPRといった取り組みがもたらした非常にすばらしい成果だと言えます。しかしながら、平成28年度一般会計は平成27年度と対比して、人件費が約1億900万円、退職手当が約4,000万円、扶助費が約4,400万円、繰出金が1,200万円増加しましたが、町税は約5,400万円、交付金は1億5,100万円、地方交付税と臨時財政対策債は約8,400万円減少し、28年度の経常収支比率は99.9%となりました。これは、過去最悪の平成18年の98.3%を大幅に上回る値であります。

藤原町長は、身を切る改革と身の丈に合った財政運営を公約に町長になられ、ご自身の退職金を廃止し、給料を20%カットされました。しかし、この議会での28年度主要施策の成果報告の中に記載されている具体的な財政改革の成果は、これだけしかありません。28年度の決算で財政状況を悪化させた最も大きな要因は人件費です。平成27年度から28年度にかけて正職員数は増加しており、嘱託員、臨時職員も増加しています。さらに、議会対応の理事者数も増加しています。身の丈に合った財政運営とするための具体的な改善方策や取り組みが何も示されていません。

なお、決算審査特別委員会で指摘した議会出席の理事者が本日の本会議は大幅に削減されている ことは評価し、今後もこの姿勢を続けていかれることを望むところであります。

人件費以外においても、業務のムダ・ムリ・ムラをなくする分析と改善の取り組みが必要ですが、 具体的な方策も方針も示されていません。さらに、小・中学校のエアコン設置や学校トイレの洋式 化といった町の重要なイメージを形成する政策を軽視してきたことが、周辺自治体に比べて熊取町 は国の補助金等の獲得におくれをとったと思います。これらは、現在の熊取町の財政状況に対して、 町長を初めとした幹部に危機感がないことのあらわれだと理解せざるを得ません。このままいけば、 第3次行財政アクションプラン(素案)に示されたように4年後には基金が消滅してしまいます。

第3次行財政アクションプラン(素案)の主要改革項目において、5番目が受益者負担の適正化として、施設の使用料、手数料、保育料、下水道使用料といった住民負担の増加が挙げられており、その後の6番目に人件費の見直し、7番目が効率的な組織機構への見直しとなっています。これらの改革項目は順序が逆で、まず経費の削減に取り組むべきで、最後の手段として住民負担の見直しが来るべきだと私たちは思います。このことがまさに、28年度の決算を導いてきた町長を初めとした幹部に危機感がないことを無意識にあらわしているものにほかならないと私たちは考えます。

30年度の予算編成と第3次行財政アクションプランの策定が住民重視で危機感を持って実行されることを切望して、28年度一般会計の決算は不認定の立場といたします。

以上で、熊愛の会の反対討論を終わります。

議長(坂上巳生男君)次に、本7件について原案に賛成の方の発言を許します。阪口議員。

4番(阪口 均君)未来を代表して、平成28年度各会計歳入歳出決算認定に関して賛成討論を行います。

一般会計においては、ふるさと応援寄附を大幅に拡大したこと、英語指導助手の増員により小・中学生への英語教育を充実したこと、中3の普通教室へ空調機器を設置し教育環境を整備したこと及びタピオステーションの立ち上げ支援の事業をしたこと等を評価する。しかしながら、実態としては経常収支比率が99.9%と悪化、このまま手を打たなければ毎年7.8億円の財源不足となり、財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金を全て取り崩しても平成32年度の実質収支は赤字となる、このような状況まで来ていることを大いに反省し、改善してもらう必要がある。今から平成30年度の予算策定作業に入っていくと思うが、今決算審査で指摘を受けたことを十分に反映し、予算組みに当たってもらいたい。とりわけ歳出については、過去踏襲型の前年ベースではなく、縦割り組織の弊害を排除した上でゼロベースで組み立て直すことを強く期待する。

その他、下水道事業特別会計では、順調に下水道整備事業が拡大している。今後も交付金の獲得に努め、下水道普及率を高めることを期待する。同時に、整備完了地域の利用度も高める必要がある。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計については、これからますますそれぞれの事業費が大きくなっていくが、国・府への働きかけや住民の医療依存度が下がるような事業の拡充及び健康意識が高まるような啓蒙活動を進めることを望む。

以上で、未来の賛成討論を終わります。

議長(坂上巳生男君)ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終わります。

それでは、議案第70号から議案第76号までの7件について、順次採決を行います。

まず、議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 9名)

起立多数であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしま した。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立. 13名)

起立全員であります。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認 定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

議長(坂上巳生男君)次に、議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 11名)

起立多数であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(坂上巳生男君)次に、議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定についての件を採決 いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 13名)

起立全員であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

議長(坂上巳生男君)次に、日程第16 請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担 軽減を求める請願の件及び日程第17 請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保 険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願の件、以上2件を一括議題といたします。

本件は、9月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。事業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。阪口事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(阪ロ 均君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月8日の本会議において本委員会に付託されました請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願の件ほか1件の審査を行うため、9月13日開催の事業厚生常任委員会に、紹介議員及び請願代表者の出席のもと、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願につきま

しては、質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

次に、請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願につきましては、質疑応答はなく、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長(坂上巳生男君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)私は、請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める 請願について、熊取公明党を代表いたしまして反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由は3点あります。

まず、1点目は、請願趣旨の1項目めに「大阪府統一化に伴う国保料の一方的な値上げに反対する」とあります。請願理由で、2月公表の大阪府基準で試算すると13%の値上げとなるとのことですが、2月公表の保険料は粗い試算で、国の交付金も算定されていません。正確性に欠ける数値をもとに値上げと判断するのはいかがなものかと考えます。

2点目は、2項目めに「国保会計の赤字補填や国保料軽減のため、一般会計からの法定外繰入を拡充すること」とあります。熊取町は、赤字補填や国保料軽減のための一般会計からの法定外繰り入れは行っていません。府内でそのような繰り入れを行っているのは15市町です。請願理由に大多数の市町村は繰り入れを継続するとありますが、府内43市町村中の15市町で、大多数の市町村とは思えません。また、大阪府はそのような市町に対して、激変緩和のために6年間の経過措置を設けているようです。継続ではなく経過措置によるものと判断をいたします。また、国保加入以外の住民の皆様からは、医療保険の保険料で国保への支援分として負担をしていただいております。さらに一般会計から繰り入れを行うことは、2重の負担になるのではないかと考えます。

3点目は、最後に、大阪府は医療水準を考慮せずに所得水準だけを国保料の計算基準としている とありますが、熊取町は医療水準が高いとのことなので、医療水準を考慮すると保険料が上がるの ではないかと考えます。

以上の3点の理由を述べまして、反対討論とさせていただきます。

- 議長(坂上巳生男君)次に、本件に賛成の方の発言を許します。鱧谷議員。
- 6番(鱧谷陽子君)日本共産党熊取町会議員団を代表し、国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の 負担軽減を求める請願に賛成の立場で討論いたします。

まず、保険加入者の約44%が無職、約34%が非正規雇用などで、約8割の世帯が所得200万円以下です。年間所得をもとに他の被用者保険と比べると、国保9.9%、協会けんぽ7.6%、組合健保5.3%となり、組合健保の42%の所得しかない国保加入者が組合健保加入者の約2倍の国保料を負担しております。また、国保加入者は高齢者が多く、60歳から65歳の方々が約半数を占めております。高齢者が多いため医療費が高くなります。必要な医療費を加入者に負担させる仕組みであるため保険料は高くなり、保険料を滞納せざるを得ない人を生み出し、滞納がふえるとまた保険料が高くなり、国保が貧困を拡大しています。そのような中、全国の市町村では法定外繰り入れが行われています。

今、財政運営が都道府県に移ることを踏まえ、法定外繰り入れをなくそうという動きもありますが、厚生労働省は法定外繰り入れの廃止を求めてはいません。都道府県知事宛てに、一般会計からの繰り入れについては適正に行うこととしています。

法令根拠や財源補塡もない法定外繰り入れですが、全国市町村では約3,900億円も繰り入れがされています。国民健康保険料は限界を超え、これ以上の増大は収納率の低下や加入者の生活困窮を生み、国保に加入しない無保険者の増大などで国保制度を解体させていきます。法定外繰り入れは、本来は法定外ではなく、国保負担や法定内で対応すべきものと考えますが、皆保険制度を維持するために市町村がやむを得ず行っているものと言えます。府下でも約260億円、1人当たり平均1万円の法定外繰り入れが行われています。府下統一化に伴う値上げに反対するとともに、限界を超えている保険料を下げるために府下並みの法定外繰り入れをすべきです。

また、統一化に伴い、市町村の医療費削減の意欲が低下するおそれがあります。保健事業に対する一層の努力を求めて、賛成討論といたします。

議長(坂上巳生男君)次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で請願第2号についての討論を終わります。

(重光俊則君退場)

それでは、請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立 3名)

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。鱧谷議員。

6番(鱧谷陽子君) 先ほど、私、60歳から75歳の方が半数と言うべきところを60歳から65歳と発言しま した。訂正させていただきます。

(重光俊則君入場)

議長(坂上巳生男君)次に、請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願の件について討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。渡辺議員。

8番(渡辺豊子君)私は、請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪 府の公費による法定繰入を求める請願について、熊取公明党を代表いたしまして反対の立場で討論 をいたします。

国民健康保険制度における保険料の負担については、負担能力に応じて応分の負担を求め負担の公平性を確保していますが、受益との関連において、相当の高所得者であっても青天井に保険料を賦課するものではなく、限度額を設定いたしております。請願理由にある中間所得層への負担軽減を図るために保険料の賦課限度額の引き上げが行われてきたと理解をいたしております。

請願趣旨に、国や大阪府に対し公費を法定繰り入れすることを求めるとありますが、現在、繰り入れは法に定められていないので、法定繰り入れということ自体について理解しかねます。

また、国保会計には現在も国からの補助、また、それとあわせて他の医療保険の保険料から支援 分として負担をしていただいております。他の公費となると消費税かと思いますが、今、国では消 費税を8%から10%に引き上げた場合の社会保障費の使い道について議論されているところであり、 国保にのみ消費税を使うのは考えがたいかと思います。

以上、制度上理解できない理由を述べまして、本請願への反対討論といたします。

議長(坂上巳生男君)次に、本件に賛成の方の発言を許します。江川議員。

13番(江川慶子君)請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願について、日本共産党熊取町会議員団を代表しまして私から賛成討論を行います。

この請願は、高い国民健康保険料をいかにして引き下げできるか、くまとり社会保障推進協議会で学習し、話し合われ、意見をまとめられ、本会議に提案されたものです。我が会派といたしましても、この住民団体の出した新しい賦課限度額についてのこの請願については、初めは驚きましたが真摯に受けとめました。

これまで我が会派は、賦課限度額引き上げに反対してまいりました。それは、年々上がる保険料について歯どめをかけるためであります。当初は賦課限度額の引き上げで中間所得者の保険料が減額になると説明がありましたが、ふたをあけると、保険料率決定に伴い年々保険料の引き上げが続いていたからです。今回この請願は、その矛盾を解消するための一つの提案だと思います。賦課限度額を超える保険料は国や府から補塡することにより、中間所得者への保険料の負担軽減となります。

来年から国民健康保険制度は大阪府統一化となります。住民の皆さんがいかに保険料負担を引き下げるかと学習し提出されたこの請願については、日本共産党熊取町会議員団として賛成といたします。

議長(坂上巳生男君)次に、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。重光議員。

2番(重光俊則君)熊愛の会を代表しまして、国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国 と大阪府の公費による法定繰入を求める請願に関して賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険料は、加入者の応能負担と応益負担と公費負担によって支えられています。応能負担分に関して、低所得者の7割、5割、3割の軽減額分は保険基盤安定制度による公費で補塡されています。ところが、賦課限度額を超える部分、熊取町では約1億円分となりますが、中間所得者から徴収することで負担することになっており、中間所得者の保険料が大幅に増加します。その額は、熊取町の場合、平均で約2万4,000円になります。本来、公平な負担を目指して応能負担制度が設けられておりますが、その収納不足分を中間所得者層に押しつけることは、税を含めた応能負担の公平さを崩すことになります。

応能負担原則について、「知恵蔵」に以下の内容が記載されています。「租税は各人の能力に応じて平等に負担されるべき、という租税立法上の原則。この考えは憲法13条、14条、25条、29条から導かれる負担公平の原則である。例えば、所得課税では、高所得者には高い負担、低所得者には低い負担を課す。また、同じ所得でも、給与所得などの勤労所得と利子・配当・不動産などの資産所得とでは、質的に税負担能力が違うので、前者には低負担を、後者には高負担を課す。さらに、憲法が意図する最低生活水準維持額を侵す課税も許さない。しかし、近年の税制は法人税率の引き下げ、所得税・住民税、相続税・贈与税の最高税率の引き下げ、消費税率アップなど、負担公平原則とは逆方向に進んでいる」、こういう記載があります。このことからも、国民健康保険の賦課限度額を超える部分は国と府が負担すべしとするこの請願は、公平な国民負担をより明確にしようとする画期的な提案であり、熊愛の会はこの請願に賛成します。

以上で、熊愛の会の賛成討論を終わります。

議長(坂上巳生男君)ほかに討論される方はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で、請願第3号について討論を終わります。

それでは、請願第3号 国民健康保険(国保)の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立 4名)

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第1 議案第77号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野企画部理事。

企画部理事兼財政課長(東野秀毅君)それでは、議案第77号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第 3号)につきましてご説明申し上げます。

なお、補正予算の内容につきましては、衆議院の解散に伴う総選挙の執行経費の補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

議案書の1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億187万3,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、款 府支出金、項 委託金、目 総務費委託金の衆議院議員選挙費 委託金1,260万5,000円の増額につきましては、衆議院議員選挙に係る経費に対する委託金でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

款 総務費、項 選挙費、目 衆議院議員選挙費の衆議院議員選挙運営事業、投・開票管理者等 報酬102万5,000円の増額につきましては、投票管理者、開票管理者等の報酬でございます。その次 の超過勤務手当404万円の増額につきましては、投票、開票の事務従事者分などでございます。次 の休日給6万3,000円の増額につきましては、事務局職員分でございます。次の管理職員特別勤務 手当62万9,000円の増額につきましては、投票、開票事務に従事する管理職分でございます。次の 臨時雇賃金161万円の増額につきましては、選挙関連事務補助分でございます。次の報償金1万 5,000円の増額につきましては、点字投票を判読していただく方と手話通訳者への報償金でござい ます。次の謝礼品費1万7,000円の増額につきましては、ポスター掲示場などの借り上げに係る謝 礼品費でございます。次の消耗品費19万5,000円の増額につきましては、投・開票所用及び選挙事 務用品を計上しております。次の食糧費17万3,000円の増額につきましては、投票管理者等の賄い でございます。次の通信運搬費238万1,000円の増額につきましては、入場整理券郵送代などでござ います。次の投票所照明仮設料21万6,000円の増額につきましては、3カ所の投票所などの照明仮 設料でございます。次の計数器等調整手数料20万2,000円の増額につきましては、計数器、交付機 等の調整に係る経費でございます。次の機械器具借上料3万6,000円の増額につきましては、携帯 電話の借上料でございます。次の投票所借上料3万3,000円の増額につきましては、各地区の公民 館を投票所として借り上げる経費でございます。次の個人演説会場借上料2万6,000円の増額につ きましては、指定演説会場の借り上げに係る経費でございます。次の庁用器具費194万4,000円の増 額につきましては、国民審査投票読み取り集計機を購入するものでございます。

続きまして、10ページからの補正予算給与費明細書でございますが、こちらにつきましては、先

ほど申し上げました投・開票管理者報酬、超過勤務手当、休日給の補正に伴うものですので、説明 を省略させていただきます。

なお、衆議院の解散に伴い速やかに選挙事務の準備に取りかかる必要があったため、ポスター掲示場設置等委託料や入場整理券等の印刷製本費など、予算ベースで総額599万7,000円を当該補正予算とは別に予備費にて措置しております。また、この総選挙に係る経費につきましては、基本的に大阪府からの委託金により執行されるものでございます。

以上で、議案第77号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご可決賜りますようお願い申し上げます。 議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。重光議員。

2番(重光俊則君) 1点教えてください。

9ページの備品購入で、庁用器具費で投票読み取り機というのを購入することになっておりますが、これ、今までの選挙ではなかった新しいものを購入するということなんでしょうか。

議長(坂上巳生男君)塩谷総務部理事。

総務部理事(塩谷義和君)今回購入予定の国民審査投票読み取り集計機でございますが、今までも集計機はございました。ただ、10年以上前に購入したものでございまして、ふぐあい等が生じる可能性がありますので、今回改めて購入するものでございます。

議長(坂上巳生男君)ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、追加議事日程第1 議案第77号 平成29年度熊取町一般会計補正 予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第2 議員提出議案第5号 受動喫煙防止対策を進めるため に健康増進法の改正を求める意見書の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長(江川慶子君) それでは、議員提出議案第5号 受動喫煙防止対策を進めるため に健康増進法の改正を求める意見書についてご説明申し上げます。

追加議案書の追-1ページをお開きください。

議員提出議案第5号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書。 議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

> 提出者 熊取町議会議員 江川 慶子 賛成者 熊取町議会議員 浦川 佳浩 同じく 文野 慎治

> 同じく 鱧谷 陽子

同じく二見 裕子同じく矢野 正憲同じく佐古 員規

でございます。

案分の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書。

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発してい くことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書(たばこ白書)では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関(WHO)は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

記

- 1. 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2. 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
- 3. 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
 - 4. 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上1件について、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長(坂上巳生男君)以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議していただきます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進 法の改正を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長(坂上巳生男君)次に、追加議事日程第3 議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出に ついての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む。)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成29年9月定例会閉会から平成29年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、平成29年9月定例会開会から平成29年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(坂上巳生男君)お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしま した。よって、本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長(藤原敏司君) それでは、閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。 本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご同意、ご可決

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご番議を賜り、こ同意、こ可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

また、平成28年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましても、ご認定いただきましたことを重ねて厚くお礼申し上げます。

本定例会においてご指摘、ご要望いただいた事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展のために努力してまいりたいと存じます。

さて、今週末よりオーストラリア、ミルデューラ市の親善訪問団が本町に来られます。私も町長として初めての受け入れとなりますが、議員の皆様方におかれましても、ぜひ温かいおもてなしで訪問団を歓迎していただければと存じます。

最後に、議員の皆様に対しましては今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上 げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(坂上巳生男君)これをもちまして、平成29年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「12時00分」閉会)

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、 ここに署名する。

平成29年10月4日

熊取町議会

 議員
 坂上 E生男

 議員
 佐古員規

 議員
 河合弘樹